〇厚生労働省告示第五十八号

診 療 報酬  $\mathcal{O}$ 算定 方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号) の規定に基づき、 基本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施設

基 準等 平 ·成二十年厚生労働省告示第六十二号) *⑦* 部を次のように改正 Ļ 令和二年四 月 日 か 5

適用する。

令和二年三月五日

本則を次のように改める。

厚生労働大臣 加藤 勝信

### 基 本 診 療 料 $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

# 第 届 出 $\mathcal{O}$ 通 則

- 保 険 医 療 機 関 健 康 保 険 法 大 正 + \_\_ 年 法 律 第 七 + · 号 ) 第 六十三 条 第  $\equiv$ 項 第 <del>---</del> 号 に 規 定 す る 保
- 険 医 療 機 関 を 1 う。 以 下 同  $\overset{\text{\tiny $\Gamma$}}{\smile}$ は 第 か 5 第 十 ま で 12 規 定 す る 施 設 基 準 12 従 1 適 正 に 届 出
- を 行 わ な け れ ば な 5 な 1 こと。
- 保 険 医 療 機 関 は 届 出 を行 0 た 後 に、 当 該 届 出 に 係 る 内 容 と異なる 事 情 が 生 じ た 場 合に は、 速
- B か に 届 出  $\mathcal{O}$ 内 容  $\mathcal{O}$ 変更 を 行 わ な け れ ば な 5 な 7 こと。
- は 届 当 出 該  $\mathcal{O}$ 内 出 容 又 又 は は 届 届 出 出  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 変 変 更 更 は  $\mathcal{O}$ 無 内 効 容 で が 第 あ ること。 カゝ 5 第 十 ま で に 規定 す る施 設 基 準 に 適 合 L な 7 場 合

に

届

- 兀 届 出 に 0 1 7 は 届 出 を 行 う 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 所 在 地 を 管 轄 す る 地 方 厚 生 局 長 又 は 地 方 厚 生 支 局
- 長 以 下 地 方 厚 生 局 長 等」 لح 7 う。 に 対 L て 行 うこと。 た だ L 当 該 所 在 地 を 管 轄 す る 地 方
- 厚 生 局 又 は 地 方 厚 生 支 局  $\mathcal{O}$ 分 室 が あ る 場 合 に は 当 該 分 室 を 経 由 L 7 行うこととす る。

## 第二 施 設 基 準 $\mathcal{O}$ 通 則

- は 不 地 当 方 な 厚 届 生 局 出 長 法 等 令 12  $\mathcal{O}$ 対 規 L 定 て 当 12 基 該 づ 届 < 出 ŧ を 行  $\mathcal{O}$ に う 前 限 る。 六 月 間 を 12 行 お 0 1 たこと 7 当 該 が 届 な 出 7 12 こと。 係 る 事 項 12 関 し、 不 正 又
- 地 方 厚 生 局 長 等 に 対 L 7 **当** 該 届 出 を 行う前が 六 月 間 に お 1 7 療 担 規 則 及 び 薬 担 規 則 並 び に 療 担 基

準 12 基 づ き 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 撂 示 事 項 等 平 成 + 八 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 百 七 号 第 に 規 定

す る 基 準 に 違 反 L た こと が な く カン 0 現 に 違 反 L て 11 な 1 こと。

 $\equiv$ う 高 齢 地 者 方 第 厚  $\mathcal{O}$ 七 医 生 + 療 局  $\mathcal{O}$ 長 条 等 確 第 保 に 対 に 関 項 L す 7  $\mathcal{O}$ 当 る 規 定 該 法 12 律 届 基 出 昭 づ を < 和 行 検 う 五 査 + 前 築 六 七 年 月  $\mathcal{O}$ 結 間 法 果 律 に 第 お 診 八 1 + 療 て 号。 内 容 健 以 康 又 保 は 下 診 険 法 療 高 第 報 齢 者 膕 七 +  $\mathcal{O}$ 医 請 八 療 条 求 確 第 12 保 関 法 項 لح 及 不 び 1

兀 12 準 規 及 地 定 び 方 す 医 厚 生 る 師 等 局 入 院 長  $\mathcal{O}$ 等 患 員 者 数 に 数  $\mathcal{O}$ 対 基 L  $\mathcal{O}$ 基 潍 7 当 準 並 該 に び に 該 届 当 入 出 す 院 を 行 る 基 保 本 う 時 険 料 医  $\mathcal{O}$ 点 算 に 療 機 定 お 関 方 1 7 法 又 は 平 厚 医 成 生 師 等 労 + 働  $\mathcal{O}$ 八 員 年 大 厚 臣 数 生  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 労 定 基 働 準 8 に 省 る 該 告 入 当 院 示 第 す 患 る 者 百 保 数 兀 号 険  $\mathcal{O}$ 基 医

第三 初・再診料の施設基準等

療

機

関

で

な

1

ح

正

又

は

不

当

な

行

為

が

認

め

5

れ

たこ

لح

が

な

7

ک

医 科 初 診 料  $\mathcal{O}$ 注 7 及 び 注 8 医 科 再 診 料  $\mathcal{O}$ 注 6 外 来 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 9 並 てバ に 歯 科 初 診 料  $\mathcal{O}$ 注 7  $\mathcal{O}$ 

時 間 外 加 算 等 に 係 る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 時 間

需 当  $\mathcal{O}$ 該 態 勢 地 を 域 再 に 開 お す 11 る 7 ま で 般  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 保 時 間 険 医 深 療 夜 機 関 午 が 後 お + お 時 む か ね 5 診 午 療 前 応 六 需 時  $\mathcal{O}$ ま 態 勢 で を  $\mathcal{O}$ 時 解 間 除 を L た 1 う。 後 꾟 及 日 び に 休 診 療 日 を 応

除く。)

0 医 科 初 診 料  $\mathcal{O}$ 特 定 妥 結 率 初 診 料 医 科 再 診 料 0 特 定 妥 結 率 再 診 料 及 び 外 来 診 療 料  $\mathcal{O}$ 特 定

妥

結率外来診療料の施設基準

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か 12 該 当 す る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

(1)う。 + 当 年 厚 該  $\mathcal{O}$ 保 生 初 険 労 診 医 働 料 療 省  $\mathcal{O}$ 機 告 注 関 示 12 4 第 に お 五. 規 け + 定 る 九 す 医 号) Ź 療 医 用 別 療 医 用 表 薬 第 밆 医 薬  $\mathcal{O}$ 밆 医 取 引 科  $\mathcal{O}$ 取 価 診 引 療 格 価  $\mathcal{O}$ 報 妥 格 酬 結  $\mathcal{O}$ 点 妥 率 数 結率 表 (診 を 療 以 7 報 下 う。 酬  $\neg$  $\mathcal{O}$ 医 算 以 科 下 定 点 方 同 数 法 U 表 平 と 成 が 五. 1

割

以

下

で

あ

る

こと。

(2)す 第 に 険 を 療 者 るこ 踏 機 当 0 医 百 該 1 療 関 兀 医 ま とを 機 + 薬 保 7 え と 関 品 険 て 総  $\mathcal{O}$ 五. 合 号) 価 間 医 価 لح 意 額 格  $\mathcal{O}$ で 医 療 機 間 取 第 療 L で を 関 た 交 決 引  $\equiv$ 機 で 契 渉 定 さ 器 +取 12 約 引 等 L 兀 お L れ を た 条 け た  $\mathcal{O}$ 価 契 第 品 る 1 総 格 医 う。 療 三 質 医 価 が 約 療 定 額  $\mathcal{O}$ 用 項 に 割 有 用 8 12 医 に 見 薬 合 5 規 効 医 係 合う を 品 定 性 薬 れ ぶる状 品 た 1 12 す 及 ょ う。 る び 医 係  $\mathcal{O}$ 況 う 卸 安 取 療 る に 当 契 売 全 引 用 該 約 性 価 0 医 及 販 薬 格 1 医 び 12 売  $\mathcal{O}$ て、 占 業 確 療 品  $\mathcal{O}$ 者 妥 用  $\mathcal{O}$ 律 8 保 結 地 う 値 る、 等 医 を 方 薬 5 引 率 1 に 厚 き う。 関 品 品 契 生 す 単  $\mathcal{O}$ 目 定 品 局 約 以 単 る とに 長 価 割 法 下 単 等 卸 律 を 合 同 価 12 売 ľ 契 同 以 医 昭 報 療 約 上 販 告 売 和 率  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 用  $\equiv$ 割 と L 医 業 医 当 卸 7 者 + 合 療 薬 と 売 7 で 用 品 該 五 当 な 値 医 保 年 販  $\mathcal{O}$ 売 引 1 薬 該 価 険 法 保 保 業 き 品 医 律 値

険

医

療

機

関

で

あ

ること。

- 医 科 初 診 料 及 U 医 科 再 診 料  $\mathcal{O}$ 夜 間 早 朝 等 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- 週 当 た n  $\mathcal{O}$ 診 療 時 間 が  $\equiv$ + 時 間 以 上 で あ ること。
- 三 医 科 初 診 料 12 係 る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 患 者

他  $\mathcal{O}$ 病 院 又 は 診 療 所 等 か 5  $\mathcal{O}$ 文 書 に ょ る 紹 介 が な 1 患 者 (緊急 その 他 Þ む を 得 な V 事 情 が あ る

ŧ  $\mathcal{O}$ を 除

の 二 医 科 初 診 料  $\mathcal{O}$ 機 能 強 化 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

(1) 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 係 る 届 出 を 行 0 て 1 ること。

分 番 注 12 域

1

区

号

Α

0

0

1

 $\mathcal{O}$ 

に

規

定

す

る

地

包

括

診

療

加

算

口 区 分番 号 В 0 0 1 2 9 12 掲 げ る 地 域 包 括 診 療 料

ハ 区 分 番 号 В 0 0 1 2 11 に 掲 げ る 小 児 か か り 0 け 診 療 料

= 区 分 番 号 C 0 0 2 12 撂 げ る 在 宅 時 医 . 学 総 合 管 理 料 在 宅 療 養 支 援 診 療 所 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 区

分 番 号 В 0 0 4 に 掲 げ る 退 院 時 共 同 指 導 料 1 に 規 定 す る 在 宅 療 養 支 援 診 療 所 を 1 う。 以 下 同

U. 又 は 在 宅 療 養 支 援 病 院 区 分 番 号 C 0 0 0 に 掲 げ る 往 診 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 在 宅 療 養

支 援 病 院 を 1 う。 以 下 同 じ に 限 る。

ホ 区 分 番 号 C 0 0 2 2 に 撂 げ る 施 設 入 居 時等医学総 合管 理 料 在 宅 療養支援 診 療 所 又 は 在

宅 療 養支援病 院 に 限 る。

(2)地 域 に お 1 7 包 括 的 な 診 療 を 担 う 医 療 機 関 で あ ることに 0 1 て、 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 見 B す

1 場 所 に 掲 示 す る 等  $\mathcal{O}$ 取 組 を 行 0 て 1 る

兀 医 科 再 診 料  $\mathcal{O}$ 外 来 管 理 加 算 12 係 る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 検 查 及 び 計 画 的 な 医 . 学 管 理

(1)厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 検 査

医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 第 2 章 第 3 部 第 3 節 生 体 検 查 料 に · 掲 げ る 検 査  $\mathcal{O}$ う ち、 ( 超 音 波 検 査 等 ) (脳

波 検 査 等 ) 神 経 筋 検 査 耳 鼻 咽 喉 科 学 的 検 査 眼 科 学 的 検 査 負 荷 試 験

等 (ラジ オ ア 1 ソ 1 ] ブ を 用 1 た 諸 検 査 及 び (内 視 鏡 検 査  $\mathcal{O}$ 各 区 分 に 掲 げ る Ł  $\mathcal{O}$ 

(2)厚 生 労 働 大 臣 が 定 8) る 計 画 的 な 医 学 管 理

入

院

中

 $\mathcal{O}$ 

患

者

以

外

 $\mathcal{O}$ 

患

者

に

対

L

7

慢

性

痛

疾

患

管

理

並

び

に

定

 $\mathcal{O}$ 

検

査

IJ

ハ

F,

IJ

テ

1

シ

日

疼き

精 神 科 専 門 療 法 処 置 手 術 麻 酔 及 び 放 射 線 治 療 を 行 わ ず、 懇 切 丁 寧 な 説 明 が 行 わ れ る

医 学 管 理

五 時 間 外 対 応 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

(1)時 間 外 対 応 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 表 示 す る 診 療 時 間 以 外  $\mathcal{O}$ 時 間 12 お 1 て、 患 者 又 は そ  $\mathcal{O}$ 家 族 等 か 5 電 話 等

に ょ Ŋ 療 養 に 関 す る 意 見 を 求  $\Diamond$ 5 れ た場 合 に、 原 則 とし 7 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 常 時 対

応 でき る 体 制 12 あ ること。

(2) 時間外対応加算2の施設基準

に ょ 当 ŋ 該 療 保 養 険 12 医 関 療 す 機 る 関 意  $\mathcal{O}$ 見 表 を 示 求 す  $\Diamond$ る 診 5 れ 療 た 時 場 間 合 以 外 に  $\mathcal{O}$ 原 時 則 間 に と L お て 1 当 て、 該 患 保 者 険 又 医 療 は そ 機 関  $\mathcal{O}$ 家 に 族 お 等 1 7 カン 対 5 電 応 で 話 き 築

(3) 時間外対応加算3の施設基準

る

体

制

に

あ

ること。

関 に لح 当 ょ 該  $\mathcal{O}$ ŋ 連 療 保 携 養 険 に 12 医 ょ 関 療 す り 機 対 る 関 応 意  $\mathcal{O}$ で 見 表 き を 示 る 求 す 体  $\Diamond$ る 制 診 5 が 療 れ 確 た 時 保 場 間 さ 合 以 れ 外 に て  $\mathcal{O}$ 7 当 時 ること。 該 間 保 に 険 お 医 1 て、 療 機 関 患 者 に 又 お は 1 そ 7 又  $\mathcal{O}$ 家 は 他 族 等  $\mathcal{O}$ 保 か 5 険 電 医 療 話 機 等

六 明 細 書 発 行 体 制 等 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1)+ 請 六 求 療 号) を 養 行  $\mathcal{O}$ 第 0 給 て 付 条 及 1 ること。 び  $\mathcal{O}$ 規 公 定 費 12 負 基 担 づ 医 き 療 電 に 関 子 情 す る 報 費 処 理 用 組  $\mathcal{O}$ 請 織  $\mathcal{O}$ 求 12 使 用 関 す に ょ る る 省 請 令 求 又 昭 は 和 光 五. + デ イ 年 ス 厚 ク 等 生 省 を 用 令 第 1 た

(2)厚  $\mathcal{O}$ と 生 確 1 保 省 う。 保 険 告示 に 医 関 療 第 す 第 機 + る 関 五. 兀 法 条 及 号。 律 び  $\mathcal{O}$ 保  $\mathcal{O}$ 第 以 規 険 定 下 \_ 医 に 項 療 療 養 ょ 及 担 る び 担 基 療 第 当 準」 養 規 五 条 則  $\mathcal{O}$ لح 給  $\mathcal{O}$ V 昭 付 う。 等  $\mathcal{O}$ 和 三  $\mathcal{O}$ 十 第 取 第 扱 項 年 五. 1 厚 条 及 に  $\mathcal{O}$ 規 生 U 担 定 省 第二 当 す 令 に る 第 項 関 + 明 及び す 細 五. 号 。 る 書 第 並 基 五. 準 以 び 下 条 12 昭  $\mathcal{O}$ 高 療 和 齢 の二第 者 Ŧī. 担 規 十  $\mathcal{O}$ 則 八 医 年 療

号) 項 療 付 労 担 等 担 働 当 に 基 附 省 規 規  $\mathcal{O}$ 潍 令 則 定 則 取 す 第 第 第 扱 及 る び 五. 1  $\overline{+}$ 条 条 保 明 及 七  $\mathcal{O}$ 12 び 険 細 <u>ニ</u>の ニ 号) 規 担 薬 書 当 定 を 局 す に 附 患 及 第 る 関 者 則 び す 正 第 保 12 \_\_ 項 当  $\equiv$ 無 る 険 に な 基 条 薬 償 規 理 又 剤 で 準 定す 交 由 は 師  $\mathcal{O}$ に 付 高 療 る 該 部 齢 養 L 明 当 を 者 担 7 す . 当 細 7 改  $\mathcal{O}$ 書 る場 ること。 正 医 規 す を 則 療 無 合 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ は、 償 件 確 で ただ 部 保 平 交付 療 を に 担 成 改 関 し、 す 規 す 正 + ることを る 保 す 則 八 第 る 法 険 五. 年 律 省 医 条 厚 令 療  $\mathcal{O}$ 要  $\mathcal{O}$ 生 規 機 労 平 L 定 関 な  $\mathcal{O}$ 働 12 成 及 省 び ょ 第 + 告 る 保 示 療 八 険 第 項 養 年 医 及 厚 五. 療  $\mathcal{O}$ び + 給 養 生

七 (3)地 域 (2)包  $\mathcal{O}$ 括 体 診 制 療 に 加 関 算 す る事  $\mathcal{O}$ 施 設 項 12 基 潍 0 7 て、 当該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 見や す 1 場 所 に 撂 示 L て 7) ること。

(1) 地域包括診療加算1の施設基準

1 が 症 整 当  $\mathcal{O}$ 備 う 該 ちニ さ 保 れ 険 以 7 医 上 7 療 ること。 機  $\mathcal{O}$ 疾 関 患 診 を 有 療 す 所 る に 患 限 者 る。 に 対 L 12 て、 お 1 て、 療 養 脂 上 必 質 異 要 な 常 指 症 獐 等 高 を 血 行 圧 う 症 12 糖 0 き 尿 必 病 要 又 な は 体 認 制 知

口 往 診 又 は 訪 間 診 療 を行 0 て 1 る 患 者  $\mathcal{O}$ う ち、 継 続 的 12 外 来 診 療 を 行 0 7 7 た 患 者 が 定 数

いること。

ノヽ 地 域 包 括 診 療 料  $\mathcal{O}$ 届 出 を 行 0 7 1 な 7

(2) 地域包括診療加算2の施設基準

①のイ及びハを満たすものであること。

七 の <u>ニ</u> 認 知 症 地 域 包 括 診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

(1) 認 知 症 地 域 包 括 診 療 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

地 域 包 括 診 療 加 算 1 に 係 る 届 出 を 行 0 て 1 る保 険 医 療 機 関で あること。

(2)認 知 症 地 域 包 括 診 療 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

地 域 包 括 診 療 加 算 2 に 係 る 届 出 を行 って 1 る保 険医 療機関であ ること

八 外 来 診 療料 に 係 る厚 生 一労働 大 臣 が 定 め る 患 者

当 該 病 院 が 他  $\mathcal{O}$ 病 院 許 可 病 床 数 が <u>\_</u> 百 床 未 満  $\mathcal{O}$ ŧ 0 に 限 る。 又 は 診 療 所 に 対 し て 文書によ

る紹 介 を 行 う 冒  $\mathcal{O}$ 申 出 を 行 0 7 1 る 患 者 (緊 急 そ  $\mathcal{O}$ 他 Þ む を得 な 1 事 情 が あ る場合を除く。

八 の 二 才 ン ラ 1 ン 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 箬

(1) オンライン診療料の施設基準

1 情 報 通 信 機 器 を 用 1 た 診 療 を 行 うに つき十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 月 当た ŋ  $\mathcal{O}$ 次 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 算 定 口 数  $\mathcal{O}$ 合計 に 占  $\emptyset$ る オ

ラ 1 ン 診 療 料  $\mathcal{O}$ 算 定 口 数  $\mathcal{O}$ 割 合 が 割 以 下 で あ ること。

1 区 分 番 号 Α 0 0 1 に 撂 げ る 再 診 料 (同 注 9  $\mathcal{O}$ 規定に基づき、 電話等によ って治療上 の意

見を求められて指示をした場合を除く。

- 2 区 分 番 号 Α 0 0 2 に 撂 げ る 外 来 診 療 料
- 3 区 分 番 号 Α 0 0 3 に 撂 げ る オ ン ラ イ ン 診 療 料
- 4 区 分 番 号  $\mathbf{C}$ 0 0 1 12 撂 げ る 在 宅 患 者 訪 問 診 療 料 (I)
- (5) 区 分 番 号 C 0 0 1 2 に 掲 げ る 在 宅 患 者 訪 間 診 療 料  $(\Pi)$

ノヽ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 頭 痛 患 者  $\mathcal{O}$ 診 療 12 0 き十 分 な 経 験 を 有 す る 医 師 又 は 頭 痛 患 者 に

ノヽ に 規 定 す る 患 者 に 対 L 7 情 報 通 信 機 器 を 用 1 た 診 療 を 行 5 場 合 に 限 る。

注 1 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る Ł  $\mathcal{O}$ 

(2)

る

情

報

通

信

機

器

を

用

1

た

診

療

に

係

る

研

修

を

受

け

た

医

師

が

<del>---</del>

名

以

上

配

置

5

れ

て

*( (* 

ること

(2)

 $\mathcal{O}$ 

対

す

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か 12 該 当 す る 患 者 で あ ること。

イ き 医 次 学  $\mathcal{O}$ 管 (1)理 カン を 5 最 (10)ま 初 に で 行  $\mathcal{O}$ 0 1 た ず 月 れ か か 5 を 三 算 月 定 を L 経 て 過 1 る し 患 7 者 11 で る ŧ あ  $\mathcal{O}$ 0 7 れ 5  $\mathcal{O}$ 所 定 点 数 を 算 定

す

べ

- 1 区 分 番 号 В 0 0 0 12 撂 げ る 特 定 疾 患 療 養 管 理 料
- 2 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 5 に 掲 げ る 小 児 科 療 養 指 導 料
- 3 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 6 に 掲 げ る 7  $\lambda$ か W 指 墳 料
- 4 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 7 に 掲 げ る 難 病 外 来 指 墳 管 理 料
- (5) 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 27 に 掲 げ る 糖 尿 病 透 析 子 防 指 導 管 理 料

- (6) 区 分 番 号 В 0 0 1 2 9 12 掲 げ る 地 域 包 括 診 療 料
- 7 区 分 番 号 В 0 0 1 2 10 12 掲 げ る 認 知 症 地 域 包 括 診 療 料
- 8 区 分 番 号 В 0 0 1 3 に 掲 げ る 生 活 習 慣 病 管 理 料
- 9 区 分 番 号 C 0 0 2 12 掲 げ る 在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料
- (10) 区 分 番 号 Ι 0 1 6 に 撂 げ る 精 神 科 在 宅 患 者 支 援 管 理 料

口 区 分 番 号 C 1 0 1 に 撂 げ る 在 宅 自 己 注 射 指 導 管 理 料 を 算 定 L て 7 る 糖 尿 病、 肝 疾 患 経 過

自 己 注 射 に 関 す る 指 導 管 理 を 最 初 に 行 0 た 月 か ら 三 月 を 経 過 L て 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ 

が

慢

性

な

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

に

限

る。

又

は

慢

性

ウ

1

ル

ス

肝

炎

 $\mathcal{O}$ 

患

者

で

あ

0

7

当

該

疾

患

12

対

す

る

注

射

薬

 $\mathcal{O}$ 

ノヽ لح 診 事 断 前 さ  $\mathcal{O}$ 対 れ た 面 患 診 者 療  $\mathcal{O}$ う C ち、 Τ 撮 当 影 該 又 疾 は 患 Μ 12 R 対 Ι す 撮 る 影 対 及 び 面 診 血 液 療 学 を 最 的 初 検 に 査 等 行  $\mathcal{O}$ 0 た 必 要 月 な カン ら 三 検 査 月 で を 経 次 過 性 頭 L 痛 7

(3)注 3 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 地 域

1

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

别 表 第六  $\mathcal{O}$ に 掲 げ る 地 域 及 び 当 該 地 域 に 準 ず る 地 域

八 基 O三 本 診 診 療 料 療 第 報 1 膕 部  $\mathcal{O}$ 算 初 定 • 再 方 診 法 別 料 第 表 第 1 節 初 歯 診 科 料 診  $\mathcal{O}$ 療 注 報 1 膕 12 点 規 数 定 表 す る 以 施 下 設 基 歯 潍 科 点 数 表 と 7 う。 第 1 章

(1)歯 科 外 来 診 療 12 お け る 院 内 感 染 防 止 対 策 に つ き十二 . 分 な 体 制 が 整 備 され 7 \ \ ること。

- (2)歯 科 外 来 診 療 に お け る 院 内 感 染 防 止 対 策 に つ き十 分 な 機 器 を有 L 7 7 ること。
- (3)歯 科 外 来 診 療 に お け る 院 内 感 染 防 止 対 策 に 係 る 研 修 を受 け た 常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 名 以 上 配 置

されていること。

- (4)歯 科 外 来 診 療  $\mathcal{O}$ 院 内 感 染 防 止 対 策 に係 る院 内 掲 示 を 行 つて 7 ること。
- 九 地 域 歯 科 診 療 支 援 病 院 歯 科 初 診 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- (1)看 護 師 及 び 准 看 護 師 以 下 看 護 職 員 とい う。 が二名以上 配置され てい ること。
- (2)歯 科 衛 生 士 が 名 以 上 配 置 され 7 ١ ر ること。
- (3)歯 科 外 来 診 療 12 お け る 院 内 感 染 防 止 対 策 に . つ き十二 · 分 な 体 制 が 整 備さ

れ

ていること。

- (4)歯 科 外 来 診 療 に お け る 院 内 感 染 防 止 対 策 に つ き十 分 な 機 器 を 有 L て 1 ること。
- (5)歯 科 外 来 診 療 12 お け る 院 内 感 染 防 止 対 策 に 係 る研 修 を受 け た 常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 名以 上配 置
- されていること。
- (6)歯 科 外 来 診 療  $\mathcal{O}$ 院 内 感 染 防 止 対 策 に 係 る院 内 撂 示 を 行 って *(* ) ること。
- (7)次  $\mathcal{O}$ 1 又 は 口  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当 す ること。
- 1 常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 名 以 上 配 置 さ れ、 次  $\mathcal{O}$ 7 ず れ か に 該 当 す ること。
- 1 別 歯  $\mathcal{O}$ 保 科 険 医 医 療 療 を 機 担 関 当 か す 5 る 文書に 病 院 で ょ あ り る 紹介等 保 険 医 ささ 療 れ 機 た 関 患 に 者 お け (当該 る当 病院 該 歯 ع 科 特 医 別 療  $\mathcal{O}$ 12 関 0 7 係 12 て あ  $\mathcal{O}$ る 紹 保 介 険 率 医

診 療 L 7 療 機 得 関 時 等 間 た 数 以 カン 外 5 を 紹 1  $\mathcal{O}$ う。 時 介 等 間 ささ 以 下 れ 休 た 同 日 患 U, 又 者 は 深 を が 夜 除 *\* に 百 ·受診 分  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ L + た 数 以 六 を 上 歳 初 で 診 未 あ 患 満 者 ること。  $\mathcal{O}$ 初 **(当** 診 該 患 者 保 を 険 除 医 療 機 関 が  $\mathcal{O}$ 総 表 数 示 す で る 除

- 2 で 百 あること。 分 歯 科 の 二 十 医 療 以 を 担 上 で <u>当</u> あ す る 0 て、 病 院 別 で 表 あ 第 る 保 <del>\_\_</del> に 険 掲 医 げ 療 る 機 手 関 術 に お  $\mathcal{O}$ け 年 る 当 間 該  $\mathcal{O}$ 実 歯 施 科 件 医 数 療 12  $\mathcal{O}$ 総 0 1 数 が 7 三 0) + 紹 件 介 率 以 上 が
- 3 点 療 診  $\mathcal{O}$ 月 療 数 機 歯 平 情 表 関 科 報 に 均  $\mathcal{O}$ 医 歯 お 療 患  $\mathcal{O}$ 者 を担当 科 提 1 数 訪 7 供 が を 間 歯 「する・ 五 受 診 科 点 け 療 人 病院 数 以 7 料 上 を算 表 当 であ で 該  $\mathcal{O}$ あ 保 定 初 診 る保険 ること。 険 L た 料 医 患  $\mathcal{O}$ 療 者 注 医 機 療 関 で 6 機 あ 若  $\mathcal{O}$ 関 外 0 L て < に 来 診 は お 当 再 療 7 て、 診 部 該 門 料 他 に 歯  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 注 科 保 お 4 医 険 1 療 7 に 医 ※を担 規 療 歯 定 科 機 す 当する 関 医 る 療 か を 5 加 算 他 行 文 書  $\mathcal{O}$ 0 又 保 た 12 は ょ 歯 険 ŧ n  $\mathcal{O}$ 科 医
- 4 再 診 歯 科 料  $\mathcal{O}$ 医 注 療 を 4 に 担 当 規 定 す す る 病 る 院 加 算 で を あ 算 る 定 保 険 L た 医 患 療 者 機 関  $\mathcal{O}$ 月 に 平 お 均 1 患 て、 者 数 歯 が 科 三 点 + 数 人 表 以  $\mathcal{O}$ 上 初 で 診 あ 料 ること。  $\mathcal{O}$ 注 6 又 は
- 1 常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 1 ること。

口

次

 $\mathcal{O}$ 

いず

れ

12

ŧ

該

当

す

ること。

2 歯 科 医 療 を 担当す る 病 院 で あ る保 険 医 療 機 関に お 7 て、 歯 科点数 表 0 周 術 期 等 П 腔分 機 能

管 理 計 画 策 定 料、 周 術 期 等  $\square$ 腔り 機 能 管 理 料 ( I ) 周 術 期 等 口 腔分 機 能 管 理 料  $(\Pi)$ 又 は 周 術 期 等 口

腔り 機 能 管 理 料 (III) $\mathcal{O}$ 1 ず れ か を 算 定 L た 患 者  $\mathcal{O}$ 月 平 均 患 者 数 が <u>二</u> 十 人 以 上 で あ ること。

当 該 地 域 に お 1 て、 歯 科 医 療 を 担 . 当 す る 別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 と  $\mathcal{O}$ 連 携 体 制 が 確 保 されてい るこ

<u>ک</u> 。

(8)

十 歯科外来診療環境体制加算の施設基準

(1)歯 科 外 来 診 療 環 境 体 制 加 算 1 0) 施 設基 潍

1 歯 科 医 療 を担当す る保 険 医 療 機 関 (歯 科点数表 0 地 域歯 科診療支援病院 歯科初 診 料 に

係る

施 設 基 準 に 適合するものとし 7 地 方厚生局 長等 に 届 け 出 た保 険 医 療 機関 を除 く。 で あ るこ

کے

口

歯 科 外 来 診 療 に お ける 医 療 安全 対 策に係 る 研 修 を受けた 常常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 名 以 上 配 置 さ

れていること。

ノヽ 歯 科 医 師 が 複 数 名 配 置 さ れ 7 V > ること、 又 は 歯 科 医 師 及 び 歯 科 衛 生 士 が それぞれ 名以上

配置されていること。

二 緊 急 時  $\mathcal{O}$ 対 応 を行うに つき必 要 な体 制 が 整 備 され てい ること。

ホ 医 療 安 全 対 策 に . つ き十 分な 体 制 が 整 備 さ れ てい ること。

歯 科診 療 に係 る 医療 安全対策に係 る院 内掲示を行っていること。

- (2)歯 科 外 来 診 療 環 境 体 制 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- 1 歯 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 地 域 歯 科 診 療 支 援 病 院 歯 科 初 診 料 に 係 る 施 設 基 準 に 適 合 す Ś ŧ 0) とし 7 地 方
- 口 歯 科 外 来 診 療 に お け る 医 療 安全 対 策に 係 る研修 を受けた常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科医 師 が \_\_ 名 以 上 配

置

さ

れていること。

厚

生

局

長

等

に

届

け

出

た

保

険

医

療

機

関

で

あ

ること。

ノヽ 歯 科 医 師 が 複数名配置されていること、 又は歯科医師 及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上

配置されていること。

二 緊 急時  $\mathcal{O}$ 対 応を行うにつき必 要な体 制が 整備さ れていること。

ホ 医 療安 全 対 策 につき十 . 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

歯 科 診 療 に 係 る 医 療 安 全 対 策 に 係 る 院 内 掲 示 を 行 っていること。

十 歯 科 診 療 特 別 対 応 連 携 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 次のいずれかに該当すること。

1 歯 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 地 域 歯 科 診 療 支 援 病 院 歯 科 初 診 料 に 係 る 施 設 基 準 に 適 合 「する Ł 0) とし 7 地 方

厚 生 局 長 等 に 届 け 出 た 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

口 歯 科 医 療 を 担 . 当 す る診 療 所 で あ る 保 険 医 療 機関 であ り、 か つ、 当 該 保 険 医 療 機 関 に お け る

歯 l 科点数: 表 0 初診 料 0 注 6 又は 再診料  $\mathcal{O}$ 注 4 に規定 す うる加 算を算定し た外外 来患者  $\mathcal{O}$ 月 平 均 患

者数が十人以上であること。

(2)歯 科 診 療 で 特 別 な 対 応 が 必 要 で あ る 患 者 に کے 0 て 安 心 で 安 全 な 歯 科 医 療  $\mathcal{O}$ 提 供 を 行 うに 0 き

十分な機器等を有していること。

(3)緊 急 時 に 円 滑 な 対 応 が で き るよ う 医 科 診 療 を 担 **当** す る 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 病 院 に 限 る。 لح

 $\mathcal{O}$ 連 携 体 制 歯 科 診 療 及  $\mathcal{U}$ 歯 科 診 療 以 外  $\mathcal{O}$ 診 療 を 併 せ 7 行 う 病 院 で あ る 保 険 医 療 機 関 に あ 0 7

は 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 医 科 診 療 科 کے  $\mathcal{O}$ 連 携 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

三  $\mathcal{O}$ 入 院 基 本 料 又 は 特 定 入 院 料 を 算 定 せ ず、 短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 3 を算 定 す Ś 患 者

第

別

表

第

+

 $\mathcal{O}$ 

三

に

掲

げ

る

検

査

手

術

又

は

放

射

線

治

療

を

実

施

す

Ź

患

者

で

あっ

て、

入

院

L

た

日

カン

5

淮

起算して五日までの期間のもの

兀 入 院 診 療 計 画 院 内 感 染 防 止 対 策、 医 療 安 全 管 理 体 制 褥 に よく そう 対 策 及 び 栄 養 管 理 体 制  $\mathcal{O}$ 基

一 入院診療計画の基準

第

(1)医 師 看 護 師 等  $\mathcal{O}$ 共 同 に ょ り 策 定 さ れ た 入 院 診 療 計 画 で あ ること。

(2)病 名 症 状 推 定 さ れ る 入 院 期 間 予 定 さ れ る 検 査 及 U 手 術  $\mathcal{O}$ 内 容 並 び に そ  $\mathcal{O}$ 日 程 そ  $\mathcal{O}$ 他

入 院 に 関 L 必 要 な 事 項 が 記 載 さ れ た 総 合 的 な 入 院 診 療 計 画 で あ る

(3)患 者 が 入 院 L た 日 か 5 起 算 L 7 七 日 以 内 に、 当 該 患 者 に 対 Ļ 当 該 入 院 診 療 計 画 が 文 書 に ょ

り 交 付 さ れ 説 明 が な さ れ る Ł  $\mathcal{O}$ で あ ること。

- 一 院内感染防止対策の基準
- (1)メ チ シ IJ ン 耐 性 黄 色 ブ ド ウ 球 菌 等  $\mathcal{O}$ 感 染 を 防 止 するに 0 き十 · 分 な 設 備 を 有 L 7 7 ること。
- (2)メ チ シ IJ ン 耐 性 黄 色 ブ ド ウ 球 菌 等  $\mathcal{O}$ 感 染 を 防 止 一する に つき十分な体 制 が 整 一備さ れ ていること。

# 三 医療安全管理体制の基準

医療安全管理体制が整備されていること。

四褥瘡対策の基準

- (1) 適 切な 瘡ぇ たっ 対 策の診 療 計画 の作 成、 実施 及び 評 価 の体 制 がとられていること。
- ② 褥瘡対策を行うにつき適切な設備を有していること。

五 栄養管理体制の基準

(1)別 入 当 該 院 病 基 院 本 料 で あ る 月 保 平 険 · 均 医 夜 療 勤 機 時 関 間 内 超 に、 過 減 常勤 算 及  $\mathcal{O}$ 管 び 夜 理 栄 勤 養 時 士 間 が 特 別 名 入 以 院 上 基 配 本 置 料 さ を れ 算 7 定 7 す ること。 る病 棟 を ( 特 除

(2)入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 栄 養管 理 12 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て *\* \ ること。

六 に 掲 医 げ 科 る 点 厚 数 表 生 労 第 働 1 大 章 第 臣 が 2 定 部  $\Diamond$ 入 る 院 基 料料 準 等 通 則 第 8号及 び 歯 科 点 数 表 第 1 章 第 2 部 入 院 料 · 等 通 則 第 7 号

当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 非常 勤 の管理 栄養士又は常勤 の栄養士 が 一名 以上配置 され てい ること。

第 兀 の 二 歯 科 点 数 表 第 1 章 基 本 診 療 料 第 2 部 入 院 料 等 通 則 第 6 号 ただ L 書 に 規 定 す Ź 基 準

- 第 兀  $\mathcal{O}$ \_\_\_ か 5 兀 ま で  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ŧ 該 当 す る t  $\mathcal{O}$ で あ ること。
- 次  $\mathcal{O}$ 栄 養 管 理 体 制 12 関 す Ź 基 準  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に t 該 当 す Ź ŧ 0 で あること。
- (1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 管 理 栄 養 士 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 いること。
- (2)入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 栄 養 管 理 に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 され て V ること。

第 五 病 院  $\mathcal{O}$ 入 院 基 本 料 0 施 設 基 潍 · 等

- 一通則
- (1) 病院であること。
- (2)病 棟 般 単 病 位 で 棟 行 う 療 養 場 合 病 に 棟 は 結 当 核 該 病 病 棟 棟 又 を は 除 精 <\_ . 神 病 棟 をそ とし れぞ 7 看 護 れ 単 を 行 位 う 特 Ł 定  $\mathcal{O}$ で 入 院院 あ ること。 料 に 係る 入 院 医 療 を
- (3)看 護 看 護 師  $\mathcal{O}$ 又 指 は 看 示 を 護 受 補 け 助 た は 看 当 護 補 該 保 助 者 険 が 医 行 療 う 機 関 Ł  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ で 看 あ 護 ること。 職 員 又 は 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 主 治 医 若 し < は
- (4)険 診 次 療 に 12 掲 係 げ る る 入 施 院 設 基 患 者 準 等 別  $\mathcal{O}$ う 表 第二 5 平 に 均 掲 在 げ 院 る 日 患 数 者 に を除 関 す < . る 基 準 を に 基 0 礎 *\* \ て に 計 は 算 す 病 る 棟 £  $\mathcal{O}$ 種  $\mathcal{O}$ 別 で あ ごとに、 ること。 保
- (5)治 療 次 室 に 掲 病 げ 室 る 及 看 び 護 専 職 用 員 施 及 設 び を除 看 護 <\_ 。 補 助 者  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 種 数 12 別ごとに計 関 す る 基 算 準 す 12 る 0 Ł 1  $\mathcal{O}$ 7 であ は ること。 病 棟 別 表 第三に掲げる

- (6)と 定 等、 す 夜 勤 る を 看 病 護 棟 行 職 う  $\mathcal{O}$ 員 看 看 及 護 護 び 職 職 看 員 員 を 護 療 除 補 養 助 < 者 病 棟  $\mathcal{O}$ 労  $\mathcal{O}$ 入 働 院 時 人 基 当 本 間 が た 料 適 n  $\mathcal{O}$ 切 届  $\mathcal{O}$ な 月 出 を 平 ŧ 行  $\mathcal{O}$ 均 で 夜 0 あ 勤 7 ること。 時 1 る 間 病 数 が 棟 及 七 十 二 び 特 時 别 間 入 院 以 下 基 で 本 料 あ る を 算
- (7)護 本 料 師 急 性 + 期 対 般 む 入 入 以 院 院 上 基 基 本  $\mathcal{O}$ 本 数 料 料  $\mathcal{O}$ 又 看 は 地 十三 護 域 職 員 対 般 が 入 \_\_\_ 入 院 うこと。 院 基 基 本 本 料 料 を 地 算 域 定 す 般 る 入 院 病 棟 料 3 12 を お け 除 <\_ . る 夜 勤 に 七 0 対 1 7 \_\_-入 は 院 基 看

を

含

行

(8)棟 現  $\mathcal{O}$ 見 に B 看 す 護 を 1 場 行 所 0 に 7 掲 1 示 る 病 L 7 棟 ごと 1 ること。  $\mathcal{O}$ 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 と当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 ع  $\mathcal{O}$ 割 合を当 該

病

(1)般 般 病 棟 病 棟 入 院 入 院 基 基 本 料 本 料  $\mathcal{O}$ 施  $\mathcal{O}$ 設 注 基 1 潍 に 規 等 定 す

る

入

院

料

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

淮

- 1 1 急 通 性 期 則 般 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進
- 1 相 ح. 数 当す 当 が た + 該 うる数以 だ 病 急 棟 性 に Ĺ 当 期 お で 該 1 あ 般 て、 病 る 棟 入 場 院 に 合 料 お 日 に に 1 1 は て、 看 に あ 護 各 を 0 病 行 日 7 棟 12 う は 看 七) に 看 お 護 護 け を 又 職 る 行 員 は 夜 う そ  $\mathcal{O}$ 勤 看 数  $\mathcal{O}$ を 端 は 護 行 職 数 う を 常 員 看 増  $\mathcal{O}$ 時 すごと 護 数 職 が 当 員 本 該 文 に 病  $\mathcal{O}$ 数 12 棟 は 規 以  $\mathcal{O}$ 定 上 入 す 院 本 で 文 る あ 患 数 者  $\mathcal{O}$ る 規 に  $\mathcal{O}$

定に か か わ 5 ず、 以 上であること 般病 棟 入 院 基 本 料 0) 注 6 0 場 合を除

る。

- 2 当 該 病 棟 に お **,** \ て、 看 護 職 員 0 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 七 割 以 Ŀ が 看 護 師 で あること。
- 3 当 該 病 棟 0) 入 院 患者 0 平 均 在 院 日 数 が 二 十 日 急 性 期 般 入 院 料 1 あ 0 ては・ 十八
- 日)以内であること。
- 4 デ ] タ 提 出 加 算に係る届出を行ってい る保険医療機関であること。 ただし、 新規 に保

険 医 療 機 関 を開 設する場合であって、 急 性 期 般 入院料7に係る届出を行う場 合そ 0

やむを得ない事情がある場合を除く。

5 般 入 許 院 可 料 病 床 1 数 か が 5 兀 6 百 ま で 床 以 に 上 限 る。  $\mathcal{O}$ 保 険 に 医 係 療 る 機 関 届 出 で を あ 行 0 て、 0 7 急 *(* ) る病 性期 棟 に 般

入

院

基

本料

( 急

性期

他

つ

( )

て

は

般

病

棟

用

- $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度  $\prod$ を 用 1 て 評 価 を行うこと。
- ② 急性期一般入院料1の施設基準
- 1 次のいずれかに該当すること。
- (--)般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要度Ⅰ 0 基 準 -を満 たす 患者を三 割 分以上入院
- (\_\_) 診 療 内 容に関するデー タを適 切に提出できる体制が整備された保険医療機関であっ

させ

る

病

棟

で

あ

ること。

て、 般病 棟 用 0 重症 度、 医 療 看 護 必要度  $\prod$ の基準 · を 満 たす患者を二 割 九分以 上入

院させる病棟であること。

2 当該 病 棟 を退 院する患者に占める、 自宅等に退院するもの の割合が 八割以上であるこ

と。

3 常 勤  $\mathcal{O}$ 医師 の員数が、 当該病棟の入院患者数に百分の十を乗じて得た数以上であるこ

کے

③ 急性期一般入院料2の施設基準

1 次のいずれかに該当すること。

(--)般病棟 用  $\mathcal{O}$ 重 一症度、 医 療 看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を二割八分以上入院

させ

る

病

棟で

あること。

 $(\underline{\phantom{a}})$ 診療 内 容に 関するデータ を 適 切 に · 提 出 できる体 制 が 整 備 さ れ た保 険 医 · 療 機 関 で あ っつ

て、 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必要 度  $\prod$ 0 基 準 を満 た す患者を二割六分以 上入

院させる病棟であること。

2 届 出 時 ,点で、 継続して三月以上、 急性期一 般 入院料 1を算定していること。

3 厚生労働省が行う診療内容に係る調査 に適切に参加すること。

④ 急性期一般入院料3の施設基準

- 1 次 0) 7 ず れ カゝ に 該当すること。
- (--)させ る 般 病 病 棟 棟 で 用 あ  $\mathcal{O}$ ること。 重 症 度、 医 療 看 護 必 要度 Ī  $\mathcal{O}$ 基 準 -を満 たす患者を二割 五. 分以 上

入 院

(\_\_) て、 診 療 般病 内 容に 棟 用 関するデータを適  $\mathcal{O}$ 重症 度、 医 療 切に提 • 看 護 必要度 出できる体  $\prod$ の基準 . 制 が を満 整備された保険 たす患者を二割三分以上入 医療機 関 であっ

院させる病棟 であること。

- 2 届 厚生労働省が行う診 出時点で、 継続して三月以上、 療内容に係る調査 急性期一般入院料1又は2を算定していること。 に 適 切 に参加すること。
- (5) 急 性 期一 般 入院 料 4  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

3

次 0 1 ず れ カン に 該当すること。

1 せ る 般 病 棟 病 で 棟 あ 用 ること。  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度 Ι 0) 基 準 を満 たす患者を二 割二分以 Ŀ 一入院

さ

2 診 療 内 容 に 関 するデ 1 タ を適 切 12 提 出 できる体 制 が 整 備 さ れ た 保 険 医 療 機 関 で あって、

棟で、 あ ること。

般

病

棟

用

 $\mathcal{O}$ 

重

症

度、

医

療

•

看

護

必

要

度

 $\Pi$ 

0

基

準

-を満

にたす

患者を二

割

以上入院させる病

6 急性 期 般入院料5の施設基 準

次 0) 1 ず れ か に 該 当 すること。

1 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 · 療 看 護 必 要 度 Ι 0 基 準 を 満 た す 患者 を一 割 以 上 入 院 さ せ る

病 棟 で あ ること。

2 診 療 内 容 に関するデータを適切 に提出できる体 . 制 が 整 備 され た保 険 医 療 機関 で あって、

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度  $\prod$ の基準 -を満 たす 患者 を一 割 八分以 上入院させ

る 病 棟 で あ ること。

7 急 性 期 般 入院料6 の施 設基 潍

**の** 1 ず れ か に該 当すること。

次

1 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 · 療 看 護 必 要 度 Ι っ の 基

準を満

たす患者を

割

八分以

上入院さ

せ

る

病

棟

で

あ

ること。

2 診 療 内 容 に 関 す んるデ タ を 適 切 (C 提 出 で きる 体 制 が 整 備 さ れ た 保 険 医 療 機 関 で あ って、

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度  $\prod$ 0) 基 準 を 満 た す 患 者 を 一 割 五. 分 以 上 入 院 させ

る 病 棟 で あ ること。

8 急 性 期 般 入 院 料 7  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

当 該 病 棟 に 入 院 L て 7 る 患 者 の — 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重症 度、 医 療 看 護必要度 I又はⅡに つい

て継 続 的 12 測 定を行 \\ \ その 結 果に基づ づ き評 価 を行ってい ること。

潍

- ① 通 則
- 1 当 該 病 棟 に お V) て、 日 に 看 護 を 行 う看 護 職 員 の 数 は、 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者

数 が + 五. 地 域 般 入院 料 1 及 び 2 に あ 0 7 は 十三 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに 以 Ĺ

で あること。 ただし、 当該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 本文に

規

定

 $\mathcal{O}$ 

す る数に相当す る数以上で あ る場合には、 各 病 棟に おける夜勤を行う看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は

本 文 0 規定 に カン か わ らず、 二以上であること  $\widehat{\phantom{a}}$ 般病 棟 入院 基 本料  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ 場 合を除

く。)とする。

2 は 当 七 割) 該 病 棟 以 上 に が お 看 7 て、 護 師 で 看 護 あ る 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 兀 割 他地 域 般 入 院 料 1 及 び 2 に あ 0

7

3 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 平 均 在 院 日 数 が 六 + 日 地 域 般 入 院 料 1 及 U 2 に あ 0 て は

十四日)以内であること。

- ② 地域一般入院料1の施設基準
- 1 に 定  $\Diamond$ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 当 該 病 棟 12 入 院 して **,** \ る 患 者  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看

護 必 要 度 Ι 又 は  $\prod$ に 0 1 て 継 続 的 12 測 定 を 行 V ) そ  $\mathcal{O}$ 結 果 に 基づ き 評 価 を 行 0 て 7 ること。

般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2ただ 書及 び 注 7 に · 規定 す る厚 生労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

(2)

夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 人 当 た n  $\mathcal{O}$ 月 平 均 夜 勤 時 間 数 が 七 十 二 時 間 以 下 で あ

般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 場 合

(3)

料 入 規 入 月 院 院 定 亚 当 す 基 基 結 均 該 本 夜 保 る 本 核 料 月 料 勤 険 病 又 亚 棟 時  $\mathcal{O}$ 医 は 均 注 入 間 療 障 夜 院 機 6 超 害 勤 に 基 過 関 者 規 時 本 減 が 定 施 間 料 算 設 若 過 超 す  $\mathcal{O}$ 等 過 注 る L 去 夜 < 入 減 2 院 算 た 年 勤 は 基 若 だ 時 間 間 般 本 L に L 料 < 書 特 病 お 棟  $\mathcal{O}$ は 别 12 1 注 精 入 規 入 7 定 2 神 院 院 に す 病 基 基 規 棟 本 る 般 本 定 料 月 料 病 入 す 院 亚  $\mathcal{O}$ 棟 る 精 基 均 注 入 月 院 本 神 夜 7 平 料 病 勤 に 基 均 棟 規  $\mathcal{O}$ 時 本 注 定 夜 間 料 入 勤 院 す 9 超  $\mathcal{O}$ 時 基 る 注 12 過 間 本 夜 規 減 2 料 算 勤 た 超 定 だ す 若 過 時  $\mathcal{O}$ る 注 間 L 減 L 算 < 夜 特 書 2 を 勤 12 た は 别 算 だ 結 規 時 入 定 院 定 間 核 L す 基 L 特 書 病 た る 本 别 12 棟

(4)般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 保 険 医 療 機 関

لح

 $\mathcal{O}$ 

あ

る

保

険

医

療

機

関

で

あ

る

場

合

許 可 病 床 数 が 百 床 未 満  $\mathcal{O}$ 病 院 で あ ること。

(5)般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 日

当 該 次 各  $\mathcal{O}$ 病 1 ず 棟  $\mathcal{O}$ れ に 1 ず ŧ 該 れ 当 カン す る 病 棟 各 に 病 棟 お に 11 7 お 夜 7 勤 7 を 行 夜 間 う 看  $\mathcal{O}$ 護 救 急 職 員 外 来  $\mathcal{O}$ 数 を 受 が 診 L た 時 患 的 者 に に 未 対 応 満 す لح る な た 0 た 日

1 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に二未 満 とな つ た 時 間 帯 に お 1 て、 患 者  $\mathcal{O}$ 看 護 に 支 障 が な 1 لح 認 8

られること。

看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に 未 満 と な 0 た 時 間 帯 に お 1 て、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 が

口

看

護 職 員 を 含 む 以 上 で あ る こと。 た だ 入 院 患 者 数 が 三 + 人 以 下  $\mathcal{O}$ 場 合 12 あ 0 7 は

看護職員の数が一以上であること。

(6)般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 8 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 医 療 機 関

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 を 退 院 す る 患 者 (退 院 日 12 般 病 棟 入 院 基 本 料 特 别 入 院 基 本

料 等 を 含 む を 算 定 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。 に 占  $\Diamond$ る 午 前 中 に 退 院 す る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 合 が 九 割 以 上

である保険医療機関

(7)般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 8 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 患 者

次のいずれにも該当する患者

イ 当 該 病 棟 に三 + 日 を 超 え 7 入 院 7 1 る

ロ 午前中に退院する者

ノヽ 当 該 退 院 日 に お 1 て 処 置 所 定 点 数 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 第 章 第 九 部 第 節 に 掲 げ る t  $\mathcal{O}$ に

限 る。 が 千 点 以 上  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。 又 は 手 術 を 行 0 7 1 な 1 者

二 入 退 院 支 援 加 算 を 算 定 L 7 11 な 1 者

般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 9 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 保 険 医 療 機 関

(8)

該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 12 入 院 す る 患 者 入 院 日 12 般 病 棟 入 院 基 本 料 特 别 入 院 基 本

む 医 料 等 療 を 機 含 を 関 算 む  $\mathcal{O}$ 定 す 般 る を 病 t 算 棟 定  $\mathcal{O}$ を す 12 退 る 限 院 る t す  $\mathcal{O}$ る に 患 に 限 者 占 る。 8 退 る 院 に 月 日 占 曜 に  $\Diamond$ 日 る に 般 退 金 病 院 曜 棟 す 日 入 る に 院 t 入 基 院  $\mathcal{O}$ 本  $\mathcal{O}$ す 料 る 割 合 ŧ 特  $\mathcal{O}$ 0 別 合  $\mathcal{O}$ 計 入 割 院 合 が ٤, 基 + 分 本 料 当  $\mathcal{O}$ 等 該 几 を 以 保 上 含 険

で

あ

る

保

険

医

療

機

関

(9)限 及 又 点 る。 は 数 び 当 手 該 般 前 術 医 病 Z 病 を 科 棟 棟 が 日 千 行 点 入 に 当 点 数 院 わ 金 以 該 な 表 曜 基 上 本 患 1  $\mathcal{O}$ 日 者 第 に 料  $\mathcal{O}$ 日 Ł が 12 入  $\mathcal{O}$ 院 注 限 章  $\mathcal{O}$ 第 る す に 処 9 に 置 限 九 る る。 患 規 部 定 所 並 第 者 す 定 び に 点 に 飾 る 又 係 厚 は 数 当 に る 該 掲 生 手 入 術 労 院 医 病 げ 科 棟 働 を る 日 行 点 を 大 Ł  $\mathcal{O}$ 臣 翌 わ 数 月  $\mathcal{O}$ な 曜 が 表 にこ 日 定 1  $\mathcal{O}$ 日 限 及 日 第 12 る。  $\Diamond$ び 꽢 に 退 る 限 章 院 日 Þ る。 第 す が H 千 る 九 **(当** 部 患 点 者 以 該 第 患 12 上 節 者 係  $\mathcal{O}$ 12 が る £ 掲 退  $\mathcal{O}$ 院 げ に 処 置 る H 限  $\mathcal{O}$ る。 ŧ 前 所  $\mathcal{O}$ に 定 日

(10)1 口 語 名 7 聴 以 1 当 入 覚 るこ 該 院 上 配 士 中 病 が 置 棟  $\mathcal{O}$ さ 患 に 名 者 車 れ 又 以 に て は 従 上 当 対 お  $\mathcal{O}$ 配 り、 常 該 L 置 て、 病 勤 さ カン 棟  $\mathcal{O}$ れ つ、 12 理 Α 学 7 専 D 1 当 従 L 療 ること。 該  $\mathcal{O}$ 法  $\mathcal{O}$ 常 維 病 士 持 棟 勤 作 に  $\mathcal{O}$ 専 理 業 向 任 学 上 療 等 法  $\mathcal{O}$ 療 常 に 法 士 勤 若 資 士 す  $\mathcal{O}$ L る 理 作 < 学 + 業 は 分 療 療 言 法 な 法 語 体 士 士 聴 若 覚 制 作 が 士 L 業 < 整 が 療 備 は さ 法 言 名 士 れ 以 語 若 て 聴 上 1 L 覚 配 る < 置 士 は さ が れ 言

Α

D

L

維

持

向

上

等

体

制

加

算

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

潍

(1)療 養 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 1 本 文 に 規 定 す る 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

イ 通 則

- 看 が <u>一</u> 十 当 護 を 該 行 又 病 う は 棟 そ に 看 護 0) お 7 職 端 数を て、 員 0) 数 増 \_\_\_ が 日 すごとに 本 に 文に規定す 看 護 を行 \_\_ 以 う 上で Ś 看 数に あ 護 職 ること。 相 員 当す 0 数 る数 ただ は、 以 し、 常 時、 特、 上 で 当 当 該 あ 該 る場 病 棟 病 合 に 棟 に お  $\mathcal{O}$ は 入 院 1 て、 各 患 者 病 棟  $\mathcal{O}$ 日 に 数 に
- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数 の 二 割 以 上 が 看 護 師 で あること。

お

け

る

夜

勤

を

行う

看

護

職

員

 $\mathcal{O}$ 

数

は、

本

文

0

規

定

に

か

か

わ

5

ず、

以

上であることとす

- 3 数 کے 者 当 は L  $\mathcal{O}$ 7 該 数 常 事 が 病 時 務 棟 十 的 に 当 業 又 お 務 該 は 7 を その て、 病 棟 行 端 う  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> 看 数 日 入 院 護 を 12 患 補 増 看 「すごと、 者 護 助 者 補  $\mathcal{O}$ を 数 助 に 含 を が 行 む う看 百 場 に 又 合 相 は 当 は 護 す そ 補 0 る 助 端 者 日 数 以 数 に  $\mathcal{O}$ を 事 上 数 増 は、 務 で 的 す あ ノごと 業 常 ることとす 務 時 に を 行 当 \_\_<del>.</del> に う 該 看 る。 病 相 当 棟 護 す 補 な  $\mathcal{O}$ る 入 助 お 数 者 院 以 主 患  $\mathcal{O}$
- 4 そ 当  $\mathcal{O}$ 結 該 果 病 に 棟 基 に づ 入 き 院 評 L 価 て を 7 行 る 0 患 7 者 1 に ること。 係 る 海 海 作  $\mathcal{O}$ 発 生 割 合等 に つ 7 7 継 続 的 に 測 定 を 行 V.

下

で

あ

ること。

(5) 当該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患者 に 関する(2) の区 一分に係る る疾患及び状態 等並 び に A D L 0 判定 基 準に

ょ る 判 定 結 果 に . つ 7 て、 記 録 L てい ること。

- 6 当 該 保 険 医 療 機 関 12 お 1 て、 適切 な意思決 定支援 に 関 する指 針 を定 め ていること。
- 7 中 心 静 脈 注 射 用 力 テ 1 テ ル に 係 る 感 染を 防 止 す るに つき十分な体 制 が 整 備 されてい るこ

<u>ک</u> 。

- 8 デ 1 タ 提 出 加 算に係る届出を行ってい る保険医 療機関であること。
- 口 1

療 養 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

同 分三 表 当 0 の三に掲げる患者 該 病 患者」とい 棟  $\mathcal{O}$ 入院患者 う。 のうち別表第五 ( 以 下 と別 表第五 医 療区 の 三 の 一 分二の の二に掲げる疾患及び状態にある患者 患者」 及び二に掲げる疾患及 という。) との合計 び状態 が . 八 割 にある患者 (以 下 以 上で 医 あ 並 るこ び 療 に 区

کے

ノヽ 療 養 病 棟 入 院 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ うち 医 療 区 分三の 患者と医 療区 分二 0) 患者との 合計 が五 割 以 Ĺ であ

ること。

(2)療 養 病棟 入院 基 本 . 料  $\mathcal{O}$ 注 1 本 文に規定 する厚生労働大臣 が定め る区分

1 入 院料 Α

医 療区分三の患者であって、 A D Lの判定基準による判定が二十三点以上 ( 以 下 ¬ А D L

区分三」という。)であるもの

口 入院料B

医 療 区 分三の患者 であ って、 A D L <u>つ</u> 判定 基 筆に ょ る 判定 が + 点以上二十三点未 満 以

下「ADL区分二」という。)であるもの

ハ 入 院 料 C

医 療区 分三の患者であって、 A D L <u>ー</u> 判定基準による判定が十一点未満 ( 以 下 「 A D L 区

分一」という。) であるもの

ニ 入院料D

医療区分二の患者であって、ADL区分三であるもの

ホ 入院料E

医 療 区 分二の 患 者 で あ って、 A D L 区 分二で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

へ 入院料F

医 療 区 分 二 0 患者 で あ 0 て、 A D L 区 分 で あ る ŧ 0)

ト 入院料G

别 表 第 五. の二に 掲げる疾患及び状 態 に あ る 患者 並 びに別り 表 第五 の 三 の 一 及び二に · 掲 げる疾

患 及 Ű )状態 にある患者並 びに同 表 の三に掲げる患者以外の 患者 (以下 「医 療区分一の患者」

とい う。 で あ 0 て、 A D L 区 分三で あ る ŧ 0

チ 入 院 料 Н

医 療 区 分  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て、 A D L 区 分二で ある ŧ  $\mathcal{O}$ 

IJ 入 院 料 Ι

医 療 区 分一  $\mathcal{O}$ 患者 であ って、 A D L X 分一 であ る Ł

療 養 病 棟 入院 基 本 料 に 含 ま れ る 画 像 診 断 及 び 処 置  $\mathcal{O}$ 費 用 並 びに 含まれ ない 除 外 薬剤 注 射 薬

 $\mathcal{O}$ 費 用 (3)

療 養 病 棟 入 院 基 本 料 特 別 入院 基 本料を含む。 を 算 定する患者 に 対 L て 行 0 た 検 査 投 薬

基 本 料 に 含 ま れ る ŧ  $\mathcal{O}$ لح L 別 像 表 第 五. 及 び 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 撂 げ る薬 剤 及 び 注 射 薬  $\mathcal{O}$ 費用

は 当 該 入 院 基 本 料 に 含 ま れ な 7 ŧ  $\mathcal{O}$ とす る。

院

注

射

並

び

に

別

表

第

五.

に

掲

げ

る

画

診

断

及

び

処

置

 $\mathcal{O}$ 

費

用

つフ

1

ル

7

 $\mathcal{O}$ 

費

用

を含

む。)

は、

当

該

入

(4)療 養 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る状 態

別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ 兀 に 掲 げ る 状 態

(5) 在 宅 復 帰 機 能 強 化 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

在 宅 復 帰 支援 を 行 Š に 0 き十二 ·分な: 体 制 及び 実績 を有 してい ること。

(6)療 養 病 棟 入院 基本 料 0 注 11 12 規 定 す る 別 に 厚生労働 大臣 が 定め るも  $\mathcal{O}$ 

(1) $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ (1)若 L < は (3) 又 は ハ に 撂 げ る 基 進

(7)

療

養

病

棟

入

院

基

本

料

 $\mathcal{O}$ 

注

11

に

規

定

す

る

別

に

厚

生

労

働

大

臣

が

定

 $\Diamond$ 

る

基

潍

- 1 当 該 病 棟 に お 1 て 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が
- + 五. 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに <del>---</del> 以 上 で あ ること。 た だ Ļ 当 該 病 棟 12 お 1 て 日 12 看
- 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 本 文 に 規 定 す る 数 に 相 当す る 数 以 上 で あ る 場 合 に は、 各 病 棟 12 お け
- る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 12 か か わ 5 ず、 以 上 で あ ることとす る
- 口 令 和 年三 月三十 日 時 点 で、 診 療 報 酬  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を 改 正 する 件 **令** 和 年 厚 生 労
- 働 省 告示 第 五. + 七 号) に ょ る 改 正 前  $\mathcal{O}$ 診 療 報 酬  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法  $\mathcal{O}$ 医 科 点 数 表 以 下 旧 医 科 点 数
- 表」 لح 1 う。  $\mathcal{O}$ 療 養 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 11 又 は 注 12  $\mathcal{O}$ 届 出 を 行 0 7 1 る 病 棟 で あ る こと。
- ハ  $\mathcal{O}$ 当 数 が 該 病 + 棟 五. に 又 お は 1 そ て  $\mathcal{O}$ 端 数 日 を に 増 看 す 護 ごとに 補 助 を <del>\_\_</del> 行 以 う 上 看 で 護 あ 補 るこ 助 者 <u>ک</u> 。  $\mathcal{O}$ 数 な は お 常 時 主 当 L て 該 事 病 務 棟 的  $\mathcal{O}$ 業 入 院 務 を 患 者 行

لح

- う 看 護 補 助 者 を 含 む 場 合 は 日 に 事 すごと 務 的 業 務 を 行 う 看 護 補 数 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$
- (8)療 養 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 12 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 施 設 基 潍

入

院

患

者

 $\mathcal{O}$ 

数

が

百

又

は

そ

 $\mathcal{O}$ 

端

数

を

増

に

に

相

当

す

る

以

下

で

あ

る

1 者 当  $\mathcal{O}$ 数 該 が 病 + 棟 六 12 又 お は 1 そ て  $\mathcal{O}$ 端 夜 数 勤 を増 を 行 すごとに う 看 護 職 \_ 員 以 及 上 び で 看 あ 護 ること。 補 助 者  $\mathcal{O}$ ただ 数 は L 常 当 時 該 当 病 棟 該 に 病 お 棟 1  $\mathcal{O}$ 入 院 夜 患

勤 を 行 う 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 が 本 文 に 規 定 す る 数 12 相 当す る 数 以 上 で あ る 場 合 に は

各 病 棟 に お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 12 か カ わ 5 ず、 看 護

職員一を含む三以上であることとする。

口 Α D L 区 分三  $\mathcal{O}$ 患 者 を 五. 割 以 上 入 院 させ る 病 棟 で あ ること。

ハ 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 負 担 軽 減 及 び 処 遇 改 善 に . 資 す Ś 体 制 が 整 備 言れて ( ) ること。

匹 結 核 病 棟 入 院 基 本 料 0) 施 設 基 準 等

(1)結 核 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 1 本 文に 規定する入院 基本 料  $\mathcal{O}$ 施 設

基

準

イ 七対一入院基本料の施設基準

当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時、 当該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数

が 七 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに <del>---</del> 以 Ĺ で あ ること。 ただ し、 当 該 病 棟 12 お 1 て、 日 に 看

護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 本 文に 規 定 です る 数 に 相 当 す る 数 災 上 で あ る 場 合 に は 各 病 棟 12 お

け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に か カン わ 5 ず、 以 上 で あ ること ( 結 核 病

棟

入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 8  $\mathcal{O}$ 場 合 を 除 く。 とす る。

- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要数  $\mathcal{O}$ 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- ③ 次のいずれかに該当すること。
- 1 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看 護必 要度 I 0 基 準 を満 たす患者 を 割 分以上入院さ

せ る 病 棟 で あ ること。

2 般 診 病 療 棟 内 容 に 関 重 なるデ 症 度、 医 タ 療 を 適 切 護 に 必 要 提 出 度 できる  $\mathcal{O}$ 基 体 準 制 が 満 整 備 患 さ 者 れ た 九 保 険 分 医 以 療 上 入院 機 関 であ せ って、

棟 で あ ること。

用

 $\mathcal{O}$ 

•

看

 $\prod$ 

を

た

す

を

さ

る

4 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 の員 数が、 当 該 病 棟の 入 院 患者数に百分の十を乗じて得た数以上であること。

(5) 当 該 病 棟 に お ١ ر て、 患者 0) 適 切 な服 薬を 確 保す るために必要な体 制 が 整備 されてい

کی

口 + 対 \_ 入院 基本 . 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基準

当 該 病 棟 12 お 7 て、 日 に 看 護 を行う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時、 当該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数

が + 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を増 すごとに一 以 上 で あ ること。 ただし、 当 該 病 棟 12 お 1 て、 日 12 看

け 護 を行 る 夜 勤 う を 看 行 護 う看 職 員 護  $\mathcal{O}$ 数 職 員 が 本  $\mathcal{O}$ · 文 に 数 は 規 定す 本 文 る  $\mathcal{O}$ 数 規 定 に に 相 当 か す か わ る 数以 5 ず、 上 二以 で あ 上で る場 あること 合 に は 各 **(**結 病 核 棟 病 12 棟 お

入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 8 0) 場 合 を除い <\_ とす Ź。

2 当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員 0 最 小 必 要数  $\mathcal{O}$ 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

3 当 該 病 棟 に お 7 て、 患者  $\mathcal{O}$ 適 切 な服 薬を 確保 するため ĺŹ 必 要な体 制 が整備されてい

کے

### ノヽ 十三 対 入 院 基 本 料 $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- 1 看 お が 十 三 け 護 当 る を 該 行 又 夜 病 勤 う は 棟 を そ 看 に 行 護 お  $\mathcal{O}$ Š 職 端 1 看 数を 員 7 護  $\mathcal{O}$ 増 職 数 員 が すごと 日 0) 本 に 数 文 看 に は、 に 護 規 を 行 本 定 以 す 文 う 上 看  $\mathcal{O}$ る で 規 数 あ 護 定 に る 職 りこと。 に 相 員 当す か  $\mathcal{O}$ か 数 る数 わ ただ は 5 ず、 以 常 L 時、 上 二以 で 当 当 あ 該 該 上 る 病 で 場 棟 病 あ 合 棟 に ること に  $\mathcal{O}$ お は 入 1 院 て、 各 患 **(**結 者 病 核 棟 日  $\mathcal{O}$ 病 に に 数
- 棟 入院 基 本 料 0) 注 8  $\mathcal{O}$ 場 合 を除 <\_ とす る。

1

て、

3 2 当 当 該 該 病 病 棟 棟 に 12 お お 1 て、 患者 看 護 職  $\mathcal{O}$ 員 適 切  $\mathcal{O}$ 最 な 服 小 必 薬 要数 を 確 0) 保 七 す んるため 割 以 上 ĺ が 看 必 要 護 な 師 体 制 が 整備されてい るこ

であること。

二 + 五 対 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

حے 。

- 1 棟 お 看 が 当 入 院 け 護 + る を 五. 該 基 夜 行 又 病 本 勤 う は 棟 料 を そ 看 に  $\mathcal{O}$ 行 護  $\mathcal{O}$ お う 職 端 注 1 看 て、 数 8 員 護 を  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 場 増 職 数 合 員 が すごと 日 「 を 除 本  $\mathcal{O}$ に 数 文 看 に は、 に 護 規 を 定 以 行 本 とす す 文 う 上 る 看  $\mathcal{O}$ で る。 規 数 あ 護 定 に 職 ること。 に 相 員 当す カン  $\mathcal{O}$ 数 か る数 わ た は、 だだ 5 ず、 以 常 L 上 時 当 で 以 当 あ 該 上 該 る 病 で 場 棟 病 あ 合 棟 に ること に お  $\mathcal{O}$ は 入 1 院 て 各 患 ( 結 者 病 核 棟 日  $\mathcal{O}$ 病 数 に に
- 2 当該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 0 最 小 必 要数  $\mathcal{O}$ 兀 割 以上が 看 護師 であること。

3 当 該 病 棟 に お 1 て、 患 者  $\mathcal{O}$ 適 切 な 服 薬 を 確 保 す るた め に 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て

کے

ホ 十八対一入院基本料の施設基準

- 1 が + 当 八 該 又 病 は 棟 そ に  $\mathcal{O}$ お 端 1 数 て、 を 増 すごとに 日 12 看 護 を行 以 う 上で 看 あ 護 職 ること。 員  $\mathcal{O}$ 数 ただ は、 し、 常 時、 当 当該 該 病 棟 病 棟 に お  $\mathcal{O}$ 入 1 院 て、 患 者 日  $\mathcal{O}$ に 数
- 看 お け 護 を る 夜 行 勤 う を 看 行 護 う 職 看 員 護  $\mathcal{O}$ 職 数 員 が 0 本 数 文 に は、 規 定 本 す 文 の Ś 規 数 定 12 に 相 当す か か る数 わ 5 ず、 以 上 二以 で あ る場 上であること 合 に は 各 ( 結 病 核 棟
- 棟 入 院 基 本 料 0 注 8 0 場 合を除 <\_ ° とす る
- 3 当 該 病 棟 に お 1 て、 患 者  $\mathcal{O}$ 適 切 な 服 薬 を 確 保 す る た 8 に 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 るこ

<u>ک</u> 。

2

当

該

病

棟

12

お

1

て、

看

護

職

員

 $\mathcal{O}$ 

最

小

必

要

数

 $\mathcal{O}$ 

兀

割

以

上

が

看

護

師で

あ

ること。

病

に

ヘ 二十対一入院基本料の施設基準

1 当 該 病 棟 に お 1 7 日 12 看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数

が <u>二</u> 十 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに 以 上で あ ること。 ただ L 当 該 病 棟 に お 1 て 日 に

看 お け 護 る夜 を 行 勤 う を行う 看 護 職 看 員 護  $\mathcal{O}$ 職 数 員 が  $\mathcal{O}$ 本 数 文 は、 に 規 定 本 文 す 0 る 規 定 数 12 に 相 当す カコ カュ る数 わ らず、 以 上 二以 で あ 上であること る 場 合 に は 各 ( 結 病 核 棟 病 に

棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 8  $\mathcal{O}$ 場 合 を 除 < とす る

- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 兀 割 以 上 が 看 護 師 で あ る
- 3 当 該 病 棟 に お 1 て、 患 者  $\mathcal{O}$ 適 切 な 服 薬 を 確 保 す る た 8 に 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 るこ

<u>ک</u> 。

(2)結 核 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2ただ L 書 及 び 注 6 に 規 定 す Ź 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\emptyset$ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

夜 勤 を行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ \_\_ 人 当 た り  $\mathcal{O}$ 月 平 均 夜 勤 時 間 数 が 七 + 時 間 以 下 で あ ること。

(3)結 核 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 場 合

当

該

保

険

医

療

機

関

が

過

去

年

間

に

お

1

て、

般

病

棟

入

院

基

本

料

 $\mathcal{O}$ 

注

2

た

だ

L

書

に

規

定

す

Ź

月 亚 均 夜 勤 時 間 超 過 減 算 若 L < は \_\_\_ 般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 7 12 規 定 す る 夜 勤 時 間 特 別 入 院 基 本

料 結 核 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 た だ L 書 に 規 定 す る 月 平 均 夜 勤 時 間 超 過 減 算 若 L < は 結 核 病 棟

入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定 す る 夜 勤 時 間 特 别 入 院 基 本 料 精 神 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 た だ L 書 に

規 定 す る 月 平 均 夜 勤 時 間 超 過 減 算 若 L < は 精 神 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 9 に 規 定 す る 夜 勤 時 間 特 別

入 院 基 本 料 又 は 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 月 平 均 夜 勤 時 間 超 過 減 算 を 算 定 L た

ことのある保険医療機関である場合

(4)結 核 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 患 者

感 染 症  $\mathcal{O}$ 子 防 及 び 感 染症  $\mathcal{O}$ 患者 に 対 す Ź 医 療 に . 関 す る 法 律 平 成 十年 法 律 第 百 + . 匹 号。 以下

感 染 症 法 とい う。 第 + 九 条 、 第二十 条 及 び 第二十二 条 0 規 定 等 に . 基 づ き適 切 に 入 退 院 が

行われている患者以外の患者

(5)結 核 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 7 に 規 定 する 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る施 設 基 準

1 七 対 入 院 基 本 料 を 算 定する 病 棟 で あ ること。

口 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が お お む ね 三十 以 下  $\mathcal{O}$ 病 棟 で あること。

(6)結核 病 棟 入 院院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 7 に 規 定 す る 別 に 厚生労働 大臣 一が定  $\Diamond$ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

ハ

障

害

者

施

設

等

入院

基

本

料を算定

す

る

病

棟

논 \_

体

的

な運

営をし

て

*\*\

る病

棟

であること。

次のいずれかに該当するもの

イ ⑴のイの③の基準

ロ (1)のイの③及び④の基準

(7)結 核 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 8 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 保 険 医 療 機 関

許 可 病 床 数 が 百 床 未 満  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(8)結 核 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 8 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 日

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ŧ 該 当 す る 各 病 棟 に お 7 て、 夜 間  $\mathcal{O}$ 救 急 外 来を受診 L た 患 者 に 対 応 す る た

当 該 各 病 棟  $\mathcal{O}$ 1 ず n か 病 棟 12 お 1 7 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に 未 満 と な 0 た 日

1 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に二未 不満とな った 時 間 帯 に お い て、 患 者  $\mathcal{O}$ 看 1護に 支障 が な V) と認 8

5 れ ること。

口 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に一 未 満 とな 0 た 時 間 帯 に お 7 て、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数が

看 護 職 員 を 含 むニ 以 上 で あ ること。 た だ L 入 院 患 者 数 が  $\equiv$ 十人 以 下  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 て は

看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が <del>\_\_\_</del> 以 上 で あ ること。

の 二 精 神 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 築

兀

(1)

精

神

病

棟

入

院

基

本

料

 $\mathcal{O}$ 

注

1

に

規定

す

る

入院

基

本

料

0)

施

設基

潍

1 + 対 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を行 !う看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時、 当該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数

が + 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を増 すごとに一 以 上で あ ること。 ただ Ļ 当 該 病 棟 12 お 1 て、 日 12 看

護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 本 文 に 規 定す る 数 に 相 当す る 数以 上 で あ る 場 合 に は 各 病 棟 12 お

け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 5 ず、 二以 上 で あ ること 精 神 病 棟

入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 10  $\mathcal{O}$ 場 合 を 除 く。 とす る。

2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

3 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 平 均 在 院 日 数 が 兀 + 日 以 内 で あ ること。

4 当 該 病 棟 に お 1 て、 新 規 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ う 5 G A F 尺 度 に ょ る 判定が三十 以 下 . (T) 患者 が 五. 割

以 上で あ ること。

1 棟 看 お が 十 三 入院 け 護 当 を る 該 基 行 又 夜 病 勤 う 本 は 棟 料 を そ 看 に 0) 行 護 お  $\mathcal{O}$ 注 う 職 端 1 看 数 10 員 7 を 護  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 場 増 職 数 合 員 が すごと 日 「 を 除  $\mathcal{O}$ 本 12 数 文 看 に <\_ に は、 護 規 を 定 行 以 本 とす す 文 う 上 看  $\mathcal{O}$ る で る 規 数 あ 護 定 に る 職 りこと。 に 相 員 当す か  $\mathcal{O}$ か 数 る数 わ ただ は 5 ず、 以 常 L 上 時、 二以 で 当 当 あ 該 上 る 該 病 で 場 棟 病 あ 合 棟 に ること に お  $\mathcal{O}$ 入 は 1 院 て、 各 患 ( 精 者 病 神 棟 日  $\mathcal{O}$ 病 に に 数

- 3 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患者  $\mathcal{O}$ 平 均 在 院 日 数 が 八 + 日 以 内 で あること。

2

当

該

病

棟

に

お

1

て、

看

護

職

員

 $\mathcal{O}$ 

最

小

必

要数

0)

七

割

以

上

が

看

護

師

で

あ

ること。

4 体 当 合 併 該 症 病 を 棟 有 に す お Ź 7 患 て、 者 が 新 兀 規 割 入 院 以 患者 上 で あ  $\mathcal{O}$ ること。 う 5 G A F 尺 度に よる判定 が三十 · 以 下 0) 患者 文は

身

- (5) 身 体 疾 患  $\mathcal{O}$ 治 療 体 制 を 確 保 L 7 1 ること。
- ハ 十五対一入院基本料の施設基準
- 1 看 が お け 護 + 当 る を 五. 該 夜 行 又 病 勤 う は 棟 を行 そ 看 に 護  $\mathcal{O}$ お Š 職 端 1 看 数 員 7 を 護  $\mathcal{O}$ 職 増 数 員 が すごとに 日 本  $\mathcal{O}$ に 数 文 看 は、 に 護 規 を <del>\_\_</del> 定 以 行 本 文 す 上で う 0 る 看 規 定 数 あ 護 12 職 ること。 に 相 員 当す カコ  $\mathcal{O}$ カュ 数 ただ は、 わ る 数 5 ず、 以 常 L 上 時、 二以 当 で 当 あ 該 上で、 該 る 病 場 棟 病 あ 合 棟 に ること に お  $\mathcal{O}$ は 1 入 院 7 各 患 へ 精 者 病 神 日 棟  $\mathcal{O}$ 病 に に 数

棟 入院 基 本 料 0) 注 10  $\mathcal{O}$ 場合 · を 除 <\_ とす る

- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 兀 割 以 Ĺ が 看 護 師 で あ ること。
- 二 + 八 対 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- 1 棟 看 が お 入院 |護を 十八 当 け Ś 該 基本 夜勤 行う 又 病 は 棟 料 を行う看護 看 そ に 0) 護 0) お 職 端 注 7 数を増え 10 員 て、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 数が 場 職 合を除く。 員 すごとに 日 0) 本文に規定する に 数 看 は、 護 を行う \_\_ 以 本 文の とす 上で 看 規定 る。 数に相 あ 護 ること。 職 に 員 当す か 0 数 か ただ わ は、 る数以上である場合に . ら ず、 常時、 し、 二以 当 該 当 該 上であること 病 棟 病 に 棟 お  $\mathcal{O}$ は、 入 院 7 て、 各 病 患 (精 者 棟 神 日 0) に に 数 病
- ホ 2 <u>一</u> 十 当該 対 病 入 棟 院 に 基 お 本 7 料 て、  $\mathcal{O}$ 看 施 護 設 職 基 員 潍 0 最 小 必 要数 0 匹 割 以上が 看 護 師 であること。
- 1 看 が お <u>一</u> 十 当 け 護 を 該 る 夜 行 又 病 勤 う は 棟 を そ 看 12 行 護  $\mathcal{O}$ お Š 端 職 1 看 数 て、 員 護 を  $\mathcal{O}$ 増 数 職 員 が すごとに 日 本 に  $\mathcal{O}$ 数 文 看 <\_ . は、 に 護 規 を 定 行 以 本 す 文 う 上 Ź  $\mathcal{O}$ で 看 規 数 あ 護 定 に 職 ること。 に 相 員 当す カコ  $\mathcal{O}$ 数 か る数 は、 わ ただ 5 ず、 以 常 L 時、 上 二以 で 当 当 あ 該 上で 該 る 病 場 棟 病 あ 合 棟 に ること に お  $\mathcal{O}$ は 入 7 院 7 各 患 ) 精 病 者 神 棟 日  $\mathcal{O}$ 病 に 数 に
- 2 当該 病 棟 に お 7 て、 看 護職 員 の最 小必要数 0 兀 割 以上が 看護師 であること。

棟

入院

基

本

料

 $\mathcal{O}$ 

注

10

 $\mathcal{O}$ 

場

合

· を 除

とす

る。

(2)精 神 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 本 文 12 規 定 す る 特 別 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

行 1 を 十 7 行 う 五 当 う は 看 又 該 は 看 看 護 病 護 そ 棟 護 職 職 職 員 に  $\mathcal{O}$ 端 員 員  $\mathcal{O}$ お  $\mathcal{O}$ 数 数  $\mathcal{O}$ 1 数 数 が を て、 増 は は 本 文 す ごと 以 本 に 日 上 文 規 に 定 に  $\mathcal{O}$ 看 す で 規 護 あ 定 る 以 を ることとす 12 上 行 数 う カン に で 看 相 あ か るこ 当 わ 護 す 5 職 کے る ず、 る数 員  $\mathcal{O}$ 以 数 た 以 上 だ は で 上 L あ 常 へ 看 る 当 時 護 場 該 当 補 合 病 に 助 該 棟 者 は 12 病 が 棟 お 夜 各 1  $\mathcal{O}$ て、 勤 入 病 院 を 棟 行 患 12 者 う お 日 場 け に  $\mathcal{O}$ 数 合 る 看 12 夜 護 が お 勤 を

(3)精 神 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 た だ L 書 及 び 注 9 に 規 定 す Ź 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る Ł  $\mathcal{O}$ 

(4)精 勤 神 病 行 棟 入 院 看 基 護 本 職 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に た 規 定 す  $\mathcal{O}$ る 月 厚 平 生 均 労 夜 働 勤 時 大 臣 間 が が 定  $\Diamond$ る 十 二 場 合 時 間 以

夜

を

う

員

 $\mathcal{O}$ 

<del>\_\_</del>

人

当

り

数

七

下

で

あ

ること。

規 料 入 入 月 院 院 定 亚 当 す 結 該 基 基 均 夜 保 本 る 本 核 料 月 料 勤 病 険 又 平 棟 時  $\mathcal{O}$ 医 は 均 注 入 間 療 障 夜 院 超 機 6 害 勤 基 過 関 に 者 減 時 規 本 が 定 施 間 料 算 設 す 若 過 超  $\mathcal{O}$ 等 注 渦 る L 去 入 減 夜 2 < 院 算 勤 た 年 は 基 若 だ 時 間 般 本 間 に L L 料 < 書 特 病 お  $\mathcal{O}$ は 别 に 棟 1 て、 注 精 入 規 入 2 院 定 院 神 に 病 基 す 基 規 る 棟 本 本 般 定 料 料 入 月 病 す 院 平  $\mathcal{O}$ 棟 る 精 基 均 注 入 月 7 院 本 神 夜 平 料 勤 に 基 病 本 均 時 規  $\mathcal{O}$ 棟 夜 注 間 料 入 定 勤 す 9 院 超  $\mathcal{O}$ 時 基 12 過 る 注 間 規 夜 本 減 2 超 定 料 算 た 勤 過 若 だ す  $\mathcal{O}$ 時 る 注 間 減 L L 算 < 夜 2 特 書 を た 勤 は 别 に 算 だ 結 時 入 規 定 院 間 定 核 L L 特 書 病 基 す た 別 に 棟 本 る

こと

(T)

あ

る

保

険

医

療

機

関

で

あ

る場

合

(5)精 神 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 重 度 認 知 症 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

イ 場 る 護 + を 合 夜 当 に 勤 行 五. 該 を う 又 お 病 行 1 看 は 棟 て う そ 護 に は 看 職 お  $\mathcal{O}$ 端 看 護 員 1 数 護 職 7  $\mathcal{O}$ 職 数 を 員 増 員 が  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 数 す 本 H ごとに 数 文に は に は 看 本 規 護 以 文 定 を <del>---</del> 上 す 以 行  $\mathcal{O}$ 規 上 る う 看 で 数 定 で あ に に あ 護 ることとす カン 相 ること。 職 当 員 か す わ  $\mathcal{O}$ らず、 る 数 数 た は 以 だ 上 常 し、 以 で 時 あ 当 上 当 る 該 ( 看 場 該 病 護 合 棟 病 補 12 棟 に 助 は、 お  $\mathcal{O}$ 者 入 1 院 が 各 て 夜 病 患 勤 者 棟 を行  $\mathcal{O}$ に 日 数 お 12 う が け 看

口 重 度 認 知 症  $\mathcal{O}$ 状 態 に あ り、 日 常 生 活 を送る上で介 助 が 必 要な状態 であること。

(6)精 神 保 健 福 祉 士 配 置 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 口 当 入 院 該 患 病 者 棟 12  $\mathcal{O}$ 退 専 院 従 が  $\mathcal{O}$ 着 精 実 神 12 保 健 進 福 8 5 祉 士 れ が 7 1 名 る 保 以 上 険 配 医 置 療 さ 機 関 れ で 7 7 あ ること。 ること。

(7)精 神 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 10 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 保 険 医 療 機 関

許 可 病 床 数 が 百 床 未 満  $\mathcal{O}$ ŧ)  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(8)精 神 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 10 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 日

次

 $\mathcal{O}$ 

1

ず

れ

に

ŧ

該

当

す

る

各

病

棟

12

お

1

て

夜

間

 $\mathcal{O}$ 

救

急

外

来

を

受

診

L

た

患

者

に

対

応

す

る

た

当 該 各 病 棟  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か 病 棟 に お 1 7 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に 未 満 لح な 0 た 日

1 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に二未 満 とな った 時 間 帯 に お 1 て、 患 者  $\mathcal{O}$ 看 護 に · 支障 が な 1 と認 8

られること。

口 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に二未 満 とな 0 た 時 間 帯 に お 7 て、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数が

看 護 職 員 を 含 むニ 以 上 で あ ること。 た だ Ļ 入 院 患 者 数 がが 三 十人 以 下  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 て は

看護職員の数が一以上であること。

五. 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準等

(1)特定 機能 病院 入院 基 本 料 0) 注 1 に 規定する入院基本料 の施設基 潍

イ 一般病棟

① 七対一入院基本料の施設基準

1 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護を行う 看護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 

数 が 七 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端数 を 増 すごとに 以 上 で あ ること。 ただ し、 当 該 病 棟 に お 1 て、 日

に 看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 本 文に 規 定 す る 数 に 相 当す る 数 以 上 で あ る 場 合 に は 各 病

棟 に お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 0 数 は 本 文 0) 規 定 に カン カン わ 5 ず、 以 上 で あ ることと

する。

2 当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

3 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 平 均 在 院 日 数 が二十六 日 以 内 で あ ること。

4 診 療 内 容 12 . 関 す るデ 1 タ を適切 に 提出 できる体 制 が 整 備 された保険医 療 機関 であって、

- 般 病 棟 用 0 重 症 度、 医 療 看 護 必要 度  $\prod$ 0 基 準 · を 満 たす 患者 を一 割 八 分以 上 入 院 させ
- る 病 棟 で あ ること。
- 5 当 該 病 棟 を退 院す る患者に占 「める、 自宅等に退院する ŧ 0 0) 割 合が 八割以上であるこ

کے

6

- 2 + 対 入 院 基本 料  $\mathcal{O}$ 施設 基 準
  - デ タ提出・ 加 算に係る届出 を行 ってい る保険医療機関であること。
- 1 当該 病 棟 に お 7 て、 日に 看護を行う看護職員の数は、 常時、 当 該 病 棟 の入 院 患者 (T)
- 数 が 十又は その 端数を増すごとに 一以上であること。 ただし、 当該 病 棟 に お 7 て、 日
- 棟 に お け る 夜 勤 を行う看 護 職 員 0) 数 は、 本文 0 規 定 12 カュ カン わ らず、 以 上 であることと
- す る。

に

看

道護を行

う看

護

職

員

0

数が

本

文に規定

する

数に

相当す

る数以

上で

あ

る場

一合に

は、

各病

- 2 当 該 病 棟 に お **,** \ て、 看 護 職 員 0 最 小 必 要 数 0) 七 割 以 上 が 看 護 師 で あること。
- 3 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 平 均 在 院 日 数 が二十 八 日 以 内 で あ ること。
- 4 当 該 病 棟 に 入 院 L て 1 る 患 者  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要度Ⅰ又はⅡに つ
- 1 7 継 続 的 に 測 定 を行 い、 そ 0) 結 果 に基づ き評 価 を 行 つ て 7
- 5 デ 1 タ 提 出 加算に係る届出 を行 って ١ ر る保険医療機関であること。

結 核 病

棟

- 1 七 対 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- 1 棟 に 数 看 が に 当 お 七 該 護 又 け を 病 行 る は 棟 夜 う看 そ に 勤  $\mathcal{O}$ お 護職 端 を行う 1 数 て、 を増すごとに 員 看  $\mathcal{O}$ 護 数 日 職 が に 本文に 看 員 護を 0 数 規定 は、 以 行う看 上 で 本文 する数に あること。 護 0 職 規 定 員 相 0 に 数 当する数 か ただ は、 か わ し、 常 5 以 時、 ず、 上で 当 該 当 該 あ 病 以 る場 病 棟 上であることと に 棟 一合に  $\mathcal{O}$ お 入 1 は、 て、 院 患 者 各 病 日  $\mathcal{O}$
- 3 2 当該 当 該 病 病 棟 棟 に に · 入院 お 7 て、 L 7 看 7 護 る 職 患 者 員  $\mathcal{O}$ 0) 最 小必 般 病 要 棟 数 用  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 七 重 割 症 度、 以 上 が 医 看護 療 師 看 護 で あること。 必

す

う。

1 て 継 続 的 に 測 定 を 行 1 そ  $\mathcal{O}$ 結 果 12 基 づ き 評 価 を 行 0 て 1 ること。 要 度 又 は  $\prod$ 12

Î

0

- 4 当 該 病 棟 に お 1 て、 患 者  $\mathcal{O}$ 適 切 な 服 薬 を 確 保 す る た 8 に 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 る
- 2 + 対 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

こと。

1 12 数 看 が 当 護 + 該 を行 又 病 は 棟 !う看 そ に  $\mathcal{O}$ お 護職 端 1 数 て、 を増 員 0 数 すごとに 日 が に 本文に規定 看 護 を 以 行 上 う看 する数に相当する数以 で 護 あること。 職 員  $\mathcal{O}$ 数 ただ は、 し、 常 時、 上であ 当 該 当 病 該 る場 棟 病 12 棟 一合に お  $\mathcal{O}$ 入 1 は、 て、 院 患 各 者 病 日  $\mathcal{O}$ 

棟 にお け る夜勤を行う看 護 職 員 の数 は、 本文 0 規定 に か か わ らず、 二以上であることと

する。

2 当該 病棟にお いて、 看護職員の最小必要数の七 割以上が看護師であること。

3 当 該 病 棟 に お **(** ) て、 患者  $\mathcal{O}$ 適 切 な 服 薬 を確 保するために 必要な体 制 が 整備されている

کے

③ 十三対一入院基本料の施設基準

1 当該病棟にお いて、 一日に看護を行う看護職員の数は、 常時、 当該病棟の入院患者

<sub>の</sub>

数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。 ただし、 当 該 病棟に お て、

日 に 看護を行う看護 職 「員の数が本文に規定する数に相当する数以上で ある場合に は、 各

病 棟 に お ける夜 勤を行 1う看護 職員 (の数 は、 本文の規定に かかわわ らず、 二以上であること

とする。

2 当該 病 棟 12 お *(* ) て、 看 護職 員 の最も 小必要数 0 七 割 以 上が看護 師 で あること。

当 該 病 棟 に お 7 て、 患 者  $\mathcal{O}$ 適 切 な 服 薬 を 確 保 するために 必 要な体 制 が整備されている

と。

3

④ 十五対一入院基本料の施設基準

1 当該病 棟にお いて、 日に看護を行う看護職員の数は、 常時、 当該病棟の入院患者の

病 数 日 が 棟 に 十 五 12 看 お 護 又は け を る 行 夜 5 そ 勤を の端 看 護 行 職 数を増すごとに一 う 員 看  $\mathcal{O}$ 護 数 が 職 員 本 文に  $\mathcal{O}$ 数 以 規 は 定 上であること。 す 本 る数 文  $\mathcal{O}$ 12 規 定 相 当 に する数 ただし、 か か わ 以 5 ず、 当 上 該 で あ 二以上であること 病 る場 棟 12 合 お に 7 は、 て、 各

2 当 該 病 棟にお いて、 看護職 員の最小必 要数 の七 割以上が 看護師 であること。

とする。

3 当該 病 棟 に お V > て、 患者 0 適 切 な服薬を確保 するために必要な体制 が整備されている

## 精神病棟

ノヽ

## ① 七対一入院基本料の施設基準

- 1 棟 に 数 が に 看 当 該 護 七 お け を 又 病 行 は 棟 る う看 そ 夜 に 勤 0 お を行 護 7 端数を増 て、 職 う看 員  $\mathcal{O}$ 護 数 すごとに 日 に 職 が 本 看 員 0) 文 護 に を 数 行う 規 以 は 定 上 一であ 看 本文 す Ź 護 数 0) ること。 職 規 に 員 定 相  $\mathcal{O}$ 当す に 数 ただ は、 カン る数 か わ し、 常 以 時、 5 ず、 当該 上 で 当 二以上であることと あ 病 該 る場 棟 病 に 棟 合  $\mathcal{O}$ お に 入 1 て、 は 院 患 各 者 病 日  $\mathcal{O}$
- 2 当該 病 棟に お 7 て、 看 護 職 員 の最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 七 割以 上が 看護師 であること。

する。

3 当該病棟の平均在院日数が四十日以内であること。

- 4 当 該 病 棟 に お 7 て、 新 規 入 院 患者  $\mathcal{O}$ う ち G A F 尺 度による 判定 が三十 以 下 0 患 者 が 五
- 割以上であること。
- ② 十対一入院基本料の施設基準
- 1 当 該 病 棟 に お 7 て、 日 に 看 護を行う看護職 員 の数は、 常 時、 当 該 病 棟 0 入 院 患 者

数 が 十又 は その 端数を増すごとに 以 上 であること。 ただし、 当該 病 棟 に お V) て、

日

0

に 看 護を行う看 護職 員 の数が 本文に規定する数に相当する数以 上で あ る場合に は 各病

棟 に お け る 夜 勤 を行う看 護職 員 の数 は、 本文の規定 に カ か わ らず、 以上であることと

する。

- 2 当該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数 0) 七 割以 上が 看護師 であること。
- 3 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 平 均 在 院 日 数 が 匹 + 日 以 内 で あること。
- 4 当 該 病 棟 12 お 1 て、 新 規 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ う 5 G A F 尺度による判定 が三十 以 下 0) 患 者 が 五.

割以上であること。

- ③ 十三対一入院基本料の施設基準
- 1 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を行う看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 がは、 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$

数 が 十三又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数を増すごとに一 以 上で あること。 ただし、 当 該 病 棟 に お

日 12 看 護 を行う看 護職 員 0 数が本文に規定する数に相当する数以上で あ る場合には、 各

病棟 に お け る夜 勤 を行う看 護 職 員 0) 数 は、 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 5 ず、 二以 上であること

とする。

2 当 該 病 棟 に お **,** \ て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 七 割以 Ŀ が 看護 師 で あること。

3 当 該 病 棟 0) <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}} \limits</u> 均 在 院 日 数 が 八 + 日 以 内 で あること。

4 当該 病 棟 に お *\* \ て、 新 規 入 院 患 者 のうち G A F尺度による判定が三十以下の患者又は

身 体 . 合併. 症 を有する患者 が 匹 割 以 上であること。

5

身

体疾

患

へ の

治

療体

制

を確

保していること。

1

4 十 五 当 該 対一入院 病 棟 に 基 お 本 1 て、 料  $\mathcal{O}$ 施 日 設 基 に 看 準 護 を行 う 看護 職 員 0) 数 は、 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院

患者

0

数 が + 五. 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数を 増 すごとに一 以 上で あ ること。 ただ し 当 該 病 棟 に お 1 て、

日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 本 文 に 規 定す る 数 に 相 当 す る数 以 上 で あ る 場 合 に は、 各

病 棟 に お け る 夜 勤 を行 う看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文 0) 規 定 に カン カン わ 5 ず、 二以上であること

とする。

2 当 該 病 棟 12 お 7 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 七 割 以 上 が 看護 師 で あること。

特定 機 能 病院 入院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 する 厚生労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 患 者

(2)

感 染 症 法 第 + 九 条、 第二十条及び第二十二条 0 規定等に基づき適 切に入退院が行わ れ ている

(3)特定 機 能 病 院 入 院 基 本 . 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に . 規 定 する 重 度 認 知 症 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

重 度 認 知 症  $\mathcal{O}$ 状 態 12 あ り、 日 常 生 活 を送る上で介 助 が 必 要な 状 態 で あること。

(4) 看護必要度加算の施設基準

イ 看護必要度加算1の施設基準

1 + 対 入 院 基本 料に係る届出を行っている病棟 般病棟に限る。)であること。

② 次のいずれかに該当すること。

1 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重症· 度、 医療 看 護必 要度Ⅰの基準を満たす患者を二割二分以上入院さ

せる病棟であること。

2 診 療 内 容 に . 関 するデ ĺ タ を 適切に 提 出 で きる 体 制 が 整 備 さ れ た 保 険 医 療 機関 で あ って、

般 病 棟 用 0) 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度  $\prod$  $\mathcal{O}$ 基 潍 を 満 たす 患者 を二 割 以 上 入院させ る病

棟であること。

ロ 看護必要度加算2の施設基準

1 + 対 入 院 基 本 料 に 係 る 届 出 を行 0 て *\*\ る病: 棟 般病 棟 に限る。) であること。

②次のいずれかに該当すること。

1 般 病 棟用 0 重症 度、 医療 看護必要度Ⅰの基 準を満たす患者を二割以上入院させる

病棟であること。

2 診 療 内 容 に . 関 するデ タ を 適 切 に 提 出 で きる 体 制 が 整 備 さ れ た 保 険 医 療 機 関 で あ 0 て、

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度  $\prod$  $\mathcal{O}$ 基 準 を 満 た す 患 者 を 割 八 分 以 上 入 院 させ

る病棟であること。

ハ 看護必要度加算3の施設基準

1

+

対

入

院

基本

料

に

係

る届出

を行行

つてい

る病:

棟

般病棟に限る。

であること。

2. 多言以多形为含:6. 故言是多

② 次のいずれかに該当すること。

1 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 · 療 看 1護必 要度Ⅰ (T) 基 準を満たす患者を一 割 八分以上入院さ

せる病棟であること。

2 診 療 内 容 に 関 す えず タ を 適 切 に 提 出 で きる 体 制 が 整 備 さ れ た 保 険 医 療 機 関 で あ 0 て、

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度  $\prod$  $\mathcal{O}$ 基 潍 を 満 た す 患 者 を 割 五. 分 以 上 入 院 させ

る病棟であること。

(5)特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\emptyset$ る 保 険 医 療 機 関

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 を 退 院 す る 患者 **(**退 院 日 に 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 . 料 . を算 定する

ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 に 占  $\Diamond$ る、 午 前 中 1. 1. 退 院 す る Ł  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 合 が 九 割 以 上で あ る 保 険 医 療 機 関

(6)特 定 機能 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規定す る厚生労働 大臣 が 定 め る患 者

次  $\mathcal{O}$ 7 ず れ に t 該 当 す る 患 者

イ 当 該 病 棟 に 三 + 日 を 超 え 7 入 院 L 7 1 る

口 午 前 中 に 退 院 す る 者

ノヽ 当 該 退 院 日 に お 1 て 処 置 所 定 点 数 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 第二 章 第 九 部 第 節 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ に

1

者

限 る。 が 千 点 以 上  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る 又 は 手 術 を 行 0 7 1 な

二 入 退 院 支 援 加 算 を 算 定 L て 1 な 1 者

(7)特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 7 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 保 険 医

療 機 関

当

該

保

険

医

療

機

関

 $\mathcal{O}$ 

般

病

棟

に

入

院

す

る

患

者

入

院

日

12

特

定

機

能

病

院

入

院

基

本

料

を

算

定

す

る

ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る 12 占 8 る 金 曜 日 に 入 院 す る t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 合 と、 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ \_\_\_ 般 病 棟 を 退 院

す る 患 者 退 院 日 に 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 を 算 定 す る Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。 に 占 8 る 月 曜 日 に 退 院

す る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 合  $\mathcal{O}$ 合 計 が 十 分  $\mathcal{O}$ 兀 以 上 で あ る 保 険 医 療 機 関

(8)特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 7 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 日

当 該 病 棟 に 金 曜 日 に 入 院 す る 患 者 に 係 る 入 院 日  $\mathcal{O}$ 翌 日 及 び 翌 Þ H 当 該 患 者 が 処 置 所 定

点 数 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 第 章 第 九 部 第 節 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が 千 点 以 上  $\mathcal{O}$ £  $\mathcal{O}$ に 限 る。

又 は 手 術 を 行 わ な 11 日 12 限 る 並 び に 当 該 病 棟 を 月 曜 日 12 退 院 す る 患 者 に 係 る 退 院 日  $\mathcal{O}$ 前 日

及 び 前 Þ 日 当 該 患 者 が 処 置 ( 所 定 点 数 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 第 章 第 九 部 第 節 に 掲 げ る Ł  $\mathcal{O}$ に

限 る。 が 千 点 以 上  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ に 限 る。 又 は 手 術 を 行 わ な 1 日 に 限 る。

(9)Α D L 維 持 向 上 等 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

1 入 院 中  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 L て、 Α D L  $\mathcal{O}$ 維 持 向 上 等 に 資 す る + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

口 当 該 病 棟 に 専 従  $\mathcal{O}$ 常 勤  $\mathcal{O}$ 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 若 < は 言 語 聴 覚 士 が 名 以 上 配 置 さ れ

て 1 ること、 又 は 当 該 病 棟 に 専 従  $\mathcal{O}$ 常 勤  $\mathcal{O}$ 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 若 L < は 言 語 聴 覚 士 が

名 以 上 配 置 さ れ て お り、 カン つ、 当 該 病 棟 に 専 任  $\mathcal{O}$ 常 勤  $\mathcal{O}$ 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 若 L < は 言

語 聴 覚 士 が \_\_ 名 以 上 配 置 さ れ て 1 ること。

六 専 門 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) 通 則

専 門 病 院 は 主 とし 7 悪 性 腫 瘍 患 者 又 は 循 環 器 疾 患 患 者 を 当 該 病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 に 七 割 以 上 入

院 さ せ 高 度 か 0 専 門 的 な 医 療 を 行 0 て 1 る 病 院 で あ る

(2)専 門 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 1 本 文 12 規 定 す る 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

イ 七対一入院基本料の施設基準

1 当 該 病 棟 に お 1 て 日 12 看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数

が 七 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに 以 上 で あ ること。 た だ L 当 該 病 棟 12 お 1 て、 日 に 看

護 を行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 本文に 規 定する 数 に相 当す る数以 上 で あ る場 合 に は 各 病 棟 に お

け る夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 本文  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 5 ず、 以 上であ ること (専 菛 病 院

入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 10  $\mathcal{O}$ 場 合 を 除 く。 とす る。

- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- 3 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 平 均 在 院 日 数 が二十 八 日 以 内 で あること。
- 4 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン に 該 当すること。
- 1 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看護必 要度 Ι (T) 基 準を満たす患者を三割 以 上入院させる

病 棟 で あ ること。

2 般 診 病 療 内 棟 容 用 12  $\mathcal{O}$ 関する 重 症 度、 デ 1 医 タ 療 を適切 看 護 に提 必 要 出 度 で  $\prod$ きる体  $\mathcal{O}$ 基 準 制 を が 満 整 た 備 す され 患者 た保 を二 険 割 医 八 療 分 以 機 上 関 一入院 で あ · させ て、

•

る 病 棟 で あ ること。

- (5) 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師  $\mathcal{O}$ 員 数 が 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者 数 に 百 分  $\mathcal{O}$ + を 乗 Ü 7 得 た 数 以 上 で あること。
- 6 当 該 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 を退 院 す Ź 患 者 に 占 め る、 自 宅 等 に 退 院 す る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 合 が 八 割

以 上 でで あ ること。

7 デ ] タ 提 出 加 算 に 係 る届 出 を行行 0 て 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

口 + 対 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 当該 病 棟 に お 7 て、 日 に . 看 護を行う看 護職 員 の数 は、 常 時、 当該病棟 0 入院 患者の数

入 院 け 護 が を行 + る 夜 基 又 本 は 勤 う 看 料 を そ 行 護  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 端 う看 注 職 員 数 10 を増  $\mathcal{O}$ 護  $\mathcal{O}$ 場 職 数 合 すごとに 員 が を除く。 本  $\mathcal{O}$ 文 数 は に 規 \_<del>-</del> )とす 定 以 本 文 す 上 る で  $\mathcal{O}$ あ 数 規 定 に ること。 12 相 当 か す カン る ただし、 わ 数 5 낈 ず、 上 当 で 以 あ 該 上で る場 病 棟 あ 合 に ること お に は 1 て、 各 (専 病 門 棟 日 病 に に 院 看 お

- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 の最 小 必 要数 の七 割 以上が 看 護 師 であること。
- ③ 当該病棟の平均在院日数が三十三日以内であること。
- 4 て継 当該 続 的 病 に 棟 測 に 定を行 入院 してい **!** その る患者 結 果に 。 一 . 基 づ 般 病 き評 棟 用 価 0 を 重 行 症 度、 ってい 医療 ること。 看護必要度Ⅰ又はⅡに つい
- (5) デ Ì タ 提 出 加 算 に 係 る 富 出 を行 0 7 7 る保 険 医 療 機 関で あること。
- ハー十三対一入院基本料の施設基準
- 1 院 看 お が 入院 当該 け 護 十三又 を る 基 夜 行 病 本 勤 う は 棟 料 を そ 看 12 行  $\mathcal{O}$ 護  $\mathcal{O}$ お う 端 注 職 1 看 数 て、 10 員 を 護  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 増 場 数 職 合 員 が すごとに 日 · を 除 本 に  $\mathcal{O}$ 数 文 看 <\_ ° は、 に 護 規 を 定 行 以 本 とす す 文 う 上 Ź で 看  $\mathcal{O}$ る。 あ 規 数 護 定 に 職 ること。 に 相 員 当す カコ 0) 数 か る数 は、 わ ただ 5 ず、 以 常 L 時、 上 二以 で 当 当該 あ 該 上で る 病 場 棟 病 合 あること 棟 に に お  $\mathcal{O}$ 入 院 は 7 7 各 患 (専門 病 者 棟 日  $\mathcal{O}$ 病 に 数 12
- 2 当該 病 棟 に お 7 て、 看 護職 員 の最 小必要数の七 割 以上が 看護師 であること。

3 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 平. 均 在 院 日 数が三十 六 日 以 内であること。

(3) 看護必要度加算の施設基準

イ 看護必要度加算1の施設基準

- + 対 入 院 基本 料 12 係 る 届 出 「 を 行 つて 7 る病棟であること。
- ② 次のいずれかに該当すること。
- 1 般 病 棟 用 0) 重症· 度、 医療 看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を二割二分以上入院さ

せる病棟であること。

2 般 診 療内 病 棟 用 容に関するデー  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 · 療 タを適切に提出できる体制が • 看 護 ` 必 要 度 Π <u>ー</u> 基準 を満たす患者を二割 整備された保険医 以上入院させる病 療機関 で あって、

棟であること。

看護必要度加算2の施設基準

口

- 1 + 対 入 院 基 本 料 に 係 る 届 出 を行 0 7 ١, る病棟 であること。
- ② 次のいずれかに該当すること。
- 1 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要度 I 0) 基 準 を満 たす患者を二 割 以上入院させる

病棟であること。

2 診 療内容に関するデー タを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関 であって、

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度  $\prod$  $\mathcal{O}$ 基 準 を 満 たす 患 者 を 一 割 八 分以 上 入 院 させ

る病棟であること。

- ハ 看護必要度加算3の施設基準
- 1 + 対 入 院 基 本 料 に 係 る 届 出 を行 0 7 1 る 病 棟 で あること。
- ②次のいずれかに該当すること。
- 1 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看 護必 要度 I 0) 基 準 を満たす患者 を 割 八分以 上入院さ

せる病棟であること。

2 診 療 内 容 に 関 するデ タ を 適 切 に 提 出 で きる 体 制 が 整 備 さ れ た保 険 医 療 機 関 で あ 0 て、

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度  $\prod$  $\mathcal{O}$ 基 準 を 満 た す 患 者 を 一 割 五. 分以 上 入 院 させ

る病棟であること。

(4)般 病 棟 看 護 必 要 度 評 価 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 十三 対 入 院 基 本 料 に 係 る 届 出 を 行 0 て 1 る 病 棟 で あ ること。

口 当 該 加 算 を 算 定す る 患 者 に 0 1 7 測 定 L た 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度 Ι 又は

 $\prod$  $\mathcal{O}$ 結 果 に 基 づ き、 当 該 病 棟 に お け る 当 該 看 護 必 要 度  $\mathcal{O}$ 評 価 を 行 0 て 7 ること。

専 門 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 保 険 医 療 機 関

(5)

該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 を退 院 する 患者 (退 院 日 に 専 '門病 院 入院 基 本 料 を算定する ŧ

 $\mathcal{O}$ 

に 限 る。 に 占 め る、 午 前 中 に 退 院 す る t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 合 が 九 割 以 上 で あ る 保 険 医 療 機 関

(6)専 門 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 患 者

次  $\mathcal{O}$ 7 ず れ に t 該 当 す る 患 者

イ 当 該 病 棟 に三 + 日 を 超 え て 入 院 L ( ) る者

口 午 前 中 に 退 院 す る 者

ハ 当 該 退 院 日 12 お 1 て、 処 置 (所定点数 <u>(</u>医 科 点数 表 0) 第二 章 · 第 九 部 第 節 に · 掲 げ る ŧ のに

限 る。 が 千 点 以 上  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 又 は 手 術 を 行 0 7 1 な 1 者

二 入 退 院 支 援 加 算 を 算 定 L て 7 な 1 者

(7)専 門 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定

 $\Diamond$ る 保 険 医 療 機 関

該

保

険

医

療

機

関

 $\mathcal{O}$ 

般

病

棟

に

入

院

す

る

患

者

入

院

日

に

専

門

病

院

入

院

基

本

料

を

算

定

す

る

 $\mathcal{O}$ 

に 限 る 12 占  $\Diamond$ る 金 曜 日 に 入 院 す る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 合 と 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 を 退 院 す る

患 者 退 院 日 に 専 門 病 院 入 院 基 本 料 を 算 定 す る t  $\mathcal{O}$ に 限 る。 に 占  $\Diamond$ る 月 曜 日 に 退 院 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 割 合  $\mathcal{O}$ 合 計 が + 分  $\mathcal{O}$ 兀 以 上 で あ る 保 険 医 療 機 関

(8)専 門 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 日

該 病 棟 に 金 曜 日 に 入 院 す る 患 者 12 係 る 入 院 日  $\mathcal{O}$ 翌 日 及 び <u>ᅰ</u> Þ 日 (当該 患 者 が 処 置 所 定

点 数 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 第 章 第 九 部 第 節 に 撂 げ る Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が 千点 以 上  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限

限 及 又 る。 は び 前 手 術 Þ を が 日 千 行 当 点 わ 以 該 な 上 患 7  $\mathcal{O}$ 者 日 12 t が 限  $\mathcal{O}$ に 処 る 限 置 る。 所 並 定 び 又 点 に 当 は 数 該 手 術 医 病 科 を 棟 行 点 を わ 月 数 な 曜 表 1  $\mathcal{O}$ 日 第 に 日 12 退 限 院 章 る。 第 す る 九 部 患 者 第 12 節 係 る に 退 撂 げ 院 る 日  $\mathcal{O}$ ŧ 前  $\mathcal{O}$ に 日

(9)Α D L 維 持 向 上 等 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

1 口 名 て 当 以 1 入 上 該 院 ること、 配 中 病 置 棟  $\mathcal{O}$ さ に 患 れ 専 者 又 て は 従 12 当 お 対  $\mathcal{O}$ り、 常 該 L て、 病 勤 棟 か  $\mathcal{O}$ 理 つ、 に Α 専 学 D 当 従 療 L 該  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 法 病 常 士 維 持 棟 勤 12 作  $\mathcal{O}$ 理 業 向 専 上 任 学 療 等 療 法  $\mathcal{O}$ に 常 法 士 勤 若 資 士 す  $\mathcal{O}$ L 理 る 作 < + 学 業 は 分 療 療 言 法 な 法 語 体 士 聴 士 若 覚 制 作 が L 士 業 整 < が 備 療 は 法 さ 言 名 士 語 れ 以 若 7 聴 上 覚 配 1 L < 置 ること。 士 は され が 言

(10)専 許 門 可 病 病 院 床 数 入 院 が 百 基 本 床 未 料 満  $\mathcal{O}$ 注  $\mathcal{O}$ ŧ 10  $\mathcal{O}$ に で 規 定 あ す ること。 る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 保 険 医 療 機

関

語

聴

覚

士

が

名

以

上

配

置

さ

れ

7

1

ること。

専 門 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 10 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 日

(11)

1 当 該 次 看 各  $\mathcal{O}$ 病 護 1 ず 職 棟 員  $\mathcal{O}$ れ に  $\mathcal{O}$ 1 ず 数 ŧ が 該 れ 当 か 時 す 的 病 る に二未 棟 各 に 病 お 棟 満 に 11 とな 7 お 夜 7 0 勤 7 た を 時 行 夜 間 間 う 帯 看  $\mathcal{O}$ に 護 救 お 急 職 1 員 外 て、 来  $\mathcal{O}$ 数 を 患 受 が 者 診  $\mathcal{O}$ L 看 た 時 護 患 的 12 者 に 支 に 障 未 対 応 が 満 す な لح る 1 な と た 0 認 た 8 H

5

れ

ること。

口 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に 未 満 とな 0 た 時 間 帯 に お 1 て、 看 護 職 員 及 U 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 が

看 護 職 員 を 含 む 以 上 で あ ること。 た だ 入 院 患 者 数 が 三 + 人 以 下  $\mathcal{O}$ 場 合 12 あ 0 7 は

看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 以 上 で あ る

障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

七

(1)通 則

障 害 者 施 設等一 般 病 棟 は、 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該当する病 棟であること。

1 児 童 福 祉 法 留昭 和 十 二 年 法 律 第 百 굿 + 匹 号) 第 兀 十二条 第二号に 規定 する医 療 型 障 害 児

入 所 施 設 主 とし て 肢 体 不 自 由  $\mathcal{O}$ あ る 児 童 又 は 重 症 心 身 障 害 児 同 法 第 七 条 第二 項 に 規 定 す

る 重 症 心 身 障 害 児 を 1 う。 以 下 同 r. を 入 所 さ せ る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。 又 は 同 法 第 六

条

 $\mathcal{O}$ 

<u>ー</u>の

第 三 項 に 規 定 す る 指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 に 係 る 般 病 棟 で あ ること。

口 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ŧ 該 当 す る 般 病 棟 で あ ること。

1 重 度  $\mathcal{O}$ 肢 体 不 自 由 児 者 脳 卒 中  $\mathcal{O}$ 後 遺 症  $\mathcal{O}$ 患 者 及 び 認 知 症  $\mathcal{O}$ 患 者 を 除 *\*. 第 八  $\mathcal{O}$ 九

 $\mathcal{O}$ (1)に お 1 7 同 U° 脊 髄 損 傷 等  $\mathcal{O}$ 重 度 障 害 者 脳 卒 中  $\mathcal{O}$ 後 遺 症  $\mathcal{O}$ 患 者 及 び 認 知 症  $\mathcal{O}$ 患

者 を除 <\_ 第 八  $\mathcal{O}$ 九  $\mathcal{O}$ (1)並 び に 第 九  $\mathcal{O}$ 八  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 1 及 C 十 二  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 1 12 お 1 7 同 じ。 重

度  $\mathcal{O}$ 意 識 障 害 者、 筋 ジ ス 1 口 フ 1 ] 患 者、 難 病 患 者 等 を お お む ね 七 割 以 Ĺ 入院 させ てい る

病 棟 で あ ること。

2 院 護 者 常 看 12 当 患者 規定 補 施 護 該 時 設 補 該 助 病 者 等 す  $\mathcal{O}$ 棟 当 病 助 数 を 入 者 る 該 に 棟 が二百 含 院 数 病  $\mathcal{O}$ に お に む 基 数 棟 お 1 場場 本 相 は て  $\mathcal{O}$ 当す 又 合 料 入 は 院 は、  $\mathcal{O}$ 本 そ 注 文 る 患 H 0 数 者  $\mathcal{O}$ 12 11 端 以 日 規  $\mathcal{O}$ 看  $\mathcal{O}$ 数 に 場 定 上 護 数 看 合 を増すごとに 事 に で 護 を が 務的 を除 か あ 行 + 行 又 か る う 業務 場 は < わ 看 いらず、 合 そ 護 看 ) とする。 を行う看 に 職  $\mathcal{O}$ 護 は 員 端 職 に 数 看 員 及 相 護 各 び を 当 増 護 職 病 看 び する数 補 な すごとに 員 棟 護 看 12 お、 助 補 護 <del>--</del> 者 を含む二以 補 お 助 以  $\mathcal{O}$ け 主として を 助 下 数 行 る であること。 以 は 夜 う 行 勤 看 上 で 常 事 上 を 護 看 務的 で 行 時、 あ 護 補 あ う る 補 助 業務 当 者 ること 看 助 該 者 護  $\mathcal{O}$ 病 を 職 数 行う た 棟 が 員 ( 障 だ  $\mathcal{O}$ 及 本 看 入 害 てバ 文

当

1

て、

日

に

を

う

及

を

う

 $\mathcal{O}$ 

数

は

1 七 対 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基

潍

(2)

障 害

者

施

設

等

入

院

基

本

料

 $\mathcal{O}$ 

注

1

に

規定

す

る入院

基

本

料

0)

施

設

基

潍

1 で 当 常 以 あ 該 時 (1)上 る 病  $\mathcal{O}$ で 当 1 場 棟 あ 該 に 合 に ること 該 に 病 お 当す は、 棟 1 て  $\mathcal{O}$ 各 入 る ( 障 院 病 病 害 患 棟 棟 H 者 者 で に に 施  $\mathcal{O}$ あ お 看 設 け 護 数 0 て、 等 が を る 入 夜 行 七 院 当 勤 う 又 は 該 基 を 看 本 そ 病 行 護 料 棟 う  $\mathcal{O}$ 職 端  $\mathcal{O}$ 看 に 員 注 数 お 護  $\mathcal{O}$ を増 職 数 1 11 て、 が  $\mathcal{O}$ 員 場 すごと  $\mathcal{O}$ 本 文 合 数 を 日 に は 除 に 規 に く。 定 看 本 護 以 文 す る 上 を  $\mathcal{O}$ 行 とする。 で 規 数 あ う 定 12 る 看 に 相 当す 護 カ 職 か る 員 わ らず、 数 た  $\mathcal{O}$ だ 以 数 上 は

2 当該 病 棟 にお į, て、 看 護 職 員 0 最 小 必 要数 0 七 割 以 上が 看 i 護師 であ ること。

3 す る 当 準 該 病 超 重 棟 症  $\mathcal{O}$ 入  $\mathcal{O}$ 院 状 態 患 者  $\mathcal{O}$ 患  $\mathcal{O}$ 者 うち、 との 合 第 計 八  $\mathcal{O}$ が 三 + 割  $\mathcal{O}$ 以 (1)上 に で 規 定す あ ること。 る 超 重 症  $\mathcal{O}$ 状 態  $\mathcal{O}$ 患 者 ら 同 (2)に 規

定

- ロ 十対一入院基本料の施設基準
- 1 設 け 護 が 等入院 る夜 を行 + 当 又 該 勤 う看 は 病 を行 基 そ 棟 本 護 0) に !う看 料 端 職 お  $\mathcal{O}$ 数 員 1 を増 注 護  $\mathcal{O}$ て、 職 数 11 員 が すごとに一以  $\mathcal{O}$ 場  $\mathcal{O}$ 本文に規定する数に相当する数以上であ 日 数 合を除く。 に は、 看 護 本文の を行う 上で )とする。 規 あ 看 定に ること。 護 職 員 か か 0) 数 わ ただし、 らず、 は、 常時、 二以 当 該 る場 当該 上であること 病 棟 合には、 に 病 お 棟  $\mathcal{O}$ 1 て、 入 院 各病 ( 障 患 害者 者 棟 日 12 0) に 施 数 お 看
- ハ 2 十三 当該 対 病 入 棟 院 に 基 お 本 **(** ) 料 て、  $\mathcal{O}$ 施 看 護 設 基 職 潍 員  $\mathcal{O}$ 最 小必 要数 の七 割 以上が 看 護 師 で あること。
- 1 施 看 が お 当 設 け 護 十三又 等 を 該 る 入 夜 行 病 院 勤 う は 棟 基 を そ 看 12 行う 本 護  $\mathcal{O}$ お 料 職 端 1 看 数 て、  $\mathcal{O}$ 員 注 護 を  $\mathcal{O}$ 増 数 職 11 員 が  $\mathcal{O}$ すごとに 日 場 本 に  $\mathcal{O}$ 合 数 文 看 を除 は、 に 護 規 を \( \frac{1}{\circ} \) 定 行 以 本 す 文 う 上  $\mathcal{O}$ Ź で 看 規 とする。 数 あ 護 定 に 職 ること。 に 相 員 当す カン  $\mathcal{O}$ 数 か る数 は、 わ ただ 5 ず、 以 常 L 上 時 、 二以 で 当 当 あ 該 上で る 該 病 場 棟 病 あること 合 棟 に に お  $\mathcal{O}$ は 入 7 院 7 各 患 ( 障 病 者 害 棟 日  $\mathcal{O}$ 者 に 数 に
- 2 当該 病 棟 に お \ \ て、 看 護職 員 の 最 小心 要数の七 割 以上が 看護師 であること。

1 が 施 お 看 設 け 護 + 当 等 る を 該 五 入 行 夜 又 病 院 勤 う は 棟 基 を そ 看 に 本 行 護  $\mathcal{O}$ お 料 う 端 職 1 看 数  $\mathcal{O}$ 員 て 注 を 護  $\mathcal{O}$ 増 数 11 職 「すご、 員 が  $\mathcal{O}$ 日 場 本  $\mathcal{O}$ 12 لح 合 数 文 看 を は、 に 護 に 除 規 を <\_ . 行 定 以 本 文 す う 上 看  $\mathcal{O}$ る で کے 規 数 護 あ す に る 職 定 る に 相 員 کے か 当  $\mathcal{O}$ す 数 か る は わ た だ 数 5 ず、 常 以 し 時、 上 で 当 当 以 あ 該 該 上 る 病 で 場 棟 病 あ 合 棟 に ること に お  $\mathcal{O}$ は 入 1 院 て 各 患 障 者 病 害 棟 日  $\mathcal{O}$ 者 数 12 12

2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 兀 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

(3)障 障 夜 害 勤 害 者 を 者 行 施 施 設 設 う 等 等 看 護 入 入 院 職 院 基 員 基 本  $\mathcal{O}$ 本 料 料 <del>--</del> 人  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 当 注 注 た 2 2 に に り 規 規  $\mathcal{O}$ 定 月 定 す す 平 る る 均 夜 厚 厚 生 生 勤 労 労 時 間 働 働 大 数 大 臣 臣 が が 七 が 十 二 定 定 8  $\Diamond$ る る 時 場 間 ŧ 合 以  $\mathcal{O}$ 下 で あ

(4)

規 料 入 入 月 院 院 定 平 当 す 基 結 基 均 該 本 る 保 本 核 夜 料 月 料 勤 病 険 又 平 棟 時 医  $\mathcal{O}$ は 均 注 入 間 療 障 夜 超 機 院 6 害 勤 に 基 関 過 者 時 本 減 規 が 施 定 間 料 算 設 す 若 過 超  $\mathcal{O}$ 等 注 渦 る L 去 入院 < 減 夜 2 算 た は 勤 年 基 若 だ 時 間 般 本 間 L L に 料 < 特 書 病 お 別  $\mathcal{O}$ は に 棟 1 規 注 精 入 入 て、 定 2 神 院 院 12 す 病 基 基 規 る 般 棟 本 本 定 料 料 入 月 病 す 院 平  $\mathcal{O}$ 棟 る 精 基 均 注 入 月 本 院 神 夜 7 平 料 病 勤 に 基 均 棟 規 時 本  $\mathcal{O}$ 夜 定 間 料 注 入 勤 院 す 9 超  $\mathcal{O}$ 時 12 基 過 る 注 間 夜 規 本 減 2 超 定 算 た 料 勤 過 す 若 だ 時  $\mathcal{O}$ 減 る 注 間 L L 算 < 書 夜 2 特 を 勤 に た は 别 算 だ 結 規 時 入 定 院 間 核 定 L L す 書 基 特 病 た に 別 棟 本 る

ことのある保険医療機関である場合

(5)障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 5 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 状 態 等 に あ る 患 者

別表第四に掲げる患者

(6)特 定 入 院 基 本 料 及 び 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定す る点 数 に 含 ま れ る 画 像 診 断 及 び

処 置  $\mathcal{O}$ 費 用 並 び に 含 ま れ な 1 除 外 薬 剤 • 注 射 薬  $\mathcal{O}$ 費 用

特 定 入 院 基 本 料 又 は 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定す る点 数を算 定 す る 患 者 に 対 L 7

行 0 た 別 表 第 五. に 掲 げ る 画 像 診 断 及 U 処 置  $\mathcal{O}$ 費 用 つフ 1 ル A  $\mathcal{O}$ 費 用 を 含 む。 は 当 該 入 院 基

本 料 に 含 ま れ る ŧ  $\mathcal{O}$ と し、 别 表 第 五.  $\mathcal{O}$ \_\_  $\mathcal{O}$ に 掲 げ る 薬 剤 及 び 注 射 薬  $\mathcal{O}$ 費 用 は、 当 該 入 院 基 本

料に含まれないものとする。

(7)障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 9 に 規 定 す る 看 護 補 助 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

次のいずれにも該当すること。

1 当 該 病 棟 に お 1 て 日 に 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者

 $\mathcal{O}$ 数 が + 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 「すごと」 に に 相 当 す る 数 以 上 で あ ること。

口 当 該 病 棟 に お 1 7 夜 勤 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 七 +

五. 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに に 相 当 す る 数 以 上 で あ ること。

ハ 七 対 入 院 基 本 料 又 は + 対 入 院 基 本 料 . を 算 定 す る 病 棟 であ ること。

二 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 負 担 軽 減 及 び 処 遇 改 善 12 資 す る 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

(8)障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 10 12 規 定 す る 夜 間 看 護 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 夜 間 に お け る 看 護 業 務  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 に 資 す る十 分 な 業 務 管 理 等  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 るこ

ح °

口 障 害者 施 設等 入 院 基本 料  $\mathcal{O}$ 注 9 12 規定す る )看護: 補 助 加 算 に 係る 届 出 を行行 つて 7 る病 棟 であ

ること。

(9)障 害 者施 設等 入院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 11 に 規定する厚生労働 大臣 が定める保険 医 療 機 関

許 可 病 床 数 が 百 床 未 満  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(10)障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 11 12 規定 する 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る H

該 ず 棟  $\mathcal{O}$ れ に 1 ず 該 れ 当 か す 病 棟 各 病 棟 お に 1 お 夜 て、 勤 夜 間 救 護 職 急 員 外 来 数 が 受 診 た 時 患 的 に 者 に 未 対 応 満 す た 0

イ 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に 未 満 とな 0 た 時 間 帯 に お 1 て、 患 者  $\mathcal{O}$ 看 護 12 支 障 が な 1 لح 認 8

5 れ ること。 当

各

病

に

7

を

行

う

看

 $\mathcal{O}$ 

<u>-</u>

と

な

た

日

次

 $\mathcal{O}$ 

1

ŧ

る

V

 $\mathcal{O}$ 

を

る

口 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に 二 未 満 とな 0 た 時 間 帯 に お 7 て、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 が、

看 護 職 員 を 含 むニ 以 上 で あること。 ただ Ļ 入 院 患者 数が三十 人 以 下  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 は

看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 以 上であること。

- 一通則
- (1) 診療所であること。
- (2)当 該 保 険 医 療 機 関を単位として 看 護を行うも のであること。
- (3)看 護 又 は 看 護 補 助 は 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 看 護 職 員 又 八は当該 保険 医療 機関  $\mathcal{O}$ 主治医

若

しくは

- (4)現に 看 護 に 従 事 L 7 7 る 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 ※を当 該 診 療 派所内 の見やすい 場所に掲示していること。
- 一 有床診療所入院基本料の施設基準

看

護

師

 $\mathcal{O}$ 

指

示

を受

け

た

看

護

補

助

者

が

行う

É

0

とする。

(1) 有 床 診 療 所 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定する入院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基

準

1 有 床 診 療 所 入 院 基 本 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

- 1 当 該 診 療 所 ( 療 養 病 床 を 除 く。 に お け る 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が、 七 以 上であること。
- 2 患 者 に 対 L 7 必 要 な 医 療 を 提 供 す る た 8) に 適 切 な 機 能 を 担 0 て 7 ること。
- 口 有 床 診 療 所 入 院 基 本 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮
- 当 該 診 療 所 療 養 病 床 を 除 <\_ に お け る 看 護職 員  $\mathcal{O}$ 数 が、 兀 以 上七 未 満 であること。
- 2 1  $\mathcal{O}$ 2  $\mathcal{O}$ 基 準 を 満 た す Ł  $\mathcal{O}$ で あ ること。
- ハ 有床診療所入院基本料3の施設基準

- 1 当該 診 療 所 ( 療 養 病 床を除 < に おけ る 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 以 上四 未 満 であること。
- ② イの②の基準を満たすものであること。
- = 有 床 診 療 所 入 院 基 本 料 4  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

イの①の基準を満たすものであること。

ホ 有床診療所入院基本料5の施設基準

口の①の基準を満たすものであること。

有床診療所入院基本料6の施設基準

ハの①の基準を満たすものであること。

次 有 床  $\mathcal{O}$ 診 1 ず 療 所 れ か に 般 該 病 当 床 す 初 ること。 期 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設基 潍

(2)

イ 在 宅 療 養 支 援 診 療 所で、 あって、 過去一 年 間 に 訪問 診 療を 実施 L 7 7 るも 0) であること。

ロ 急性期医療を担う診療所であること。

ハ 緩 和 ケ ア に 係 る 実 績 を 有する診 療 所 で あること。

(3)夜 間 緊 急 体 制 確 保 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 病 状  $\mathcal{O}$ 急 変 に 備 え た 緊急 の診 療提供 体 制を確保していること。

(4) 医師配置加算の施設基準

1 医 師 配 置 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ŧ 該 当 すす ること。

- 当該 診 療 所 に お け る 医 師  $\mathcal{O}$ 数が、 二以上であること。
- 2 次 0) 1 ず れ か に 該当すること。

1

在 宅 療 養 支援 診 療 所であって、 訪問 診療を実施してい

るものであること。

2 急 性 期 医療を担 う診療所であること。

口 医 師 配 置 加 算 2 0 施 設 基 潍

当 該 診 療 所 に お け る 医 師  $\mathcal{O}$ 数が、 二以上であること(イに該当する場合を除く。

1 看 護 配 置 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 (5)

看 護

配

置

加

算、

夜

間

看

護

配

置

加

算

及び

看護

補

助 配

置 加

算

 $\mathcal{O}$ 施 設

基準

当 該 診 療 所 療 養 病 床 を除 <\_ . にお ける 看 護 職 員 0 数が、 看護師 三を含 む十以上である

こと。

口 看 護 配 置 加 算 2 0 施 設 基 潍

当 該 診 療 所 療 養 病 床 を除 <\_ にお ける看護職員 の数が、 十以上であること(イに該当

す る場合を除

ハ 夜 間 看護配 置加 算 1 \_ の 施設基 準

当 該 診 療 所 に お け る 夜 間 0 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 が 看 護 職 員 を含 むニ 以 上 で あ

ること。

ニ 夜間看護配置加算2の施設基準

当 該 診 療 所 に お け る 夜 間 0) 看 護 職 員 0 数 が、 以上であること(ハ に該当す る場合を除

ホ 看護補助配置加算1の施設基準

当 該 診 療 所 ( 療 養 病 床 を除 <\_ に お け る看 護補助者の数 が、

二以上であること。

、 看護補助配置加算2の施設基準

当 該 診 療 所 療 養 病 床 を除 <\_ ° に お け る 看護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 が、 以上であること **(**ホ · に 該

当する場合を除く。)。

(6) 看取り加算の施設基準

当 該 診 療 所 に お け る 夜 間  $\mathcal{O}$ 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 以 上 で あ ること。

有 床 診 療 所 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 9 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 施 設 基 準

(7)

当 該 診 療 所 が 有 床 診 療 所 入 院 基 本 料 12 係 る 病 床 及 び 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入院 基 本 料 .に係 る

病床の双方を有していること。

(8) 栄養管理実施加算の施設基準

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 常 勤  $\mathcal{O}$ 管 理 栄 養 士 が <del>\_\_</del> 名 以 上 配 置さ れ 7 1 ること。

口 栄 養 管 理 を 行 う に 0 き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

(9)有 床 診 療 所 在 宅 復 帰 機 能 強 化 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

在 宅 復 帰 支 援 を 行うに 0 き十 分 な 実 績 等 を 有 L 7 7 ること。

有 床 診 療 所 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 12 12 規 定 す る 介 護 連 携 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(10)介 護 保 険 法 施 行 令 平 成 + 年 政 令 第 兀 百 + = 号) 第二条 各号 に 規 定 する疾 病 を有す

以 上 六 + 五. 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 者 又 は 六 + 五. 歳 以 上  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ 受入れにつき、 + 分な体制 を有してい

ること。

る

匹

十歳

(1) 通 則

三

有

床

診

療

所

療

養

病

床

入

院

基

本

料

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

準

等

療 養 病 床 で あ ること。

有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 箬

(2)

1 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 1 12 規 定 す る 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

- 1 当 当 該 療 該 養 有 床 病 診 床  $\mathcal{O}$ 療 入 所 院 に 患 雇 者 用 さ  $\mathcal{O}$ 数 れ が 六 そ 又  $\mathcal{O}$ は 療 そ 養  $\mathcal{O}$ 病 端 床 数 に を 勤 増 務 すごとに一 す る こととさ 以 上で れ 7 あ 1 る ること。 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は
- 2 は 当 当 該 該 有 療 床 養 診 病 療 床 所 に  $\mathcal{O}$ 入 雇 院 用 患者 さ れ  $\mathcal{O}$ 数 そ が  $\mathcal{O}$ 六 療 又 養 は 病 そ 床 0) に 端 勤 数を増すごとに一以上であること。 務 することとされ 7 1 る 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数

- 3 当 該 病 棟 に 入 院 L て 1 る 患 者 に 係 る褥瘡  $\mathcal{O}$ 発 生 割 合 等 に つ 1 7 継 続 的 に 測 定 を 行 1
- そ  $\mathcal{O}$ 結 果 に 基 づ き 評 価 を 行 0 て 1 る
- 口 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 1本文に 規定 する厚 生 一 働大 臣 が 定 め

る

区

分

- ① 入院基本料A
- 1 当 該 有 床 診 療 所  $\mathcal{O}$ 療養 病 床の 入 院· 患者 のうち医 原区 分三の 患者と医 療 区 分二 0) 患者と
- $\mathcal{O}$ 合 計 が 八 割 未 満 で あ る場合 (以下こ 0) 口 に お 7 て 「特定 患者 八割 未 満 の場 とい
- う。)にあっては、医療区分三の患者
- 2 当 該 有 床 診 療 所の 療養病 床の 入院患者 のうち医療区 分三の患者と医 原区 分二 0) 患者と

 $\mathcal{O}$ 

合

計

が

八

割

以

上で

あ

る場合

(以下この

口

に

お

7

て

特

定

患者

八割

以

上

 $\mathcal{O}$ 

場

合

とい

- う。 に あ 0 て は、 次  $\mathcal{O}$ 7 ず 'n に も該 当 す Ź Ł 0) とし て地方 厚 生 局 長 等 に 届 け 出 た 診 療
- 所で あ る 保 険 医 療 機 関 ) 以 下 ۔ ک 0) 口 に お 1 7 兀 対 配 置 保 険 医 療 機 関 لح 1 う。 に
- 入院している医療区分三の患者
- (--)当 該 有 床 診 療 所 に 雇 用 さ れ、 そ  $\mathcal{O}$ 療 養 病 床 に 勤 務することとされ てい る 看 護 職 員  $\mathcal{O}$
- 数 は 当 該 療 養 病 床  $\mathcal{O}$ 入 院 患者  $\mathcal{O}$ 数 が 兀 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数を増すごとに <del>--</del> 以 上 で あ ること。
- $(\underline{\phantom{a}})$ 当 該 有 床 診 療 所 に 雇 用 さ れ、 そ  $\mathcal{O}$ 療 養 病 床 に 勤 務 することとされ 7 *\*\ る 看 護 補 助 者
- $\mathcal{O}$ 数 は、 当該 療 養 病床 0 入院患者  $\mathcal{O}$ 数 が 兀 又 は そ の端数を増すごとに一以 上で あ るこ

- ② 入院基本料 B
- 1 特 定 患 者 八 割 未 . 満  $\mathcal{O}$ 場 合に あ って は、 医 療 区 分二の 患者 医 療 区 分三 0 患 者 を除
- )であって、 A D L区分三又は A D L 区 分二である ŧ  $\mathcal{O}$

分二の患者 (医療区分三の患者を除く。 であって、 A DL区分三又は A D L 区 分二で

あるもの

2

特定患者

八割

以上

 $\mathcal{O}$ 

場合に

あ

って

は、

兀

対

配

置

保

険

医

療機関に入院

してい

る医療区

- ③ 入院基本料 C
- 1 特 定患者 であって、 八 割 未 A 満 D 0 L 場 区 合 一 分 一 に あ で あ つ 7 る は、  $\mathcal{O}$ 医 療区 分二の 患者 ( 医 療 区分三の 患者 を除
- 2 特定 患 者 八割 以 Ĺ  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 て は 兀 対 配 置 保 険 医 療 機関 に 入 院 L て 7 る 医 療 区
- 分二 0 患 者 <u>(</u>医 療 区 分三 0) 患 者を除 で あ 0 て、 A D L 区 分 で あ る t  $\mathcal{O}$
- 1 特 定 患 者 八 割 未満  $\mathcal{O}$ 場 一合に あ って は、 医 · 療 区 分 一  $\mathcal{O}$ 患者 であ って、 A D L 区 分三であ

るもの

4

入院

基

本

料

D

2 特 定患者八割以上の場合にあっては、 四 対 配置保険医療機関に入院 してい る医 療

区

分  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て、 A D L 区 分三で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

- ⑤ 入院基本料E
- 1 特 定 患 者 八 割 未 満  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 て は、 医 療 区 分 0 患者 で あ 0 て、 A D L 区 分二又は
- ADL区分一であるもの
- 2 特 定 患 者 八 割 以 上 0) 場合に、 あって は、 兀 対 配 置 保 険 医 療 機関に 入 院 L て **,** \ る 医 療

区

分 0) 患 者 で あ つ て、 A D L 区分二又は A D L 区 . 分 <del>\_</del> で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は 次 0) V ず れ か に 該

当し な 7 ŧ 0) とし つ て 地 方厚 生 局 長等に 届 け H た診 療 所で あ る保険 医療 機関 に 入 院 7 V)

る患者

(--)当 該 有 床 診 療 所 12 雇 用 さ れ、 そ  $\mathcal{O}$ 療 養 病 床 に 勤 務することとされ てい る 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 

数 は 当 該 療 養 病 床  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 几 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を増すごとに一 以 上 で あ ること。

 $(\underline{\phantom{a}})$ 当 該 有 床 診 療 所 に 雇 用 さ れ、 そ  $\mathcal{O}$ 療 養 病 床 に 勤 務 す ることとされ て 7 る 看 護 補 助 者

 $\mathcal{O}$ 数 は、 当 該 療 養 病 床  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 匹 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を増 すごとに 以 上 で あ るこ

کے

ハ 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 . 料 に . 含 ま れ る 画 像 診 断 及 び 処 置 0 費 用 並 び に含まれ な *\*\ 除 外

薬剤及び注射薬の費用

有 床 診 療 所 療 養 病 床 入院基本 料 (特別 入院基本料を含む。) を算定する患者に対 して行 0

た 検 查、 投 薬、 注 射 並 び に 別 表 第 五. に 掲 げ る 画 像 診 断 及 び 処 置  $\mathcal{O}$ 費 用 つフ イ ル ム 0 費 用 を含

む。 は 当 該 入 院 基 本 料 に 含 ま れ る Ł  $\mathcal{O}$ لح L 別 表 第 五 及 び 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ \_\_  $\mathcal{O}$ ニに 掲 げ る薬

剤 及 び 注 射 薬  $\mathcal{O}$ 費 用 は 当 該 入 院 基 本 料 に 含 ま れ な 1 t  $\mathcal{O}$ とす る。

= 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規定す る 厚 生労 働 大臣 がが 定め る状態

別表第五の四に掲げる状態

ホ 救急 • 在宅等支援 療 養 病 床 初 期 加 算 *O* 施 設基 潍

在 |宅療: 養支援 診 療 所であ う つ て、 過去 年 間 に 訪 間 診療を実施しているものであること。

へ 看取り加算の施設基準

当 該 診 療 所 に お け る 夜 間  $\mathcal{O}$ 看 護 職員  $\mathcal{O}$ 数 が 以 Ĺ であること。

有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 9 に 規 定 す る 厚 生 一労働大 臣 が 定 8) る 施 設 基

潍

1

当 該 診 療 所 が 有 床 診 療 所 入 院 基 本 . 料 に 係 る病 床 及 び 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入院 基 本 料 に係

る病床の双方を有していること。

チ 栄養管理実施加算の施設基準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 常 勤 0 管 理 栄 養 士 が 名 以 上配置され てい ること。

2 栄 養 管 理 を 行 うに 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

(3)有 床 診 療 所 療 養病 床在宅復帰 機 能 強 化 加 算 0 施 設 基 潍

在 宅 復 帰 支援 を行 うに つ き十二 分 な実績等を有 してい ること。

第 七 削 除

第八 入 院 基 本 料 等 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

総 合 入 院 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)総 合 入院 体 制 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 特 定 機 能 病 院 及 び 専 菛 病院 入院 基本料を算定する病棟を有する病院 以外の病院であること。

口 急 性 期 医 療 を 行うに つ き十分な 体 制 が 整 備 され てい ること。

二

急 性 期 医 療 に 係 る 実 績 を十 · 分 有 して *(* ) ること。

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ŧ 該 当 す ること。

ホ

当

該

保

険

医

療

機

関

 $\mathcal{O}$ 

敷

地

内

に

お

1 7

喫

煙

が

禁止

ー さ れ

て

*(* )

ること。

ノヽ

医

療従

事

者

 $\mathcal{O}$ 

負

担

 $\mathcal{O}$ 

軽

減

及

び

処

遇

0

改善に資する体

制

が

整備され

ていること。

1 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料、 地 域 包 括 ケア入院 医 療 管 理 料 又 は 療 養 病 棟 入院基 本 料 に 係 る

届 出 を 行 0 7 1 な 1 保 険 医 療 機 関 で あること。

2 当 該 保 険 医 療 機 関 と 同 建 物 内 に 老 人 福 祉 法 昭昭 和 三十 八 年 法 律 第 百三十三号) 第二十

条  $\mathcal{O}$ 五 に 規 定 す る 特 別 養 護 老 人 ホ ] A 。 以 下 「 特 别 養 護 老 人 ホ 1 ム という。 介 護保

険 法 平 成 九年 - 法律第 百二十三号) 第八条第二十八項に規定す る介護老 人保健施 設 ( 以 下

条 附 療 介 則 院 0 規 護 第 定 と 老 百 三 十 にこ 1 人 ょ う。 保 · 条 の る改 健 施 正 又 設」 は 前 第 とい 健  $\mathcal{O}$ 介 項 康 う。 護 保  $\mathcal{O}$ 保 規 険 険 定 法 法 に 等 第 ょ 同  $\mathcal{O}$ 八 ŋ 条 条 第 な 部 <u>二</u> 十 第二十六 お を改 そ 正  $\mathcal{O}$ 九 効 す 項 項 力 E る に を有 法 規 規 定 律 定す す す 平 Ź Ź る 介 ŧ 成 介  $\mathcal{O}$ + 護 護 とさ 八 医 療 年 療 れ 養 法 院 型 た 律 。 以 第 医 同 療 法 八 下 施 十三号) 第二十六 「介護 設 **(以** 医

1 急 性 期 0 治 療 を要す る精神 疾患を有する患者等に対する入院診療を行うにつき必要な体制

及び実績を有していること。

下

介

護

療

養

型医

療

施

設」

とい

う。

を設置してい

な

いこと。

チ次のいずれかに該当すること。

1 般 病 棟 用 0 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度 Iの基準を満たす患者を三 割五分以上 一入院 させ

る病棟であること。

2 診 療 内 容 に 関す るデ ] タ を適 切 に · 提 出 で きる 体 制 が 整 備 さ れ た 保 険 医 療 機 関 で あ 0 て、

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度  $\prod$  $\mathcal{O}$ 基 準 を 満 た す 患 者 を三 割 三 分 以 上 入 院 さ せ る

病棟であること。

IJ 機 病 院 構 公 とい 又はこれ 益 財 う 寸 名 法 に準ずる病院であること。 称 人 で 日 設 本 立 医 さ 療 れ 機 た 能 法 評 人 価 をい 機 構 う。 平 以 成 下同 七年七月二十七 ľ 等が 行う医 日 に 財 療 寸 機 法 能 人 日 評 価 本 を受け 医 療 機 能 評

る

価

- (2) 総合入院体制加算2の施設基準
- イ(1)のイ、ハ、へ、チ及びリを満たすものであること。
- 口 急 性 期 医 療 を行うに 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。
- ハ 急性期医療に係る実績を相当程度有していること。
- 二 急 性 期  $\mathcal{O}$ 治 療 を要する精 神 疾 患 を有 する患者等に対する診療を行うにつき必要な体制及び

実績を有していること。

- (3) 総合入院体制加算3の施設基準
- イ(1)のイ、ハ及びへを満たすものであること。
- ロ 2)のロを満たすものであること。
- ハ 急 性 期 医 療 に係 る実 績 を 定程: 度 有 L て *(* ) ること。
- 急 性 期  $\mathcal{O}$ 治 療 を要す る 精 神 疾患 を有 する患 者等に対する診療を行うにつき必 要な体 制 又 は

実績を有していること。

=

- ホ 次のいずれかに該当すること。
- 1 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護必 要度 I の 基準 を満たす 患者を三 割二分以上入院させ

る病棟であること。

2 診 療 内容に関するデータを適 切に提出できる体制が整備され た保険医療機関であって、

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度  $\prod$ 0 基 準 を満 たす 患者、 を三 割 以 上 入院させ る病 棟

であること。

二から五まで 削除

六 臨 床 研 修 病 院 入院 診 療 加 算 0) 施 設 基 準

(1) 基幹型の施設基準

次のいずれかに該当すること。

1 次 0 7 ず れ に も該当する基 幹型: 臨 床研 修 病院 ( 医 師 法 第十 六条の二第 項に 規定する臨 床

研 修 に . 関 する省 <del>存</del> 平 成 + . 匹 年厚 生労 働 省 <del>位</del> 第 百 五 十八号) 第三条第一 号に 規 定 す うる基 幹 型

臨床研修病院をいう。)であること。

- 1 診 療 録 管 理 体 制 加 算 に 係 る 届 出 を 行 9 7 7 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。
- 2 研 修 医  $\mathcal{O}$ 診 療 録  $\mathcal{O}$ 記 載 に 0 1 て 指 導 医 が 指 導 及 び 確 認 を す る 体 制 が とら れ 7 ること。
- 3 そ  $\mathcal{O}$ 他 臨 床 研 修 を 行 うに 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 *\*\ ること。

口 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ŧ 該 当 す る 基 幹 型 相 当大学 病 院 **(**医 学 を 履 修 す る 課 程 を 置 こく大学 に 附 属 する

病 院  $\mathcal{O}$ Ś ち、 他  $\mathcal{O}$ 病 院 又 は 診 療 所 لح 共 同 L て 臨 床 研 修 を 行 7う病 院 で あっ て、 当 該 臨 床 研 修  $\mathcal{O}$ 

管 理 を 行 う Ł  $\mathcal{O}$ を 7 う。 以 下 同 ľ で あ ること。

1 診 療 録 管 理体 制 加 算 に係る届 出を行ってい る保険医療機関であること。

- 2 研 修 医  $\mathcal{O}$ 診 療 録  $\mathcal{O}$ 記 載 に 0 1 7 指 導 医 が 指 導 及 び 確 認 を す る 体 制 が とら れ て 7 ること。
- (3) そ  $\mathcal{O}$ 他 臨 床 研 修 を 行 うに 0 き  $\dot{+}$ 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

単独型又は管理型の施設基準

(2)

次のいずれかに該当すること。

イ に す す Ź 規 る 次 定す 管 単  $\mathcal{O}$ 理 独 1 型 型 ず る 臨 臨 臨 れ 床 床 床 に 研 研 研 ŧ 修 修 修 該 施 施 に 当 設 関 す 設 る を を す いう。 る省 病 7 う。 院 令 で あ 平 で 又 る . 成 あること。 は 単 病院 + 独 型 七 であ 年 臨 厚 床 生 る 研 管 労 修 理 働 施 型型 設 省 一臨 令 歯 第 床 研 科 百三 修 医 号) 師 施 設 法 第三条 第 同 + 条 六 条 第 第 か 二 号に 号に 第 規 規 定 定 項

- 1 診 療 録 管 理 体 制 加 算 12 係 る 届 出 を 行 0 て 7 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。
- 2 研 修 歯 科 医  $\mathcal{O}$ 診 療 録  $\mathcal{O}$ 記 載 に 0 V て 指 導 歯 科 医 が 指 導 及 び 確 認 をす る 体 制 が とら れ 7

ること。

3 そ  $\mathcal{O}$ 他 臨 床 研 修 を行うに つき十分な 体 制 が 整 備 され て *(* ) ること。

口 号) 病 院 次 第  $\mathcal{O}$ (歯 + 7 科 六 ず 医 条 れ 業  $\mathcal{O}$ 12 を ŧ 第 行 該 わ 当 項 な す に 1 Ź 規 Ł 単 定  $\mathcal{O}$ 独 を す 型 除 る 相 く。 歯 当大学 学 若  $\mathcal{O}$ L 病 うち、 < 院 は 医学 歯 単 科 を 独 医 履 で 師 又 修 法 は す る 歯 (昭 課 科 和 程 医 十二十三 を 師 法 置 く大学 第 年 + 六 法 律 条 に 第 附  $\mathcal{O}$ 属 第 百 す る

項 12 規定す る 臨 床 研 修 に 関 する省令第三条第 一号に規 定 す Ś 研 修 協 力 施 設 と共 同 L て 臨 床 研

を除 修 な 項 を に 1 行う <\_ ŧ 規 定  $\mathcal{O}$ を除 病 す で る 院 あ < 歯 を 学 って、 ١ ر う。 若  $\mathcal{O}$ L 当 う Š 以 ち、 該 は 下 臨 同 医 学 Ü 床 他 研 を  $\mathcal{O}$ 履 修 施 又 は  $\mathcal{O}$ 設 修 管 す と 理 共 る 管 を行 課 理 同 型 程 L Š 7 を 相 ŧ 置 当 臨 大学:  $\mathcal{O}$ 床 < 大学 を 研 7 病 修 う。 に 院 を 行 附 **(**歯 以 下 う 属 病 す 科 同 院 る 医 U. 病 師 単 院 法 独 第 で 型 歯 + あ 六 相 科 ること。 当 条 医 大学病 業 の <u>-</u> を 行 第 院 わ

- 1 診 療 録 管 理体 制 加 算 に · 係 る 届 出 を 行 9 て 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。
- 2 研 修 歯 科 医 0) 診 療 録  $\mathcal{O}$ 記 載 E つい て 指 導 歯 科 医 が .. 指 導 及 び 確 認をする体制がとられてい

(3) 協力型の施設基準

3

その

他

臨

床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ること。

次のいずれかに該当すること。

イ 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ŧ 該 当す る協 力型 臨 床 研 修 病 院 ( 医 師 法第 + 六 条 の二第 項 に 規 定する臨 床

研 修 に 関 す る 省 令 第  $\equiv$ 条 第二号に 規 定 す る 協 力 型 臨 床 研 修 病 院 を 1 う。 で あること。

- 1 診 療 録 管 理 体 制 加 算 に 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。
- 2 研 修 医  $\mathcal{O}$ 診 療 録  $\mathcal{O}$ 記 載 に 0 1 7 指 導 医 が 指 導 及 び 確 認 を す る 体 制 が とら れ 7 *(* ) ること。
- 3 そ  $\mathcal{O}$ 他 臨 床 研 修 を 行うに つき十分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

口 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に も該当す る協 力型相当大学 病 院 (医学を履修 する課程を置く大学に附 属 する

病 院 0 うち、 他 0 病 院 と 共 同 L 7 臨 床 研 修 を行う病 院 基 幹 型 相 当大学 病 院 を除 を

う。) であること。

- 1 診 療 録 管 理体 制 加 算 に係 る 届 出 を 行 0 て \ \ る保 険 医 療 機 関 であること。
- 2 研 修 医  $\mathcal{O}$ 診 療 録  $\mathcal{O}$ 記 載 に 0 1 て 指 導 医 が 指導 及 び 確 認を す る 体 制 がとら れてい ること。
- 3 そ  $\mathcal{O}$ 他 臨 床 研 修 を行うに つき十分な体 制 が 整 備されてい ること。

ハ に あ ること。 規 次 定する臨 0) , \ ず れ 床 に 研修 も該当す に関する省令第三条第三号に規定する協 る病院 であ る協・ 力 型 臨 床 研 修 施 設 (歯 力型臨 科 医師 床 研 法第十六条の二第 修 施 設 をいう。 一項 で

- 1 診 療 録管 理 体 制 加算 に係る届 出を 行ってい る保 険 医 療 機 関 であること。
- 2 研 修 歯 科 医  $\mathcal{O}$ 診 療 録  $\mathcal{O}$ 記 載 E つい て指 導 歯 科 医 が 指 導 及 び 確 認をする体 制 が とら れ 7
- 3 そ 0 他 臨 床 研 修 を行うに つき十分 な 体 制 が 整 備 され てい ること。

ること。

=歯 学 次 若 )のうち、 0) 1 < ず は れ 医 に 一学を 他 ŧ 該  $\mathcal{O}$ 当す 施 履 設 修 と共 す る 協 る 課 同 力 型 L 程 相 を て 当大学 置 臨 床 < · 大 学 研 修 病 を行 に 院 附 ごう病 歯 属 す 科 院 る 医 師 病 単 院 法 独 第十六条 型相 歯 科 当大学病院 医 業 の 二 を 行 第 わ 及び 項 な に 1 管 規 ŧ 定する 理  $\mathcal{O}$ 型相 を 除

当大学病院を除

<

であること。

- 1 診 療 録 管 理 体 制 加 算 に 係 る 届 出 を 行 0 て 7 る 保 険 医 療 機 関 で あること。
- 2 研 修 歯 科 医  $\mathcal{O}$ 診 療 録  $\mathcal{O}$ 記 載 12 <u>つ</u> 1 て 指 導 歯 科 医 が 指 導 及 び 確 認 をする体 制 が とら ħ 7 7

3

そ

0

他

臨

床研

修

を行うにつき十分な体

制

が

整

備されてい

ること。

ること。

六の二 救 急 医 療 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

休 日 又 は 夜 間 に お け る 救 急 医 療  $\mathcal{O}$ 確 保 のため の診療を行っていること。

六 の 三 超 急性 期 脳 卒 中 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) 超急 性 期 脳 卒 中 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 脳 卒 中  $\mathcal{O}$ 診 療に つき十分な経験を有する専 任 の常勤 医 師 が 配置さ

れ 7 7 ること。

口 そ  $\mathcal{O}$ 他 当 該 治 療 を 行うに . つ き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ てい ること。

ハ 治 療 室 等 、 当 該 治 療 を 行 うに つき十 · 分 な 構 造 設 備 を有 L ていること。

(2)超 急 性 期 脳 卒 中 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

脳 梗 塞 発 症 後 几 • 五. 時 間 以 内 で あ る患者

六 0 兀 妊 産 婦 緊 急 搬 送 入 院 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

妊 娠 状 態 0 異 常 が 疑 わ れ る 妊 産 婦 0 患者 の受入れ及び緊急の分娩への対応につき十分な体 制 が

整備されていること。

六  $\mathcal{O}$ 五. 在 宅 患 者 緊 急 入院 診 療 加 算 に 規 定 す Ś 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8) る ŧ  $\mathcal{O}$ 

特 掲 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等 平 成 二 + 年 厚 生 労 働 省 告 示 第六 十三号) 第三  $\mathcal{O}$ 六  $\mathcal{O}$ (2) に 該当する在

宅 療 養 支 援 診 療 所 及 び 第 兀  $\mathcal{O}$ \_\_  $\mathcal{O}$ (2)に 該当 す る 在 宅 療 養 支援 病 院

六 の 六 在 宅 患 者 緊 急 入 院 診 療 加 算 に 規 定す Ś 別 に厚 生労 働大臣が定める疾病等

別表第十三に掲げる疾病等

診療録管理体制加算の施設基準

七

(1) 診療録管理体制加算1

1 患 者に 対 診 療 情 報  $\mathcal{O}$ 提 供 が 現 に 行 わ れ ていること。

口 診 療 記 録  $\mathcal{O}$ 全 て が 保 管 及 び 管 理 さ れ て 1 ること。

ハ 診 療 記 録 管 理 を 行 う É つ き 十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

二 中 央 病 歴 管 理 室 等 、 診 療 記 録 管 理 を 行 う É 0 き適 切 な 施 設 及 び 設 備 を有していること。

ホ 入 院 患 者 に 0 1 て 疾 病 統 計 及 び 退 院 時 要 約 が 適 切 に 作 成 冷され ていること。

② 診療録管理体制加算2

1 (1) $\mathcal{O}$ イ、 口 及 び = を 満 たす ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 診 療記 録管 理を行うにつき必 要な体 制 が 整備 され ていること。

ハ 入 院 患 者 に 0 7 て 疾 病 統 計 及 U 退 院 時 要 約 が 作 成 5 れ て 1 ること。

七 の 二 医 師 事 務 作 業 補 助 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- ① 医師事務作業補助体制加算1
- イ 医 師  $\mathcal{O}$ 事 務 作 業 を 補 助 す る十 · 分 な体 制 が そ れ ぞれ  $\mathcal{O}$ 加 算 た応応 じて整 備され 7 7 ること。
- 口 勤 務 医  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 及 び 処 遇  $\mathcal{O}$ 改 善 に 資 す る 体 制 が 整 備 され てい ること。
- ② 医師事務作業補助体制加算2
- 1 医 師  $\mathcal{O}$ 事 務 作 業 を 補 助 す る体 制 が それぞ れの 加算に応じて整備され ていること。
- ロ ①の口を満たすものであること。

七 の 三 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

- (1)25 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 看 護 補 助 者 五 割 以 上  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- 1 当 該 病 棟 に お 1 て 日 に 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患

者

- $\mathcal{O}$ 数 が + 五. 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに <del>--</del> に 相 当 す る 数 以 上 で あ ること。
- 口 的 業 看 務 護 を 補 行 助 う 者 看  $\mathcal{O}$ 護 配 補 置 基 助 者 準 に  $\mathcal{O}$ 主 数 لح は Ū 常 て 時 事 務 当 的 業 該 病 務 棟 を 行  $\mathcal{O}$ 入 う 院 看 患 護 者 補  $\mathcal{O}$ 助 数 者 が を含む 一 百 場 又 は 合 そ は  $\mathcal{O}$ 端 数 日 を に 増 事 す 務
- ノヽ 当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 補 助 者 の最小必 要数の五 割 以上 が当該保険 医療 微関に 看 護 補 助 者

ごとに一

に

相

当

す

る

数

以

下

で

あ

ること。

として勤務している者であること。

ニ 急性期医療を担う病院であること。

ホ 専 門 急 病 性 院 期 入 院 般 基 入 院 本 料 基  $\mathcal{O}$ 本 七 料 対 又 は \_\_ 特定 入 院 機能 基 本 料若 病 院 入院基 L < は + 本 対 料  $\widehat{\phantom{a}}$ 入 院 般 基 病 本 棟 料  $\mathcal{O}$ を算 場 合 に 限 定 す る る。 病 棟 若 で あ しくは るこ

と。

急性期 般入院料7を算定する病棟又は十対一入院基本料を算定する病棟にあっては、 次

のいずれかに該当すること。

1 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 一症度、 医 療 • 看護必要度Iの基準を満たす患者を七分以上入院させる病

棟であること。

2 診 療 内 容 に . 関す るデ ] タ を適 切 に 提 出 で きる 体 制 が 整 備 さ れ た保 険 医 療 機 関 で あ 0 て、

般 病 棟 用 0) 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度  $\prod$ 0) 基 準 を満 たす 患 者 を六 分以 〉上入院· させ る病 棟

であること。

1 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 及 び 処 遇  $\mathcal{O}$ 改 善 に 資 (する: 体 制 が 整 備 されて いること。

(2)25 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 看 護 補 助 者 五. 割 未 満  $\mathcal{O}$ 施 設 基準

(1) $\mathcal{O}$ イ、 口 及 び = か 5 1 ま で を満 たす ŧ  $\mathcal{O}$ で あること。

(3)50 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加加 算  $\mathcal{O}$ 施設 基 準

イ 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者

 $\mathcal{O}$ 数 が 五. + 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに に 相 当 す る 数 以 上 で あ ること。

(4)75 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

口

(1)

 $\mathcal{O}$ 

口

及

び

二

カン

5

 $\vdash$ 

ま

で

を

満

た

す

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

で

あ

ること。

1 当 該 病 棟 に お 1 て 日 に 看 護 補 助 を 行 Š 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者

 $\mathcal{O}$ 数 が 七 + 五 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増すごとに <del>\_</del> に 相 当す る数以 上で あ ること。

口 (1) $\mathcal{O}$ 口 及  $\mathcal{U}$ = カ 5 1 ま で を 満 た す t  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(5)夜 間 30 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

当 該 病 棟 12 お 1 て、 夜 勤 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患者 0 数 が三

十又

は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに <del>---</del> 12 相 当 す る 数 以 上 で あ ること。

(6)夜 間 50 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

当 該 病 棟 に お 1 て、 夜 勤 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 五. + 又

は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごと に <u>\_</u> 12 相 当 す る 数 以 上 で あ ること。

(7)夜 間 100 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

当 該 病 棟 に お 1 て、 夜 勤 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者 0 数 が 百 又は

その端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

(8) 夜間看護体制加算の施設基準

1 夜 勤 時 間 帯 に 看 護 補 助 者 を 配 置 して **,** \ ること。

口 夜 間 に お け る 看 護 業 務  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 に 資する十分な業務 管 理等 の体 制 が整備されて ζ, るこ

<u>ک</u> 。

七の四 看護職員夜間配置加算の施設基準

(1)看護 職 員 夜 間 12 対 1 配 置 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施設 基 潍

1

当

該

病

棟

に

お

( )

て、

夜勤を行う看

護

職

員

0)

数は、

常時、

当該

病棟

0)

入院

患者

ロの数が・

十二又

看

護

職

員

 $\mathcal{O}$ 

数が

本文に

, 規

定

する数

に

相

当す

Ź

数以

上で

あ

る場

合

に

は、

各

病

棟

に

お

け

る

夜

勤

を

は そ  $\mathcal{O}$ 端 数を増すごとに一 以上で あること。 ただ し、 当 該 病 棟 に お 1 て、 夜 間 に 看 護 を 行 う

行う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 本 文 0) 規 定 に か か わらず、 三以上であることとす

ロ 急性期医療を担う病院であること。

ノヽ 急 性 期 般 入 院 基 本 料 又 は 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料  $\widehat{\phantom{a}}$ 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 場 合 に 限 る。 若 L くは

専 菛 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 七 対 \_\_\_ 入 院 基 本 料 若 L < は + 対 入 院 基 本 料 を 算 定 す る 病 棟 で あ るこ

と。

二 急 性 期 般 入院 料 7 を算定する病棟又は十対一入院基本料を算定する病 棟 にあ っては、 次

のいずれかに該当すること。

- 1 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度 Ι  $\mathcal{O}$ 基 準 を 満 た す 患 者 を七 分 以 上 入院 さ せ る 病
- 棟であること。
- 2 診 療 内 容 12 . 関 す えるデ タ を適 切 に 提 出で きる 体 制 が 整 備 され た保 険 医 療 機 関 で あ 0 て、

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度  $\prod$  $\mathcal{O}$ 基 準 を 満 たす 患 者 を六 分 以 上 入 院 させ る 病 棟

であること。

ホ 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 負 担 (T) 軽減 及び 処 遇  $\mathcal{O}$ 改善に資する体 制 が 整 備される ていること。

夜 間 に お け る 看 護 業 務  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 に 資する十分な業 務管 理 等 *О* 体 制が整備されてい るこ

کے

- (2)看 護 職 員 夜 間 12 対 1 配 置 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- (1) $\mathcal{O}$ 1 か 5 ホ ま で を 満 たす ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。
- (3)看 護 職 員 夜 間 16 対 1 配 置 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 当 該 病 棟 に お 1 7 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が + 六 又

は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに 以 上 で あ ること。 ただ し、 当 該 病 棟 に お 1 て、 夜 間 12 看 護 を 行 う

看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 本文 に 規 定 す る 数 12 相 当 す る 数以 上で あ る場 合 に は 各 病 棟 12 お け る 夜 勤 を

口 行 (1)う 看  $\mathcal{O}$ 護 口 職 カン 5 員 ^  $\mathcal{O}$ ま 数 でを満 は、 本 たす 文  $\mathcal{O}$ ŧ 規 定  $\mathcal{O}$ であること。 に か か わ らず、 三以上であることとする。

(4)看 護 職 員 夜 間 16 対 1 配 置 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

1 (1) $\mathcal{O}$ 口 及 び ホ 並 び に (3) $\mathcal{O}$ イ を 満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 急 性 期 般 入 院 料 2 か 5 6 ま で  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン を 算 定 す る 病 棟 で あ ること。

に 患 及 び 八

難

病

患

者

等

入

院

診

療

加

算

12

規

定

す

る

疾

患

及

び

状

態

别 表 第 六 掲 げ る 疾 状 熊

九 特 殊 疾 患 入 院 施 設 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)重 度  $\mathcal{O}$ 肢 体 不 自 由 児 者 脊 髄 損 傷 等  $\mathcal{O}$ 重 度 障 害 者 重 度  $\mathcal{O}$ 意 識 障 害 者 筋 ジ ス 1 口 フ 1

患 者 難 病 患 者 等 を お お む ね 七 割 以 上 入 院 せ 7 1 る 般 病 棟 精 神 病 棟 又 は 有

さ

床

診

療

所

]

般 病 床 に 限 る。 以 下 ک  $\mathcal{O}$ 号 に お 1 7 同 U で あ る

(2)لح 補 に 当 助 者 該 以  $\mathcal{O}$ 病 上 棟 数 で は 又 あ は る 常 当 こと。 時 該 有 当 床 該 診 た だ 病 療 棟 所 L 又 に 当 は お 該 当 1 て 該 病 棟 有 又 床 は 診 日 当 療 に 該 所 看 護 有  $\mathcal{O}$ を 床 入 行 診 院 療 患 う 者 看 所 護 に  $\mathcal{O}$ 数 お 職 1 が 員 + 及 7 又 び は 看 そ 日 護 に  $\mathcal{O}$ 補 端 看 助 護 数 を を を 行 行 増 う う 看 す رُ 看 護

護 職 員 及 び 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 が 本 文 に 規 定 す る 数 に 相 当 す る 数 以 上 で あ る 場 合 に

は 当 該 病 棟 又 は 当 該 有 床 診 療 所 12 お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 

行 規 う 定 看 12 護 か 補 か 助 わ 者 5 を含む ず 看 場 護 合 職 は 員 を 日 含 む に 事 務 以 的 上 業 で 務 あ を ることとす 行う 看 護 補 る。 助 者 な  $\mathcal{O}$ お 数 は 主 لح 常 し 時 7 事 当 務 該 的 業 病 棟 務  $\mathcal{O}$ を

入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 百 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに に 相 当 す る 数 以 下 で あ ること。

(3)て、 患 該 者 有 当 床 該  $\mathcal{O}$ 診 数 日 有 療 12 が 床 所 看 + 診 に 護 五. 療 お 又 を 所 け 行 は に る う そ お 夜 看  $\mathcal{O}$ 1 端 勤 護 て、 を 職 数 行 員 を う 増  $\mathcal{O}$ 日 看 数 す に ごと 護 が 看 職 本 護 に を 員 文 12 行  $\mathcal{O}$ 以 う 数 規 は、 定す 看 上 で 護 本 る あ 職 文 数 ること。 員  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ 規 相 数 当 定 は に す た だ る 常 か 数 か 時 わ 以 上 5 当 当 ず、 で 該 該 あ 有 有 二以 る 床 床 場 診 診 上で 合 療 療 に 所 所 あ は  $\mathcal{O}$ に るこ 入 お 院 当 1

(4)当 該 有 床 診 療 所 に お *\* \ て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 兀 割 以 上 が 看護 師 で あ ること。

とす

+ 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算 • 準 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者  $\mathcal{O}$ 状 態

(1) 超 重 症児 (者) 入 院 診 療 加 算 • 準 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 超 重 症  $\mathcal{O}$ 状

態

1 が 必 介 要 助 な に 状 ょ 5 態 な が 六 け 月 れ 以 ば 座 上 又 位 は が 新 保 生 持 児 で きず、 期 カン 6 継 か 続 つ、 L て 人 1 工 る 呼 吸 状 態 器 で を あ 使 ること。 用 す Ź 等 特 別  $\mathcal{O}$ 医 学 的 管 理

口 超 重 症 児 へ 者  $\mathcal{O}$ 判 定 基 準 に ょ る 判 定 ス コ ア が + 五. 点 以 上 で あ ること。

(2)超 重 症 児 (者) 入 院院 診 療 加 算 • 準 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る準 超 重 症  $\mathcal{O}$ 

状態

イ 超重症の状態に準ずる状態であること。

超 重 症 児 者  $\mathcal{O}$ 判 定 基 準 に ょ る 判 定 ス コ ア が + 点 以 上 で あ

## 十一 削除

口

十二 看護配置加算の施設基準

(1) 地 域 般 入 院 料 3 障 害 者 施 設等 入院 基 本 料 0 十五 対 \_\_\_ 入 院 基 本 料 又は 結 核 病 棟 入 院 基 本 料

若 しく は 精 神 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ + 五. 対 \_\_ 入 院 基 本 料、 + 凣 対 入 院 基 本 料 若 しく は <u>-</u> 十 対 入

院基本料を算定する病棟であること。

(2)当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要数 の七 割以 上が看護師であること。

十三 看護補助加算の施設基準

(1) 看護補助加算1の施設基準

1 当 該 病 棟 に お 1 て 日 12 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟 0) 入 院 患 者

 $\mathcal{O}$ 数 が  $\equiv$ + 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに に 相 当 す る 数 以 上 で あ ること。

口 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 配 置 基 準 に 主 لح L て 事 務 的 業 務 を 行 う 看 護 補 助 者 を含む 場 合 は 日 に 事 務

的 業 務 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 二百 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 す

ごとに一に相当する数以下であること。

ハ次のいずれかに該当すること。

1 地 域 般 入院 料 1 若 しくは地 域 \_\_ 般 入院 料2を算定する病棟 又は十三対 一入院基本 料 を

算定す る 病 棟 に あ 0 て は 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度 Ι  $\mathcal{O}$ 基 準 を 満 た す 患 者

を六分以上入院させる病棟であること。

2 診 療 内 容 に 関 す る デ ] タ を 適 切 に 提 出 で きる 体 制 が 整 備 さ れ た保 険 医 療 機 関 で あ 0 て、

地 域 般 入 院 料 1 若 L < は 地 域 <del>\_\_\_</del> 般 入 院 料 2 を 算 定 す る 病 棟 又 は 十三 対 \_\_ 入 院 基 本 料 を 算

五分以上入院させる病棟であること。

定

す

る

病

棟

に

あ

0

7

は、

般

病

棟

用

 $\mathcal{O}$ 

重

症

度、

医

療

•

看

護

必

要

度

 $\prod$ 

 $\mathcal{O}$ 

基

準

を

満

た

す

患

者

を

を算定する病棟であること。

3

地

域

般

入

院料

3

+

五.

対

入院基

本

料,

+

·八 対

入院:

基本料又は二十

対

入

院

基

本

料

二 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 負 担 軽 減 及 び 処 遇 改 善 に 資 す る 体 制 が 整 備 さ れ 7 **(** ) ること。

(2) 看護補助加算2の施設基準

1 当 該 病 棟 に お 1 て 日 に 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者

 $\mathcal{O}$ 数 が 五. + 又 は そ 0 端 数 を 増 すごとに に 相 当 す る 数 以 上 で あ ること。

口 地 域 般 入 院 基 本 料 十三 対 入 院 基 本 料 + 五. 対 入 院 基 本 料、 + 八 対 \_\_ 入 院 基 本 料

又

は二 + 対 入 院 基 本 料 を 算 定 す る 病 棟 で あ ること。

ノヽ (1) $\mathcal{O}$ 口 及 び = を 満 た す t  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(3) 看護補助加算3の施設基準

1 当 該 病 棟 に お 7 て、 日 に 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者

 $\mathcal{O}$ 数 が 七 + 五. 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに に 相 当 す る 数 以 上 で あ ること。

口 は 二 地 + 域 対 般 入 入 院 院 基 基 本 本 料 料 を 算 十三 定 対 す る 病棟 入 院 で 基 あ 本 ること。 料 + 五 対 入 院 基 本 料、 十八 対 <del>\_\_</del> 入 院 基 本 料

又

ハ (1)  $\mathcal{O}$ 口 及  $\mathcal{U}$ = を 満 た す ŧ 0 で あ ること。

(4)夜 間 75 対 1 看 護 補 助 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 当 該 病 棟 に お *\* \ て、 夜 勤 を 行 ごう看 護 補 助者  $\mathcal{O}$ 数は、 常 時、 当 該 病棟の入院患者 0 数が 七 十

五. 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数を増すごとに \_ に 相 当 「する 数 以 上 で あること。

口 地 域 般 入 院 料 11若、 L < は 地 域 般 入入院 料 2 又 は 十三対一入院基本料を算定する病 棟 で あ

ること。

(5) 夜間看護体制加算の施設基準

1 夜 勤 時 間 帯 に 看 護 補 助 者 を 配 置 L 7 7 ること。

口 夜 間 に お け る 看 護 業 務  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 に 資 する十 分な業務 管 理 等  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 備 され て *(* )

と。

十四 地域加算に係る地域

般 職  $\mathcal{O}$ 職 員 0 給 与 に関 する法律 昭昭 和二十五 年法律第九十五号) 第十一条の三第一項に規定

する 人 事 院 規 則 で 定 め る 地 域 及 び 当 該 地 域 に 準 U る 地 域

十 五. か 5 + 七 ま で 削 除

十八 離 島 加 算 12 係 る 地 域

(1)離 島 振 興 法 昭 和 + 八 年 法 律 第七十二号) 第二条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 により 離 島 振 興 対 策 実 施 地

域 とし て 指 定さ れ た 離 島  $\mathcal{O}$ 地 域

(2)奄 美 群 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 昭昭 和 二十九 年法 律第 百 八十九号) 第 条に規定する奄美 群 島

 $\mathcal{O}$ 地 域

(3)小 笠 原 諸 島 振 興 開 発 特 別 措置 法 昭 和 四十 匹 [年法律] 第七十 -九号) 第四 条 第 項に規定する小

笠 原 諸 島  $\mathcal{O}$ 地 域

沖

縄

振

興

别

置

法

兀

兀

号)

第三条第三

一号に

規

定

す

る

離

島

(4)特 措 平 成 + 年 法 律 第 +

十 九 重 症 者 等 療 養 環 境 特 別 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)常 時 監 視 を 要 L 随 時 適 切 な 看 護 及 び 介 助 を 必 要とす Ź 重 症 者 等  $\mathcal{O}$ 看 護 を 行うに つ き 十 分な

看 護 師 等 が 配 置 さ れ 7 1 ること。

(2)個 室 又 は 人 部 屋  $\mathcal{O}$ 病 床 で あ 9 て、 療 養 上  $\overline{\mathcal{O}}$ 必 要 か ら当 該 重 症 者 等を入 院院 させ る 0 に 適 L た

Ł  $\mathcal{O}$ で あ ること。

療 養 病 棟 療 養 環境 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) 療 養 病 棟 療 養 環 境 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 長 期 に わ た る 療 養 を 行 うに 0 き十分な構 造 設 備 を 有 L て ١ ر ること。

口 長 期 12 わ た る 療 養 を行 うに つき必要な器械 • 器 具 が 具 備 さ れてい る機能訓 練 室 一を有 てい

ること。

二

医療法

施

行

規

則

(昭

和二十三年

厚生省令第五十号)

第十九条第一項第一号並びに第二項第

ノヽ 口 に掲 げる機能 訓 練室 のほ か、 十分な施設を有していること。

号及び第三号に定 める医師 及び看護 師 等 の員数 以上 の員数が配置されていること。

(2) 療養病棟療養環境加算2の施設基準

1 長 期に わ た る 療 養 を行うにつき十分な構 造設 備 を有し

長 期に わ た る 療養 を行うにつき必要な器械 器 具が 具備されてい る機 能 訓 練 室を有

ていること。

7

ること。

口

ノヽ 口 に 撂 げ る 機 能 訓 練 室  $\mathcal{O}$ ほ か、 適 切 な 施 設 を 有 L てい ること。

二 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条 第 項 第 号 並 び に 第二 項第二号及び第三号に定 める医 師 及び看

護 師 等  $\mathcal{O}$ 員 数 以 上 0 員 数 が 配 置 さ れ 7 ( ) ること。

<u>一</u>十 . の 二 療 養 病 棟 療 養 環 境 改 善 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) 療養病棟療養環境改善加算1の施設基準

- 1 長 期 に わ た る療 養 を行うに つ き適 切 な 構 造 設 備 を 有 L 7 *(* ) ること。
- 口 長 期 に わ た る 療 養 を行うに つ き必要 な 器 械 • 器 具 が 具 備 され てい る機 能 訓 練 室 を 有 7

ること。

=

医

療

法

施

行

規

則

第

+

九

条第

項

第

<del>\_\_</del>

号

並

び

に第二項第二号及び第三号に定める医師及び看

- ノヽ 口 に 掲 げ る 機能 訓 練室  $\mathcal{O}$ ほ か、 適切 な施 設を有 してい ること。

護師等の員数以上の員数が配置されていること。

ホ 療 養環 境  $\mathcal{O}$ 改善に係る計 画を策定し、 定期的に、 改善の状況を地方厚生局長等に報告して

いること。

- (2)療 養 /病棟· 療 養 環 境 改 善 加算 2  $\mathcal{O}$ 施 設基 準
- 1 長 期 に わ た る 療 養 を 行 う に 0 き 適 切 な 構 造 設 備 を有 L 7 いること。
- 口 機 能 訓 練 室  $\mathcal{O}$ ほ か、 適 切 な 施 設 を 有 L て 1 ること。
- ノヽ 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条 第 項 第 号 並 び に 第二項 第二号及び第三号に定 め る 医 師 及 び 看

護 師 等  $\mathcal{O}$ 員 数 以 上  $\mathcal{O}$ 員 数 が 配 置 さ れ て 7 ること。

二 療 養 環 境  $\mathcal{O}$ 改 善に 係 る 計 画 . を 策 定 し、 定 期的に、 改善 の状況を地方厚生局 長等に 報告して

いること。

一十一 診療所療養病床療養環境加算の施設基準

- (1) 長 期 に わ たる 療養を行うにつき十分な 構 造 設備を有 していること。
- (2) 機 能 訓 練 室  $\mathcal{O}$ ほ か、 適 切 な 施 設 を 有 L て *\*\ ること。
- (3)医 療 法 施 行 規 則 第二十 条  $\mathcal{O}$ 第 項及び 第二項に定める医 師及び看 護師等の員数以上の員

数が配置されていること。

二十一の二 診療所療養病床療養環境改善加算の施設

基

準

- (1) 長 期 にわ たる療養を行うにつき適 切な 構造 設備を有していること。
- 2) 機能訓練室を有していること。
- (3) 長期 に わ たる療養を行うにつき十分な医師 及び看護師等が 配置されていること。
- (4)療養 環境 の改善に係る計 画を策定し、 定期 的 に、 改善の状況を地方厚生局長等に報告してい

ること。

二十一の三 無菌治療室管理加算の施設基準

(1) 無菌治療室管理加算1の施設基準

室 内 を 無 菌  $\mathcal{O}$ 状 態 に 保 <u>つ</u> た . Б に + 分な 体 制 が 整 備されていること。

② 無菌治療室管理加算2の施設基準

室内 を無 菌  $\mathcal{O}$ 状 態 に 保 0 た 8 に 適 切 な体 制 が整備されていること。

二十二 重症皮膚潰瘍管理加算の施設基準

- (1) 皮 膚 泌 尿 器 科 若 L < は 皮 膚 科 又 は 形 成 外 科 を 標 榜<sup>ぼ</sup>う L 7 7 る 保 険 医 療 機 関 で あ
- (2)重 症 皮 膚 潰 瘍 を 有 す る 入 院 患 者 に <u>つ</u> 1 7 皮 膚 泌 尿 器 科 若 L < は 皮 膚 科 又 は 形 成 外 科 を担 . 当
- 二 十 三 (3)重 緩 症 和 皮 膚 ケ T 潰 診 瘍 管 療 理を 加 算 行  $\mathcal{O}$ う 施 に 設 基 0 き 潍 築 必 要 な 器 械 • 器 11具が 具備されてい ること。

す

る

医

師

が

重

症

皮

膚

潰

瘍

管

理

を

行

うこと。

- (1) 緩和ケア診療加算の施設基準
- 1 緩 和 ケ T 診 療 を行 う ĺ 0 き十分な体 制 が 整備され てい

ること。

- 口 関 ケ ア 12 当 診 あ 該 体 療 0 て 制 加 は に 算 お を 医 7 算 て、 師 定 又 す 緩 は る 和 歯 悪 ケア 科 性 医 腫 師 に 瘍 関 又 が す は 配 る 末 置さ 研 期 修 心 これてい を受けた 不 全 0 ること 患者に 医 師 **(当** 対 歯 L 該 科 て 保 医 緩 療 険 和 を 医 ケ 担 療 ア 当する 機 を 関 行 に う 保 お 場 険 7 合 7 医 療 に 緩 限 機 和
- ノヽ 評 価 が を受 W 診 け 療 7  $\mathcal{O}$ 拠 1 点とな る 病 院 る 又 は 病 院 れ 若 5 L < に 準 は ず 公 る 益 病 財 院 寸 で 法 あ 人 ること。 日 本 医 療 機 能 評 価 機 構 等 が 行 う 医 療 機 能

る。

- (2)緩 別 和 表 第六 ケア  $\mathcal{O}$ 診 療 に 加 掲 算 げ  $\mathcal{O}$ る 注 2 地 12 域 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る地 域
- (3)緩 和 ケア 診 療 加 算 0 注 2 に 規 定 す る施 設 基 潍

1 定す 機 能 る 般 病 別 院 病 12 及 棟 厚 び 入 生 許 院 労 基 可 働 病 本 大 料 床 臣 数 ( 急 が が 指 兀 性 定 百 期 す 床 る 般 以 病 上 入 院 院  $\mathcal{O}$ 病 料  $\mathcal{O}$ 病 院 1 を除 棟 並 を び < 有 に す 診 る 療 を算 病 報 院 膕 定す を  $\mathcal{O}$ 除 算 く。 る病 定 方 法 棟 で 第 を 有 あること。 号た する だ 病 L 院 書 特 に 規 定

口 緩 和 ケ ア 診 療 を行うに つ き十 . 分 な 体 制 が 整 備 され てい ること。

ノヽ る。 関 ケ Ź に 当 診 あ 該 体 療 0 7 制 加 は、 算 に を算定 お 医師 1 て、 又は す る 緩 歯 和 悪 科 ケア 性 医 腫 ĺZ 師) 瘍 関 又 が す は 配 Ź 末期心不全の患者に対 研 置されていること 修 を受け た医 師 (当該保 (歯 して 科 医療を担当する保 緩 険 和 医療 ケア 機 を行 関 に !う場 お 険 1 合 て 医 に 緩 療 限 機 和

二 評 価 が ん診 を受 け 療 て  $\mathcal{O}$ 拠 1 る病 点となる 院 又 病院若 は これら L に Š 準 は ず 公益 る 病 財 院 寸 で 法 人日 あ ること。 本 医 療 機 能 評 価 機 構 等 が 行う医 療 機 能

(4)個 別 栄 養 食 事 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

イ 緩 和 ケ ア を 要 す る 患 者  $\mathcal{O}$ 個 別 栄 養 食 事 管 理 を 行 うに つ き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て V ること。

口 当 該 体 制 に お 7 て 緩 和 ケ ア を 要 す る 患 者 に 対 す る 個 別 栄 養 食 事 · 管 理 に 係 る 必要な 経験を

有する管理栄養士が配置されていること。

十三 の 二 有 床 診 療 所 緩 和 ケア 診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 緩 和 ケア 診療 を行うに つき十分な 体 制 が 整 正備され ていること。

- (2)こと 不全 に あ 当  $\mathcal{O}$ 該 0 (当該 患者 7 体 は 制 に 保 12 対 険 医 お L 医 師 1 て、 7 療 又 緩 機 は 和 関 緩 歯 ケ 12 科 和 ア ケア お 医 を 師 1 行 に 7 う 有 及 関 場 す 床 び 合 診 緩 る 経 に 療 和 限 験 所 ケ を る。 ア 緩 有 和 に 関 す ケ ア す る 診 る 医 師 経 療 加 験 (歯 算 を を 有 科 算 す 医 定 療 る す を 看 Ź 担 護 悪 師 当 す 性 が る 腫 配 保 瘍 置 又 さ 険 は 医 れ 末 療 て 期 機 1 心 る 関
- (3)(2) $\mathcal{O}$ 医 師 又 は 看 護 師  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か が 緩 和 ケア に 関 する 研 修を受けてい ること。
- (4) 当 該 診 療 所 に お け る 夜 間  $\mathcal{O}$ 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 以 上で あること。

<u>二</u> 十 兀 精 神 科 応 急 入 院 施 設 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

- (1) 七 第 精 神 項 保  $\mathcal{O}$ 健 及 規 定 び 精 12 ょ 神 り 障 都 害 者 道 府 福 県 祉 知 に 事 関 が す 指 る 定 法 す 律 る 昭 精 和二十 神 科 病 院 五 で 年 · 法 あること。 律第百二十三号)第三十三条 0
- (2)第  $\equiv$ 精 項 神 ま 保 で 健  $\mathcal{O}$ 及 規 U 定 精 に 神 ょ 障 害 ŋ 入 者 院 福 す 祉 る に 者 関  $\mathcal{O}$ す た る 法  $\Diamond$ 12 律 必 第 要 三十三 な 専 用 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 病 七 床 第 を 確 項 保 及 び L 第三 7 7 +ること。 兀 条 第 項 か 5

<u>二</u> 十 五. 精 神 病 棟 入 院 時 医 学 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1)者 師  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 入  $\mathcal{O}$ 医 員 院 数 療 数以 を三 法 患 者 施 上の を  $\mathcal{O}$ 行 数 ₽ 規 員数が を三を 則 0 第 7 除 + 配 Ł 九 置 た 条 0 っされ 数」 て 第 除 7 L を 項 *\*\ た 第 ること。 数 精 を 号 神 加 病  $\mathcal{O}$ え 床 規 た に 定 数 係 中 る と 読 精 病 室 神 み替え  $\mathcal{O}$ 病 床 入 / 院 及 た び 患 場 療 者 合 養  $\mathcal{O}$ に 数 病 お に 床 け 療 に る 係 養 同 る 病 号に 床 病 に 室 定 係  $\mathcal{O}$ 8) 入 る る 院 病 医 室 患

(2)当 該 地 域 に お け る 精 神 科 救 急 医 療 体 制  $\mathcal{O}$ 確 保 0) た め に 整 備 され . た 精 神 科 救 急 医 療 施 設 で あ る

こと。

二十五 の 二 精 神 科 地 域 移 行 実 施 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

- (1)精 神 科 を 標 榜ら す る 保 険 医 療 機 関 で あ る 病 院 で あ ること。
- (2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 地 域 移 行 を 推 進 す る部 門を設置 組 織 的 に地 域移行を実施する体 制

が整備されていること。

- (3)当 該 部 門 に 専 従 0) 精 神 保 健 福 祉 士 が 配 置され ていること。
- (4) 長 期 入 院院 患者  $\mathcal{O}$ 退 院 が 着 実 に 進  $\otimes$ 5 れ て 1 る 保 険 医 療 機 関 であること。

二 十 五 の 三 精 神 科 身 体 合 併 症 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 等

(1)精 神 科 身 体 合 併 症 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

1 精 神 科 を 標 榜ら す る 保 険 医 療 機 関 で あ る 病 院 で あること。

口 当 該 病 棟 に 専 任  $\mathcal{O}$ 内 科 又 は 外 科  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置 さ れ てい ること。

ハ 精 神 障 害 者 で あ 0 7 身 体 合 併 症 を 有 す る 患 者  $\mathcal{O}$ 治 療 が 行 えるよう、 精 神 科 以 外  $\mathcal{O}$ 診 療 科  $\mathcal{O}$ 

医 療 体 制 لح  $\mathcal{O}$ 連 携 が 取 5 れ 7 1 る 病 棟 で あ ること。

(2)精 别 表 神 第七 科 身 体 の二に掲げる身体合併 合 併 症 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 注 症 に を有 規 定 する患 す る 厚生 者 一労働 大臣 が定め る身体合併症 を有する患者

<u>二</u> 十 五. 0) 兀 精 神 科 リエ ゾン チー A 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

精 神 疾 患 に 係 る 症 状  $\mathcal{O}$ 評 価 等  $\mathcal{O}$ 必 要 な 診 療 を行うにつき十分な体 制 が 整 一備され --*(* ) ること。

二十六 強 度 行 動 障 害 入 院 医 療 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 築

(1) 強 度 行 動 障 害 入 院 医 療 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

強 度 行 動 障 害  $\mathcal{O}$ 診 療 を行うに 0 き 必 要 な 体 制 が 整 備されていること。

(2)強 度 行 動 障 害 入 院 医 療 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 対象 患 者

強 度 行 動 障 害 が + 点以 上 か 0 医 療 度 が 二十四点以

ス

コ

ア

ス

コ

ア

上の患者

二十六 の <u>-</u> 重 度 ア ル コ ] ル 依 存 症 入 院 医 療 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) 重 度 ア ル コ ] ル 依 存 症 入 院 医 療 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

ア

ル

コ

ル

依

存

症

 $\mathcal{O}$ 

診

療

を

行

うに

つ

き

必

要

な

体

制

が

整

一備さ

れ

ていること。

(2)重 度 ア ル コ ル 依 存 症 入 院 医 療 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

入 院 治 療 が 必 要 な ア ル コ ] ル 依 存 症  $\mathcal{O}$ 患 者

一十六の三 摂 食 障 害 入 院 医 療 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) 摂 食 障 害 入 院 医 療 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

摂 食 障 害  $\mathcal{O}$ 診 療 を 行 う Œ 0 き 必 要 な 体 制 が 整備 され てい ること。

(2)摂 食 障 害 . 入院 医 療 管 理 加 算 0 対 象 患者

重 度  $\mathcal{O}$ 摂 食障 害 12 ょ り 著 L 7 体 重  $\mathcal{O}$ 減 少が 認 め られ る患者

二十七がん拠点病院加算の施設基準等

(1) が  $\lambda$ 診 療 連 携 拠 点 病 院 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基準

がん診療の拠点となる病院であること。

(2) 小児がん拠点病院加算の施設基準

小児がんの診療の拠点となる病院であること。

③ がん拠点病院加算の注2に規定する施設基準

ゲ T ム情 1報を用 ( ) たが  $\lambda$ 医 療を提供する拠点 病 院であること。

二十八 栄養サポートチーム加算の施設基準等

(1) 栄養 サ ポ 1 チ ĺ A 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 栄 養 管 理 に 係 る 診 療 を行 うにつ き十分な 体 制 が 整 備 され てい ること。

口 当 該 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象患 者 に 0 ١, て栄 養 治 療 実 施 計 画 を 作 成 するとともに、 当該 患者

に 対

て

当

該 計 画 が 文 書 に より交付 され 説 明 が なさ れ る ŧ  $\mathcal{O}$ で あること。

ノヽ 患者 当 に 該 対 患 して 者 0 当該 栄 養管 報 告 理 書 に が 係 文書 る診 に 療 より交付され、  $\mathcal{O}$ 終 了 時 に 栄養 説 治 明が 療 実 なされ 施報告書を作成するとともに、 るも のであること。 当該

② 栄養サポートチーム加算の対象患者

栄 養 障 害  $\mathcal{O}$ 状 態 に あ る 患 者 又 は 栄 養 管 理 を 行 わ な け れ ば 栄 養 障 害 0 状 態 に なることが え見込ま

れ る 患 者 で あ 0 て、 栄 養 管 理 計 画 が 策 定 さ れ 7 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(3)栄養 サ ポ 1 チ ] A 加 算  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 地 域

栄養 ポ  $\vdash$ 4 注 2に規定する

別

表

第

六

 $\mathcal{O}$ 

一に

撂

げ

る

地

域

1

般

病

棟

入

院

基

本

料

(急性

期

般

入院

料

1

を除

<

を算定する病棟

(特定機能

湯病院1

及び

(4)サ ] チ ] 加 算  $\mathcal{O}$ 施設 基 潍

許 可 病床 数 がが 匹 百 床 以 上 0) 病 院  $\mathcal{O}$ 病 棟 並 び に 診療 報 膕  $\mathcal{O}$ 算 定方法第 号ただ L 書 に 規 定 する

別 に 厚生 労 働 大 臣 が 指 定 す うる病 院  $\mathcal{O}$ 病 棟を除 \\ \cdot \cdot \\ \cdot \cdot \\ \cdot \\ \cdot \\ \cdot \cdot \cdot \cdot \\ \cdot \cd であること。

栄 養管 理 12 係 診 療 ※を行 うに 0 き 必 要な 体 制が 整 備 れ ていること。

口

る

ハ 当 該 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者 に 0 V 7 栄 養 治 療 実 施 計 画 を 作 成 するとともに、 当 該 患者 に 対 7

当

さ

該 計 画 が 文 書 に ょ ŋ 交付 さ れ 説 明 が な さ れ る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

= 当 該 患 者  $\mathcal{O}$ 栄 養 管 理 に 係 る 診 療  $\mathcal{O}$ 終 了 時 に 栄 養 治 療 実 施 報 告 書 を作 成 す るとともに、 当該

患 者 に 対 L て 当 該 報 告 書 が 文 書 に ょ り 交 付 さ れ 説 明 が なさ、 れ る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

十 一 九 医 療 安 全 対 策 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 医 療 安 全 対 策 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 医 療 安 全 対 策 に係 る研 修 を受けた専従の 薬剤師 看 護師 等が医療安全管理者とし て配置さ

れていること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 医 療 安 全 管 理 部 門 を 設 置 し、 組織 的 に 医 · 療 安 全 対 策 を実施 する体 制

が整備されていること。

ハ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 患者. 相 談 窓 П を設 置 L てい ること。

(2) 医療安全対策加算2の施設基準

1 医 療安 全対 策 に 係 る研 修を受け た専任の 薬剤師、 看護師等が医療安全管理者として配置さ

れていること。

ロ ①の口及びハの要件を満たしていること。

(3)医 療 安 全 対 策 地 域 連 携 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 医 療 安 全 対 策 加 算 1 に 係 る 施 設 基 準  $\mathcal{O}$ 届 出 を 行 0 て 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ

口 医 療安 全 対 策 に 関 す る + 分 な 経 験 を 有 す る 専 任  $\mathcal{O}$ 医 師 又 は 医 療 安 全 対 策 に 関 す Ź 研 修 を受

け た 専 任  $\mathcal{O}$ 医 師 が 医 療 安 全 管 理 部 門 に 配 置 さ れ 7 7 ること。

ハ 医 療 安 全 対 策 加 算 1 を 算 定 す る 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 及 び 医 療 安 全 対 策 加 算 2 を 算 定 です Ź 保 険

医 療 機 関 لح  $\mathcal{O}$ 連 携 に ょ り、 医 療 安 全 対 策 を 実 施 す る ため  $\mathcal{O}$ 必 要 な 体 制 が 整 備され てい ること。

(4)医 療 安 全 対 策 地 域 連 携 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 医 療安全対 策加 算 2 に係 ぶる施 . 設基準 . の 届 出を行ってい 、る保険 医療機関であること。

口 医 療 安 全 対 策 加 算 1 を 算 定す Ź 他 0) 保 険 医 療 機 関 لح 0 連 携 に ょ り、 医 療 安 全 対 策 を実 施 す

る た め  $\mathcal{O}$ 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

二十九 の 二 感 染 防 止 対 策 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 築

(1) 感染防止対策加算1の施設基準

1 専 任  $\mathcal{O}$ 院 内 感 染 管 理 者 が 配 置 さ れていること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 感 染防 止 対 策部 門 を設置 Ļ 組 織 的 に感染防 止対策を実施 する体

制

が整備されていること。

ノヽ 当 該 部 門 に お いて、 感染症 対策 に関 する十分な経験を有 する医 師 及 び 感染管 理 に 関 す る十

分 な 経 験 を 有 す る 看 護 師 感 染 防 止 対 策 12 関 す る 研 修 を受け た ŧ  $\mathcal{O}$ 12 . 限 る。 並 び に 病 院 勤

務 に 関 す る + 分 な 経 験 を 有 す る 薬 剤 師 及 び 臨 床 検 査 技 師 が 適 切 12 配 置 さ れ て 7 ること。

= 感 染 防 止 対 策 に 0 き、 感染 防 止 対 策 加 算 2 に · 係 . る 届 出 を 行 0 て 1 る保 険 医 療 機 関 لح 連 携 L

ていること。

(2) 感染防止対策加算2の施設基準

1 専 任  $\mathcal{O}$ 院 内 感 染 管 理 者 が 配 置 っ され 7 ( ) ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 感 染防 止 対 策 部 門を設置 し、 組 織 的 に 感染防 止対策を実施する体 制

が整備されていること。

- ハ 分 な 当 経 該 験 部 門 を 有 に す お る 7 看 て、 護 感 師 染 並 び 症 に 対 病 策 院 に 勤 関 す 務 る十 に 関 す 分 る な + 経 分 験 を な 有 経 験 す を る 有 医 す 師 る 及 薬 び 剤 感 染 師 管 及 理 び 臨 に 床 関 検 す る 査 +技
- 二 感 染 防 止 対 策 に 0 き、 感 染 防 止 対 策 加 算 1 に 係 る届 出 を行 0 7 1 る 保 険 医 療 機 関と 連 携

師

が

適

切

12

配

置

さ

れ

7

1

ること。

- 7 1 ること。
- (3)感 染 防 止 対 策 地 域 連 携 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 ( 感 染 防 止 対 策 加 算 1 に 係 る届 出 を行 0 7 *\* \ る保 険 医 療 ※機関 に限 る。 لح

(4)抗 菌 薬 適 正 使 用 支 援 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

 $\mathcal{O}$ 

連

携

に

ょ

ŋ

感

染

防

止

対

策

を

実

施

す

る

た

め

 $\mathcal{O}$ 

必

要

な

体

制

が

整

一備さ

れて

いること。

抗 菌 薬 を 適 正 に 使 用 す る た  $\Diamond$ に 必 要 な 支 援 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

<u>一</u> 十 九 の 三 患 者 サ ポ 1 体 制 充 実 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)患 者 相 談 窓  $\Box$ を 設 置 L 患 者 に 対 す る 支 援  $\mathcal{O}$ 充 実 に つ き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て *(* ) ること。
- (2)当 該 窓 П に 専 任  $\mathcal{O}$ 看 護 師 社 会 福 祉 士 等 が 配 置 さ れ て V) ること。
- (1) 褥 (そう 褥<sup>じよ</sup>く 瘡<sup>え</sup> ハ 1 IJ ス ク 患 患 者ケ 者 T 加 加 算 算  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 施 施 設 設 基 基 準 潍 築

1

IJ

ス

ク

ケ

ア

イ 褥<sup>じ</sup> ハママス たっ たっ ケア に係 る 専門  $\mathcal{O}$ 研 修 を受け た 専従 の看 護 師等が 褥瘡管理者とし つ て 配 置され てい る

口 で によく そう 管 理 者 が、 海によくそう 対策チ ムと連 携 L て、 あ 5 カ じ め 定 め 5 れ た 方 法 に 基 づ 個 別

 $\mathcal{O}$ 患 者ごとに 褥 た た た そ う リス ク ア セ ス メン 1 を 行 0 て 11 ること。

ノヽ 者に に 褥瘡リスクア 作 つい 成 て、 当該 主 計 治 セ 画 医その ス に基づき重点的 メン 他 1  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 医 結 一療従 果を な 事者 踏 6 褥瘡 まえ、 が 共 ケア 同 特 を継続 して褥瘡 12 重点的な褥瘡 して実施  $\mathcal{O}$ 発 生 していること。 予 ケア 防 等 が に 必 関 要と認 す る 計 8 5 画 を れ 個 る 别 患

二 褥ょ ・く 瘡<sup>そ</sup>う の早期発見及び 重症 化 予防 のた x) 0) 総 合的 な 。褥瘡管理対策を行うにふさわ ζ\ 体制

が整備されていること。

(2)褥ょ 、く 瘡っ ハイリスク患者ケア加算 0 注2に規定する厚生労働 大臣 が定める地 域

別表第六の二に掲げる地域

(3)で よくそう **瘡** ハイ リス ク 患 者ケ ア 加 算  $\mathcal{O}$ 注 2 に ·規定` す る 施 設 基 進

1 許 可 般 病 床 病 数 棟 が 入 兀 院 基 百 床 本 料 以 上 急  $\mathcal{O}$ 病 性 院 期  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 入 院 並 料 び に 1 を除 診 療 報 酬  $\mathcal{O}$ を算・ 算 定 方 定 法 す 第 る 病 号 棟 た だ 特 定 L 書 機 に 能 規 病 定 院 する 及 び

別 に 厚生 労 働 大 臣 が 指 定 す Ź 病 院  $\mathcal{O}$ 病 棟 を 除 く。 で あ ること。

口 褥よ がられる ケア を行うにつ き必 要な 体 制 が 整 備 され てい ること。

ハ 褥ょ で そ う の 早 期発見 及び重症 化 予防 0 た 8 (T) 総合的 な 6褥瘡管 理対策を行うにふさわ L ١ ر 体 制

が整備されていること。

三十 ハ 1 IJ ス ク 妊 娠 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基

準

等

(1) ノヽ 1 IJ ス ク 妊 娠 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 産 婦 人 科 又 は 産 科 を 標 榜ら す る 保 険 医 療 機 関 であること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 専 5 産 婦 人科 又 は 産 科 12 従事する医 . 師 が 名以上 配 置されてい るこ

<u>ک</u> 。

ハ 公益財 団法人日 本医療 機能評価 機構 が 定める産科医 療補 償 制度標準補償約款と同 0) 産 科

医療補償約款に基づく補償を実施していること。

(2) ノヽ 1 IJ ス ク 妊 娠 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

保 険 診 療  $\mathcal{O}$ 対 象とな る合語 併 症 を 有 して 7 る )妊婦 で あ 0 て、 別表 第六 の三に 撂 げげ る ŧ 0

三十二 ハ 1 IJ ス ク 分 娩べん 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 築

(1) ハイリスク分娩管理加算の施設基準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 専 5 産 婦 人 科 又 は 産 科 に 従 事 す る常 勤 医 師 が三名以 上 配 置されてい

ること。

口 当 該 保 険 医 療機 関 内 に 常 勤  $\mathcal{O}$ 助 産 師 が 三 名 以 上 配 置され てい ること。

ハ 年 間  $\mathcal{O}$ 分娩が 実施 件数 が 百二十 · 件 以 上で あ り、 か つ、 その実 施 件数等を当該保険医療機 関

の見やすい場所に掲示していること。

二 公 益 財 寸 法 人 日 本 医 療 機 能 評 価 機 構 が 定 め る産 科 医 療 補 償 制 度 標 準 補 償 約 款 を同 0) 産 科

医 療 補 償 約 款 12 基 づ < 補 償 を 実 施 し 7 1 ること。

(2)ハ 1 IJ ス ク 分 娩べん 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

保 険 診 療  $\mathcal{O}$ 対 象 とな る合 併 症 を 有 して ζ, る 妊産 婦であって、 別表第七に掲げる も の

三十三から三十三の五まで 削除

三十三の六 精 神 科 救 急 搬 送 患 者 地 域 連 携 紹 介加 算  $\mathcal{O}$ 施

(1) 救急 患者  $\mathcal{O}$ 転 院 体 制 に つ 7 て、 精 神 科 救 急 搬 送 患 者 地 域 連 携 受 入加算に係る 届 出 を行 つ て V

設

基

進

る 保 険 医 療 機 関 لح  $\mathcal{O}$ 間 で あ 5 か ľ 8 協 議 を 行 0 ていること。

(2)精 神 科 救 急 搬 送 患 者 地 域 連 携 受 入 加 算 に 係 る 届 出 を 行 0 7 1 な 1 保 険 医 療 機 関 で あること。

三十三  $\mathcal{O}$ 七 精 神 科 救 急 搬 送 患 者 地 域 連 携 受 入 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 救 急 患 者  $\mathcal{O}$ 転 院 体 制 12 0 1 て 精 神 科 救 急 搬 送 患 者 地 域 連 携 紹 介 加 算 12 係 る 届 出 を 行 0 て V

る 保 険 医 療 機 関 لح  $\mathcal{O}$ 間 で あ 6 カン ľ 8 協 議 を 行 0 て 7 ること。

(2)精 神 科 救 急 搬 送 患 者 地 域 連 携 紹 介 加 算 12 係 る 届 出 を行って ζÌ ない保険医 療 機 関 であること。

三十四及び三十五 削除

三十五の二 呼吸ケアチーム加算の施設基準等

- (1) 呼 吸 ケア チ ] ム 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- 1 人 工 呼 吸 器  $\mathcal{O}$ 離 脱  $\mathcal{O}$ た 8 に 必 要 な 診 療 を行うに つき十分な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。
- 口 当 該 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者 に 0 1 7 呼 吸 ケ ア チ ]  $\Delta$ に ょ る 診 療 計 画 書を 作 成 L て いること。
- (2)呼 吸 ケア チ ] ム 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ŧ 該 当す Ź 患 者で あ ること。

+ 時 間 以 Ĺ 継 続 して人工 呼吸器を装 着 てい る患者であること。

L

1

兀

八

- 口 次 0 7 ず 'n か に該当する患者であること。
- 1 人 工 呼 吸器 を装 着してい る状 態 で当該 加算を算定できる病棟 に 入院 (転棟及び 転床を含

む。 し た患者で あって、 当 該 病棟 に 入院 L た 日 から 起算 L て 一 月 以 内  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

2 当該 加 算を算定 できる病 棟 に 入 院 L た 後 に 人工 呼 吸器を装着 した患者であっ て、 装着

た 日 カゝ 5 起 算 L て 月 以 内  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

三十五

の 三

後

発

医

薬

品

使

用

体

制

加

算

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

準

(1) 後 発 医 薬 品 使 用 体 制 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

1

後

発

医

薬

品

 $\mathcal{O}$ 

使

用

を

促

進

す

る

た

 $\Diamond$ 

 $\mathcal{O}$ 

体

制

が

整

一備され

てい

ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て 調 剤 L た 保 険 薬 局 及 び 保 険 薬 剤 師 療 養 担 当 規 則 昭昭 和三十二年

厚 生省令第 十六号。 以 下 「薬担 規 則 とい . う。 第 七 ~ 条 の二に規定する後発 医 薬 品 (以下単

量」 年 薬 に 厚 品 とい 生 後 労 کے 発 う。 働 医 1 省 う。 薬 告 品 に 示 第 占 とい 及 六 び  $\Diamond$ う。 + る 後 号) 後 発 発 医 医 別 薬  $\mathcal{O}$ 薬 表 品 あ 品 12 を る 規 合 薬  $\mathcal{O}$ 定 規 算 担 格 す 規 る 単 た 則 位 規 薬 第 数 格 剤 七 量 単 条  $\mathcal{O}$ 位ご の <u>-</u> 使  $\mathcal{O}$ 割 用 とに に 合 薬 が 剤 規 数 定 八  $\mathcal{O}$ 割 す え 薬 五. た る 価 分 数 新 (薬 以 量 医 上 薬 価 で 以 基 品 あ 下 準 以 ること。 規 下 平 格 先 単 成 位 発 数 医

ハ 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て 調 剤 L た 薬 剤  $\mathcal{O}$ 規 格 単 位 数 量 に 占 8 る 後 発 医 薬 묘  $\mathcal{O}$ あ る 先 発 医

薬 品 及 び 後 発 医 薬 品品 を合い 算 L た 規 格 単 位 数 量  $\mathcal{O}$ 割 合 が 五. 割 以 上 で あ ること。

二 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 使 用 に 積 極 的 に 取 ŋ 組  $\lambda$ で 1 る旨 を、 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 見やす ĺ١ 場 所 に 掲

(2)後 発 医 薬 品 使 用 体 制 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

示

L

て

*\* \

ること。

イ 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 使 用 を 促 進 す る た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

口 た 規 当 格 該 単 保 位 険 数 医 量 療 機 に 占 関 に  $\Diamond$ る お 後 1 発 て 調 医 薬 剤 묘 L た  $\mathcal{O}$ 後 規 格 発 単 医 位 薬 数 品 量  $\mathcal{O}$ あ  $\mathcal{O}$ 割 る 合 先 が 発 八 医 割 薬 品 以 上 及 で び あ 後 るこ 発 医 . 薬 品 を 合

ノヽ 薬 묘 当 該 及 保 び 後 険 発 医 医 療 薬 機 品 関 を に 合 お 算 1 7 L た 調 規 剤 格 L た 単 薬 位 数 剤 量  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 割 格 合 単 が 位 五. 数 割 量 以 に 上 占 で 8 あ る ること。 後 発 医 薬 밆  $\mathcal{O}$ あ る 先 発 医

二 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 使 用 に 積 極 的 に 取 り 組  $\lambda$ で 1 る旨 を、 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 見やす V 場 所 に 掲

示 L てい ること。

- (3)後 発 医 薬 品 使 用 体 制 加 算 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮
- 1 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 使 用 を 促 進 す る た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 備 され て ν, ること。
- 口 た 規 当 格 該 単 保 位 険 数 医 量 療 に 機 占 関 12 8 る お 後 1 発 7 医 調 薬 剤 品 L た  $\mathcal{O}$ 規 後 格 発 単 医 位 薬 数 묘 量  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ あ 割 る 合 先 が 発 七 医 薬品 割 以 上 及 で U あ 後 るこ 発 医 薬 品 を合算
- ノヽ 薬 品品 当 及び 該 保 後 険 発 医 医 療 薬品 機 関 を合い に お 算 1 て L た 調 規 剤 格 L 単 た 位 薬 数 剤 量  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 割 格 合が 単 位 五. 数 割 量 に 以 上 占 一であ 8) る ること。 後発医 薬 品 0) あ る先 発 医
- 二 示 後 発医 ١, ること。 薬 品 0) 使 用 に 積 極 的 に 取 り 組  $\lambda$ で ١ ر る旨を、 当該 保険医療機関  $\mathcal{O}$ 見やすい · 場所 に掲

三十 五.  $\mathcal{O}$ 兀 病 棟 薬 剤 業 務 実 施 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設基 準

L

て

- (1)病 棟 薬 剤 業 務 実 施 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- 1 病 棟ごとに 専 任  $\mathcal{O}$ 薬 剤 師 が 配 置 さ れ て 1 ること。
- 口 法  $\mathcal{O}$ 薬 有 剤 効 師 性 が 実 安 施 全 す 性 る に 病 資 棟 す に る お た け 8 る に 薬 + 剤 分 関 な 連 業 時 間 務 が に 確 つ き、 保 さ れ 病 7 院 7 勤 ること。 務 医 等  $\mathcal{O}$ 負 担 軽 減 及 び 薬 物 療
- ノヽ 医 薬 品 情 報  $\mathcal{O}$ 収 集 及 び 伝 達 を 行 う た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 専 用 施 設 を 有 すること。
- 二 に 係 当 る重 該 保 要な情報 険 医 療 機 を把 関 に 握 お L け た際に、 る 医 薬 品品 速  $\mathcal{O}$ Þ 使 カゝ 用 . に 必 に 係 要な措置を講じる体制 る 状 況 を 把 握 するとともに、 を有 L て 医 7 薬 ること。 品  $\mathcal{O}$ 安全性

ホ 薬 剤 管 理 指 導 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 に 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ

(2)病 棟 薬 剤 業 務 実 施 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 治 療 室 を 単 位 とし 7 行う ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 病 棟 薬 剤 業 務 実 施 加 算 1 に 係 る 施 設 基 潍  $\mathcal{O}$ 届 出 を 行 0 7 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

ノヽ 治 療室ごと に 専 任  $\mathcal{O}$ 薬 剤 師 が 配 置 さ れ 7 1 ること。

= 薬 剤 師 が 実 施 す Ź 治 療 室 に お け る 薬 剤 関 連 業務に つ き、 病 院 勤 務 医 一等  $\mathcal{O}$ 負 担 軽 減 及 び 薬 物

療 法  $\mathcal{O}$ 有 効 性、 安 全 性 に 資 す る た め に + 分 な 時 間 が 確 保 さ れ て 1 ること。

ホ ノヽ  $\mathcal{O}$ 薬 剤 師 を 通 じ て、 当 該 保 険 医 療 機 関 に お け る 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 使 用 に 係 る状 況 を 把 握 す るとと

Ł に、 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 安 全 性 に 係 る 重 要 な 情 報 を 把 握 L た 際 に、 速 B カン に 必 要 な 措 置 を 講 ľ る 体 制

を有していること。

三十 五  $\mathcal{O}$ 五. デ 1 タ 提 出 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) デ 1 タ 提 出 加 算 1 及 び 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 口 診 復 療 録 管 ハ ピ 理 体 制 加 算 シ に 日 係 ン る 病 施 棟 設 入 基 料 潍  $\mathcal{O}$ 又 は 届 出 地 域 を 行 包 括 0 7 ケ T 1 る 病 保 棟 険 入 医 療 料 機  $\mathcal{O}$ 関 1 ず で あ れ ること。 か 又 は ただ  $\mathcal{O}$ 両

 $\mathcal{O}$ 4 期  $\mathcal{O}$ 届 IJ 出 を 行 IJ う テ 保 険 医 療 機 関 に 院 あ 0 て は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 院 5 ず、 七  $\mathcal{O}$ (1)又 は (2)そ を満 た 方

すものであること。

入 院 患 者 に 係 る診 療 内 容 に 関 す るデ タ を 継 続 的 カン 0 適 切 に 提 出 す るた め に 必 要 な 体 制 が

整備されていること。

口

(2)デ ] タ 提 出 加 算 2 及 び 4  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 診 療 録 管 理 体 制 加 算 12 係 る 施 設 基 準 0) 届 出 を 行 0 7 7 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。 ただ

口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 病 棟 入 院 料 又 は 地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン 又 は そ  $\mathcal{O}$ 両 方

 $\mathcal{O}$ 4  $\mathcal{O}$ 届 出 を 行う保 険 医 療 機 関 に あ 0 7 は 本 文 0) 規 定 12 カン カン わ 5 ず、 七  $\mathcal{O}$ (1) 又 は (2)を 満 た

すものであること。

口 入 院 患 者 及 び 外 来 患者 に 係る診 療 内 容 に 関 する デ タを継 続 的 か つ 適 切 に 提 出

する

ために

必要な体制が整備されていること。

(3) 提出データ評価加算の施設基準

1 デ ] タ 提 出 加 算 2  $\mathcal{O}$ 口 又 は 4  $\mathcal{O}$ 口 に 係 る 施 設 基 準  $\mathcal{O}$ 届 出 を 行 0 7 1 る保 険 医 療 機 関 であ る

こと。

口 診 療 内 容 に 関 す Ź 質  $\mathcal{O}$ 高 1 デ タ が 継 続 的 か 0 適 切 に 提 出 さ れ て 7 ること。

三十 五.  $\mathcal{O}$ 六 入 退 院 支 援 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 箬

(1)入 退 院 支 援 加 算 1 に 関 す る 施 設 基 潍

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 入退 院 支援及び 地 域 を連携業務を担う部 門 が 設置 され ていること。

- 口 当 該 部 門 に 入 退 院 支 援 及 び 地 域 連 携 に 係 る 業 務 に 関 す る + 分 な 経 験 を 有 す る 専 従  $\mathcal{O}$ 看 護 師
- 又 は 専 従  $\mathcal{O}$ 社 会 福 祉 士 が 配 置 さ れ て 1 る こと。
- ノヽ 会 福 当 祉 該 部 士 門 が 配 12 置 専 さ 従 れ  $\mathcal{O}$ 7 看 1 護 る 師 場 が 合 配 に 置 さ あ れ 0 7 7 は 1 専 る 任 場 合  $\mathcal{O}$ 看 に 護 あ 師 0 7 が 配 は 置 専 さ 任 れ  $\mathcal{O}$ 社 て . 会 1 る 福 祉 士 が 専 従  $\mathcal{O}$ 社
- 二 各 病 棟 に、 入 退 院 支援 及 び 地 域 連 携 業 務 に 専 従 とし て 従 事 す る 専 任  $\mathcal{O}$ 看 護 師 又 は 社会福 祉

士が配置されていること。

- ホ そ  $\mathcal{O}$ 他 入 退 院 支援等を行うにつき十分な体 制 が 整備され ていること。
- (2)入 退 院 支 援 加 算 2 に 関 す る 施 設 基 潍
- 1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 入 退 院 支 援 及 び 地 域 連 携 業 務 を 担 う 部 門 が 設 置 さ れ 7 1 ること。
- 口 当 該 部 門 に 入 退 院 支 援 及 び 地 域 連 携 に 係 る 業 務 に 関 す る十 分 な 経 験 を 有 す る 専 従  $\mathcal{O}$ 看 護

師

- 又 は 専 従  $\mathcal{O}$ 社 会 福 祉 士 が 配 置 さ れ て 7 ること。
- ノヽ 会 福 当 祉 該 部 士 が 門 配 に 置 尃 さ 従 れ  $\mathcal{O}$ 看 て 1 護 る 師 場 が 合 配 に 置 さ あ れ 0 7 7 は 7 る 専 任 場 合  $\mathcal{O}$ に 看 護 あ 師 0 7 が 配 は 置 専 さ 任 れ  $\mathcal{O}$ 7 社 . 会 1 ること。 福 祉 士 が 専 従  $\mathcal{O}$ 社
- 二 そ  $\mathcal{O}$ 他 入 退 院 支援 等 を 行 Š に 0 き十 · 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。
- (3)入 退 院 支 援 加 算 3 に 関 す る 施 設 基 潍
- 1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 入 退 院 支援及び 地 域 連 携業務を担う部 門 が 設 置 され てい ること。

口 治 有 療 当 L 該 部 小 入 児 門 退 院 に 患 支 者 新 援 生  $\mathcal{O}$ 在 児 及 び 宅  $\mathcal{O}$ 移 集 地 行 中 域 連 に 治 携 関 療 12 す る 係 入 退 る 研 業 院 修 務 支 を 受 援 12 関 け 及 す た び る 専 地 十 域 任 分  $\mathcal{O}$ 連 な 携 看 経 護 12 係 験 師 を る が 業 有 す 名 務 る に 以 専 上 関 任 す 又 る  $\mathcal{O}$ は + 看 新 護 分 生 児 な 師 経 及  $\mathcal{O}$ 集 び 験 を 車 中

(4)地 域 連 携 診 療 計 画 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

従

 $\mathcal{O}$ 

社

会

福

祉

士

が

名

以

上

配

置

さ

れ

7

1

ること。

1 等 又 当 に は 届 該 介 護 け 地 出 サ 域 7 に ピ 11 お るこ ス 1 事 7 業 当 所 等 該 を 病 記 院 載 か 5 L た  $\mathcal{O}$ 転 地 院 域 連 後 携 又 診 は 療 退 計 院 画 後 を  $\mathcal{O}$ あ 治 療 5 等 カン を ľ 担 8 , う 作 複 成 数  $\mathcal{O}$ 保 地 方 険 厚 医 生 療 機 局 関 長

口 保 療 計 険 地 域 画 医 療 連  $\mathcal{O}$ 評 機 携 関 診 価 等 又 療 を 計 は 行 介 画 う 12 護 た サ お 8 1 7  $\mathcal{O}$ ピ 機 連 ス 会 事 携 を 業 す 設 る 所 等 け 保 て لح 険 1  $\mathcal{O}$ 医 ること。 間 療 機 で 関 又 定 期 は 的 介 に、 護 サ 診 療 ピ 情 ス 事 報 業  $\mathcal{O}$ 所 共 等 有 کے 地 L 7 域 連 定 8 携 診 た

(5)入 退 院 支 援 加 算  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 地 域

別表第六の二に掲げる地域

(6)

入

退

院

支

援

加

算

 $\mathcal{O}$ 

注

5

に

規

定

す

る

施

設

基

準

1

般

病

棟

入

院

基

本

料

急

性

期

般

入

院

料

1

を

除

を

算

定

す

る

病

棟

を

有

す

る

病

院

特

定

機 能 病 院 及 び 許 可 病 床 数 が 兀 百 床 以 上  $\mathcal{O}$ 病 院 並 び に 診 療 報 膕  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 第 号 た だ L 書 に 規

定す る 别 に 厚 生 労 働 大 臣 が 指 定 す る 病 院  $\mathcal{O}$ 病 棟 を 有 す Ź 病 院を 除 で あること。

口 入 退 院 支 援 を 行 う 12 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

(7)入 院 時 支 援 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 支援 関 地 す 域 入 に る十 連 院 許 関 可 携 前 する十 支 業 病 分 援 な 務 床 数 経 に を 分な 験を 関す が二 行う者として、 有 る十 経 百 験 床 す る専 分 を 未 満 な経 有 す 任  $\mathcal{O}$ る 保 入退 0) 験 専 険 看 を 任 院 医 護 有 支援 療 師 す  $\mathcal{O}$ 看 機 る 及 び 護 関 及 専 び 師 に 専 従 が あ 任 地  $\mathcal{O}$ 配 域 0  $\mathcal{O}$ 看 置 て 社 護 連 さ は、 会 師 携 業務 れ 福 又 てい 本 祉 は 文 士 入 を担う ること。 0 退 が 規 院 配 部門 支援 定 置 に さ に、 か れ 及 か て び わ 7 地 入退院支援 らず、 ること。 域 連 携 入 退 業 ただ 及び 務 . 院 に

(8)口 地 域 連 携 を行 うに 0 き十 分な 体 制 が 整 備 さ れ 7 い ること。

入

院

時

支

援

加

算

に

規

定

す

る

厚

生

労

働

大

臣

が

定

 $\Diamond$ 

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

1 自 宅 等 か 5 入 院 す る 予 定 入 院 患 者 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 か 5 転 院 す る患者 を除 であ る

口 総 合 入 機 退 院 能 支 評 援 価 加 加 算を 算  $\mathcal{O}$ 算定、 施 設 する 基 進 患 者 で あること。

(9)

該 保 険 医 療 機 関 内 に、 総 合的 な 機 能 評 価 12 係 る 研 修 を受け た 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 若 < は 歯 科 医 師

又 は 総 合的 な 機 能 評 価  $\mathcal{O}$ 経 験 を有 す る常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 若 しく は 歯 科 医 師 が <del>\_\_</del> 名 以 上 配 置 っ さ れ 7 7 る

(10)総合 機 能 評 価 加 算 1 規 定 する厚 生 一労働 大 臣 が 定 め る ŧ

1 入 退 院 支 援 加 算 1 又 は 2 を算 定 す る 患者 で あ ること。

口 介 護 保 険 法 施 行令 第二条各号に 規 定する疾 病を有する四十歳以上六十五歳未満 の患者又は

六十五歳以上の患者であること。

三十五の七 認知症ケア加算の施設基準等

(1) 認知症ケア加算1の施設基準

当 該 保険 医 療 機関 に お 7 て、 認 知 症を有する患者のケアを行うにつき十分な体制が整備され

ていること。

(2) 認知症ケア加算2の施設基準

当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 認 知 症 を有す Ś 患者  $\mathcal{O}$ ケアを行うに つき適 切な体 制 が 整 一備 され

ていること。

(3) 認知症ケア加算3の施設基準

当 該 保 険 医 療 機 関 12 お 7 て、 認 知 症 を有する患者 のケアを行うにつき必要な体 -制 が 整 備され

ていること。

(4) 認知症ケア加算の対象患者

認 知 症 又 は 認 知 症  $\mathcal{O}$ 症 状 を有 し、 日 常 生活 を送る上で介 助 が 必 要な状態で あ る 患者

三十五 0) 七 の 二 せ  $\lambda$ 妄 ノヽ 1 ij ス ク 患者 ケア 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

入 院 中  $\mathcal{O}$ 患者 に 対 L て、 せ ん妄  $\mathcal{O}$ IJ ス ク 確 認 及 び せ ん妄対策を行うにつき必要な体 制 が整備さ

れていること。

三十五の八 精神疾患診療体制加算の施設基準

(1)許可 病床 数 が 百 床 (別表: 第六 の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては八十床)

以上の病院であること。

(2)救 急 医 療を行うにつき必要な体制が整 備されていること。

三十五 0) 九 精 神科 急 性 期 医 師 配 置 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設基 潍

(1) 通 則

当 該 病 棟 に お いて、 常勤  $\mathcal{O}$ 医 師 は、 当該 病 棟 0) 入院患者 0 数が + 六又はその端数を増すごと

に一以上配置されていること。

(2)精 神 科 急 性 期 医 師 配 置 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設基 準

1 精 神 科 救 急 医 療に 係 る 実 績 を 相 当程 度有 していること。

口 治 療 抵 抗 性 統 合 失 調 症 患者 に 対する入院 医 療 (C 係 る実績を相当程 度有していること。

精 神科 急性 期治 療 病 棟 入院料1を算定する精神病 棟であること。

- (3)精 神 科 急 性 期 医 師 配 置 加 算 2  $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- 1 病 院 精 神 入 院 病 基 棟 本 入 料 院 を算 基 本 定 料 す + る 精 対 神 病 入 院 棟 基 七 本 料 対 又 入 は 院 十三 基 本 対 料 入 院 + 基 対 本 入 料 院 に 限 基 本 る。 料 又 又 は 十三 は 特 定 対 機 入 能

院基本料に限る。)であること。

口 精 神 障 . 害者 で あ 0 7 身 体 疾 患を 有 する患者 に . 対 する急性 期 治療 を行うに つき十 -分な体 制 を

有 す る 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 精 神 病 棟 で あること。

ハ 療 機 許 関 可 病 に あ 床 0 7 精 は 神 八 病 + 床 床) を除 <\_ • 以 上  $\mathcal{O}$ 病  $\mathcal{O}$ 院 数 で が あること。 百 床 (別表第六 の二に掲げる地域に 所在する保

険

医

- (4)精 神 科 急 性 期 医 師 配 置 加 算 2  $\mathcal{O}$ 口  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- (2) $\mathcal{O}$ 1 及 び ハ を 満 た す Ł  $\mathcal{O}$ で あ る こと。
- (5)精 神 科 急 性 期 医 師 配 置 加 算 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- 1 精 神 科 救 急 医 療 に 係 る 実 績 を 定 程 度 有 L て 7 ること。
- 口 治 療 抵 抗 性 統 合 失 調 症 患 者 に 対 す る 入 院 医 療 に 係る実績を一 定程 度有 L 7 いること。
- ハ(2のハを満たすものであること。
- 三十五  $\mathcal{O}$ + 排 尿 自 立 支 援 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- (1) 排尿自立支援加算の施設基準

排 尿 に . 関 する ケア を行うにつき十分な 体 制 が 整 備 され てい ること。

(2) 排 尿 自 <u>八</u> 支 援 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

尿 道 力 テ テ ル 抜 去 後 に 下 部 尿 路 機 能 障 害  $\mathcal{O}$ 症状 を有 する患者又 は 尿 道 力 アー テ ル 留 置 中 . (T)

患 者で あ 0 て、 尿 道 力 テ テ ル 抜 去 後 に 下 部 尿 路 機 能 障 害 を生ず ると見込ま れ る ŧ  $\mathcal{O}_{\circ}$ 

三十 五.  $\mathcal{O}$ + 地 域 医 療 体 制 確 保 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

- (1) 救 急 搬送に 係 る 実績 を 相 当程 度 有 して いること。

三十六 地 域 歯 科診 療支援 病 院 入 院 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(2)

病

院

勤

務

医

 $\mathcal{O}$ 

負

担

0)

軽

減

及

び

処

遇

 $\mathcal{O}$ 

改

善に資する体制

が整備されていること。

ること。

- (1) 地 域 歯 科 診 療 支 援 病 院 歯 科 初 診 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 に 係 る 届 出 を 行 0 てい
- (2)当 該 地 域 に お ( ) て、 歯 科 診 療 を担 当する 別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 لح  $\mathcal{O}$ 連 携 体 制が 確 保されてい るこ

<u>ک</u> 。

第 九 特 定 入 院 料 0 施 設基 準 築

通 則

- (1)病 院 であ ること。
- (2)看 護 又 は 看 護 補 助 は、 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 看 護 職 員 又は当該保険 医療 機関 の主治医若 しくは

看 護 師  $\mathcal{O}$ 指 示を受け た看 1護補 助 者 が 行うも  $\mathcal{O}$ で あること。

- (3)を 含 入 む。 院 基 本 に 料 を お 算 1 て 定 算 L 定 7 す 1 る な 特 1 定 保 入 険 院 医 料 療 は 機 関 別 特 表 第 別 十 入 五. 院  $\mathcal{O}$ 基 本 ŧ 料  $\mathcal{O}$ に 等 限 を 算 ること。 定 L 7 1 る 保 険 医 療 機 関
- (4)法 に 厚 規 生 定す 労 働 る 大 入 臣 院  $\mathcal{O}$ 患 定 者  $\Diamond$ 数 る 入  $\mathcal{O}$ 院 基 準 患 又 者 は 数 医  $\mathcal{O}$ 師 基 等 準 及  $\mathcal{O}$ 員 U 数 医  $\mathcal{O}$ 師 基 等 準  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 員 1 数 ず  $\mathcal{O}$ れ 基 に 準 Ł 並 該 び 当 に L 入 院 て *(* ) 基 な 本 いこと。 料  $\mathcal{O}$ 算 定 方
- 二 救命救急入院料の施設基準等
- (1)救 命 救 急 入 院 料 0) 注 1 に 規 流定す る入院基本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

イ 救命救急入院料1の施設基準

- 1 7 都道 7 る 府 病 院 県 が  $\mathcal{O}$ 定 \_\_ め 般 病 る 救 棟 急  $\mathcal{O}$ 治 医 療 療 室 に 関 を単 はする計 位 と Ū 画 7 に 基 行 う づ ŧ 1  $\mathcal{O}$ て運営される救 で あること。 命 救急 セ ン タ ] を有 L
- 2 1 当 ること。 該 治 療 室 内 に 重 篤 な 救 急 患 者 12 対 す る 医 療 を 行 う に つき必 要な 医 師 が 常 時 配 置 さ れ 7
- 3 を 当 増すごとに 該 治 療 室 に 以 お 上 け で る あ 看 る 護 師 0) 数 は、 常 時 当 該 治 療 室 0) 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 兀 又 は そ 0 端 数
- 4 重 篤 な 救 急 患 者 に 対 す る 医 療 を行 うに 0 き十分 な 専 用 施 設 を有 L て 1 ること。
- (5) て 継 当 続 該 的 治 に 療 測 室 定 に を行 入 院 \\ \ L て そ 1 0 る 結 患 果に 者  $\mathcal{O}$ 基 特 づ 定 き評 集 中 価 治 を 療 行 室 って 用  $\mathcal{O}$ *\*\ 重 ること。 症 度、 医 療 看 護必要度に つい

ロ 救命救急入院料2の施設基準

次のいずれにも該当するものであること。

- ① イの①から④までを満たすものであること。
- ②次のいずれかに該当すること。
- 1 三の①のイを満たすものであること。
- 2 三の①のハを満たすものであること。

ハ救命救急入院料3の施設基準

次のいずれにも該当するものであること。

- ① イを満たすものであること。
- 2 広 範 囲 熱 傷 特 定 集中 治療を行うに つき十分な体制が 整備さ れ ていること。
- 救命救急入院料4の施設基準

二

次のいずれにも該当するものであること。

- ① ロを満たすものであること。
- 2 広 範 开 熱 傷 特 定 集 中 治療を行うにつき十分な体 制 が 整 備されていること。

イ 救命救急入院料

(2)

救

命

救

急

入

院

料

 $\mathcal{O}$ 

注

1

に

規定する厚生労働大臣

一が定

める区

分

広 範 拼 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 が 必 要 な 患 者 以 外  $\mathcal{O}$ 患

口 広 範 井 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 料

広 範 囲 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 が 必 要 な 患 者

(3)救 命 救 急 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 状 態

広 範 进 熱 傷 特 定 集中 治 療 管 理 が 必 要 な 状 態

(4)救 命 救 急 入 院 料 0) 注 3 に 規 定 す る 厚生 労 働 大 臣 が 定 め る施 設 基 潍

1

救 急 体 制 充 実 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

口 救 急 体 制 充 実 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

重

篤

な

救

急

患

者

に

対

す

る

医

療を

行うに

つき充実

L

た体

制

が

整

備

さ れ

て

いること。

重 篤 な 救 急 患 者 に 対 す る 医 療 を 行 う ĺ 0 き十 分な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

ノヽ 救 急 体 制 充 実 加 算 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

重 篤 な 救 急 患 者 に 対 す る 医 療 を 行うに つ き必 要な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

救 命 救 急 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 施 設 基 潍

(5)

重 篤 な 救 急 患 者 12 対 す る 医 療 を 行 うに 0 き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

救 命 救 急 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 施 設 基 進

(6)

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 専 任  $\mathcal{O}$ 小 児 科  $\mathcal{O}$ 医 師 が 常 時 配 置き れ てい ること。

準

等

(1) 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定する 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

- 病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 治 療 室 を単 位として行うも ので、 あ
- ること。

2

当該

治

療

室

内

に

集

中

治療

を行うに

つき十分な

医

師

が 常

時

配

置され

ていること。

- 3 当該 治 療室 内 に 集中 治療を行うにつき十分な看 護 師 が 配 置 され てい ること。
- 4 を 当 該 増すごとに一以上であること。 治 療 室 に お ける 看護師  $\mathcal{O}$ 数 は、 常時、 当該 治療室 の入院 患者の数が二又はその端数
- (5) 集中 治療 を行うに つき十分な 専用: 施設を有し ていること。
- 6 特 定 集 中 治 療 室 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 以 要 度  $\mathcal{O}$ 基準を満たす患者を八割以上入院させ

る 治 療 室 で あ ること。

- 口 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 2 0) 施 設 基 進
- 次  $\mathcal{O}$ 7 ず れ に ŧ 該当す る ₽  $\mathcal{O}$ で あ ること。
- 1 イ を 満 たす もの で あ ること。
- 2 広 範 囲 熱 傷 特 定 集 中 治 療を行うに つき十分な体制 が整備されていること。
- ノヽ 特 定集中治 療室管理 料 3 0 施 設基 進

- ① イの①及び④を満たすものであること。
- 2 当 該 治 療 室 内 に 集 中 治 療 を 行 うに つき必要 な 医 師 が 常 時 配 置 っ さ れ て ( )
- 3 集中 治 療 を 行 5 に 0 き必 要 な 専 用 施 設 を 有 L て 1 ること。
- 4 る 治 特 定 療 室 集中 で あ 治 ること。 療 室 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度  $\mathcal{O}$ 基準を満たす患者を七割以上入院させ
- ニ 特定集中治療室管理料4の施設基準

次のいずれにも該当するものであること。

- ① ハを満たすものであること。
- 特 2 定 集中 広 範 囲 治 熱 療 室 傷 特 管 定 理 料 集 中  $\mathcal{O}$ 注 治療を行うにつき十分な体 1 に 規 定す る厚 生労 働 大 臣 制 が が 定 整 備 8 さ る れ 区 . 分 7 いること。
- イ 特定集中治療室管理料

(2)

広 範 囲 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 が 必 要 な 患 者 以 外  $\mathcal{O}$ 患 者

広範囲熱傷特定集中治療管理料

口

広 範 囲 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 が 必要な 患者

特 定 集中 治 療 室 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定す る 厚 生労働大臣 が定め る状態

(3)

広範囲熱傷特定集中治療管理が必要な状態

- (4)特 定 集 中 治 療 室 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 施 設 基 潍
- 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 専 任  $\mathcal{O}$ 小 児 科 医 が 常 時 配 置 さ れ 7 1 る
- (5)特 定 集 中 治 療 室 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 施 設 基 潍
- イ 早 期  $\mathcal{O}$ 離 床 を 目 的 لح L た 取 組 を 行うに つ き十 · 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 る
- ピ IJ テ シ 日 ン 料 12 係 る 届 出 を 行 0 て 7 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

口

心

大

血

管

疾

患

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

]

シ

日

ン

料、

脳

血.

管

疾

患

等

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

シ

日

料

又

は

呼

吸器

リハ

(6)特 定 集 中 治 療 室 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 施 設 基 準

当 該 治 療 室 内 12 集 中 治 療 室 に お け る 栄 養 管 理 に 関 す る十 分 な 経 験 を 有 す る 専 任 0 管 理栄養士

が配置されていること。

ハ 1 ケ ア ユ 二 ツ 1 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

匹

- (1) ノヽ 1 ケ Ź ユ 二 ツ 1 入 院 医 療 管 理 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- 1 病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 治 療 室 を 単 位 とし 7 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。
- 口 当 該 治 療 室  $\mathcal{O}$ 病 床 数 は、 三 + 床 以 下 で あ る
- ハ 1 ケ T ユ 二 ツ 1 入 院 医 療 管 理 を行 う に 0 き必 要 な 医 師 が 常 時 配 置 さ れ て 1 ること。
- 二 当 該 治 療 室 12 お け る 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時 当 該 治 療 室  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 几 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数を

増すごとに一以上であること。

ホ ノヽ 1 ケ ア ユ = ツ 1 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度  $\mathcal{O}$ 基 準 を 満 た す 患 者 を 八 割 以 上 入 院 さ せ

る 治 療 室 で あ ること。

当 該 病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 平 均 在 院 日 数 が + 九 日 以 内 で あること。

1 診 療 録 管 理 体 制 加 算 に 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

チ ハ 1 ケ T ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 を行 う に 0 き十 分 な 専 用 施 設 を有 して *(* ) ること。

(2)ハ 1 ケ Ź ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 (1) $\mathcal{O}$ 1 か 5 ハ ま で 及 び ^ か 5 チ ま で  $\mathcal{O}$ 基 潍 を 満 た す ₽  $\mathcal{O}$ で あ ること。

増 すごとに一 以 上で あ ること。

口

当

該

治

療

室

に

お

け

る

看

護

師

 $\mathcal{O}$ 

数

は、

常

時

当該

治

療

室

 $\mathcal{O}$ 

入

院

患者

 $\mathcal{O}$ 

数

が

五

又 は

そ

の端:

数を

ノヽ ハ 1 ケ ア ユ 二 ツ 1 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度  $\mathcal{O}$ 基 準 · を 満 たす 患者、 を六割以 上 入 院 させ

る 治 療 室 で あ ること。

五. 脳 卒 中 ケ ア ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 治 療 室 を 単 位 لح L て 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(2)当 該 治 療 室  $\mathcal{O}$ 病 床 数 は 三 十 床 以 下 で あ ること。

(3)脳 卒 中 ケ T ユ = ツ  $\vdash$ 入 院 医 療 管 理 を 行 うに つ き必 要な 医 師 が 常 時 配 置 さ れ てい ること。

(4)当 該 治 療 室 に お け る 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時、 当 該 治 療 室  $\mathcal{O}$ 入 院院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が三又 は そ 0 端 数 を増

すごとに一 以 上 で あ ること。

- (5)当 該 治 療 室 に お 1 て、 常 勤  $\mathcal{O}$ 理 学 療 法 士 又 は 作 業 療 法 士 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 7 ること。
- (6)脳 梗 塞 脳 出 血 及 び < ŧ 膜 下 出 血  $\mathcal{O}$ 患 者 を お お む ね 八 割 以 上 入 院 さ せ る 治 療 室 であること。
- (7)脳 卒 中 ケ ア ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 を行 うに 0 き十 分 な 専 用 施 設 を 有 L て ( ) ること。
- (8)脳 卒 中 ケ ア ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 を行 うに 0 き 必 要 な 器 械 • 器 具 を 有 L て *\*\ ること。

(9)継 続 当 該 的 に 治 測 療 室 定 を に 行 入 院 V ; L そ 7  $\mathcal{O}$ 7 結 る 果 患 に 者 基  $\mathcal{O}$ づ \_\_\_ 般 評 病 価 棟 用 行  $\mathcal{O}$ 0 重 症 ζ`\ 度、 ること。 医 療 看 護 必 要 度 I 又はⅡに . つ い

· ~

き

を

て

五. の 二 小 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 治 療 室 を 単 位 لح L て 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。
- (2)当 該 治 療 室 内 に 小 児 集 中 治 療 を 行 う E 0 き 必 要 な 医 師 が 常 時 配 置 さ れ て

1

ること。

(3)当 該 治 療 室 に お け る 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 治 療 室  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増

すごと に 以 上 で あ る こと。

- (4)集 中 治 療 を 行 う (Z 0 き十 分な 体 制 及 び 専 用 施 設 を 有 L て 1 ること。
- (5)者 又 他 は  $\mathcal{O}$ 救 保 急 険 搬 医 送 療 診 機 療 関 料 12 を算 お 1 定 7 L 救 た 命 患 救 者 急  $\mathcal{O}$ 入 当 院 該 料 治 若 療 し 室 < ^ は  $\mathcal{O}$ 特 受入れ 定 集 中 に 治 つ 療 *\*\ 室 て、 管 理 相 料 当 を算  $\mathcal{O}$ 定 実 績 L を有 て 7 る 7 患

1 ること。

(1)新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 治 療 室 を 単 位 とし 7 行うも  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 当 該 治 療 室 内 に 集 中 治 療 かを行う ĺ つ き必 要 な 医 師 が 常 時 配 置 っ され 7 7 ること。

ノヽ 当 該 治 療 室 に お け る 助 産 師 又 は 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時、 当該 治 療室  $\mathcal{O}$ 入 院院 患者の数が三又は

その端数を増すごとに一以上であること。

二 集 中 治 療を行うにつき十分な専 用施 設を有 していること。

ホ 集中治療を行うにつき十分な実績を有していること。

(2)新生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 (1) $\mathcal{O}$ イ、 ハ 及 び 二  $\mathcal{O}$ 基 準 を 満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 集 中 治 療 を 行 う に 0 き必 要な 専 任  $\mathcal{O}$ 医 師 が 常 時 配 置 一され ていること。

ノヽ 集 中 治 療 を 行 う に 0 き 相 当  $\mathcal{O}$ 実 績 を 有 L 7 **,** \ ること。

(3)新生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 厚生 労働大臣 が 定 8 る疾 患

別表第十四に掲げる疾患

六 総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 築

(1)総合 周 産 期 特 定集中 治 療室管理 理 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 治 療 室 一を単 位 とし て行うも  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 当 該 治 療 室 内 に 集 中 治 療 を 行 うに 0 き必 要 な 医 師 が 常 時 配 置され て 7 ること。

ハ 当 該 治 療 室 に お け る 助 産 師 又 は 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時、 当 該 治 療 室  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数が三又は

その端室 数 を増 すごとに一以 上で あ ること。

= 集 中 治 療を行うにつき十分な 専 用 施 設を有してい ること。

(2)総 合 周 産 期 特 定 集中 治 療室管理 理 料 2 の 施 設 基 潍

(1)

1

 $\mathcal{O}$ 

1

か

らニ

ま

で

 $\mathcal{O}$ 

基

潍

-を満

た

す

t

 $\mathcal{O}$ 

で

あること。

口 集 中 治 療を行うにつき十 -分な 実 績 を 有 L ていること。

(3)総 合 周 産 期 特 定 集中 治 療 室 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規定する厚生労働 大臣 が 定め る 疾患

別 表 第 + 兀 に 掲 げ る 疾 患

六 の 三 新 生 戸児 治 療 口 復 室 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1)病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 治 療 室 を 単 位 کے L 7 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 新 生 児 治 療 口 復 室 入 院 医 · 療 管 理 を行うに つき必 要な 小 児 科  $\mathcal{O}$ 専 任  $\mathcal{O}$ 医

師 が 常 時 配 置 され て ( ) ること。

(3)当 該 治 療 室 に お け る 助 産 師 又 は 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時、 当該 治 療室 0 入院 患者 の数 が 六又はそ

 $\mathcal{O}$ 端 数 を増すごとに一以上であること。

- (4)新 生 児 治 療 口 復 室 入 院 医 療 管 理 を 行うに つ き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。
- (5)新 生 児 治 療 口 復 室 入 院 医 療 管 理 を 行 う ĺZ 0 き十 分 な 構 造 設 備 を 有 L 7 1 ること。
- (6)新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 又 は 総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 12 係 る 届 出 を行行 つ て **(**) る

保険医療機関であること。

(7)新 生 児 治 療 口 復 室 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 する 厚 生労働 大 臣 が 定 め る 疾 患

別表第十四に掲げる疾患

類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

七

(1) 類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 病 院  $\mathcal{O}$ 治 療 室 を 単 位 لح L 7 行 う Ł  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 当 該 治 療 室 に お け る 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 治 療 室  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を

増すごとに一以上であること。

(2)類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患

者

別表第八に掲げる患者

八 特 殊 疾 患 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) 特 殊 疾 患 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 脊 髄 損 傷 等  $\mathcal{O}$ 重 度 障 害 者 重 度  $\mathcal{O}$ 意 識 障 .害者、 筋 ジ ス } 口 フ イ 1 患 者及 び 難 病 患 者 等 をお

口 者 看 す 員 が た お だ 本 護 る 及 む  $\mathcal{O}$ 当 文に 補 び し、 数 該 ね 看 な 助 は 八 病 者 規 割 お 当 護 室 補 定 該 常  $\mathcal{O}$ を 以 す 上 主 有 数 助 時 病 とし 者 る数 は 入 棟 す 院 に る 当  $\mathcal{O}$ 常 7 数 に 該 さ お 病 事 せ は、 相 棟 時 病 1 当す 務 て、 る 棟 に 病 当 的 本  $\mathcal{O}$ お Ź 文 室 該 業 入 1 病 務 0 数 院 7 で 日 患 あ 棟 を 規 以 に 定に 行 上 者 0  $\mathcal{O}$ 看 て、 う 入 で 護  $\mathcal{O}$ 日 院 看 数 を カン あ 12 か 行 が 患 護 る 看 者 般 補 わ 場 う + 護  $\mathcal{O}$ 5 合 看 又 を 病 助 ず、 に 者 は 数 護 行 棟 を含 は、 が 職 そ う  $\mathcal{O}$ 看 病 看  $\mathcal{O}$ 員 室 当 端 百 む 護 及 護 場場 を 又 数 該 び 職 職 単 は 合 を 員 員 病 看 そ 増 位 は、 棟 護 及 0 を含 と に すごと 補 び 端 L お 助 看 む二 数 を て け 護 日 に 行 を る 行 補 に 増 以 う 夜 う 事 助 以 務 上 勤 看 t すごとに を で 上 的 を 行 護  $\mathcal{O}$ で あ で 業 行 補 う る あ あ 務 う 助 看 る を行 ことと 看 者 ること。 護 に 補  $\mathcal{O}$ う 職 数 相 助

ノヽ 職 員 当 で 該 あ 病 る 室 こと。 を 有 す る 病 棟 12 お 1 て、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 五. 割 以 上 が 看 護

当

す

る

数

以

下

で

あ

ること。

(2)ホ 二 特 当 殊 特 疾 該 殊 患 疾 病 患 入 室 院 を 入 有 院 医 す る 療 理 を 病 料 行 棟 う に に 注 お 0 1 き て、  $\mathcal{O}$ 必 除 要 看 な 護 薬 剤 職 体 制 員 注 が  $\mathcal{O}$ 整 最 薬 備 小 さ 必 れ 要 7 数 7  $\mathcal{O}$ ること。 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

小 児 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

九

別

表

第

五

 $\mathcal{O}$ 

の 二

に

掲

げ

る

薬

剤

及

び

注

射

薬

医

療

管

 $\mathcal{O}$ 

5

外

射

- (1)通 則
- 1 小 児 科 -を標 誇 L 7 1 る 病 院 で あ ること。
- 口 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条 第 項 第 号に 定  $\Diamond$ る 医 師  $\mathcal{O}$ 員 数 以 上  $\mathcal{O}$ 員 数 が 配置され 7 7 るこ

<u>ک</u> 。

- ハ 小 児 医 療を行うに つき十分な体 制 が 整 備 され てい ること。
- (2)小 児 入院 医 療管 理 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- 1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 小 児 科  $\mathcal{O}$ 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が二十名以上配置され てい ること。

口

当

該

病

棟

に

お

7

て、

日

に

看

護

を行

う看

護

師

 $\mathcal{O}$ 

数

は、

常

時

当

該

病

棟

 $\mathcal{O}$ 入

院

患者

 $\mathcal{O}$ 

数

が

七

又

は

そ

 $\mathcal{O}$ 

端

数

を

増すごとに

以

Ĺ

一であ

ること。

ただ

Ļ

当

該

病

棟

に

お

1

て、

日

12

看

護

を

行

- う 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 が 本 文 に 規 定 す る 数 に 相 当す る 数以 上 で あ る場 合 に は 当 該 病 棟 に お け る 夜 勤
- を 行 う 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 5 ず、 以 Ĺ であ ることとす る が ک 0) 場 合 で あ
- 数 0 が て 九 又 は 当 そ 該  $\mathcal{O}$ 病 端 棟 数 に を お 増 け すごとに る 看 護 師  $\mathcal{O}$ 以 数 上 は で あ 夜 ること。 勤  $\mathcal{O}$ 時 間 帯 t 含  $\emptyset$ 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$

入

院

患

者

 $\mathcal{O}$ 

定

 $\mathcal{O}$ 

ノヽ す う る 専 を入院させる病棟であること。 小 5 児 + 慢 五 歳 性 未 特 満 定 疾  $\mathcal{O}$ 小 病 児 医 療 介 支援 児 慢 を 性 *( )* 特 う。 定 疾 以 病 下 医 同 療 じ。 支援 (児童  $\mathcal{O}$ 対 象 福 で 祉 あ 法 る 第六 場合は、 条 の 二 二十歳 一第二 項 未 に 満 規

者)

- = 専 5 小 児  $\mathcal{O}$ 入 院 医 療 に 係 る 相 <u>当</u> 0) 実 績 を有 L 7 7 ること。
- ホ 入 院 を 要す る 小 児 救 急 医 療 を 行 うに 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 されて 7 ること。
- 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 平 均 在 院 日 数 が <u>二</u> 十 日 以 内 で あ ること。
- (3) 小児入院医療管理料2の施設基準
- 1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 小 児 科  $\mathcal{O}$ 常 勤 0) 医 師 が 九 名 以上 配 置されていること。
- 口 当 該 病 棟 に お *\*\ て、 日 に 看 護 を行う看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は、 常時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入院 患者 の数が 七
- う 又 看 は その 護 師 端 が 本文に規定する数に 数を増すごとに一以上 相当する数以上である場合に であること。 ただ し、 当該 は、 病 棟 当 該 12 お ١ ر 病 て、 棟 に お け 日 る夜 に 看 勤 護 を を 行 行
- う 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は、 本 文の 規 定 に カ かわ らず、 二以上であることとする。
- ノヽ 専 5 + 五. 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児 小 児慢 性 特 定疾 病 医 療支 援 0 対 象 で あ る場 合 は、 <u>-</u> + 歳 未 満  $\mathcal{O}$
- 者)を入院させる病棟であること。
- 二 入 院 を 要 す る 小 児 救 急 医 療 を行うに 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 され 7 7 ること。
- ホ 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 平 均 在 院 日 数 が <u>一</u> 十 日 以 内 で あ ること。
- (4)小 児 入 / 院 医 療 管 理 料 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- 1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 小 児 科  $\mathcal{O}$ 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 五. 名 以 上 配 置されてい ること。
- 口 当 該 病 棟 に お 7 て、 日 に 看 護 を行 !う看 護 師 0 数 は、 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入院患者の数が七

う う 又 看 は 看 護 護 そ 師 師  $\mathcal{O}$ 端 が  $\mathcal{O}$ 数 数 本 を 文 は に 増すごとに 規 本 文 定 す  $\mathcal{O}$ る数 規 定 以 に に 上 か 相 当す で か あ わ る数数 5 ること。 ず、 以 二以上 上で ただ あ であることとする。 る場 Ļ 当 合 該 に は 病 棟 当 に 該 お 病 1 て、 棟 に お \_\_ け 日 る に 夜 看 勤 護 を を 行 行

専 5 + 五. 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児 介 · 児 慢 性 特 定 疾 病 医 療 支 援  $\mathcal{O}$ 対 象 で あ る場合は、 <u>-</u>+ 歳未 満  $\mathcal{O}$ 

者)を入院させる病棟であること。

二 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入院 患 者  $\mathcal{O}$ 平 均 在院 日 数が二十一日以内であること。

(5) 小児入院医療管理料4の施設基準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 小 児 科  $\mathcal{O}$ 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が三名 以上 配置されていること。

口 当 該 病 床 を 有 す Ź 病 棟 12 お 7 て、 日 12 看 護を行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入

院

患

者

 $\mathcal{O}$ 

数

が

+

又

は

そ

 $\mathcal{O}$ 

端

数

を

増すごとに一

以

上

で

あること。

ただ

Ļ

当

該

病

棟

に

お

1

て、

日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員 が 本 文 に 規 定 す る 数 に 相 当す る数 以 上 で あ る 場 合 に は 当 該 病 棟

12 お け る 夜 勤 を 行 Š 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に カン か わ 5 ず、 以 上 であることとす

ハ 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

二 当 該 病 棟 に お 1 て、 専 5 小 児 を 入 院 させ る 病 床 が 十 床 以 上 で あ ること。

ホ 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 当 該 病 棟 を含め た 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 亚 · 均 在 院 日 数が二十八 日 · 以内

であること。

(6)小 児 入 院 医 療 管 理 料 5  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 小 児 科  $\mathcal{O}$ 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 1 ること。

口 を + を 行 行 五. 当 う う看 又 該 看 は 病 護 そ 護 棟 職 職 に  $\mathcal{O}$ 端 員 員 お  $\mathcal{O}$ が 数 1 を 数 本 て は 文 増 に すごとに 規 本 日 文 定 に す  $\mathcal{O}$ 看 規 る 護 定 以 数 を 12 に 上 行 で 相 う か 当 あ 看 か す る わ 護 こと。 る数以 5 職 ず、 員  $\mathcal{O}$ 上で ただ 数 以 は 上で あ し、 る 常 あ 場 当 時 ることとする。 該 合 に 当 病 は 棟 該 に 病 各 お 棟 病 1  $\mathcal{O}$ 棟 入 て 院 に 患 お け 者 日 る に  $\mathcal{O}$ 夜 数 看 勤 が 護

ハ 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 兀 割 以 上 が 看 護 師 であること。

ニ 特定機能病院以外の病院であること。

(7)小 児 入 / 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 2 12 規 定 す る 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1

当

該

病

棟

に

専

5

+

五

歳

未

満

 $\mathcal{O}$ 

小

児

 $\mathcal{O}$ 

療

養

生

活

 $\mathcal{O}$ 

指

導

を

担

当

す

る

常

勤

 $\mathcal{O}$ 

保

育

士

玉

家

戦

略

特

別 区 域 法 平 成 <u>一</u> 十 五 年 法 律 第 百 七 号) 第 + \_ 条  $\mathcal{O}$ 五 第 五 項 に 規 定 す る 事 業 実 施 区 域 内 に あ

る 保 険 医 療 機 関 に あ 0 て は 保 育 士 又 は 当 該 事 業 実 施 区 域 に 係 る 玉 家 戦 略 特 別 区 域 限 定 保 育

士)が一名以上配置されていること。

(8)口 小 児 小 入 児 院 患 者 医 療 に 管 対 す 理 る 料  $\mathcal{O}$ 療 注 養 を 4 行 に うに 規 定 . つき十: す る 加 算 分 な  $\mathcal{O}$ 構 施 設 造 基 設 進 備 を 有 L て 7 ること。

1 当 該 病 棟 に 専 5 + 五. 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児  $\mathcal{O}$ 療 養 生 活  $\mathcal{O}$ 指 導 を 担 一当す る常勤  $\mathcal{O}$ 保 育 士 が 名 以 上 配

置されていること。

口 小 児 患 者 に 対 する 療 養 を行 うに -つ: き十分 な 構 造 設 備 を 有 L てい ること。

ハ 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 12 お 1 7 新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 を 算 定 L た患者 及 び 第 八  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ (1)

に 規 定す る超 重 症  $\mathcal{O}$ 状 態 又 は 同 (2)に 規 定 す る 準 超 重 症  $\mathcal{O}$ 状 態 に 該 当する十 五 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 患 者 0

当 該 病 棟 0 受 入れ に 0 *\* \ て、 相 当  $\mathcal{O}$ 実績 を有し て 7 ること。

十 回 復 期 IJ ノヽ ピ リテ シ 日 ン 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 築

(1) 通 則

1 口 復 期 グリハビ リテ ] シ 彐 ン 0 必 要性 0) 高 V) 患者 を八 割以 上入院させ、 般 病 棟 又 は 療 養

病

棟の病棟単位で行うものであること。

口 口 復 期 IJ ノヽ ピ IJ テ ] シ 日 ン を行うに つ き 必 要 な 構 造 設 備 を 有 L 7 1 ること。

ハ 心 大 血. 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料、 脳 血. 管 疾 患 等 IJ ハ ピ IJ テ 1 シ 日 ン 料、 廃 用 症 候 群 IJ

ピ リテ シ 日 ン 料 運 動 器 IJ ハ ピ リテ シ 日 ン 料 又 は 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 を算 定

す る IJ ノヽ ピ IJ テ シ 日 ン に 係 る 適 切 な 実 施 計 画 を 作 成 す る 体 制 及 び 適 切 な 当 該 IJ ノヽ ピ IJ テ

シ 日 ン  $\mathcal{O}$ 効 果、 実 施 方 法 等 を 評 価 す る 体 制 が とら れ て **,** \ ること。

二 口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン を要す る状 態  $\mathcal{O}$ 患者 に 対 Ļ 日当 たり二単 位 以 上  $\mathcal{O}$ リハビリ

テーションが行われていること。

ホ 当 該 病 棟 に 尃 任  $\mathcal{O}$ 常 勤 医 師 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 1 ること。

1 本 規 0 十 定 当 て 文 五. 当 に \_\_\_ 該 す  $\mathcal{O}$ 該 る 病 看 規 口 病 定 棟 護 数 以 復 棟 補 に に 上 に に 期 お カン 相 で 助 IJ お 当す 者 か あ 1 ハ 1 て わ ること。 F, が 7 夜 5 る IJ 数 ず、 勤 テ 看 以 護 を 1 日 上 職 行 た シ に う場 で 以 だ 員 彐 看 上 あ L 護  $\mathcal{O}$ ン る場 最 合 を 病  $\overline{\phantom{a}}$ 12 当 行 口 棟 小 合 該 復 う 必 お 入 要 12 院 看 1 期 病 数 7 IJ は 棟 料 護  $\mathcal{O}$ は ハ 職 に 1 当 ピ 几 看 お 及 員 該 IJ 割 護 1 び  $\mathcal{O}$ 職 テ 病 て、 2 数 棟 12 口 員 は 復 に  $\mathcal{O}$ シ <del>--</del> あ 数 お 常 期 日 0 日 ン 時 IJ は け 7 に る 看 ハ 病 は ピ 以 当 夜 + 棟 護  $\equiv$ リテ 上 勤 入 を 該 院 を 行 病 行 ] で 料 う 又 棟 う シ あ 看 3 は  $\mathcal{O}$ 看 護 そ ることとす か 入  $\exists$ 院 5 護 ン 職  $\mathcal{O}$ 病 職 員 端 6 患 棟 ま 員 者 が 数 入 で  $\mathcal{O}$ を 本  $\mathcal{O}$ 院 る で 数 文 数 増 料 は 12 す が あ

者 お 勤 棟 に  $\mathcal{O}$ 当  $\mathcal{O}$ を 看 数 に 数 主 行 該 お 護 が 三 は と う け 補 病 L 場 + 棟 る 助 常 合 を 又 7 夜 に 時 事 勤 行 は に お 務 を う そ お 1 当 行 看 的 て 1  $\mathcal{O}$ 該 業 端 う 7 護 病 務 看 補 数 は 棟 を を 護 助 日 者  $\mathcal{O}$ 行 補 増 に カュ 入 う す が 助 看 ごと 院 看 者 本 5 護 当 患 文 補 護  $\mathcal{O}$ 者 補 12 に 助 該 数 を 規  $\mathcal{O}$ 助 看 は 数 者 以 護 定 行 が を す 上 う 職 本 二百 含 る で 看 員 文 数 あ 護 む  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 又 る 補 場 数 規 に こと。 は を 定 合 相 助 そ 当 減 は に 者  $\mathcal{O}$ U す カ  $\mathcal{O}$ 端 た る た \_\_\_ か 数 数 数 数 だ わ は 日 を増 し、 12 以 5 以 ず、 上 常 上 事 務 で 当 時 すごとに 的 あ 該 で 業 あ 以 る 当 病 務 場 該 上 ることとす 棟 <del>\_</del> を 合 に 病 に 行 看 棟 に お 相 う 護 は 1  $\mathcal{O}$ 当 看 職 て 入 す る。 当 院 護 員 る 患 補 が 該 数 者 な 夜 助 病 日

チ

1

及

び

2

12

あ

0

て

は

七

割

以

上

が

看

護

師

で

あ

ること。

以下であること。

IJ 当 該 病 棟 に 専 従の 常勤  $\mathcal{O}$ 理 学 療 法 士 ー が 二 名 復期 グリハ ピ リテ シ 彐 ン 病 棟 入院 料 1 及び

2 に あ 0 て は三名) 以 上、 作 業 療 法 士 が 名 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 病 棟 入院 料 1 及 び

2にあっては、二名)以上配置されていること。

ヌ 特定機能病院以外の病院であること。

(2)口 復 対リハ ビリテ シ 日 ン 病 棟 入院料 1の施設 基準

1 当 該 病 棟 に 東從 0 常 勤 0 言 語 聴覚士 が 名以 上配 置されていること。

口 当 該 病 棟 に 専 任 0) 常 勤  $\mathcal{O}$ 管 理 一栄養 士 一が一名 以 上 配置され てい ること。

当 該 病 棟 に 在 |宅復| 帰支援を担当す る専任 の常勤 の社 会福 祉 士 等が 一 名 以上配置されてい る

と

ハ

= 休 日 を含、 め、 週 七 日 間 リハ ピ リテ 1 シ 日 ン を提供 できる体制 を有 L ていること。

ホ 当 該 病 棟 に お 1 て、 新 規 入院 患 者 0 うち三 割 以 上 が 重 症  $\mathcal{O}$ 患 者 で あること。

当 該 病 棟 に お *\* \ て、 退 院 患 者  $\mathcal{O}$ う 5 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 ^ 転 院 L た者等を除く者 0 割 合 が七

割以上であること。

 $\vdash$ 重 症  $\mathcal{O}$ 患者 の三割以上が退院時に日常 生活機能 又は 機能 的 自立 度評 価法 (Functional In

dependence Measure) ( 以 下 ¬ F Ι M とい . う。 が改善していること。

チ デー タ 提 出 加 算 12 係 る 届 出 を行 って 7 る 保 険 医 療 機 関 であること。

IJ IJ ハ F, リテ 1 シ 日 ン  $\mathcal{O}$ 効果 に 係 る 実 績  $\mathcal{O}$ 指 数 が 兀 + 以 上であること。

(3)口 復 期リ ハ ピ リテ ] シ 日 ン 病 棟 入 院 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(2) $\mathcal{O}$ 1 及 び ハ か らチ ま で を 満 たす ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

シ 日 ン 入院料 3  $\mathcal{O}$ 基 潍

(4)口 復 期リハ ビリテー 病 棟 施設

1 当 該 病 棟に お *(* \ て、 新 規入院患者のうち二 割 以上が重症 の患者であること。

口 当 該 病 棟 に おいて、 退院患者 のうち他 の保 険 医 療 機 関 へ転 院 した者等を除く者の 割合が七

割 以 上で あること。

ノヽ 重 症 0) 患者 の三割 以 上 が 退院時 に日 常生 活機能 又は F Ι M が 改善していること。

二 デ ĺ タ 提 出 加 算 12 係 る 届 出 を行行 つ 7 7 る 保 険 医 療 機 関 で ある こと。

ホ IJ ハ ピ リテ ] シ 日 ン 0) 効果に 係 る 実 績  $\mathcal{O}$ 指 数 ※が三十三 五. 以 上であること。

旦 復 期 IJ ノヽ ピ リテ ] シ 日 ン 病 棟 入 院 料 4 0 施 設 基 潍

(5)

(4) $\mathcal{O}$ 1 か 5  $\stackrel{-}{=}$ ま で を 満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ で ある

(6)口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 病 棟 入 院 料 5  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 IJ ハ ピ リテ ] シ 日 ン  $\mathcal{O}$ 効 深果に 係 る実 績  $\mathcal{O}$ 指 数 が三十以上であ ること。

口 デ ] タ 提 出 加算に係 る届 出 を行行 って ١ ر る保証 険医療機関であること。

設

基

準

(6) $\mathcal{O}$ 口 を 満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(8)口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 彐 ン を 要す る状 態 及 び 算 定 上

限

日

数

(9)休 日 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 彐 ン 提 供 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基

別

表

第

九

に

掲

げ

る

状

態

及

び

日

数

潍

口 復 期リ ハ ピ IJ テ ] シ 彐 ン 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す Ź 費用

(10)

休

日

を

含

8

週

七

日

間

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

シ

日

ン を

提

供

で

きる体

-制を有

Ĺ

てい

ること。

別 表 第 九  $\mathcal{O}$  $\equiv$ に 掲 げ る 費 用

口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ 1 シ 彐 ン 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 3  $\mathcal{O}$ 

(11)

自 己 連 続 携 行 式 腹 膜 灌か 流 用 灌か 流 液 及 び 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ の 二 12 掲 げ る 薬 剤 注 射 薬

除

外

薬

剤

注

射

薬

(12)体 制 強 化 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 当 該 病 棟 に お 1 て IJ ハ ピ リテ シ 日 ン を行うに つき十 · 分 な 経 験 を 有 す Ź 専 従  $\mathcal{O}$ 常 勤 医 師

が 適 切 に 配 置 さ れ て 7) ること。

口 当 該 病 棟 に お 1 て、 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 退 院 に 係 る 調 整 以 下 「 退 院 調 整 という。 を行うにつ

き十 分な 経 験 を 有 する 専 従  $\mathcal{O}$ 常 勤 社 会 福 祉 士 が 適 切 に配置され ていること。

十 削 除

(1)通 則

1 を行 規定 <u>ک</u> 。 病 棟 当 う看 する ただ 又 該 は 病 数に 護 Ļ 病 棟 職 室 又 当 員 を 相 は 当す 有す 病 該  $\mathcal{O}$ 数 室 病 る数以 を有 は、 棟 る 病 又 する 本 は 棟 文 上で 病  $\mathcal{O}$ 0 室 病 入 規 あ を 院 棟 定に る場 有 に 患 す 者 お Ś 合 か *\* \  $\mathcal{O}$ て、 に 病 数 か わ が は 棟 らず、 に 十三又 当該 お 日 に 7 二以 て、 病 は 看 棟 そ 護 を行 又は 上であること  $\mathcal{O}$ 端 日 う看 に 数 病室を有する を 看 増 護 護 を行 職 すごとに 員 (地 う  $\mathcal{O}$ 域 病 看 数 棟 包 \_\_ は、 護 括 以 に 職 常 ケ 上 お 員 時、 ア け で が 病 る 本 あ 当該 棟 夜 文 るこ に 勤 入

口 当 該 病 棟 又 は 病 室 を有り する 病 棟 に お **,** \ て、 看護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 七 割 以 上 が 看 護 師 で

あ

ること。

院

料

 $\mathcal{O}$ 

注

8

 $\mathcal{O}$ 

場

合を

除く。

とす

る。

ノヽ 次 0 1 ず れ カン に 該 当す ること。

る

1 病 般 棟 病 又 棟 は 病 用 室  $\mathcal{O}$ で 重 あ 症 ること。 度、 医 療 看 護 必 要 度 Ι  $\mathcal{O}$ 基 準 を 満 た す 患 者 を 割 匹 分 以 上 入 院 させ

2 病 棟 般 診 又 病 療 は 棟 内 病 容 用 室  $\mathcal{O}$ に 関 であること。 重 す 症 度、 るデー 医 タを適 療 • 看 護 切 必 に 要 提 度 出 で  $\prod$ きる  $\mathcal{O}$ 基 準 体 を満 制 が たす 整 備 患者 さ れ を た保 割 険 医 分以 療 機 関 上入院させる で あ って、

二 専 あ 該 従 部 当 0 7 門 該  $\mathcal{O}$ は 社 保 に 専 会 険 入 福 退 任 医 院  $\mathcal{O}$ 祉 療 支援 機 社 士 会 関 が 福 及 内 配 祉 置 に び 士 さ 入 地 退 域 が れ 院 7 連 専 携 支 1 援 従 ること。 に 係 及  $\mathcal{O}$ 社 び る 会 業 地 当 福 務 域 祉 該 連 に 士 部 関 携 業 が 門 す る十 配 12 務 を 置 専 さ 担 従 分 · う れ な  $\mathcal{O}$ 部 7 看 経 護 験 門 1 る 師 を が 場 有 設 が 合 す 置 配 に 置 る さ あ さ 専 れ れ 従 て 0 7 *(* ) 7  $\mathcal{O}$ は 看 ること。 1 専 護 る 任 場 師 合  $\mathcal{O}$ 又 当 看 に は

ホ 当 該 病 棟 又 は 病室を有する病棟に常勤  $\mathcal{O}$ 理学療法 弌 作業療法 士又は言語聴覚士 が 名以

ヘ データ提出加算の届出を行っていること。

上

配

置され

7

7

ること。

護

師

が

配

置

さ

れ

て

V)

ること。

ト 特定機能病院以外の病院であること。

チ 患 ノヽ 者 ピ 心 IJ リテ 大 ハ 血 ピ 管 IJ シ 疾 テ 患 日 ] ン IJ 料、 ノヽ シ ピ 日 IJ 運 ン 料 テ 動 器 に 係 IJ シ 日 る ハ 届 F, ン リテ 料、 出 を 行 脳 0 シ 血. 7 管 彐 7 疾 ン る 料、 患 保 等 険 呼 IJ 医 吸 ノヽ 器 療 F, 機 リテ IJ 関 ハ ] で ピ あ リテ シ ること。 日 ] ン 料、 シ 日 廃 ン 料 用 又 症 は 候 が 群  $\lambda$ IJ

IJ 救 急 医 療 又 は 在 宅 医 療 を 提 供 す る 体 制 等  $\mathcal{O}$ 地 域 包 括 ケ ア 入 院 医 療 を 行 うに つき必 要 な 体 制

を

有

して

1

ること。

ヌ 当 該 許 保 可 険 病 医 床 療 数 機 が 関 兀 0 百 床 般 以 病 上 棟  $\mathcal{O}$ 保 か 5 険 転 医 棟 療 した 機 関 ŧ に  $\mathcal{O}$ あ  $\mathcal{O}$ 0 7 割 合が は、 六 当 割 該 未 病 満で、 棟 に あること。 お け る入院 患者 に占め る、

- ル 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 7 て、 適 切 な 意 思 決定 支援 に . 関 す る指 針 を定 め て
- (2)地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮
- 1 地 域 包 括 ケ ア 入 院 医 療 を 行 う ĺZ 0 き 必要 介な構 造 設 備 を 有 して **(**) ること。
- 口 当 該 病 棟 に お 7 て、 退 院 患者 に 占め る、 在 宅等 に 退 院 す Ś Ł  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 合 が 七 割 以 上で、 あ るこ

کے

ハ 当 該 協病棟 12 お ١ ي て、 入院患者に占める、 自宅等から入院したもの (T) 割 合が 割 五. 一分以 上で

あること。

二 当 該 病 棟 に お け る自宅等 か らの緊急の 入院患者 の受入れ 人数が、 前三月間 にお 7 て 六 人以

上であること。

- ホ 次のいずれか二つ以上を満たしていること。
- 1 在 宅 患 者 訪 間 診 療 料 (I) 及 び 在 宅 患 者 訪 問 診 療 料  $(\Pi)$ を 前 月 間 に お V て三十 回 以 上 算 定
- ている保険医療機関であること。
- 2 在宅 患 者 訪 間 看 護 • 指 導 料 同 建 物 居 住 者 訪 間 看 護 • 指 導 料、 精 神 科 訪 問 看 護 指 導
- 料 (I) 及 び 精 神 科 訪 問 看 護 • 指 滇 料 (III)を 前  $\equiv$ 月 間 に お 1 て 六 + 口 以 上 算 定 L て 7 る 保 険 医 療
- 機関であること。
- 3 訪 問 看 護 療養費に係 る指定訪問 看 護の 費用 の額 の算定方法 (平成二十年厚生労働省告示

第六 お 7 十七 て三 号) 百 口 に 以 上 規 算 定 す 定 る L て 訪 問 1 る 看 訪 護 問 基 本 看 護 療 養 ス テ 費 ] 及 び シ 精 日 ン 神 が 科 当 訪 該 間 保 看 護 険 基 医 本 療 機 療 養 関 費 に を 併 前 設 さ  $\equiv$ 月 れ 間 7 に

4 る 在宅 保 険 患者 医 療 機 訪 問 関 で IJ あ ハ ピ ること。 リテ ] シ 日 ン · 指 導 管 理料 . を 前  $\equiv$ 月 間 に お 1 て三十 回 以 上 算定 L て V

ること。

- (5) 看 施 五. 護 設 項 介護 又 に が 当 保 は 規 該 定 同 険 す 保 条 法 第八 る 第 険 訪 匹 医 療 項 間 条第二 に 機 IJ 関 規 ハ 定 一項に規・ ピ に リテ 併 する介護 設 定 さ ] れ する訪問 シ て 予 日 7 防 ること。 訪 介護、 問 同 法 IJ ハ 第 ピ 八 同 リテ 条 条 第四  $\mathcal{O}$ ] 項 シ 第  $\equiv$ に規定する 日 項 ン に  $\mathcal{O}$ 規 提 定 供 訪 実 す 績 る 間 を有 介 看 護 護、 予 L 7 防 同 条 1 訪 る 第 間
- 八 6 + 許 床) 可 退 院 病 未 床 時 満 数 共 が  $\mathcal{O}$ 同 二百 保 指 険 導 医 床 料 療 2 を 機 別 関 表 前 第 三 で 月 あ 六 ること。 間 の二に 12 お 撂 1 7 げ 六 る 口 地 以 域 上 に 算 所 定 在 す L る て 保 1 る 険 保 医 療 険 機 医 関 療 に 機 関 あ で 0 あ 7 ること。 は二百
- (3)1 地 域 病 包 院 括  $\mathcal{O}$ ケ ア 般 入 病 院 棟 医 又 療 は 管 療 理 養 料 病 棟 1  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 施 病 設 棟 を単 基 潍 位 とし 7 行うも  $\mathcal{O}$ で あ ること。
- 1 当 該 病 室 に お 1 て、 退 院 患者 に 占 8) る、 在 宅等に退 院するも  $\overline{\mathcal{O}}$  $\mathcal{O}$ 割 合 が 七 割 以 上で、 あるこ

当 該 病 室 に お *\* \ て、 入 院 患 者 に 占 め る、 自 宅等 か 5 入院 L た ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 合 が \_\_-割 五. 分 以 上 で

口

あ ること。 ただ し、 当 該 病 室 に お け る 病 床 数 が + 未 満  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に あ 0 7 は、 前三 月 間 12 お 1

自 宅 等 か 5 入 院 L た 患 者 が 六 以 上 で あ ること。

ノヽ 当 該 病 室 に お け る 自 宅 等 か 5  $\mathcal{O}$ 緊 急  $\mathcal{O}$ 入 院 患者 の受入れ 人数 が、、 前三月間 に お *(* ) て六人以

上であること。

二 ②のイ及びホ及びへを満たすものであること。

ホ 病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 又 は 療 養 病 棟  $\mathcal{O}$ 病室 を単位として行うものであること。

(4)地 域 包 括 ケア 病 棟 入 院 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 許 可 病 床 数 が 兀 百 床 未 満  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 であること。

(2) $\mathcal{O}$ イ、 口 及 び  $\vdash$ を 満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口

(5)地 域 包 括 ケ ア 入 院 医 療 管 理 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(2) $\mathcal{O}$ 1 及 び ^ 並 び に (3) $\mathcal{O}$ 1 及 び ホ を満 た す É  $\mathcal{O}$ であること。

(6)地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(2) $\mathcal{O}$ ハ か 5 1 ま で を 満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(7) 地 域 包 括 ケア 入 院 医 療 管 理 料 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

イ(2のホ及びへまでを満たすものであること。

口 (3) $\mathcal{O}$ 口 ハ 及 び ホ を 満 た ナ ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(8)地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 4  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

1 許 可 病 床 数 が 兀 百 床 未 満  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

口 (2) $\mathcal{O}$ 1 を 満 た す t  $\mathcal{O}$ で あ る

(9)地 域 包 括 院 療 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

ケ

ア

入

医

管

4

(2) $\mathcal{O}$  $\sim$ 及 CK (3) $\mathcal{O}$ ホ を 満 た す t  $\mathcal{O}$ で あ る

別 表 第六  $\mathcal{O}$ に 掲 げ る 地 域 (10)

地

域

包

括

ケ

ア

病

棟

入

院

料

 $\mathcal{O}$ 

注

2

に

規

定

す

る

別

に

厚

生

労

働

大

臣

が

定

 $\emptyset$ 

る

地

域

(11)地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 2 12 規 定 す る 施 設 基 準

イ 病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 又 は 療 養 病 棟  $\mathcal{O}$ 病 棟 又 は 病 室 単 位 で 行 う Ł  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 当 該 病 棟 又 は 病 室 を 有 す る 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該

又 は 病 室 を 有 す る 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員 が 本 文 に 規 定 す る 数 に 相 当 す る

病

棟

 $\mathcal{O}$ 

入

院

患

者

 $\mathcal{O}$ 

数

が

十

五

又

は

そ

 $\mathcal{O}$ 

端

数

を

増

すごと

に

以

上

で

あ

る

ح کے ۔

た

だ

当

該

病

棟

数 以 上で あ る 場 合 に は 当 該 病 棟 又 は 病 室 を 有 す る 病 棟 12 お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は

本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 12 か か わ 5 ず、 以 上 で あ ることとする。

ノヽ 当 該 病 棟 又 は 病 室 を有 す る 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 兀 割 以 上 が 看 護 師 で あ

二 1 7 地 域 は 包 当 括 該 ケ T 病 棟 病 棟 又 は 入 院 病 室 料 に 1 若 お 1 L < て、 は 退 2 院 又 患 は 者 地 に 域 包 占 括  $\Diamond$ ケア る、 入 在 宅 院 等 医 療 に 管 退 院 理 す 料 る 1 若 ŧ L  $\mathcal{O}$ <  $\mathcal{O}$ 割 は 合 2 に が 七 0

割以上であること。

ホ 1 て 地 は 域 包 地 括 ケア 域 包 括 病 ケ 棟 ア 入 院 入 院 料 医 1 療 若 を L Š 行うに は 2 又 0 き は 必 地 要 域 な 包 括 構 ケア 造 設 入 備 を 院 有 医 L 療 管 7 理 1 ること。 料 1 若し < は 2 に 0

地 域 包 括 ケア 病 棟 入 院 料 1 又 は 3 に 0 1 7 は (2) $\mathcal{O}$ ハ か 5 ^ ま で を 満 た す É  $\mathcal{O}$ で あ ること。

1 地 域 包 括 ケ ア 入 院 医 療 管 理 料 1 又 は 3 に 0 7 7 は (2) $\mathcal{O}$ ホ 及 び ^ 並 びに (3) $\mathcal{O}$ 口 及 び を 満

たすものであること。

看護職員配置加算の施設基準

(12)

1 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時 当 該 病 棟 又 は 病 室 を 含 む 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数

が

五. + 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごと、 に 以 上 で あ る

口 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 及 び 処 遇 改 善 に 資 す る 体 制 が 整 備 さ れ て *(* \ ること。

(13)1 看 護 補 日 12 助 者 看 配 護 補 置 加 助 算 を 行  $\mathcal{O}$ う 施 看 設 護 基 補 潍 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時 当 該 病 棟 又 は 病 室

 $\mathcal{O}$ 数 が二十五 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数を増すごとに一 以 上で あ ること。 な お、 主とし て事 務 的 業 務 を行

一を含

む

病

棟

 $\mathcal{O}$ 

入

院

患

者

う 看 護 補 助 者 を 含 む 場 合 は 日 12 事 務 的 業 務 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟 0

入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 百 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごと に \_\_ に 相 当 す る 数 以 下 で あ ること。

口 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 及 び 処 遇 改 善 に 資 す る 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

(14)地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 • 注 射 薬

自 己 連 続 携 行 式 腹 膜 灌か 流 用 灌か 流 液 及 75 別 表 第 五  $\mathcal{O}$ の 三 に 掲 げ る薬 剤 及 び 注

射

薬

の入

(15)地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 7 12 規 定 す る 施 設 基 潍

1 当 該 病 棟 又 は 病 室 を 含 ts. 病 棟 に お 7 7 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時 当該 病 棟

院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が + 六 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増すごと に 以 上 で あ ること。

口 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ う 5 三 割 以 上 が 認 知 症 等  $\mathcal{O}$ 患 者 で あること。

ハ 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 負 担 軽 減 及 てバ 処 遇 改 善 に 資 す る 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 7 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る H

(16)

当

該

病

棟

又

は

病

室

を

含

む

病

棟

に

お

け

る

夜

勤

を

行

う

看

護

職

員

 $\mathcal{O}$ 

数

が

三

未

満

で

あ

る

日

地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 8 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 保 険 医 療 機 関

(17)

許 可 病 床 数 が 百 床 未 満  $\mathcal{O}$ £  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(18)地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 8 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る

H

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に t 該 当 す る 各 病 棟 又 は 病 室 を 有 す る 各 病 棟 に お 1 て、 夜 間  $\mathcal{O}$ 救 急 外 来を受診

た 患 者 に 対 応 す る た め、 当 該 各 病 棟  $\mathcal{O}$ l, ず れ カン 病 棟 に お 1 7 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 0 数 が

時 的 に 未 満 と な 0 た  $\exists$ 

1 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に 二 未 満 とな つ た 時 間 帯 12 お 1 て、 患 者  $\mathcal{O}$ 看 護 に 支 障 が な 1 لح 認 8

5 れ るこ

口 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に一 未 満 とな 0 た 時 間 帯 に お て、 看 護 職 員 及  $\mathcal{U}$ 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 が

看 護 職 員 を 含 むニ 以 上 で あ ること。 ただ 入 院 患 者 数 + 人 以 下  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 は

看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 以 上 で あ ること。

(19)地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 9 に 規 定 する

別

に

厚生

一

働

大臣

一が定

 $\emptyset$ 

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 箬

(1)

 $\mathcal{O}$ 

ヌ

 $\mathcal{O}$ 

基

潍

(1) 特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

1 脊 髄 損 傷 等  $\mathcal{O}$ 重 度 障 害 者 重 度  $\mathcal{O}$ 意 識 障 害 者、 筋 ジ ス 1 口 フ 1 患 者 及 び 難 病 患 者 等 を お

お む ね 八 割 以 上 入 院 さ せ る 般 病 棟 で あ 0 て、 病 棟 单 位 で 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る

口 当 該 病 棟 に お 1 て 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常

時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が + 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに 以 上 で あ ること。 た だ 当

該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者 が 本 文 に · 規定 す

は、 者 る 数  $\mathcal{O}$ 常 時 7 数 に 事 相 は 当 務 当 す 的 本 該 業 る 文 数 病 務  $\mathcal{O}$ 以 棟 を 規 定 上 行  $\mathcal{O}$ う で 入 に 院 看 あ カン 患 護 る か 場 者 補 わ 合  $\mathcal{O}$ 助 5 数 ず、 に 者 が を は 含 看 当 百 む 護 又 場 該 職 は 合 病 員 そ は 棟  $\mathcal{O}$ を に 端 含 お 数 け 日 む を増 12 る 以 夜 事 すごとに一 上 勤 務 で を行 的 業 あ う看 務 ることとす を行 に 護 Š 相 職 当す 看 員 る。 護 及 Ś 補 び 数 看 助 な 以 者 護 お 下 補  $\mathcal{O}$ で 数 主 助

当 該 病 棟 に お *(* ) て、 看 護職 員及 び 看護補 助者 で 最 小必要数 の 五. 割以 上が 看護 職 員 であるこ

کے

あ

ること。

二 当 該 病 棟 に お *(* ) て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要数 の <u>ニ</u> 割 以 上 が 看護 師 であること。

ホ 特 殊 疾 患 医 療 を行う É 0 き 必 要 な 体 制 が 整 一備 さ れ てい ること。

特殊疾患病棟入院料2の施設基準

(2)

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当 す る 病 棟 で あ ること。

イ 児 童 福 祉 法 第 兀 + 条 第二号 に 規 定 とする 医 療 型 障 害 児 入 所 施 設 (主とし て 肢 体 不 自 由  $\mathcal{O}$ 規 あ

定 る す 児 る 童 指 又 定 は 重 発 達 症 支援 心 身 医 障 療 害 機 児 関 を 入 に 係 所 さ る せ る 般 病 t 棟  $\mathcal{O}$ で に あ 限 ること。 る。 又 は 同 法 第六条  $\mathcal{O}$ <u>ニ</u>の ニ 第三 項 に

口 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ 12 ŧ 該当 す る 病 棟 で あ ること。

1 重 一度  $\mathcal{O}$ 肢 体 不 自 由 児 (者) 等 (脳卒中の 後遺症 0 患者及 び認 知 症  $\mathcal{O}$ 患者を除

重

度 0 障 害 者  $\widehat{(1)}$  $\mathcal{O}$ 1 に 掲 げ る者 を 除 ¿. を お お む ね 八 割 以 Ĺ 一入院 さ せ る 般 病 棟 又 は 精

神 病 棟 で あ 0 て 病 棟 単 位 で 行 う £  $\mathcal{O}$ で あ ること。

2 (1) $\mathcal{O}$ 施 設 基 準  $\mathcal{O}$ 口 か 5 ホ ま で を 満 た す t  $\mathcal{O}$ で あること。

特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 5  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 注 射 薬

(3)

别 表 第 五.  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> 0) 一に 掲 げ る 薬 剤 • 注 射 薬

十三 緩和ケア病棟入院料の施設基準等

(1) 緩和ケア病棟入院料1の施設基準

1 主 とし 7 悪 性 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 患 者 又 は 後 天性 免 疫 不 全症 候 群 に 罹ゥ 患 し 7 7 る患者 を入院させ、 緩 和

ケ ア を 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 病 棟 単 位 で 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 当 該 病 棟 に お 1 て 日 に 看 護 を 行 う 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時 、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 七

又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増すごとに 以 上 で あ ること。 ただ し、 当 該 病 棟 に お 1 て 日 に 看 護 を 行

う う 看 看 護 護 師 師  $\mathcal{O}$ が 数 本 文 は に 規 本 定す 文  $\mathcal{O}$ 規 る 数 定 に に カ 相 当 か わ す Ź 5 ず、 数 以 二以 上 で あ 上 で る場 あることとする。 合 に は 当 該 病 棟 12 お け る 夜 勤 を

行

ノヽ 当 該 療 養 を行 うに つ き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

二 当 該 体 制 に お 1 て、 緩 和 ケア に 関 す る 研 修 を受け た 医 師 が 配 置 っされ てい ること **金**当 該 病 棟

に お 7 7 緩 和 ケア 病 棟 入院 料 を算定する悪 性 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 患者に 対 して 緩 和ケアを行う場合 12 限

ホ 当 該 療 養 を行うに つ き十 -分な 構 造 設 備 を 有 L 7 1 ること。

当 該 病 棟 に お け る 患 者  $\mathcal{O}$ 入 退 棟 を 判 定 す る 体 制 が とら れ て **(**) ること。

1 健 康 保 険 法 第 六十三 条 第二項 第 五. 号 及 び 高 齢 者 医 療 確 保 法 第 六 + 兀 条 第二項第 五. 号に 規 定

す る 選定 療 養 とし て  $\mathcal{O}$ 特 别  $\mathcal{O}$ 療 養 環 境  $\mathcal{O}$ 提 供 に 係 る 病 室 が 適 切 な 割 合 で あ ること。

チ が  $\lambda$ 診 療  $\mathcal{O}$ 拠 点となる病院若 L < は 公益 財 寸 法 人 日 本 医 療 機 能 評 価 機 構 等が 行う医療機 能

評 価 「を受け て 7 る病 院 又はこれ . ら に · 準 ずる 病 院 で あ ること。

IJ 連 携す る 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 医 師 看 護 師 等 に 対 L て 研 修を実 施 していること。

ヌー次のいずれかに該当すること。

1 入 院 を 希 望 す Ź 患 者 0) 速 B か な受 入 れ に つ き十 分な体 制 を 有 すること。

2 在 宅 に お け る 緩 和 ケ ア  $\mathcal{O}$ 提 供 に 0 7 て、 相 当  $\mathcal{O}$ 実 績 を 有 L ていること。

ル 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か 12 係 る 届 出 を 行 0 7 1 ること。

1 区 分 番 号 Α 2 2 6 2 に 掲 げ る 緩 和 ケ ア 診 療 加 算

2 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 24 に 掲 げ る 外 来 緩 和 ケ ア 管 理 料

3 区 分 番 号 Ċ 0 0 3 に 掲 げ る 在 宅 が  $\lambda$ 医 療 総 合 診 療 料

緩和ケア病棟入院料2の施設基準

(2)

(1)  $\mathcal{O}$ 1 か 5 IJ ま で を 満 た す ₽  $\mathcal{O}$ で あ る

(3)緩 和 ケ Ź 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 3  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 注 射 薬

十四四 精 神 科 救 急 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

別

表

第

五.

 $\bigcirc$ 

 $\mathcal{O}$ 

に

掲

げ

る

薬

剤

注

射

薬

潍

(1)精 神 科 救 急 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基

位とし て行うも 0) で あ ること。

1

主とし

て

急

性

期

 $\mathcal{O}$ 

集

中

的

な治療を要する精神疾患を有する患者を入院させ、

精

神

病

棟

を単

口 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条第一 項第一 号に定 める 医 師 の員 数 以上 0) 員 数が 配置されて *\*\ るこ

کے

ノヽ 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条第 項 第 号に 定 8 る 看 護 師 及 び 准 看 護 師  $\mathcal{O}$ 員 数 以 上  $\mathcal{O}$ 員 数 が

配

置 さ れ て 1 ること。

二 当 該 病 棟 に お け る 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師  $\mathcal{O}$ 数 は、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が + 六 又 は そ 0 端 数 を 増 す

ごと に 以 上 で あ る

ホ 当 該 病 棟 に 常 勤  $\mathcal{O}$ 精 神 保 健 指 定 医 精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 12 関 す る 法 律 第 + 八 条 第

項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 指 定 を受 け た 医 師 を 1 う。 以 下 同 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 お り、 カゝ つ、

当 該 病 棟 を有 する保 険 医 療 機 関 穴に常勤 0 精 神 保 健 指 定 医 が 五. 名 以 上 配 置さ れ . T 7 ること。

う う 又 看 看 は 当 護 護 そ 該 師 師 病  $\mathcal{O}$ 端 棟  $\mathcal{O}$ が 数 本 数 に 文 は を お に 増すごとに 7 て、 本 規定す 文  $\mathcal{O}$ 規 る 日 定 数 に に 以 12 看 か 相 上 護 当 で を か 行 わ す あ !う看 る数 る 5 うこと。 ず、 以 護 二以 上 師 で た 0 上 だ あ 数 で る し、 は あ 場 ることとする。 合に 当 常 該 時 は 病 当 棟 当 該 に 該 病 お 病 棟 1 棟 7  $\mathcal{O}$ 入 に 院 お 患 け 日 者 る 12 夜 看  $\mathcal{O}$ 勤 護 数 が を を 行 行 +

1 当 該 地 域 に お け る 精 神 科 救 急 医 療 体 制  $\mathcal{O}$ 確 保  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ に 整 備 され た精神 科 T救急医· 療 施 設 で あ

ること。

チ 精 神 科 救 急 医 療を行うに つき十 分な 体 制 が 整 備 され ていること。

IJ 精 神 科 救 急 医 療 を 行 うに . つき十 分 な 構 造 設 備 を 有 していること。

ヌ 精 神 科 救 急 医 療 に 係 る 実 績 を 相 当 程 度 有 L 7 いること。

(2) 精神科救急入院料の対象患者

別表第十に掲げる患者

(3)精 神 科 救 急 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 2  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 • 注 射

薬

别 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 に 掲 げ る 薬 剤 注 射 薬

(4)精 神 科 救 急 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 4 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 状 態

統 合 失 調 症 統 合 失 調 型 障 害 及 C 妄 想 性 障 害 又 は 気 分 感 情) 障 害  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ 

精 神 科 救 急 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 す る 看 護 職 員 夜 間 配 置 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(5)

イ 当 該 病 棟 に お 1 て、 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 十 六 又

はその端数を増すごとに一以上であること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 入 院 患 者 12 対 す る 行 動 制 限 を 必 要 最 小 限  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ とす Ś ため、

医 師 看 護 師 及 び 精 神 保 健 福 祉 士 等 で 構 成 さ れ た 委 員 会 を 設 置 L て 1 るこ

ノヽ 夜 間 に お け る 看 護 業 務  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 に 資 す る十 分 な業 務 管 理 等  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整備 されてい るこ

<u>ک</u> 。

二 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 負 担 0 軽 減 及 Ű 処 遇 改善 l に 資 くする 体 制 が 整 備 され ていること。

精 神 科 救 急 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8) る 日

(6)

該 病 棟 12 お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 三 未 満 で あ る 日

五. 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

+

(1) 通則

1 主 とし 7 急 性 期  $\mathcal{O}$ 集 中 的 な 治 療 を 要す る 精 神 疾 患 を 有 す Ś 患者 を 入 院 させ、 精 神 病 棟 を 単

位として行うものであること。

口 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条 第 項 第 \_\_ 号 に . 定  $\Diamond$ る 医 師  $\mathcal{O}$ 員 数 以 上  $\mathcal{O}$ 員 数 が 配 置 さ れ て 7 るこ

と。

ノヽ 医 療 法 施 行 規 則 第 十九 条第二 項第二号に定 め る 看護 師 及 び 准 看 護 師  $\mathcal{O}$ 員 数以 £ 0 員 数 が 配

置 さ れ て 1 ること。

二 は 対 特 当 定 入 該 院 入 病 院 基 院 料 本 に を 料 他 算  $\mathcal{O}$ 定 精 十 L 神 五. 対 病 1 棟 <del>\_\_</del> を 入 有 病 院 棟 基 す 、る場合 で 本 あ 料 ること。 は + 八 対 精 神 病 入 院 棟 基 入 院 本 料 基 若 本 料 L <  $\mathcal{O}$ は + 三 十 対 対 入 院 <del>---</del> 基 入 院 本 基 料 本 十三 料 又

ホ 当 該 地 域 に お け Ź 精 神 科 救 急 医 療 体 制  $\mathcal{O}$ 確 保 のた  $\Diamond$ に整備・ され た精神科 救急医 療 施 設 で あ

て

る

ること。

(2)精 神 · 科 急 性 期 治 療病 棟 入院料 1 0) 施 設 基 潍

1 当 該 病 棟 を 有 す Ś 保 険 医 療 機 関 に、 常 勤  $\mathcal{O}$ 精 神 保 健 指 定 医 . . 二 名 以 上配 置置さ れ、 カコ 当

該 病 棟 12 常 勤  $\mathcal{O}$ 精 神 保 健 指 定 医 が 名 以 上 配 置 さ れ て 1 ること。

口 当 該 病 棟 に お 1 て 日 12 看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が

を行 う看 護 職 員 が 本 文 に 規 定 す る 数 に 相 当 す る数 以 上 で あ る 場 合 に は 当 該 病 棟 に お け る 夜 十三

又

は

そ

 $\mathcal{O}$ 

端

数

を

増

すごとに

以

上

で

あ

る

こと。

ただ

し、

当

該

病

棟

12

お

1

て

日

12

看

護

勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 5 ず、 看 護 師 を含 むニ 以 上 看 護 補 助 者 が

夜 勤 を行 う 場 合 12 お 1 て は 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は で あ ることとす る。

ノヽ 当 該 病 棟 12 お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 兀 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

二 当 該 病 棟 に お 7 て、 \_\_ 日 に 看 護 補 助 を 行う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時、 当該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者

者 お、 勤 棟 に 0 0 を 数 に 看 数 行 護 が お 主とし 三十 は う け 補 場 る 助 常 て 合 夜 を 又 時 事 に 行 は 勤 務 お を う そ 看 当 的 行 1  $\mathcal{O}$ 該 業 7 う 端 護 看 務 は、 数 病 補 を 棟 護 を 助 <u>一</u> かゝ 増 行 者 補  $\mathcal{O}$ う すごとに 入 助 が 院 看 5 者 本 当 患者 護 文  $\mathcal{O}$ に 補 該 数  $\mathcal{O}$ 助 看 は 規 者 以 護 定 数が二百 を 上 職 本 す 含む 文 る数 で 員 あ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 又 場 数 規 に ること。 合は は を 定 相 当す そ 減 12 0 じ か Ś 端 ただ た <del>\_\_</del> カ 数 数 数を増すごとに一に相 日 わ 以 し、 に 5 以 上 ず、 事 上 務的 当 で 該 で あ 業務 あ 以 る 病 上 場 ることとす 棟 を行う 合 に 看 に お 護 は 1 当す て、 看 職 る。 当 護 員 る 補 が 該 数 な 夜 日 助 病

ホ 精 神 科 急 性 期治 療 を行うにつき十分な体 制 が 整 備 され 7 ١ ر ること。

以

下

であること。

(3)精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

精

神

科

急

性

期

治

療

を

行うに

つ

き十二

分な

構

造

設

備

を

有

Ü

7

7

ること。

1 該 当 病 棟 該 病 12 常 棟 を 勤 有  $\mathcal{O}$ 精 す る 神 保 保 健 険 指 医 定 療 医 機 が 関 に、 名 常 以 勤 上 配  $\mathcal{O}$ 置 精 さ 神 れ 保 7 健 7 指 る 定 こと。 医 が 名 以 上 配 置 さ れ、 か 当

口 勤 を + 行 五. 当 行 う 又 該 看 は 病 看 護 そ 棟 護 職 に  $\mathcal{O}$ 端 職 員 お 員 が 数 1 を 0 本 て 数は、 文に 増 すごとに 規 日 定す 本文 に 看 る 0 護 規 以 数 を 定 に 上 行 一で に う 相 当 看 カコ あること。 す カュ 護 る数以 わ 職 らず、 員  $\mathcal{O}$ 上で ただ 数 看 は 護 Ļ あ 師 る 常 場 当 時 を含 合 該 当 に 病 む二以 は 棟 該 に 病 当 棟 お Ĺ 該 1  $\mathcal{O}$ 病 入 7 ( 看 院 棟 護 患 に 補 者 お 日 助 け に  $\mathcal{O}$ 者 数 る 看 が 夜 護 が

を

Š

夜 勤 を行 う 場 合 に お 1 て は 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は  $\overline{\phantom{a}}$ で あることとす

ノヽ 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 兀 割 以 上 が 看 護 師 で あること。

二  $\mathcal{O}$ 数 当 が 該 三十 病 棟 又 12 は お そ 1  $\mathcal{O}$ て 端 数 を 日 増すごとに 12 看 護 補 助 を 以 行 上 う であ 看 護 ること。 補 助 者  $\mathcal{O}$ ただ 数 は し、 常 当該 時 病 当 該 棟 病 に 棟 お  $\mathcal{O}$ 1 入 て 院 患 者 日

に 看 護 補 助 を 行 う看 護 補 助 者 が 本 文に . 規 定す る数 に 相当する数以 Ĺ で あ る 場 合 に は、 当 該 病

棟 に お け る夜 勤 を行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定に か カン わ らず、 以 上 **全** 護 職 員 が 夜

勤 を 行う 場合 に お ١ ر ては、 二から当 該 看 護 職 員 0) 数 を減 ľ た 数 以 上 であることとする。 な

お、 主とし て 事 務 的 業務 を 行 Š 看 護 補 助 者 を 含む 場 合 は、 日 に 事 務的業務 を 行う看 護 補 助

者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患者  $\mathcal{O}$ 数 が · 二 百 又は そ 0) 端 数を増すごとに一に相 当す る 数

以下であること。

ホ 精 神 科 急 性 期 治 療 を 行 うに つ き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

精 神 科 急 性 期 治 療 を 行 うに 0 き 適 切 な 構 造 設 備 を 有 L 7 ること。

(4)精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 2  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 注 射

薬

精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

(5)

別

表

第

五

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

匹

に

掲

げ

る

薬

剤

注

射

薬

別表第十に掲げる患者

(6)精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 状 態

統 合 失 調 症 統 合 失 調 型 障 害 及 び 妄 想 性 障 害 又 は 気 分 感 情 障 害  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

(1)精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

イ

都

道

府

県

が

定

 $\Diamond$ 

る

救

急

医

療

12

関

す

る

計

画

12

基づい

7

運営される救

命

救

急セン

. ター

を有

して

+ 五.

の 二

精

神

科

救

急

合

併

症

入

院

料

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

潍

等

1 る 病 院  $\mathcal{O}$ 病 棟 単 位 で 行う ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

位と して 行 うも  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口

主

とし

7

急

性

期

 $\mathcal{O}$ 

集

中

的

な治

療

を要する精

神疾

患

を有い

する患者

を入院させ、

精

神

病

棟

を単

医 療 法 施 行 規則 第 + 九 条第一 項 第 号に定 め る 医 師  $\mathcal{O}$ 員 数 以 上  $\mathcal{O}$ 員 数 が . 配置 され 7 **,** \ るこ

حے 。

ノヽ

= 医 療 法 施 行 規 則 第 +九 条第二 項 第 二号 に 定  $\Diamond$ る 看 護 師 及 び 准 看 護 師  $\mathcal{O}$ 員 数 以 上  $\mathcal{O}$ 員 数 が 配

置 さ れ 7 1 ること。

ホ 当 該 病 棟 に お け る 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師  $\mathcal{O}$ 数 は、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が + 六 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 す

ごとに一 以 上 で あ ること。

当 該 病 棟 を 有 す Ś 保 険 医 療 機 関 に、 常 勤  $\mathcal{O}$ 精 神 科 医 が 五. 名 以上 配置され、 か つ、 当 該 病 棟

12 、 常 勤  $\mathcal{O}$ 精 神 保健 指 定医が三名以 上配 記置され ていること。

1 う う 又 看 看 は 当 護 護 そ 該 病 師 師  $\mathcal{O}$ 端 棟  $\mathcal{O}$ が 数 本 数 に 文 を は お に 増すごとに 7 規定す て、 本 文  $\mathcal{O}$ る 規 日 数 定 に に に 以 看 か 相 上 護 当す を行 か で わ あ !う看 る数 5 る うこと。 ず、 以 護 二以 上で 師 た  $\mathcal{O}$ 上 あ だ 数 で る し、 は あ 場 合に ることとする。 当 常 該 時 は 病 当 棟 当 該 に 該 病 お 病 1 棟 棟 7  $\mathcal{O}$ 入 に 院 お 患 け 日 者 る 12 夜 看  $\mathcal{O}$ 勤 護 数 を が を 行 行 +

チ 当 該 地 域 に お け Ź 精 神 科 救 急 医 療 体 制  $\mathcal{O}$ 確 保 0) た  $\Diamond$ ĺŹ 整備 され た精 神 科 救急医療 施 設 で あ

ること。

IJ 精 神 科 救急 合併症 医 療を行うにつき十 - 分な 体 制 が 整 備され てい ること。

ヌ 精 神 科 救 急 合 併 症 医 療 を行うにつき十 分 な 構 造 設 備 を 有 L ていること。

精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 2  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 注 射 薬

(2)

ル

精

神

科

救

急

合

併

症

医

療

に

係

る

実

績

を

相

当

程

度

有

L

7

, i

ること。

別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 匹 12 掲 げ る 薬 剤 注 射 薬

精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

(3)

別表第十に掲げる患者

(4)精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 状 態

統 合 失 調 症 統 合 失 調 型 障 害 及 び妄想 性 障 害 又 は 気 分 感 情) 障 害  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ 

(5)看 護 職 員 夜 間 配 置 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- イ 当 該 病 棟 に お 1 7 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 十 六 又
- はその端数を増すごとに一以上であること。
- 口 当 該 保 険 医 療 機 関 12 お 1 て 入 院 患 者 12 対 す る 行 動 制 限 を 必 要 最 小 限  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ とす る た
- 医 師 看 護 師 及 び 精 神 保 健 福 祉 士 等 で 構 成 さ れ た 委 員 会 を 設 置 L 7 1 るこ
- ハ 夜 間 に お け る 看 護 業 務  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 に 資 す る十 分 な 業 務 管 理 等  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 備 され て ( ) るこ
- 二 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 及 び 処 遇 改 善善 に 資 す Ź 体 制 が 整 備 され てい ること。
- 精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る H

(6)

該

病

棟

に

お

け

る

夜

勤

を

行

う

看

護

職

員

 $\mathcal{O}$ 

数

が

三

未

満

で

あ

る

日

کے

五.  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 児 童 思 春 期 精 神 科 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

十

- (1)+歳 未 満  $\mathcal{O}$ 精 神 疾 患 を 有 す る 患 者 を お な む ね 八 割 以 上 入 院 さ せ る 病 棟 精 神 病 棟 12 限
- る。 又 は 治 療 室 精 神 病 床 に 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る を 単 位 とし て行う ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。
- (2)医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条 第 項 第 号 に 定  $\Diamond$ る 医 師  $\mathcal{O}$ 員 数 以 上  $\mathcal{O}$ 員 数 が 配 置 さ れ て 1 る こと。
- (3)医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条 第 項 第 二号に 定 8 る 看 護 師 及 び 准 看 護 師  $\mathcal{O}$ 員 数 以 上  $\mathcal{O}$ 員 数 が 配 置
- されていること。
- (4)当 該 病 棟 又は 治 療室 に 小 児 医 療 及 び児 童 思 春 期 0 精 神 医 療 に 関 L 経 験 を 有 する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師

が 二 名 以 上 配 置 一され て お り、 うち一名 は 精 神 保 健 指 定 医 であること。

(5)該 本文に規定する数に ること。 病 当 該 棟 又 病 は 棟 ただし、 当 又 該 は 当 治 当該 療室 該 · 相 治 を有り 療室 病 当する数以上 棟 す を 又 る 有 は す 当 病 Ź 該 棟 病 である場合には、 治  $\mathcal{O}$ 療 入 棟 室を 院 に 患 お 有 者 1 する  $\mathcal{O}$ て、 数 病 が 当該 棟 + 日 に 又 に 病 お は 看 棟 そ 護 *(* ) て、 に  $\mathcal{O}$ を行う看 端 お け 数 る夜勤 を増、 日 に 護 看 すごとに 師 がを行 護  $\mathcal{O}$ を行う 数 !う看 は 護 以 看 常 時、 師 護 上 師 で  $\mathcal{O}$ 当 数 が あ

(6) <del>-</del>+ 歳未 満 0) 精 神 疾患を有する患者に対する療養を行うにつき十分な体制が整備され てい る

は

本文のに

規定に

カュ

か

わらず、

二以

上であることとする。

(7) 二十歳未 満 の精神 疾患を有する患者に対する療養を行うにつき十分な構造設備を有している

十六 (1)精神 精 神 療 療 養 養 病 病 棟 棟 入 院 入 院 料 料  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 施 施 設 設 基 基 準 潍 等

イ 主 7 長 期  $\mathcal{O}$ 入 院 を 要す Ś 精 神 疾 患を有する 患者を入院させ、 精 神 病 棟 を単位とし て行

うものであること。

ロ 退院調整を担当する者が配置されていること。

ノヽ 医 療 法 施 行 規則第 十九九 条第二項第二号に定める看護師及び准看護師 の員数以上の員数が配

置されていること。

二 当 該 病 棟 を 有 する 保険 医 療 機 関 に お 7 て、 常勤  $\mathcal{O}$ 精 神 保 健 指 定 医 が 名 以 上 配 置 一され、 カン

当該 病 棟 に 専 任  $\mathcal{O}$ 常 勤 精 神 科 医 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 7 ること。

ホ 当 該 病 棟 に お *(* ) て、 日 に 看 護 を行 う看 護 職 員 及 び 看 護 補 助を行う看 護 補 助者 0 数は、 常

時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患者  $\mathcal{O}$ 数が 十 五 又は その 端数を増すごとに一以上で あ ること。 ただ

当 該 病棟 に お *(* ) て、 日 に 看 護を行う看護職 員及び 看 護補助を行う看 護補 助者が・ 本文に 規 定

す Ź 数に 相当する数 以 上 である場合に は 当該 病 棟 に お ける夜勤を行う看 護 職 員及び 看護 補

助 者 0 数 は、 本文の 規定 に カゝ か わ らず、 看 護 職員 一を含 む二以上であることとする。 な お

主 と L て 事 務 的 業務 を行う 看 護 補 助者 を含む 場合 . は、 一 日 に 事 務 的 業務 を行う看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 

数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患者  $\mathcal{O}$ 数 が二 百百 又は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに一 に 相 i 当 す る 数 以 下

であること。

当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者 0 最 小 必 要数  $\mathcal{O}$ 五 割 以 Ĺ が 看 護 職 員 であるこ

と。

1 当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必要 数 の 二 割 以 上 が 看 護 師 で あること。

チ 精 神 療 養 を行うに 0 き十分な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

IJ 精 神 療 養を行うにつき十分な 構造設 備 を有 してい ること。

(2)精 神 療 養 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 2 0 除 外 薬 剤 • 注 射 薬

別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 五 に 掲 げ る 薬 剤 注 射 薬

(3)重 症 者 加 算 1  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者  $\mathcal{O}$ 状 態

G A F 尺 度 に ょ る 判 定 が三十 以 下 であること。

(4)重 症 者 加 算 2  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者  $\mathcal{O}$ 状 態

G A F 尺度に ょ る 判 定 が 兀 十 以下であること。

(5)

当 重 該 症 者 地 域 加 に 算 お 1 け  $\mathcal{O}$ る 施 精 設 神 基 科 準 救 急 医 療体 制 0) 確 保に 協 労して V) る保険医 療機関

であること。

(6)退 院 調 整 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 入院 患者  $\mathcal{O}$ 退 院 に係 る支援 に関す る部門が 設 置 されてい るこ

ح °

口 退 院 調 整 を行うに つ き必 要な 体 制 が 整 備 され 7 いること。

(7)精 神 保 健 福 祉 士 配 置 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 当 該 病 棟 に 専 従  $\mathcal{O}$ 精 神 保 健 福 祉 士 が 名 以 上 配 置 されてい ること。

口 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 退 院院 が 着 実 に 進  $\Diamond$ 5 れ て *\*\ る保 険 医 療 機関であること。

十七 削 除

(1) 通 則

主 لح L て 急 性 期  $\mathcal{O}$ 集 中 的 な 治 療 を 要 す Ś 認 知 症 患者 を入院させ、 精 神 病 棟 を単位 として行 う

ものであること。

(2)認 知 症 治 療 病 棟 入 院 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を 行う看 護 職 員 0 数 は、 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入院 患 者 0) 数 が

+ 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数を 増 すごとに 以 上であること。 ただ 当 該 病 棟 に お 1 7 日 に 看 護

を行 う看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 本 文に 規 定 す る 数に 相 当する数以 上 で あ る 場 合 に は 当 該 病 棟 に お け

る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 12 カン カ わ らず、 以 上 看 護 補 助 者 が 夜 勤 を 行

う

場 合 に お 1 7 は 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 以 上 で あ ることとす

口 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

ハ 当 該 病 棟 12 お V て、 日 に 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者

 $\mathcal{O}$ 数 が + 五. 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに 以 上 で あ ること。 ただ L 当 該 病 棟 に お 1 て、

日 12 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者 が 本 文に 規 定 す る 数 に 相 当す る 数 以 上で あ る 場 合 に は 当 該

病 棟 に お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は、 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 12 カン か わ 5 ず、 以 上 ( 看 護 職 が

夜 勤 を行 う場 合 に お 7 て は \_ カ ら当 該 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 ※を減 じ た 数以上) であ ることとする。

な 数 助 お、 以 者 下  $\mathcal{O}$ で 数 主とし あ は ること。 常 て 時、 事 務 当 的 該 業 務 病 を行 棟  $\mathcal{O}$ う 入 看 院 患 護 者 補  $\mathcal{O}$ 助 者 数 を含 が む 百 場合 又 は そ は、 0) 端 数 日 を に 増 事 すごとに 務 的 業 務 を行 に 相 う 看 当 する 護

補

(3)認 知 症 治 療 病 棟 入 院 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 る 三十又は を行う看 夜 当 勤 該 を 病 行う 護 その端数を増 棟 職 に 看 員 お の数 護 1 て 職 員 が 本  $\mathcal{O}$ すごとに一 数 文に規定する数に相当する数以上であ 日 は、 に 看 本文の 護 以 を行う看護職員の数は、 上であること。 規定 に か カュ わ らず、 ただし、 常 以 当該 時、 る場 上であることとする。 当該病法 病 合には 棟に お 棟の入院 7 当 該 て、 患者 病 棟 日 に 0 12 数が 看 お け 護

ノヽ 口 当 当 該 該 病 病 棟 棟 に に お お *(* ) 1 て、 て、 看 護 日 職 に 員 看 護  $\mathcal{O}$ 最 補 小 助 必 を 要 行 数数 う の 二 看 護 割 補 助 以 上 者 が  $\mathcal{O}$ 看 数 護 は 師で 常 あること。 時 当該

病

棟

 $\mathcal{O}$ 

入

院

患

者

常  $\mathcal{O}$ L 時 数 て 事 が 当 務 該 的 + 病 業 五. 又 務 棟 は  $\mathcal{O}$ を 行 入 そ 院 う  $\mathcal{O}$ 看 端 患 者 護 数 を 補  $\mathcal{O}$ 増 助 数 者 が すごとに を含 百 又 - む場 は <del>--</del> そ 合 に  $\mathcal{O}$ は 相 端 当 数 す 日 る を増すごとに一 数 に 事 以 務 上 的 で 業 あ 務 ることとす に を行う看 相 当す 護 る る 数 補 以 助 な 者 下 お で  $\mathcal{O}$ 数 あ 主 は る لح

(4)退 . 院 調 整 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 当 該 保 険医 療 機 関 に お いて、 入院患者の退院に係る支援に関する部門が設置されてい るこ

- 口 退 院 調 整 を 行う ĺZ 0 き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。
- (5) 認知症夜間対応加算の施設基準

イ 当 該 病 棟 に お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数が  $\equiv$ 以 Ĺ ( 看 護 職 員 が 夜 勤 を 行 ごう場 合 に お V

7 は、 三 か 5 当 該 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 を 減 じ た 数 以 上 で あ ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 入 院 患 者 に 対 す る 行 動 制 限を必 要最 小 限  $\mathcal{O}$ ŧ のとす るため、

医 師 看 護 師 及 び 精 神 保 健 福 祉 士 等 で 構 成 ž れ た委 員 会を設置 して いること。

薬

認 知 症 治 療 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 4  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 • 注 射

(6)

別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ の <u>-</u> に 掲 げ る 薬 剤 • 注 射 薬

九 特定一般病棟入院料の施設基準等

+

(1)特 定 般 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 厚 生 一労働 大 臣 が 定め る 地 域

別表第六の二に掲げる地域

(2) 特定一般病棟入院料1の施設基準

1 般 病 棟 診 療 報 膕  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 第 \_\_ 号 ただ し 書 に 規 定 す Ś 別 に 厚 生 一労 働 大 臣 が 指 定 す る 病

院の病棟を除く。)であること。

口 当 該 病 棟 に お 7 て、 日 に看護を行う看 護職員 0 数 は、 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患者  $\mathcal{O}$ 数が

十三又 夜 を行 勤 う看 を 行 は そ う 護 看 職 0 端 護 員 数を 職  $\mathcal{O}$ 数 員 が  $\mathcal{O}$ 増すごとに 数 本 は 文 に 規 本 文 定 以 す  $\mathcal{O}$ 規 る 上 で 定 数 12 あ 12 ること。 か 相 当する か わ 5 ず、 数以 ただ し、 上 以 で 上 あ 当 で 該 る あ 場 病 ることとする。 合 棟 に に は お 7 て、 各 病 棟 に 日 に お け 看 る 護

ハ 当 該 病 棟 に お *(* ) て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 七 割 以 上 が 看 護 師 で あること。

二 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 労 働 時 間 が 適 切 な ŧ 0) で あ ること。

ホ

夜

勤

に

0

*\*\

7

は

看

護

師

を含

む二以

上

0

数

0)

看

護

職

員

が行うこと。

病 棟 現  $\mathcal{O}$ に 見やす 看 護を 1 行 って 場 所 に 7 · 掲 る病 示 棟ごとの してい ること。 看護 職 員  $\mathcal{O}$ 数と当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入院患者 の数との割 合 を当 該

1 算 及 及 さ び び 当 れ 注 3 該 病 た 9 入 棟 ŧ  $\mathcal{O}$ 院 規  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 入 に 定 L 院 た 限 に る。 ょ 患 日 カン 者 り 5 (3)療  $\mathcal{O}$ 平 養 起  $\mathcal{O}$ 病 算 均 ノヽ に 在 棟 L 院 お て 入 院 日 1 5 て 料 日 数 同 ま 1 ( 保 U で  $\mathcal{O}$ 例 険  $\mathcal{O}$ 期 診 に が 二 ょ 間 療 に係 り に + 算 限 兀 定 る る。 入 院 日 L 以 て を算 内 患者 7 で る あ 定 患 ること。 短 者 L を除 7 期 滯 1 < る 在 患 手 術等 者、 を 基 注 基 礎 7 本 料 12 本 計 文 1

1 十 を行う看 五 当 又 該 は 病 護 そ 棟 職  $\mathcal{O}$ に 員 端 お 0 数 7 数 を て、 が 増すごとに 本文に規定 日 に 看 護 す 以 を行う看 る数に相当する数以上であ 上 で あ ること。 護 職 員  $\mathcal{O}$ ただ 数 は、 し、 常 当 時、 る場 該 当 病 命に 棟 該 12 病 は、 棟 お 1  $\mathcal{O}$ 各病 て、 入 院 棟 患 に 日 者 お に  $\mathcal{O}$ け 数 看 る 護 が (3)

特

定

般

病

棟

入

院

料

2

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

進

夜 勤 を行 ごう看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 本 文 0) 規 定 に か か わ 5 ず、 以上 であることとする。

口 当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 兀 割 以 上 が 看 護 師 であること。

ハ 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 平 均 在 院 日 数 が 六 + 日 以 内 で あ ること。

ニ ②のイ、二及びへを満たすものであること。

(4) 一般病棟看護必要度評価加算の施設基準

(一,并为有多言之言力言有力含义为言言言

1 特 定一 般病棟 入院 料 1に係る届 出を行ってい る病棟であること。

口

当

該加

算を算定する患者につい

 $\prod$  $\mathcal{O}$ 結果 に基づき、 当該 病 棟 に お ける当該 看護 必 要 度 0) 評 価を行っていること。

て測定した

\_\_

般

病

棟

用

 $\mathcal{O}$ 

重症度、

医療

看護必要度I又は

(5)特 定 <del>--</del> 般 病 棟 入院 料  $\mathcal{O}$ 注 7 12 規 定 する 施 設 基 準

イ 病室を単位として行うものであること。

ロ 次のいずれかに該当すること。

1 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看 護必 要度 I (T) 基 準 を 満 た す 患者、 を一 割 匹 分以 上 入院させ

る病室であること。

2 診 療 内 容 に 関するデータを適 切 に提 出できる体 制 が 整備 され た保険 医 療 機 関 で あ って、

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重症 度、 医 療 • 看 護必要度  $\Pi$  $\mathcal{O}$ 基 準 を満 たす患者を 割 分以上入院させる

病室であること。

- 3 で 当 あ 該 ること。 病 室 に ただ お 1 Ļ て、 入 院 当 該 病 患 室 者 に占 に お け め る、 る 病 自 床 数 宅 等 が + か 5 未 満 入 院  $\mathcal{O}$ L ŧ た  $\mathcal{O}$ ŧ に あ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 0 7 割 は、 合 が 前 割 三 月 五 間 分 以 に 上 お
- 4 当 該 病 室 12 お け る 自 宅 \_ 等 カン 5  $\mathcal{O}$ 緊急  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者 の受入れ 人数 が、 前三 一月間 にお 7 て六人
- (5) 次 0) 1 ず 'n か二つ 以 上を満たしていること。

以

上で

あ

ること。

1

て、

自宅

等

か

5

入

院

L

た

患

者

が

六

以

上

で

あ

ること。

1 在 宅 患 者 訪 問 診 療 料 ( I ) 及び 在宅患 者訪 間 診 療料Ⅱを前 三月間 15 お ( ) て三十回

以

上

算 定

L 7

1

る

保

険

医

療

機関

であること。

2 導 料 在 宅 機 (I)及 患 者 び 精 訪 神 問 科 看 護 訪 間 • 指 看 導 護 料 • 指 導 同 料 (III)建 を 物 前 居 三 住 月 者 間 訪 に 間 お 看 護 1 7 六 指 + 導 料、 口 以 上 精 算 神 定 科 訪 L 7 間 1 看 護 る 保 • 指

険

医

療

関

で

あ

ること。

- 3 護 養 費 ス 訪 及 テ 間 び 看 精 シ 護 神 療 日 科 養 ン が 費 訪 当 問 に 該 係 看 保 る 護 指 険 基 医 本 定 療 訪 療 機 養 問 費 関 看 を に 護 併 前  $\mathcal{O}$ 設 費 三 され 月 用 間  $\mathcal{O}$ てい 額 に お  $\mathcal{O}$ ること。 算 1 定 て 三 方 百 法 に 口 以 規 上 定 算 す Ź 定 L 訪 7 間 1 看 る 護 基 訪 間 本 看 療
- 4 1 る 在 保 宅 患 険 者 医 療 訪 機 問 関 IJ であること。 ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 指 導 管理 料 を前三月間に お 7 て三十回以上算定して

- 5 訪 第 問 五. 介 護 項 看 護 保 に 規 又 険 法 は 定 す 第 同 条 る 八 訪 条 第 第二 問 匹 項 IJ 項 に ハ 規 ピ に 定 IJ 規 定す す テ る る 介 シ 護 訪 日 ン、 間 予 防 介 護、 訪 同 問 法 第 同 IJ ハ 条 八 第 ピ 条 IJ 兀  $\mathcal{O}$ テ 項 第 に 三 規 シ 定 項 彐 に す ン 規 る  $\mathcal{O}$ 提 定 訪 供 す 間 る 実 看 護、 績 介 を 護 有 予 同 防 条 L
- 6 退 院 時 共 同 指 導 料 2 を 前 三月 間 に お 1 7 六 口 以 上 算 定 して ١ ر る保る 険 医 療 機関 であるこ

7

*(* )

る

施

設

が

当

該

保

険

医

療

機

関

に

併

設

さ

れ

7

7

ること。

- 6 当 該 保 険 医療機 関に おい て、 適切 な意思決定支援に関する指針を定めていること。
- 7 許 可 病 床 数 が二 百 八 + 床 未 満  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 で あること。
- ノヽ 専 該 あ 従 部 当 0 て 門 該  $\mathcal{O}$ 保 は 社 に 会 専 険 入 任 福 退 医 院 れ 療  $\mathcal{O}$ 祉 支援 社 機 士 関 숲 が 福 及 内 配 に 祉 置 び さ 入 地 士 域 退 が れ 院支 て 連 専 携 1 援 従 ること。 に 係 及  $\mathcal{O}$ 社 る業 び 会 地 当 域 務 福 祉 該 に 連 関 士 部 携 業務 す が 門 る十 配 に を担う部 置 専 分な さ 従 れ  $\mathcal{O}$ 経 7 看 門 験 7 護 る が を 師 設 場 有 が 置 す 合 配 さ 12 置 る あ 専 れ さ 従 ていること。 0 れ 7 て  $\mathcal{O}$ は 看 11 専 る 護 任 場 師 合  $\mathcal{O}$ 又 当 看 に は
- 二 当 該 病 室 を 含 む 病 棟 に 常 勤  $\mathcal{O}$ 理 学 療 法 士 作業 療 法 士 又は 言 語 聴覚 士 が \_<del>-</del> 名以 上配 記置され

7 1 ること。

護

師

が

配

置

さ

て

1

ること。

ホ デ ] タ 提出 加算 (T) 届 出 を行 0 てい ること。

患 ノヽ 者 ビ 心 IJ IJ 大 テ 血 ノヽ ピ 管 IJ シ 疾 テ 患 日 ン IJ 料 シ ノヽ ピ 彐 IJ 運 ン 料 テ 動 器 ] に 係 シ IJ る 彐 ハ 届 ピ ン 出 IJ 料 テ を 行 脳 0 シ 血 7 管 日 疾 1 ン る 料 患 保 等 険 呼 IJ 吸 医 ハ 療 器 ピ IJ 機 IJ 関 テ ハ で ピ ] あ IJ シ ること。 テ 日 ン 1 料、 シ 日 廃 ン 料 用 又 症 は 候 が 群 IJ  $\lambda$ 

1 地 域 包 括 ケ ア 入 院 医 療 を 行 う に 0 き 必 要 な 体 制 を 有 L 7 1 る

IJ 当 該 病 室 に お 1 て 退 院 患 者 に 占  $\Diamond$ る、 自 宅等 に 退 院 す Ź ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 合 が 七 割 以 上であるこ

کے

チ

地

域

包

括

ケ

ア

入

院

医

療

を

行

うに

つ

き

必

要

な

構

造

設

備

を

有

L

て

1

ること。

(6)特 定 <del>\_\_</del> 般 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 8  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 注 射 薬

自 己 連 続 携 行 式 腹 膜 灌か 流 用 灌か 流 液 及 び 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ の 三 に · 掲げ る薬 剤 及 び 注 射 薬

二 十 地 域 移 行 機 能 強 化 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 等

(1)地 域 移 行 機 能 強 化 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

1 主 と L て 精 神 疾 患 に ょ ŋ 長 期 に 入 院 L て 1 た 患 者 で あ 0 て、 退 院 12 向 け た 集 中 的 な 支 援 を

特 に 必 要 لح す る ŧ  $\mathcal{O}$ を 入 院 さ せ、 精 神 病 棟 を 単 位 لح L て 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ で あ るこ

口 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条 第二 項 第 号 に 定 8 る 看 護 師 及 び 准 看 護 師  $\mathcal{O}$ 員 数 以 上  $\mathcal{O}$ 員 数 が 配

置されていること。

ノヽ 当 該 病 棟 を 有 する保険 医 療 機 関 に お 7 て、 常勤  $\mathcal{O}$ 精 神 保 健 指 定 医 . が 二 名 以 上 配 置 さ れ か

当 該 病 棟 に 専 任  $\mathcal{O}$ 常 勤 精 神 科 医 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 1 ること。

二 常 行う 福 に る 及 し 場 時 7 び 当 祉 事 合 以 精 該 士 看 務 上 当 に 護 神  $\mathcal{O}$ 病 該 的 数 で は 補 保 棟 業 は 助 あ に 病 健 当 務 者、 る 棟 福 お こと。 を 該  $\mathcal{O}$ 本 祉 1 行 入 病 作 文 7 士 院 う 棟 業  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 看 た 規 患 療 数 に 者 だ 護 定 法 お は H 補  $\mathcal{O}$ け 士 に に Ļ 数 助 る 及 常 か 看 者 当 が 夜 び 護 カ 時 を わ 勤 精 該 を 含 百 5 を 神 当 行 病 ず、 保 該 又 行 棟 う む は 場 う 12 看 健 病 合 そ 看 看 福 お 棟 護  $\mathcal{O}$ は 護 護 祉 職 11  $\mathcal{O}$ 端 職 職 士 て 員 入 院 が 数 員 員 を 日 本 患 看 増 に を 看 文 者 日 護 事 に すごとに 含む二 護 補 12  $\mathcal{O}$ 務 補 規 看 数 助 的 定 助 護 を が 業 者、 す 以 を 行 + 務 上 Ź う 行 五. に を 看 作 数 う 又 であること。 行う 12 相 業 看 護 は 当 療 相 護 そ 補 す i 当 す 看 法 職  $\mathcal{O}$ 助 護 る 者 士 員 端 数 補 及 る 数 数 以 び を 作 助 な 看 者 下 精 護 増 業 な 以 「すごと で  $\mathcal{O}$ 神 補 上 療 数 主 保 で 法 あ 助 る は لح を 士 健 あ

ホ  $\mathcal{O}$ 六 当 割 該 病 以 上 棟 に が 看 お 護 1 職 て 員 看 作 護 業 職 員、 療 法 士 看 又 護 補 は 精 助 神 者 保 作 健 業 福 祉 療 士 法 で 士 あ 及 る び 精 神 保 健 福 祉 士  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数

が 当 看 護 該 職 病 員 棟 数 に を お 上 1 口 て る 場 看 合 護 に 職 は 員 看 護 作 職 業 員 療 数 法 士  $\mathcal{O}$ 及 び 割 精 以 神 上 保 が 健 看 福 護 祉 師 士 で  $\mathcal{O}$ あ 最 ること。 小 必 要 数 当 該 必 要 数

 $\vdash$ 任 当  $\mathcal{O}$ 常 該 勤 病  $\mathcal{O}$ 棟 精 に 神 専 保 従 健  $\mathcal{O}$ 福 常 祉 勤 士  $\mathcal{O}$ が 精 神 名 保 以 健 上 福 (入院 祉 士 が 患者 名 数 以 が 上 兀 配 十 置 を さ 超え れ 7 る場合 お り、 は か 二名以 つ、 当 上 該 病 配 棟 置 に さ 車

れていること。

チ 精 神 疾 患を有る する 患者  $\mathcal{O}$ 退 院 に 係 る支援を行うに つき十分 な 体 制 が 整 備 さ れ て ١ ر ること。

IJ 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 退 院 に 係 る支 援 に 関 す る 部 門 が 設 置 さ れ て *\*\

<u>ک</u> 。

ヌ 長 期  $\mathcal{O}$ 入院 患者の当該 病 棟 か 5 の退院が着 実に進 んで お り、 当 該 保険医 |療機関 0 精 神 病床

の数が減少していること。

ル 精 神 障 害 者  $\mathcal{O}$ 地 域生活を支援する関 係機関等との 連携を有していること。

(2) 重症者加算1の対象患者の状態

GAF尺度による判定が三十以下であること。

重症者加算2の対象患者の状態

(3)

G A F 尺 度 に ょ る 判 定 が 兀 十 以 下 であること。

(4) 重症者加算1の施設基準

当 該 地 域 に お け る 精 神 科 救 急 医 療 体 制  $\mathcal{O}$ 確 保 に 協 力 L てい る保 険 医 療 機 関 であること。

(5) 地 域 移 行 機 能 強 化 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 4  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 • 注 射 薬

别 表 第 五  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 五 に 掲 げ る 薬 剤 及 び 注 射 薬

第十 短期滞在手術等基本料の施設基準等

## 一通

則

短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 を 算 定 する 手 術 等 は 別 表 第 + <del>\_\_</del> に 掲 げ る ŧ 0) とすること。

- 短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進
- (1)局 所 麻 酔 に ょ る 短 期 滞 在 手 術 を 行 うに つ き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。
- (2)短 期 滯 在 手 術 を 行う に 0 き 口 復 室 そ  $\mathcal{O}$ 他 適 切 な 施 設 を 有 し 7 1 ること。
- (3)当 該 口 復 室 に お け る 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 口 復 室  $\mathcal{O}$ 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 匹 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 ※を増

とに一以上であること。

 $\equiv$ 短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) 全 身 麻 酔 硬 膜 外 麻 酔 又 は 脊 椎 麻 酔 に ょ る 短 期 滞 在 手術を行うに つき十分な体 制 が 整 備 され

ていること。

- (2)短 期 滞 在 手 術 を 行 Š に 0 き 適 切 な 施 設 を 有 L て 1 ること。
- (3)診 療 報 陋  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 第 号 た だ L 書 に 規 定 す る 別 12 厚 生 労 働 大 臣 が 指 定 す Ź 病 院  $\mathcal{O}$ 病 棟 を 有

す る 病 院 で な 1 کی ただ L 歯 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 短 期 滯 在 手 術 等 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 1  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ n 医 科 点

数 表  $\mathcal{O}$ 短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料  $\mathcal{O}$ 例 12 ょ ることとされ た 場 合 に お 1 て は ک  $\mathcal{O}$ 限 り で な \ \ \

厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 保 険 医 療 機 関

兀

診 療 報 酬  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 第 号 た だ L 書 12 規 定す Ś 別 に 厚 生 一労働 大 臣 が 指 定する病 院 0 病 棟 を 有 す

る 病 院 又 は 診 療 所 で な 1

五 短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 5  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 注 射 薬

別 表 第 五  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 掲 げ る 薬 剤 及 U 注 射 薬

## 第 + 経 過 措 置

看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 確 保 が 特 に 困 難 で あ る لح 認 8 5 れ る 保 険 医 療 機 関 に 0 *\* \ 7 は 第 五  $\mathcal{O}$ 几  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (2) $\mathcal{O}$ 

二、 上 数 規 師 条 成 あ  $\mathcal{O}$ 定 + 当 + る  $\mathcal{O}$ 及  $\mathcal{O}$  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 同 員 び 員 分 に 第 五.  $\mathcal{O}$ 第 数 年 九 数 令 は  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ か 三 第 間 か 厚 以 五  $\mathcal{O}$ + 看 上 + 五. は 生  $\mathcal{O}$ わ ٢, 労 + 護 (2)5 五  $\mathcal{O}$ 条 第 ず 働 師 条  $\mathcal{O}$ 員  $\mathcal{O}$ 中  $\equiv$ 数 第 省 及 規  $\mathcal{O}$ 九 当 令 定 規 び  $\mathcal{O}$ 医 九  $\mathcal{O}$ 定 第 (3)准  $\mathcal{O}$ 九 分 師  $\mathcal{O}$ と +  $\mathcal{O}$ 八 看 及 適  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 号) 適 (1)U 間 護 用 員 兀 第 を受 用 師 第 数  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ は 附  $\mathcal{O}$ 九 九 以 (1)を 口 け 受 上 中 な 則 員  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 第 数 + + る お け  $\mathcal{O}$ 口  $\neg$ 六 従 以 兀 間 員 る 医 + 数」 間 第 上 師 前  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ そ 九 条  $\mathcal{O}$ (1)(1) $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ح  $\mathcal{O}$ 員 れ لح  $\mathcal{O}$ 員 例  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 数 ぞ あ + 数 に ハ  $\mathcal{O}$ ノヽ 規 ょ 中 定 以 れ る 五. るこ 定 第 上  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 医 療 九 に 適 看 れ は (1) $\mathcal{O}$ とが ょ 員 用 法 護  $\mathcal{O}$ 5  $\mathcal{O}$ 数 + を 施 師  $\mathcal{O}$ 医 口 n で 受 有 行 及 五 規 師 きる と け 第 規 び  $\mathcal{O}$ 定 L  $\mathcal{O}$ び 九 な あ る 准 に 則 (1)員 等 る 准 ょ け 病 看  $\mathcal{O}$ 数  $\mathcal{O}$ 院 + れ  $\mathcal{O}$ り  $\mathcal{O}$ 護 ノヽ 以 有 は に 師 上 五 ば 師 部 第 な あ  $\mathcal{O}$ L  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ な 5 0 を 員 九 員 医 な 改 数 師 7 数  $\mathcal{O}$ け  $\mathcal{O}$ 数 以  $\mathcal{O}$ は 正 十 (1)1 れ す 上 ば 同 員 五  $\mathcal{O}$ 医 る な 数  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 令 ハ 師 省 以  $\mathcal{O}$ 昌 5 第 及  $\mathcal{O}$ 規 令 数 員 上 な び  $\mathcal{O}$ 兀 数 第 定 + (1)1 数  $\mathcal{O}$ 平 لح 九  $\mathcal{O}$ 以 員  $\mathcal{O}$ 医 九

適

用

を

受

け

る

間

۲

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

り

有

L

な

け

れ

ば

な

5

な

1

看

護

師

及

看

護

 $\mathcal{O}$ 

員

以

上

 $\mathcal{O}$ 

員

」とする。

病 病 正 す 院 棟 平 区 成二 る 分 入 入 番 件 院 院 号 基 + 基 伞 六 A 本 本 年三 成 料 料 1 <u>一</u> 十 を 七 0 月 算 0 対  $\equiv$ 六  $\mathcal{O}$ 定 す 十 年 注 入 る 院 8 厚 に 病 日 生 基 規定す 労 棟 本 に 働 に 料 お 省 限 若 1 告示 る る。 7 L 特 < 現 定 第 は に 患 12 保 五. + 者を +入 対 険 院 七 医 号) 療 7 す 入 う。 る 院 機 に 特 関 基 ょ 定 が 本 る に 患 料 地 者 0 改 方 V) 厚 正 特 7 診 定 生 前 は、  $\mathcal{O}$ 療 機 局 診 長 報 能 当 分 療 膕 等 病 院 に 報  $\mathcal{O}$ 酬 算 届  $\mathcal{O}$ 入 間 定 院  $\mathcal{O}$ け 算 方 出 基 定 た 医 法 本 方 料 病 療  $\mathcal{O}$ 区 法 又 棟 分 部 别 は 専 3 を 表 لح 第 改 般 門

几 護  $\mathcal{O}$ 老 平 ^ 成三  $\mathcal{O}$ 人 保 2 + 健 施 年 第  $\equiv$ 設 八 月三十 又  $\mathcal{O}$ は 介  $\mathcal{O}$ 護 (2)日 療  $\mathcal{O}$ に 養 1 型 お 7 医 (1)て、 療  $\mathcal{O}$ 施 当 設  $\mathcal{O}$ を 該 2 保 設 に 置 険 限 医 L る。 療 て 機 1 関 る 及 لح 保 び 険 同 第 医 八 建 療  $\mathcal{O}$ 物 機 関 内  $\mathcal{O}$ 12 に (3)特 0  $\mathcal{O}$ 7 別 イ 養 7 護 は  $\widehat{(1)}$ 老  $\mathcal{O}$ 第 人 八 ホ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 2  $\Delta$ に  $\mathcal{O}$ 介 限 (1)

る。

に

該

当す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

لح

4

な

す

4

な

す。

五 当 棟 該 又 令 は 和 各 (1)病 室 年 か  $\dot{\equiv}$ 5 に 月 (16)0 三十 ま 1 で 7 12 は \_\_\_ 定 日 に 8 同 る 年 お 4 九 1 月 7  $\mathcal{O}$ 三 現 12 + 該 に 当 次 日 す ま  $\mathcal{O}$ る (1) で t  $\mathcal{O}$ か  $\mathcal{O}$ 間 6 と (16)に 4 限 ま り、 な で に 次 掲  $\mathcal{O}$ げ (1)る か 規 5 定 (16)12 ま 係 で る に 届 掲 出 げ を る 行 区 0 分に応じ、 7 1 る 病

- (1) 急 性 期 般 入 院 料 1 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ 2  $\mathcal{O}$
- (2)急 性 期 般 入 院 料 2 第 五 の 二  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ イ  $\mathcal{O}$ (3)  $\mathcal{O}$

1

1

- (3)急 性 期 般 入 院 料 3 第 Ŧī.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ 4  $\mathcal{O}$ 1
- (4)急 性 期 般 入 院 料 5 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ イ  $\mathcal{O}$ (6)
- (5)急 性 期 般 入 院 料 6 第 五  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ イ  $\mathcal{O}$  $\overline{7}$
- (6)結 核 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 七 対 入 院 基 本 料 第 五  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ (3)
- (8)定 入 基  $\mathcal{O}$ 注 5  $\mathcal{O}$ 五  $\mathcal{O}$ 五.  $\mathcal{O}$ (2)

(7)

特

定

機

能

病

院

入

院

基

本

料

 $\mathcal{O}$ 

般

病

棟

 $\mathcal{O}$ 

七

対

<del>\_\_\_</del>

入

院

基

本

料

第

五

 $\mathcal{O}$ 

五

 $\mathcal{O}$ (1)

 $\mathcal{O}$ 

1

 $\mathcal{O}$ 

(1)

 $\mathcal{O}$ 

4

- 特 機 能 病 院 院 本 料 イ 第  $\mathcal{O}$ (4) $\mathcal{O}$ イ
- (9)特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 5  $\mathcal{O}$ 口 第 五.  $\mathcal{O}$ 五  $\mathcal{O}$ (4) $\mathcal{O}$ 口  $\mathcal{O}$
- 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 5  $\mathcal{O}$ ハ 第 五.  $\mathcal{O}$ 五  $\mathcal{O}$ (4) $\mathcal{O}$

ハ

 $\mathcal{O}$ 

2

2

 $\mathcal{O}$ 

1

 $\mathcal{O}$ 

4

- 専 門 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 七 対 入 院 基 本 料 第 五.  $\mathcal{O}$ 六  $\mathcal{O}$ (2)
- 専 門 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 3  $\mathcal{O}$ イ 第 五  $\mathcal{O}$ 六  $\mathcal{O}$ (3) $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ 2
- 専 門 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 3  $\mathcal{O}$ 口 第 五  $\mathcal{O}$ 六  $\mathcal{O}$ (3) $\mathcal{O}$ 口  $\mathcal{O}$

2

- 専 門 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 3  $\mathcal{O}$ ノヽ 第 Ŧī.  $\mathcal{O}$ 六  $\mathcal{O}$ (3) $\mathcal{O}$ ノヽ  $\mathcal{O}$ 2
- 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 第 九  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ ノヽ
- (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) 特 定 般 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 7 第 九  $\mathcal{O}$ + 九  $\mathcal{O}$ (5) $\mathcal{O}$ 口  $\mathcal{O}$ (1)又 は 2
- 六 は 令 和二 令 和 年  $\stackrel{\cdot}{=}$ 年三月三十 月三十 <del>---</del> 日 12 日 ま お で 1  $\mathcal{O}$ 7 間 現 12 に 限 急 り、 性 期 第 五. 般  $\mathcal{O}$ 入 院  $\mathcal{O}$ 料 (1)4  $\mathcal{O}$ に イ 係  $\mathcal{O}$ る (5) 届 に 出 該 を 当す 行 0 る 7 ŧ 1  $\mathcal{O}$ る لح 病 み 棟 な に す。 0 1 7

七 3 第 五 は 療 分 第 令 五 機  $\mathcal{O}$ 関  $\mathcal{O}$ 五. 1 和  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ あ  $(\underline{\phantom{a}})$ 許 年  $\mathcal{O}$ 中 (1)る  $\mathcal{O}$ 可 月三  $\mathcal{O}$ (1)病  $\mathcal{O}$ は 1  $\mathcal{O}$ 床 + 割  $\mathcal{O}$ 1 数 六 (3)  $\mathcal{O}$ が \_\_ 割三 分 4 日  $\mathcal{O}$ 12 1  $\mathcal{O}$ 百 分 لح  $\mathcal{O}$ 届 床 お あ (--)出 未 1 と、 て る 中 を 満 行 現  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 第 は う 保 に 割 ŧ 急 五 険  $\overline{\phantom{a}}$ 八 0) 性  $\mathcal{O}$ 医 <u>\_</u> 割 分 期 に 療  $\mathcal{O}$ 几 機 0 لح 分 (1)関 般 1 あ  $\mathcal{O}$ 7 入 に と、 院 る は 限 1 料  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る 第 は 令 4 1 又  $\mathcal{O}$ 五. 和 は 1  $\mathcal{O}$ 兀 で 割 年 2 あ 六 三 に  $\mathcal{O}$ 0 月三 分 中 (1)て、 係  $\mathcal{O}$ る と、 + 1 第 届 割三分」  $\mathcal{O}$ 五 出 4 第 日 を  $\mathcal{O}$ 行  $\mathcal{O}$ 五 ま 1 で 0  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ とあ 7  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 間 (--) $\mathcal{O}$ 7  $\mathcal{O}$ る 中 (1)に 1 る 保  $\mathcal{O}$ 限  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ は り、 3 1 険 割  $\mathcal{O}$ 又 医

八 行  $\mathcal{O}$ う は 許 令 和二 割 ŧ 可 五 病  $\mathcal{O}$ 割 分 年三月三十 に 床 数 0 分 لح が 1 あ 7 لح 百 る は す 床 \_\_  $\mathcal{O}$ る 日 令 は 未 に 満 和  $\equiv$ お 兀  $\mathcal{O}$ 割 年 保 1 三 て 三分」 険 月三 現 医 に 療 と、  $\overline{+}$ 急 機 関 性 第 期 日 に ま 限 五 般 る。  $\mathcal{O}$ で 入  $\mathcal{O}$ 院 間  $\mathcal{O}$ で 料 (1)に 3  $\mathcal{O}$ 限 あ り、 に 1 0 て、 係  $\mathcal{O}$ る 第 4 第 五.  $\mathcal{O}$ 届 出 1  $\mathcal{O}$ 五. を  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $(\underline{\phantom{a}})$ 行  $\mathcal{O}$ 中 (1) $\mathcal{O}$ 0 て  $\mathcal{O}$ (1)1  $\mathcal{O}$ 1 割 る  $\mathcal{O}$ イ 保 (4)  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 4 険 1  $\mathcal{O}$ 医 لح 療  $\mathcal{O}$ 届 機 あ (--)出 る 中 を 関

割

分

とす

る。

割 行 二分」 う 許 令 和二 £ 可 病  $\mathcal{O}$ とあ 年三 に 床 数 0 る 月三十 が 1  $\mathcal{O}$ 7 は 百 は 床 \_\_\_ 令 未 日 割 満 に 和 お 兀  $\mathcal{O}$ ٢, 年三 保 1 7 険 第 月三 現 医 五. 療 12 + 急 の 二 機 関 性  $\mathcal{O}$ 期 日 に (1)ま 限 般 る。  $\mathcal{O}$ で  $\mathcal{O}$ 入 イ 間 院  $\mathcal{O}$ (5) で 12 料 限  $\mathcal{O}$ あ 4 2 ŋ 0 に て、 中 係 第 る 第 五. 届 割 の 二 五. 出  $\mathcal{O}$ を とあ 行  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 0 る 7  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 1 1  $\mathcal{O}$ は る  $\mathcal{O}$ イ 保 (5) $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (5)険 割  $\mathcal{O}$ 医 1 八 療 中 届 分 機 出 を 関

九

とする。

十 間 棟 令 12 許 和二 限 り 可 病 年三月三十 床 次  $\mathcal{O}$ が (1)か 百 5 床 <del>---</del> (3)未 日 に ま 満 で お  $\mathcal{O}$ 12 保 1 7 掲 険 げ 現 医 る 療 に 区 次 機 . 分 に 関  $\mathcal{O}$ (1)に 応 限 カン Ü 5 る。 (3)当 ま 該 で 12 に 各 0 掲 (1)1 げ か 7 5 は る (3)規 ま 令 定 で に 和 に 係 兀 . 定 年 る  $\Diamond$ 三 届 月三 る 出 ŧ を 行 + 0) に 0 該 7 日 当する ま 1 る で 病  $\mathcal{O}$ 

- (1)療 養 病 棟 入 院 基 本 料 第 五 の 三  $\mathcal{O}$ (1)0 1  $\mathcal{O}$ (8)

(2)

回

復

期

IJ

ノヽ

ビ

IJ

テ

]

シ

日

ン

病

棟

入

院

料

5

第

九

 $\mathcal{O}$ 

+

 $\mathcal{O}$ 

(6)

 $\mathcal{O}$ 

口

t

 $\mathcal{O}$ 

لح

4

な

(3)口 復 期 IJ ノヽ ピ リテ ] シ 彐 ン 病 棟 入 院 料 6 第 九  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ (7)

十

料 院 病 ま 療 る 該 養 で 5 病 入 棟 又 院 若 室 保 病 に 令 基 和 険 棟 は  $\mathcal{O}$ 0 二年三 医 < 1 地 本 1 入 療 院 ず 料 域 て は 機 基 包 れ 6 十三 関 急 月三十 を 本 ŧ 括 に 算 性 有 ケ 料 定す ア お 対 期  $\mathcal{O}$ L *\*\ 病 な 注 る 般 日 て二百 棟 入 1 11 院 病 12 保 入 入 に 院 院 棟 係 険 基 お 床 料 基 7 医 本  $\mathcal{O}$ る 未 届 療 を 料 7 1 本 満 ず 算 を 料 現 機 出 関 定 で 除 を れ に あ 行 で す <\_ 特 次 か Ź 定 り、 を あ 0  $\mathcal{O}$ 有 7 0 病 (1)機 ` て、 カン す 1 棟 能 か つ、 る 若 る 5 回 病 Ł 療 院 (3)病 L 復 デ 養 < 棟 ま 期  $\mathcal{O}$ 入 1 は 院 で 病  $\mathcal{O}$ 又 IJ う 棟 タ は 地 ハ 基 12 提出 ち、 入 域 ピ 本 掲 口 院 料 げ 包 IJ 復 括 テ 加 期 料 る 算 規 れ 1 ケ IJ 若 ア 般 定 シ  $\mathcal{O}$ 5 ハ 届 F, L 入 12  $\mathcal{O}$ 日 病 院 出 < IJ 係 病 ン 棟 を行うことが 棟 は る テ 医 病 に 2 療 限 届  $\mathcal{O}$ 棟 を 管 る 病 シ 出 入 算 を 院 理 床 日 定 行 料 料 数 す  $\mathcal{O}$ 病 を 0 1 る 算 7 困 合 専 棟 カン 病 難 定 計 門 入 5 1 で 院 棟 が す る 4 病

あ ること に 0 1 て 正 当 な 理 由 が あ る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 り、 当 分  $\mathcal{O}$ 間 次  $\mathcal{O}$ (1)か 5 (3)ま で に 撂 げ る 区 分 に · 応

- じ 当 該 各 (1)カ 5 (3)ま で に 定 8 る Ł  $\mathcal{O}$ に 該 当 す る ŧ  $\mathcal{O}$ と 4 な す。
- (1)療 養 病 棟 入 院 基 本 料 第 Ŧī.  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ (8)
- (2)口 復 期 IJ ハ ビ IJ テ ] シ 日 ン 病 棟 入 院 料 5 第 九  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ (6) $\mathcal{O}$

口

- (3)口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 病 棟 入 院 料 6 第 九  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ (7)
- 病 棟 令 許 和 可 年 病  $\equiv$ 床 月 三 数 が  $\overline{+}$ 兀 百 \_\_-床 日 以 に 上 お  $\mathcal{O}$ 1 保 7 険 現 医 に 療 急 機 性 関 期 12 限 般 る 入 院 料 に 1 0 カ 5 1 6 7 ま は で に 同 係 年 る 九 届 月 三 出 を + 行 日 ま 0 7 で  $\mathcal{O}$ 1 る 間
- 12 限 り、 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 5 に 該 当 す る ŧ  $\mathcal{O}$ لح み な す
- 令 和 年 三 月三 + <del>\_\_</del> 日 に お 1 7 現 に 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 12 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る 病 棟 に 0 1
- 7 は 同 年 九 月三十 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 限 n 第 五  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ (6)及 び 7 に 該 当 す る Ł  $\mathcal{O}$ لح 4 な す。
- 十 に 几 0 1 令 7 和 は 年  $\equiv$ 同 月 年  $\equiv$ 九 月 +  $\equiv$ <del>\_\_</del> + 日 日 に ま な で 1  $\mathcal{O}$ 7 現 間 12 に 限 総 り、 合 入 第 院 体 八  $\mathcal{O}$ 制 加 算  $\mathcal{O}$ (1)12  $\mathcal{O}$ 係 チ る 届 第 出 を 八 行  $\mathcal{O}$ 0 て  $\mathcal{O}$ (2)1 る  $\mathcal{O}$ 保 1 険 (1)医 療  $\mathcal{O}$ チ 機 に 関
- 限 る。 及 75 第 八  $\mathcal{O}$ \_\_\_  $\mathcal{O}$ (3) $\mathcal{O}$ ホ に 該 当 す る £  $\mathcal{O}$ لح み な す。
- + 五. 令 和 年 三 月 三十 日 に お 1 7 現 に 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 に 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る 保 険 医
- 療 る 機 関 に 急 0 1 性 て 期 は 般 同 入 年 院 九 料 月三十 7 又 は 日 + ま 対 で  $\mathcal{O}$ 入 間 院 に 基 限 本 り、 料 に 第 係 八 る  $\mathcal{O}$ 届 七 出 の 三 を  $\mathcal{O}$ 行 (1) 0 て  $\mathcal{O}$ 1 る 保 第 険 八 医  $\mathcal{O}$ 七 療 の 三 機 関  $\mathcal{O}$ に (2)限

 $\mathcal{O}$ (1)に 0) ^ 限 に る。 限 る。 に 該 当す 第 八 ŧ  $\mathcal{O}$ 七  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 4  $\equiv$ な  $\mathcal{O}$ す。 (3) $\mathcal{O}$ 口 (1) $\mathcal{O}$ ^ に 限 る。 及 75 第 八  $\mathcal{O}$ 七  $\mathcal{O}$  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$  $\mathcal{O}$ (4) $\mathcal{O}$ 口 (1)

る

と

十六 る。 機 (1) 関  $\mathcal{O}$ 令 = に 急 和 に 0 性 年 限 7 期 る。 )  $\equiv$ 7 月三十 は、 般 入 及 同 院 び 年 料 第 日 九 7 月三十 に 八 又  $\mathcal{O}$ お は 七 1 + 7  $\mathcal{O}$ 日 対 兀 ま 現  $\mathcal{O}$ で に 入 (3)看  $\mathcal{O}$ 院 護  $\mathcal{O}$ 間 職 口 に 基 員 限 本 (1)り、 料 夜 間  $\mathcal{O}$ 12 = 第 係 配 12 八 置 る 限  $\mathcal{O}$ 加 届 る。 七 算 出 に  $\mathcal{O}$ を 几 係 行 に る  $\mathcal{O}$ 0 該 (1)届 7 当す  $\mathcal{O}$ 出 1 二、 を る る 行 保 第 t 0 険 7  $\mathcal{O}$ 八 لح 医 1  $\mathcal{O}$ 療 4 る 七 な 機 保  $\mathcal{O}$ 関 険 兀 に  $\mathcal{O}$ 医 (2)限 療

十 七 す 険 地 域 る 医 療 令 ŧ 般 和 機  $\mathcal{O}$ لح 関 入 院 年三月三十 4 12 な 料 限 す。 る。 1 若 L < 12 <del>---</del> 日 は 0 に 地 1 て 域 お は 1 般 7 現 同 入 年 院 に 料 九 看 月 護 2 三 又 補 十 は 助 日 加 +  $\stackrel{\cdot}{=}$ ま 算 で 対 1  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> に 入 間 係 に 院 る 届 限 基 り、 出 本 を 料 行 第 12 係 0 八 て る  $\mathcal{O}$ 十三 届 1 出 る 保 を  $\mathcal{O}$ (1)行 険  $\mathcal{O}$ 0 医 療 ハ 7 12 機 1 関 る 該 当 保

 $\equiv$ 省 で 八 日 + 告 ま あ で 五 示 0 令 第 7 和  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 間 六 五. 当 + 年 に  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 該 八 限 (3)り、 号) 月三 保  $\mathcal{O}$ 険 口 + 第 に  $\mathcal{O}$ 医 ょ 八 規 療  $\mathcal{O}$ 定 る 機 日 三十 12 改 関 に ょ 正 12 お 五 基 り 1 前 7  $\mathcal{O}$ 配  $\mathcal{O}$ 本 六 基 診 現 置 さ  $\mathcal{O}$ 本 療 に (3)診 入 れ 料 退  $\mathcal{O}$ 7 療  $\mathcal{O}$ 院 口 1 料 施 に る 設 支  $\mathcal{O}$ 規 援 専 施 基 定 設 潍 従 加 す 等 基 算  $\mathcal{O}$ る 看 潍  $\mathcal{O}$ 3 小 護 等 12 児 部 係 師 ) 以 患 る 12 を 者 下 改 届 0  $\mathcal{O}$ 1 正 出 在 す を 7 旧 宅 告 る 行 は 移 件 示 0 行 令 7 لح 令 に 和 1 関 和 る  $\equiv$ 1 す う。 保 年 る  $\equiv$ 年 険 研 月 厚 医 修 第 生 療 を受 + 労 機 八 関 働  $\mathcal{O}$ 

+

け

た

Ł

 $\mathcal{O}$ 

とみ

な

す。

+ 九 0 て 令 1 る 和 二年三 病 棟 12 月三十 0 1 7 は 日 令 に 和 お 三 1 年三 7 現 月 月 三 に 口 十 復 期 日 IJ ま ハ で ピ リテ  $\mathcal{O}$ 間 ] に 限 シ り、 日 ン 病 第 棟 九 入  $\mathcal{O}$ 院 + 料  $\mathcal{O}$ (2)1 に  $\mathcal{O}$ 係 口 る に 届 該 当 出 す を Ź 行

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

لح

4

な

- <u>一</u>十 出 を 行 令 0 和 てい 二年三月三十一 る 病 棟 に 0 *\* \ 日 7 に お は ( ) 7 同 現 年 に 九 回 月 三十 復 期 IJ 日 ハ ま ピ で リテ  $\mathcal{O}$ 間 ] に 限 シ り、 日 ン 病 そ 棟 れ ぞ 入 院 れ 第 料 1 九 又  $\mathcal{O}$ は + 3  $\mathcal{O}$ (2)に 係  $\mathcal{O}$ IJ る 又 届
- <u>二</u>十 病 で は 棟 第  $\mathcal{O}$ 間 九 入 院 令 に  $\mathcal{O}$ 料 限 和 + り、 を  $\mathcal{O}$ 年三 届 (4)第 け  $\mathcal{O}$ 出 月三十 九 ホ に  $\mathcal{O}$ て 該 7 九 当す る  $\mathcal{O}$ 日 (6)病 る 12 棟  $\mathcal{O}$ ŧ 二 お (特  $\mathcal{O}$ 又 *\* \ لح は 定 7 第 現 み 機 な 九 能 に す。 小  $\mathcal{O}$ 病 + 院 児 入院 に  $\bigcirc$ (1)限 る。 医  $\mathcal{O}$ 療 ヌ 12 管 該 に 理 当 料 0 5 す V 又 は る 7 ŧ は  $\mathcal{O}$ 回 復 لح 令 み 和 期リハビ な 兀 す。 年三月三十 リテー シ 日 日 ま ン
- 二 十 二 に 4 な つ す。 7 て 令 は、 和 年三 令 和 三 月  $\equiv$ 年三月 +三十 日 に お 日 1 ま 7 現 で 12  $\mathcal{O}$ 間 地 に 域 包 限 り、 括 ケ ア 第 病 九  $\mathcal{O}$ 棟 + 入 院 料  $\mathcal{O}$ に 係  $\mathcal{O}$ (1)る 届  $\mathcal{O}$ = 出 12 を 該 行 当 0 す 7 る 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ 病 لح 棟
- 二 十 三 ま を 有 で す  $\mathcal{O}$ 令 間 る · 和 二 保 に 限 険 り、 年三月三十 医 療 第 機 九 関  $\mathcal{O}$ + 許 日 可 病 12  $\mathcal{O}$ \_ 床 お  $\mathcal{O}$ 数 1 (1)7 が 現  $\mathcal{O}$ 兀 に ヌ 百 に 地 床 該 域 以 当 包 上 す 括  $\mathcal{O}$ る ケア t ŧ  $\mathcal{O}$ に 病  $\mathcal{O}$ と 限 棟 み る。 入 、なす。 院 料 に に 係 0 る 1 7 届 出 は を 行 同 年 0 九 7 月 1  $\equiv$ る + 病 日 棟
- <u>二</u>十 匹 令 和二年三月三十 日 に お 1 7 現 12 地 域 包括ケア 病 棟 入 院 料に係 る届 出 を行行 0 7 V) る病 棟

+ に  $\mathcal{O}$ を 医 + 行 療  $\mathcal{O}$ 五 0 (2)管 0 1 0) 令 て て 理  $\mathcal{O}$ 料 は ハ、 和 1 る  $\mathcal{O}$ 1 又 年 = 病 同 (6)三 及 棟 は 年  $\widehat{(2)}$ 九 月 び 又 地 月三 は 域 三 ホ  $\mathcal{O}$ + 若 包 ハ、 病 室 + 括 L < に 日 ケ 日 = ま T は 0 に 及 第 で 1 病 お び 7  $\mathcal{O}$ 九 棟 1 ホ 間 7  $\mathcal{O}$ は 入 に + 院 現 に 限 料 限 に 同 る。 り、  $\mathcal{O}$ 年 3 地 若 九 域 第  $\mathcal{O}$ 月 包 L 若 (3) $\equiv$ 括 九 < しく +  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ は ケ + ア 口 日 地 は ま 域 病 第  $\mathcal{O}$ ハ で 包 棟 九 及  $\mathcal{O}$ 括 入  $\mathcal{O}$ 院 び 間  $\mathcal{O}$ ケ + = 料 (1)に ア 限  $\mathcal{O}$ 入 1  $\mathcal{O}$ (2)院 若 ル ŋ <u>\_</u> 12  $\mathcal{O}$ 医 L  $\mathcal{O}$ < 該 そ ホ 療 (7)当 管 に れ は す  $\mathcal{O}$ ぞ 理 限 地 る イ る 料 域 れ 包 第 Ł 3 (2)九  $\mathcal{O}$ 12 括 と 係  $\mathcal{O}$ 又  $\mathcal{O}$ ケ 4 ホ は + ア る な 12 第 届 入 す。 限 出 九  $\mathcal{O}$ 

<u>二</u> 十 棟 t 六 に  $\mathcal{O}$ لح 0 令 4 1 · 和 二 な 7 す。 は 年三 同 月 年 三十 九 月三 + 日 日 に ま お で 1  $\mathcal{O}$ て 間 現 に に 限 特 り、 定 第 般 九 病 棟  $\mathcal{O}$ + 入 院 九 料  $\mathcal{O}$ (5) $\mathcal{O}$ 注  $\mathcal{O}$ 7 口 に  $\mathcal{O}$ 3 係 る か 5 届 6 出 ま を で 行 に 0 該 7 当 1 す る Ź 病

る。

及

び

口

(3)

 $\mathcal{O}$ 

口

及

び

ノヽ

に

限

る。

に

該

当

「する

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

لح

み

な

す。

+ な 棟 す。 に 七 0 令 1 7 和 は 年三 令 月 和  $\equiv$ 三 十 年三月三 日 に <del>一</del> お 1 日 7 現 ま 12 で 特  $\mathcal{O}$ 間 定 12 般 限 り、 病 棟 第 入 九 院  $\mathcal{O}$ 料 +  $\mathcal{O}$ 注 九  $\mathcal{O}$ 7 (5)に  $\mathcal{O}$ 係 る ハ 届 に 該 出 当 を 行 す る 0 7 ŧ  $\mathcal{O}$ 1 لح る 病 4

<u>二</u> 十 患 者 八 日 ケ 12 ア 旧 お 告 加 1 算 7 示 別  $\mathcal{O}$ 現 注 表 に 2 第 緩 六 和 の 二 入 ケ 退 T 院 に 診 支援 規 療 定 加 加 す 算 算 る  $\mathcal{O}$ 地  $\mathcal{O}$ 注 注 域 2 12 5 所 栄 精 在 養 神 す サ 疾 る ポ 患 保 診 険 1 療 医 チ 体 療 制 機 A 関 加 加 算、 で 算 あ  $\mathcal{O}$ 精 0 注 神 て、 2 科 急 令 褥ょ く 性 和 瘡さ 期 医 年 ノヽ 三 1 師 月 配 IJ 置 ス ク 加

算 旧 告 示 第 八  $\mathcal{O}$  $\equiv$ + 五.  $\mathcal{O}$ 九  $\mathcal{O}$ (2) $\mathcal{O}$ 1 を 満 た す É  $\mathcal{O}$ とし 7 届 出 を 行 0 7 7 る 場 合 に 限 る。 地

域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料 2 若 L < は 4 又 は 地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注

2 を 除 < 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 2 又 は 特 定 般 病 棟 入 院 料 12 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る

t  $\mathcal{O}$ は、 令 和 兀 年  $\dot{\Xi}$ 月三十 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 限 り、 別 表 第 六 の二に 規 定 す る 地 域 に 所 在 す る ŧ  $\mathcal{O}$ لح

4 な す。

別 表 第 か 5 別 表 第 + 五 ま で を次  $\mathcal{O}$ よう ĺZ 改  $\emptyset$ る。

表 第 地 域 歯 科 診 療 支援 病 院 歯 科 初 診 料 に 係 る 手 術

别

0 1 3  $\Box$ 腔分 内 消 炎 手 術 顎 炎 又 は 顎 骨 骨 髄 炎等

に

限

る。

J

J 0 1 6  $\Box$ 腔分 底 悪 性 腫 瘍 手 術

J 0 1 8 舌 悪 性 腫 瘍 手 術

J 0 3 1  $\Box$ 唇 悪 性 腫 瘍 手 術

J 0 3 2 腔る 顎 顔 面 悪 性 腫 瘍 切 除 術

J 0 3 5 頬ょっ 粘 膜 悪 性 腫 瘍 手 術

J 0 3 6 術 後 性 上 顎 嚢の 胞 摘 出 術

J 0 3 9 上 顎 骨 悪 性 腫 瘍 手 術

J 0 4 2 下 顎 骨 悪 性 腫 瘍 手 術

J043 顎骨腫瘍摘出術

J066 歯槽骨骨折観血的整復術

J068 上顎骨折観血的手術

J069 上顎骨形成術

J070 類 骨骨折観血的整復術

J072 下顎骨折観血的手術

J 0 7 2 2 下 顎 関 節 突 起 骨 折 観 血 的 手 術

J075 下顎骨形成術

J076 顔面多発骨折観血的手術

J087 上顎洞根治手術

別 表 第二 亚 均 在 院 日 数  $\mathcal{O}$ 計 算 対 象と L な 1 患 者

精 神 科 身 体 合 併 症 管 理 加 算 を 算 定 す る 患 者

救 命 救 急 入 院 料 広 範 开 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 料 に 限 る。 を算 定 す Ź 患 者

兀 小 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 を 算 定 す る 患 者

三

特

定

集

中

治

療

室

管

理

料

広

範

开

熱

傷

特

定

集

中

治

療管

理

料

に限

る。

を算・

定す

んる患者

五. 新 生 児 特定 集 中 治 療 室 管 理 料 を算 定 する 患者

六 総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 を 算 定 す る 患 者

七 新 生 児 治 療 口 復 室 入 院 医 療 管 理 料 を 算 定 す る 患 者

八 類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料 を 算 定 す る 患 者

九 特 殊 疾 患 入 院 医 療 管 理 料 を 算 定 す る 患 者

+

口

復

期

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

シ

彐

ン

病

棟

入

院

料

を

算

定

す

Ź

患

者

十 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

十三 緩 和 ケ ア 病 棟 入 院 料 を 算 定 す Ź 患 者

十 二

特

殊

疾

患

病

棟

入

院

料

を

算

定

す

る

患

者

十 兀 精 神 科 救 急 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

十 五 精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

十 六 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

十 七 児 童 思 春 期 精 神 科 入 院 医 療 管 理 料 を 算 定 す る 患 者

十 八 精 神 療 養 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

+ 八  $\mathcal{O}$ 地 域 移 行 機 能 強 化 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

十 九 般 病 棟  $\widehat{\phantom{a}}$ 般 病 棟 入 院 基 本 料 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 般 病 棟 に 限 る。 又 は 専 門 病

院 入 院 基 本 . 料 を算 定 す る 病 棟 を 除 く。  $\smile$ に 入 院 L た 日 か 5 起 算 L 7 九 + 日 を 超 え て 入 院 L 7 1 る

患 者 で あ 0 て、 医 科 点 数 表 第 章 第 部 第 節 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 5 12 規 定 す る 厚 生 労

働大臣の定める状態等にあるもの

<u>一</u>十 般 病 棟 12 入 院 L た 日 か 5 起 算 L 7 九 + 日 を 超 え 7 入 院 L て 7 る 患 者 で あ 0 て、 医 科 点 数 表

第 章 第 部 第 節 般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 11 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 9 又 は 専 門 病 院 入

院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 8  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 療 養 病 棟 入院 料 1  $\mathcal{O}$ 例 に ょ ŋ 算 定 L て 1 る 患 者

<u>二</u> 十 認 知 症 治 療 病 棟 入 院 料 を 算 定 L て V) る 患 者

二 十 二 短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 1 及 U 3 入 院 L た 日 か 5 起 算 7 五. 日 ま で  $\mathcal{O}$ 期 間 に 限 る。 を 算

定している患者

二 十 三 診 療 報 酬  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 第 <del>\_\_</del> 号 ただ L 書 12 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 指 定 す る 病 院  $\mathcal{O}$ 病 棟 を

有 す る 病 院 に お 1 て、 别 表 第 + の 二 に 規 定 す る 手 術 を 行 0 た 患 者 入 院 L た 日  $\mathcal{O}$ 翌 日 ま で に 退

院 L た 患 者 12 限 る。 又 は 別 表 第 + の 三 に 規 定 す る 手 術 検 査 又 は 放 射 線 治 療 を 行 0 た 患 者

入 院 L た 日 か 5 起 算 L 7 五. 日 ま で に 退 院 L た 患 者 12 限 る

一 救命救急入院料に係る治療室

別

表

第三

看

護

配

置

基

準

 $\mathcal{O}$ 

計

算

対

象

と

L

な

1

治

療

室

病

室

又

は

専

用

施

設

特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 に 係 る 治 療 室

三 ハ 1 ケ ア ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 料 12 係 る 治 療 室

几 脳 卒 中 ケ ア ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 料 に 係 る 治 療 室

五 小 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 に 係 る 治 療 室

六 新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 に 係 る 治 療 室

七 総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 12 係 る 治 療 室

八 新 生 児 治 療 口 復 室 入 院 医 療 管 理 料 に 係 る 治 療 室

九 類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料 に 係 る 治 療 室

+ 短 期 滯 在 手 術 等 基 本 料 1 に 係 る 口 復 室

+ 外 来 化 学 療 法 加 算 に 係 る 専 用 施 設

別 表 第 兀 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 状 態 等 12 あ る 患 者

難 病 患 者 等 入 院 診 療 加 算 を 算 定 す る 患 者

重 症 者 等 療 養 環 境 特 別 加 算 を 算 定 す る 患 者

三 重 度  $\mathcal{O}$ 肢 体 不 自 由 者 脳 卒 中  $\mathcal{O}$ 後 遺 症  $\mathcal{O}$ 患 者 及 び 認 知 症  $\mathcal{O}$ 患 者 を 除 <\_ ` 脊 髄 損 傷 等  $\mathcal{O}$ 重 度

障 害 者 脳 卒 中  $\mathcal{O}$ 後 遺 症  $\mathcal{O}$ 患 者 及 び 認 知 症  $\mathcal{O}$ 患 者 を 除 *\*< 重 度  $\mathcal{O}$ 意 識 障 害 者 筋 ジ ス 1 口 フ

イー患者及び難病患者等

兀 悪 性 新 生 物 12 対 す る 治 療 重 篤 な 副 作 用  $\mathcal{O}$ お そ れ が あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 等 に 限 る。 を 実 施 L 7 7 る 状 態

にある患者

五 観 血 的 動 脈 圧 測 定 を 実 施 L 7 1 る 状 態 に あ る 患 者

六 心 大 血 管 疾 患 IJ ハ ビ IJ テ シ 日 ン 料 脳 血 管 疾 患 築 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料、 廃 用 症 候 群 IJ ハ ピ

IJ テ シ 日 ン 料 運 動 器 IJ ノヽ F. IJ テ ] シ 日 ン 料 又 は 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料 を 実 施 L て 1 る

状 態 12 あ る 患 者 患 者  $\mathcal{O}$ 入 院  $\mathcal{O}$ 日 か 5 起 算 L 7 百 八 + 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 限 る

七 F V ン 法 又 は 胸 腔分 若 L < は 腹 腔分  $\mathcal{O}$ 洗 浄 を 実 施 L 7 1 る 状 態 12 あ る 患 者

八 頻 口 に 喀ぐ 痰たん 吸 引 及 び 干 渉 低 周 波 去 痰たん 器 に ょ る 喀ぐ 痰たん 排 出 を 実 施 L 7 1 る 状 態 に あ る 患

九 人 工 呼 吸 器 を 使 用 L 7 1 る 状 態 に あ る 患 者

+ 人 工 腎 臓 持 続 緩 徐 式 Ш. 液 濾る 過 又 は 血 漿よ 交 換 療 法 を実 施 L て 1 る 状 態 に

あ

る

患

者

者

十 全 身 麻 酔 そ  $\mathcal{O}$ 他 れ 12 準 ず る 麻 酔 を 用 1 る 手 術 を 実 施 し、 当 該 疾 病 12 係 る 治 療 を 継 続 L て 1

る 状 態 当 該 手 術 を 実 施 L た 日 カ 5 起 算 L て三 + 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 限 る。 に あ る 患 者

別 表 第 五 特 定 入 院 基 本 料 療 養 病 棟 入 院 基 本 料、 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ 点 数 及 75 有 床 診

療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 に 含 ま n る 画 像 診 断 及 び 処 置 並 び に れ 5 に 含 ま れ な 1 除 外 薬 剤 注 射 薬

一 これらに含まれる画像診断

写 真 診 断 単 純 撮 影 工 ツ ク ス 線 診 断 料 12 係 る Ł  $\mathcal{O}$ 12 限 る に 限 る。

撮 影 単 純 撮 影 工 ツ ク ス 線 診 断 料 に 係 る £  $\mathcal{O}$ に 限 る。 に 限 る。

二 これらに含まれる処置

喀痰吸引

創

摘 便

酸素吸入

皮膚科軟膏処置

膀胱洗浄 皮膚科軟膏処理

留置カテーテル設置

導 尿

膣っ

洗

浄

眼 処 置

耳処置

耳管処置

鼻処置

口腔、咽頭処置

間接喉頭鏡下喉頭処置

ネ ・ブラ 1 ザ

超 音 波 ネ ブ ラ 1 ザ

介 達 牽が 引

消 炎 鎮 痛 等 処 置

鼻 腔分 栄 養

長 期 療 養 患 者 1 褥 瘡 等 処 置

これ . ら に . 含ま、 れ な 7) 除 外 薬 剤 (特定 入 院 基 本 料 に

 $\equiv$ 係る場

抗 悪 性 腫 瘍 剤 悪 性 新 生 物 12 罹り 患 L て 1 る 患 者 に 対 L て 投 与 ż れ た 場 合 に 限 る。 及 び 疼さ 痛

コ

合

を除

ン 1 口 ル  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 医 療 用 麻 薬

几  $\sum_{}$ れ 5 に 含 ま れ な 1 注 射 薬 特 定 入 院 基 本 料 に 係 る 場 合 を 除 <\_ 。

抗 悪 性 腫 瘍 剤 悪 性 新 生 物 に 罹り 患 L て 1 る 患 者 に 対 L て 投 与 され た 場 合 12 限 る。 工 IJ

ス

口

ポ 工 チ ン 人 工 腎 臓 又 は 腹 膜 灌か 流 を 受 け 7 7) る 患 者  $\mathcal{O}$ うち 腎 性 貧 血 状 態 12 あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 対 L て 投 与

さ れ た 場 合 に 限 る。 ダ ル ベ ポ 工 チン 人 工 腎 臓 又 は 腹 膜 灌か 流 を 受 け 7 1 る 患 者  $\mathcal{O}$ う 5 腎 性 貧

血 状 態 に あ る £  $\mathcal{O}$ に 対 L 7 投 与さ れ た 場 合 に 限 る。 ` 工 ポ エ チ ン べ ] タ ~° ゴ ル 人 工 腎 臓 又 は

腹 膜 灌か 流 を受 け 7 1 る 患 者  $\mathcal{O}$ うち 腎 性 貧 血 状 態 に あ る Ł  $\mathcal{O}$ に 対 L 7 投 分与され た 場 合に . 限 る。 及

び 疼き 痛 コ ン 1 口 ル  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 医 療 用 麻

薬

別 表 第 五  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 特 定 入 院 基 本 料 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ 点 数 及

てバ 口 復 有 期 床 IJ 診 ハ 療 ピ 所 IJ 療 テ 養 病 シ 床 入 日 院 ン 病 基 棟 本 入 料 院 に 含 料 ま 特 れ な 殊 疾 11 患 除 病 外 棟 薬 入 剤 院 料 注 射 緩 薬 和 並 ケ び T に 病 特 殊 棟 疾 入 院 患 料 入 院 及 75 医 認 療 知 管 症 理 治 料 療

病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 • 注 射 薬

イ ン タ ] フ 工 口 ン 製 剤 В 型 肝 炎 又 は  $\mathbf{C}$ 型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

抗 ウ 1 ル ス 剤 В 型 肝 炎 又 は  $\mathbf{C}$ 型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 及 び 後 天 性 免 疫 不 全 症 候

群 又 は Н Ι V 感 染 症  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る £)  $\mathcal{O}$ に 限 る。

血 友 病  $\mathcal{O}$ 治 療 に 係 る 血 液 凝 古 大 子 製 剤 及 てド 血 液 凝 古 大 子 抗 体 迂う 口 活 性 複 合

別 表 第 五  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del>  $\mathcal{O}$ 三 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 特 定 般 病 棟 入 院 料 及 び 短 期 滞 体 在 手 術 等 基 本 料  $\mathcal{O}$ 除 外

## 薬 剤 注 射 薬

投 性 ン 流 口 与 べ を 貧 1 抗 受 さ 悪 血 ル れ け 状 性 タ  $\mathcal{O}$  $\sim$ た て た 態 腫 場 ゴ 瘍 11 に  $\Diamond$ 合 剤 ル る あ  $\mathcal{O}$ 12 患 る 医 限 悪 人 者 ŧ 療 る 工  $\mathcal{O}$ 用 性  $\mathcal{O}$ 腎 う に 新 麻 5 臓 生 対 薬 ` 腎 又 物 L イ は 性 7 工 に 投 ン 腹 貧 IJ 罹り 与 タ 膜 血 ス 患 灌か さ 状 L 口 て フ 態 れ ポ 流 た 工 を に 工 11 受 チ る あ 場 口 患 合 ン け る ン 製 者 7 に ŧ 剤 限 12 1  $\mathcal{O}$ 人 る。 に 対 る 工 В 患 腎 対 L 型 者 7 臓 L 7 投 肝  $\mathcal{O}$ 又 う 炎 投 ダ は 与 又 ち 与 さ ル 腹 は 腎 さ ベ 膜 n Cポ 灌が た 性 れ 型 場 た 貧 流 工 肝 合 チ 血 場 を 受 炎 合 ン 状 に け  $\mathcal{O}$ 態 12 限 効 る に 限 人 て 能 る。 あ 工 1 腎 若 る る ` 患 L 臓 ŧ < 者  $\mathcal{O}$ 又 疼を は に 工 は 痛  $\mathcal{O}$ 効 ポ 腹 う 対 コ 果 工 膜 ち ン を 灌か チ 腎 7 1

有 す る t  $\mathcal{O}$ に 限 る。 抗 ウ 1 ル ス 剤 В 型 肝 炎 又 は  $\mathbf{C}$ 型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 及

75 後 天 性 免 疫 不 全 症 候 群 又 は Н Ι V 感 染 症  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 及 U 血 友 病

 $\mathcal{O}$ 治 療 に 係 る 血 液 凝 固 因 子 製 剤 及 び 血 液 凝 固 因 子 抗 体 迂う 口 活 性 複 合 体

別 表 第 五  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 几 精 神 科 救 急 入 院 料 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 及 び 精 神 科 救 急 • 合 併 症 入 院 料

の除外薬剤・注射薬

イ ン タ 1 フ 工 口 ン 製 剤 В 型 肝 炎 又 は C 型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

抗 ウ 1 ル ス 剤 В 型 肝 炎 又 は  $\mathbf{C}$ 型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 及 び 後 天 性 免 疫 不 全 症 候

群 又 は Н Ι V 感 染 症  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

血 友 病  $\mathcal{O}$ 治 療 12 係 る 血 液 凝 古 因 子 製 剤 及 てド 血 液 凝 古 大 子 抗 体 迂 口 活 性 複 合 体

ク 口 ザ ピ ン 治 療 抵 抗 性 統 合 失 調 症 治 療 指 導 管 理 料 を 算 定 L て 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ に 対 L 7 投 与 さ れ た 場 合

に限る。)

持 続 性 抗 精 神 病 注 射 薬 剤 投 与 開 始 日 か 5 起 算 L 7 六 + 日 以 内 に 投 与 さ れ た 場 合 12 限 る。

别 表 第 五  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ Ŧī. 精 神 療 養 病 棟 入 院 料 及 U 地 域 移 行 機 能 強 化 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 注 射 薬

1 ン タ 1 フ エ 口 ン 製 剤 В 型 肝 炎 又 は C 型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

抗 ウ 1 ル ス 剤 В 型 肝 炎 又 は C型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る t  $\mathcal{O}$ 及 び 後 天 性 免 疫 不 · 全 症 候

群 又 は Н Ι V 感 染 症  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る t  $\mathcal{O}$ に 限 る。

血 友 病  $\mathcal{O}$ 治 療 に 係 る 血 液 凝 古 因 子 製 剤 及 び 血 液 凝 固 因 子 抗 体 迂う 口 活 性 複 合 体

ク 口 ザ ピ ン 治 療 抵 抗 性 統 合 失 調 症 治 療 指 導 管 理 料 を 算 定 L 7 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 対 L 7 投 与 され た 場 合

に限る。)

持 続 性 抗 精 神 病 注 射 薬 剤 投 与 開 始 日 か 5 起 算 L て六・ + 日 以 内 に 投 与され た 場 一合に 限 る。

別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ 療 養 病 棟 入院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 入 院 料 Ą 入 院 料 В 及 び 入院 料 C 並 び に 有 床 診 療 所 療 養病 床 入

院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 入 院 基 本 料 Α に 係 る疾 患 及 び 状 熊

スモン

対

象

疾

患

 $\mathcal{O}$ 

名

称

二 対象となる状態

医 師 及 U 看 護 職 員 に ょ り、 常 時、 監 視 及 び 管 理 を 実 施 L 7 1 る 状 態

中心静脈注射を実施している状態

+ 兀 時 間 持 続 L 7 点 滴 を 実 施 L 7 1 る 状 態

人工呼吸器を使用している状態

F レ ] ン 法 又 は 胸 腔分 若 < は 腹 腔分  $\mathcal{O}$ 洗 浄 を 実 施 L 7 1 る 状 態

気 管 切 開 又 は 気 管 内 挿 管 が 行 わ れ 7 お り、 か つ、 発 熱 を 伴 う 状 態

酸 素 療 法 を 実 施 L て 7 る 状 態 ( 密 度 0 高 1 治 療 を 要す る状 態 に 限 る。

感 染 症  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ 必 要 性 か 5 隔 離 室 で  $\mathcal{O}$ 管 理 を 実 施 L て 1 る 状 態

別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ 三 療 養 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 入 院 料 D 入 院 料 Е 及 び 入 院 料 F 並 び 12 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入

院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 入 院 基 本 料 В 及 び 入 院 基 本 料 C12 係 る 疾 患 及 び 状 態 等

一 対象疾患の名称

筋ジストロフィー症

多 発 性 硬 化 症 筋 萎縮 性 側 索 硬 化 症 パ 1 丰 ン ソン 病 関 連 疾 患 進 行 性 核 上 性 麻 痺ひ 大 脳 皮 質

基 底 核 変 性 症 パ キ ン ソ ン 病 ( ホ ] エ ン • Y ル  $\mathcal{O}$ 重 症 度 分類 が ス テ · ジ 三 以 上 で あ 0 7 生 活

機 能 障 害 度 が  $\coprod$ 度 又 は  $\coprod$ 度  $\mathcal{O}$ 状 態 に 限 る。 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 指 定 難 病 等 ス 干 ン を除

脊 髄 損 傷 頸は 椎 損 傷 を 原 因 لح す る 麻 痺ひ が 兀 肢 全 7 12 認  $\Diamond$ 5 れ る 場 合 に 限

る。

慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患 ヒ ユ • ジ 日 ン ズ  $\mathcal{O}$ 分 類 が V 度  $\mathcal{O}$ 状 態 に 該 当 す る 場 合 12 限 る。

悪 性 腫 瘍 医 療 用 麻 薬 等  $\mathcal{O}$ 薬 剤 投 与 に ょ る 疼き 痛 コ ン 1 口 ル が 必 要 な 場 合 に 限 る。

二 対象となる状態

肺 炎 に 対 す る 治 療 を 実 施 L 7 7) る 状 態

尿 路 感 染 症 に 対 す る 治 療 を 実 施 L 7 1 る 状 態

傷 病 等 12 ょ る IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン が 必 要 な 状 態 ( 原 因 となる 傷 病 等  $\mathcal{O}$ 発 症 後、 三十 日 以 内  $\mathcal{O}$ 場

合で、 実 際 に IJ ノヽ F, IJ テ ] シ 日 ン を 行 0 7 1 る 場 合に 限 る。

脱 水 に 対 す る治 療 を 実 施 L 7 *\* \ る 状 態 か 0 発 熱を 伴 う 状 態

消 化 管 等  $\mathcal{O}$ 体 内 カン 5  $\mathcal{O}$ 出 血 が 反 復 継 続 7 1 る 状 態

頻 口  $\mathcal{O}$ 嘔 う 吐 に 対 す Ź 治 療 を 実 施 し 7 1 る 状 態 か 0 発熱 を伴う状態

褥 た た た そ う に対す る治 療を実施 L 7 7 る 状 態 (皮膚 層  $\mathcal{O}$ 部 分 的 喪 失 が 認 8 5 ħ る場合又は で 褥ょく 瘡を が二

箇所以上に認められる場合に限る。)

末 梢ょう 循環障害による下肢末端 0 開 放創に対する治療を実施してい

る状態

せん妄に対する治療を実施している状態

うつ症状に対する治療を実施している状態

他者に対する暴行が毎日認められる状態

人 工 腎 臟 持 続 緩 徐 式 血. 液 濾る 過 腹 膜 灌か 流 又 は 血 りょう しょう 交換 療 法 を実 施 7

1

る状

態

鼻 胃 管 Þ 胃 瘻る 等  $\mathcal{O}$ 経 腸 栄 養 が 行 わ れ 7 お り、 か 発 熱 又 は 嘔ぅ 1吐を伴う . う 状 態

経

日 八 口 以 上  $\mathcal{O}$ 喀ぐ 痰たん 吸 引 を 実 施 し 7 1 る 状 態

気 管 切 開 又 は 気 管 内 挿 管 が 行 わ れ 7 1 る 状 態 発 熱 を 伴う状 態を 除く。

頻 口  $\mathcal{O}$ 血. 糖 検 査 を 実 施 L て 1 る 状 態

創 傷 手 術 創 Þ 感 染 創 を含 む ` 皮膚潰瘍又は 下腿若しくは足部 の蜂巣炎 膿<sup>の</sup>う 等 0 感染症 に

対する治療を実施している状態

酸 素 療 法 を 実 施 L て 1 る 状 態 ( 密 度  $\mathcal{O}$ 高 1 治 療 を 要 す る 状 態 を 除

三 対象となる患者

次 12 掲 げ る 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 療 養 病 棟 で あ 0 て、 平 成 + 八 年六 月三  $\overline{+}$ 日 に お 1 7 現 に 特 殊 疾 患 療

養 病 棟 入 院 料 又 は 特 殊 疾 患 入 院 施 設 管 理 加 算 を 算 定 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 入 院 L 7 1 る 患 者 重 度  $\mathcal{O}$ 肢 体 不

自由児(者)又は知的障害者に限る。)

(1)児 童 福 祉 法 第 匹 十 二 条 第二号に規定する 医 療 型障 害 児 入 所 施 設 (主とし て肢 体 不 自 由  $\mathcal{O}$ あ

る

児 童 又 は 重 症 心 身 障 害 児 を 入所 させ る t  $\mathcal{O}$ に 限 る。

(2)児 童 福 祉 法 第 六 条  $\mathcal{O}$ の 二 一第三 項 に 規 定 す る 指 定 発 達 支 援 医 療 機 関

(3)身 体 障 害 者 福 祉 法 ( 昭 和 十 兀 年 法 律 第二 百 八 十三号) 第 + 八 条 第 項 に 規 定 す る 指 定 医 療

機関

別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ 几 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 及 び 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 0) 注 4 に 規 定 す る 厚 生 一 働 大

臣が定める状態

ADL区分三の状態

別 表 第 六 難 病 患 者 等 入 院 診 療 加 算 12 係 る 疾

患

及

び

状

態

一 対象疾患の名称

多発性硬化症

スモン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

ハンチントン病

パ キ ン ソン 病 関 連 疾 患 進 行 性 核 上 性 麻 痺び 大 脳 皮 質 基底 核核 変性・ 症 及 び パ ] キ ン ソン

病)

多 系 統 萎 縮 症 線 条体黒質 変性 症 才 IJ ĺ ブ 橋 小 脳 萎 縮 症 及 び シ ヤ 1 ド レ ] ガ ] 症 候 群)

プリオン病

亜急性硬化性全脳炎

ライソゾーム病

副腎白質ジストロフィー

脊髄性筋萎縮症

球脊髄性筋萎縮症

慢性炎症性脱髄性多発神

経

炎

メ チ シ リン 耐 性 黄 色ブ ド ウ 球 菌 |感染症 開 胸 心 手 術 又 は 直 腸 悪性 腫 瘍 手 術  $\mathcal{O}$ 後 に · 発 症 L た Ł  $\mathcal{O}$ 

に限る。)

後 天 性 免 疫 不 全 症 候 群 Н Ι V 感 染 を 含 む

多剤耐性結核

二 対象となる状態

(1)該 に 疾 著 多 剤 患 L 12 1 耐 罹り 支 性 結 障 患 を 核 L て 来 以 外 1 L 7 る  $\mathcal{O}$ 疾 状 1 態 患 る に 状 を 主 態 パ 病 لح 後 す キ 天 ン 性 る 患 免 ソ 者 ン 疫 病 不 に 全 あ に 症 0 0 候 て 1 7 群 は は 当 ホ Н 該 Ι 疾 工 V 感 患 ン 染 を • Y を 原 含 因 لح む ル L  $\mathcal{O}$ 重 7 症 に 日 常 度 0 分 生 1 活 類 7 が は 動 当 作 ス

(2)た  $\Diamond$ 多 に 剤 必 耐 要 性 な 結 構 核 造 を 及 主 び 病 لح 設 す 備 る を 有 患 す 者 る に 病 あ 室 0 12 7 入 は 院 治 L 7 療 上 1 る  $\mathcal{O}$ 状 必 態 要 が あ 0 て、 適 切 な 陰 圧 管 理 を 行 う

テ

]

ジ

三

以

上

で

あ

0

て

生

活

機

能

障

害

度

が

 $\prod$ 

度

又

は

 $\coprod$ 

度

 $\mathcal{O}$ 

状

態

に

限

る。

別 表 第 六  $\mathcal{O}$ 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 地 域

北 海 道 江 差 町 上 1 玉 町 厚 沢 部 町  $\angle$ 部 町 及 び 奥 尻 町  $\mathcal{O}$ 地 域

北 海 道 日 高 町 平 取 町 新 冠 町 浦 河 町 様 似 町 え り t 町 及 75 新 S だ か 町  $\mathcal{O}$ 地 域

 $\equiv$ 北 海 道 稚 内 市 猿 払 村 浜 頓 别 町 中 頓 别 町 枝 幸 町 豊 富 町 礼 文 町 利 尻 町 利 尻 富 士 町

及び幌延町の地域

兀 別 村 北 海 大 道 樹 帯 町 広 市 広 尾 音 町 更 町 幕 别 士 幌 町 町 池 上 田 士 町 幌 豊 町 頃 町 鹿 追 本 町 別 町 新 得 足 町 寄 町 清 水 陸 町 別 町 芽 及 室 び 町 浦 中 幌 町 札  $\mathcal{O}$ 内 地 村 域 更

五. 北 海 道 根 室 市 別 海 町 中 標 津 町 標 津 町 及 び 羅 臼 町  $\mathcal{O}$ 地 域

六 青 森 県 五 所 Ш 原 市 0 が る 市 鰺 ケ 沢 町 深 浦 町 鶴 田 町 及 75 中 泊 町  $\mathcal{O}$ 地 域

七

青

森

県

む

0

市

大

間

町

東

通

村

風

間

浦

村

及

び

佐

井

村

 $\mathcal{O}$ 

地

域

八 岩 手 県 花 巻 市 北 上 市 遠 野 市 及 75 西 和 賀 町  $\mathcal{O}$ 地 域

九 岩 手 県 大 船 渡 市 陸 前 高 田 市 及 び 住 田 町  $\mathcal{O}$ 地 域

十 岩 手 県 宮 古 市 Щ 田 町 岩 泉 町 及  $\mathcal{U}$ 田 野 畑 村  $\mathcal{O}$ 地 域

十 岩 手 県 久 慈 市 普 代 村 野 田 村 及 U 洋 野 町  $\mathcal{O}$ 地 域

<u>+</u> 秋 田 県 北 秋 田 市 及 び 上 小 阳 仁 村  $\mathcal{O}$ 地 域

十三 秋 田 県 大 仙 市 仙 北 市 及 75 美 郷 町  $\mathcal{O}$ 地 域

+几 秋 田 県 湯 沢 市 羽 後 町 及 75 東 成 瀬 村  $\mathcal{O}$ 地 域

十 五. Ш 形 県 新 庄 市 金 Ш 町 最 上 町 舟 形 町 真 室  $\prod$ 町 大 蔵 村 鮭 ||村 及 び 戸 沢 村  $\mathcal{O}$ 地 域

十 六 東 京 都 大 島 町、 利 島 村 新 島 村 神 津 島 村 三 宅 村 御 蔵 島 村 八 丈 町 青 ケ 島 村 及 U 小 笠

原村の地域

十 七 新 潟 県 + 日 町 市 魚 沼 市 南 魚 沼 市 湯 沢 町 及 び 津 南 町  $\mathcal{O}$ 地 域

十八 新潟県佐渡市の地域

+ 九 福 井 県 大 野 市 及 び 勝 Ш 市  $\mathcal{O}$ 地 域

Щ 梨 県 市 Ш  $\equiv$ 郷 町 早 Ш 町 身 延 町 南 部 町 及 び 富 士 Ш 町  $\mathcal{O}$ 地 域

二十一 長野県木曽郡の地域

<u>-</u>+ 長 野 県 大 町 市 及 び 北 安 曇 野 郡  $\mathcal{O}$ 地 域

二 十 三 岐 阜 県 高 Щ 市 飛 騨 市 下 呂 市 及 び 白 Ш 町  $\mathcal{O}$ 地 域

<del>--</del> 匹 愛 知 県 新 城 市 設 楽 町、 東 栄 町 及 75 豊 根 村  $\mathcal{O}$ 地 域

<u>二</u> 十 五 滋 賀 県 長 浜 市 及 び 米 原 市  $\mathcal{O}$ 地 域

二十六 滋賀県高島市の地域

二十七 兵 庫 県 豊 尚 市 養 父 市 朝 来 市 香 美 町 及  $\mathcal{U}$ 新 温 泉 町  $\mathcal{O}$ 地 域

二十八 奈 良 県 五 條 市 吉 野 町、 大 淀 町 下 市 町 黒 滝 村 天 Ш 村 野 迫 Ш 村 + 津 Ш 村 下 北 Щ

村、 上 北 Ш 村 Ш 上 村 及 び 東 吉 野 村  $\mathcal{O}$ 地 域

二十九 島 根 県 雲 南 市 奥 出 雲 町 及 び 飯 南 町  $\mathcal{O}$ 地 域

三十 島根県大田市及び邑智郡の地域

三十 島 根 県 海 士 町 西 1 島 町 知 夫 村 及 び 隠 岐  $\mathcal{O}$ 島 町  $\mathcal{O}$ 地 域

三十二 香川県小豆郡の地域

三十三 長崎県五島市の地域

三十四 長 崎 県 小 値 賀 町 及 び 新 上 五 島 町  $\mathcal{O}$ 地 域

三十五 長崎県壱岐市の地域

三十六 長崎県対馬市の地域

三十 七 鹿 児 島 県 西 之 表 市 及 U 熊 毛 郡  $\mathcal{O}$ 地 域

三十 八 鹿 児 島 県 奄 美 市 及 び 大 島 郡  $\mathcal{O}$ 地 域

三十 九 沖 縄 県 宮 古 島 市 及 び 多 良 間 村  $\mathcal{O}$ 地 域

兀 + 沖 縄 県 石 垣 市 竹 富 町 及 U 与 那 玉 町  $\mathcal{O}$ 地 域

上 記  $\mathcal{O}$ ほ カン 離 島 振 興 法 第 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 離 島 振 興 対 策 実 施 地 域 کے L て 指 定

さ

れ

た

離

島

 $\mathcal{O}$ 地 域 奄 美 群 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 第 \_\_\_ 条 に 規 定 す る 奄 美 群 島  $\mathcal{O}$ 地 域 小 笠 原 諸 島 振 興 開 発 特 別

措 置 法 第 兀 条 第 項 に 規 定 す る 小 笠 原 諸 島  $\mathcal{O}$ 地 域 及 び 沖 縄 振 興 特 別 措 置 法 第三 条 第三 号 に 規 定 す る

離島の地域に該当する地域

別 表 第 六  $\mathcal{O}$ 三 ハ 1 IJ ス ク 妊 娠 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

妊 娠 + -週 か ら三 + 週 未 満  $\mathcal{O}$ 早 産  $\mathcal{O}$ 患 者

妊娠高血圧症候群重症の患者

前 置 胎 盤 妊 娠 + 八 週 以 降 で 出 血 等  $\mathcal{O}$ 症 状 を 伴う t  $\mathcal{O}$ 12 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

妊 娠 三 + 週 未 満  $\mathcal{O}$ 切 迫 早 産 子 宮 収 縮 子 · 宮 出 Ш. 頸い 管  $\mathcal{O}$ 開 大、 短 縮 又 は 軟 化  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン  $\mathcal{O}$ 兆 候

を示すもの等に限る。)の患者

多 胎 妊 娠  $\mathcal{O}$ 患 者

子 宮 内 胎 児 発 育 遅 延  $\mathcal{O}$ 患 者

心 疾 患 治 療 中  $\mathcal{O}$ £  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患

者

糖 尿 病 治 療 中  $\mathcal{O}$ £  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

状 疾 患 治 療 限 る。  $\mathcal{O}$ 

甲

腺

中

 $\mathcal{O}$ 

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

に

患

者

腎 疾 患 治 療 中  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ 12 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

膠さ 原 病 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

特 発 性 血 小 板 減 少 性 紫 斑 病 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

 $\mathcal{O}$ 

患者

白 血 病 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

血 友 病 治 療 中  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

出 血. 傾 向  $\mathcal{O}$ あ る 状 態 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る  $\mathcal{O}$ 患 者

Н Ι V 陽 性  $\mathcal{O}$ 患 者

R h 不 適 合  $\mathcal{O}$ 患 者

当 該 妊 娠 中 12 帝 王 切 開 術 以 外  $\mathcal{O}$ 開 腹 手 術 を 行 0 た 患 者 文は 行う予 定  $\mathcal{O}$ あ る 患者

精 神 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者 精 神 療 法 が 実 施 さ n 7 1 る t  $\mathcal{O}$ に 限 る。

別 表 第七 ハ 1 IJ ス ク 分 娩べん 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患者

妊娠二十二週から三十二週未満の早産の患者

四十歳以上の初産婦である患者

分 娩べん 前  $\mathcal{O}$ В M Ι が 三 + 五. 以 上  $\mathcal{O}$ 初 産 婦 である患 者

妊娠高血圧症候群重症の患者

常位胎盤早期剥離の患者

前 置 胎 盤 <u>´</u>妊 娠 <u>二</u> 十 八 週 以 降 で 出 血. 等 0 症状を伴うものに限る。  $\mathcal{O}$ 患者

双胎間輸血症候群の患者

多胎妊娠の患者

子宮内胎児発育遅延の患者

心疾患(治療中のものに限る。)の患者

糖尿病(治療中のものに限る。)の患者

特 発 性 血. 小 板 減 少 性 紫 斑 病 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患者

白血病(治療中のものに限る。)の患者

血友病(治療中のものに限る。)の患者

出 血 傾 向  $\mathcal{O}$ あ る 状 態 治 療 中  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。 0 患 者

HIV陽性の患者

該 妊 娠 中 に 帝 王 切 開 術 以 外  $\mathcal{O}$ 開 腹 手 術 を 行 0 た 患 者 又 は 行 !う予 定  $\mathcal{O}$ あ る 患

精 神 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者 精 神 療 法 が 実 施 さ れ て 1 る t  $\mathcal{O}$ に 限 る

別 表 第 七  $\mathcal{O}$ 精 神 科 身 体 合 併 症 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 妆 象 患 者

呼 吸 器 系 疾 患 肺 炎 喘ん 息 発 作 肺 気 腫 間 質 性 肺 炎  $\mathcal{O}$ 急 性 増 悪、 肺 塞 栓 又 は 気 胸 0) 患

者

心 疾 患 (New York Heart Association 8 心 機 能 分 類  $\mathcal{O}$  $\prod$ 度、 IV 度 相 当  $\mathcal{O}$ 心 不 全 虚 血 性 心 疾 患 又

はモニター監視を必要とする不整脈)の患者

手 術 又 は 直 達 • 介 達 牽が 引 を 要 す Ź 骨 折  $\mathcal{O}$ 患 者

脊髄損傷の患者

重 篤 な 内 分 泌 代 謝 性 疾 患 7 ン ス IJ ン 投 与 を 要 す る 糖 尿 病 専 門 医  $\mathcal{O}$ 診 療 を 要す る内 分泌 疾 患

又 は 肝 硬 変 に 伴 う 高 ア ン 干 = ア 血 症  $\mathcal{O}$ 患 者

重 篤 な 栄 養 障 害 (Body Mass Index 13 未 満  $\mathcal{O}$ 摂 食 障 害  $\mathcal{O}$ 患 者

意 識 障 害 ( 急 性 薬 物 中 毒 ア ル コ ] ル 精 神 障 害 電 解 質 異 常 代 謝 性 疾 患 に ょ る せ  $\lambda$ 妄 等) 0 患

者

全 身 感 染 症 結 核、 後 天 性 免 疫 不 全 症 候 群 梅 毒 1 期 2 期 又 は 敗 血 症  $\mathcal{O}$ 患 者

中 枢 神 経 系  $\mathcal{O}$ 感 染 症 髄 膜 炎、 脳 炎 等  $\mathcal{O}$ 患 者

急 性 腹 症 **(**消 化 管 出 血 1 レ ウ Ź 等)  $\mathcal{O}$ 患 者

劇症肝炎又は重症急性膵炎の患者

悪 性 症 候 群 又 は 横 紋 筋 融 解 症  $\mathcal{O}$ 患 者

広範囲(半肢以上)熱傷の患者

手 術 化 学 療 法 若 L < は 放 射 線 療 法 を 要す る状 態 又 は 末 期  $\mathcal{O}$ 悪 性 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 

患

者

透析導入時の患者

重 篤 な 血 液 疾 患  $\widehat{\sim}$ モ グ 口 ビ ン 7 ·g/d1以 下  $\mathcal{O}$ 貧 血. 又 は 頻 口 に 輸 血. を 要する 状 態  $\mathcal{O}$ 患 者

急 性 か 0 重 篤 な 腎 疾 患 急 性 腎 不 全、 ネ フ 口 ] ゼ 症 候 群 又 は 糸 球 体 腎 炎)  $\mathcal{O}$ 患 者

手 術 室 で  $\mathcal{O}$ 手 術 を 必 要と す Ź 状 態  $\mathcal{O}$ 患 者

膠る 原 病 専 門 医 12 ょ る 管 理 を 必 要 とす る 状 態 に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

妊産婦である患者

難 病  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 す る 医 療 等 に 関 す る 法 律 平 成二 + 六 年 法 律 第 五. + 号) 第 五 条 第 項 に 規 定 す る

指 定 難 病  $\mathcal{O}$ 患 者 同 法 第 七 条 第 兀 項 12 規 定 す る 医 療 受 給 者 証 を 交付 され 7 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ 同 条 第 項 各

号 に 規 定 す る 特 定 医 療 費  $\mathcal{O}$ 支 給 認 定 に 係 る 基 準 を 満 た す t  $\mathcal{O}$ と L 7 診 断 を 受 け た ŧ  $\mathcal{O}$ を 含 む。

別 表 第 八 類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

感 染 症 法 第 六 条 第 九 項 に 規 定 こす る 新 感 染 症 又 は 同 条 第 項に 規 定 す る 類 感 染 症 に 罹り 患 L 7 7

る患者

前 号  $\mathcal{O}$ 感 染 症  $\mathcal{O}$ 疑 似 症 患 者 又 は 無 症 状 病 原 体 保 有 者

別 表 第 九 口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン を 要 す る 状 態 及 び 算 定 F. 限 日 数

脳 血 管 疾 患 脊 髄 損 傷 頭 部 外 傷 < t 膜 下 出 血  $\mathcal{O}$ シ t ン  $\vdash$ 手 術 後、 脳 腫 瘍 脳 炎 急 性 脳 症

脊 髄 炎 多 発 性 神 経 炎、 多 発 性 硬 化 症 腕 神 経 叢き 損 傷 等  $\mathcal{O}$ 発 症 後 若 L < は 手 術 後  $\mathcal{O}$ 状 態 又 は 義 肢

装 着 訓 練 を 要 す る 状 態 算 定 開 始 日 か 5 起 算 L て 百 五 + 日 以 内 た だ L 高 次 脳 機 能 障 害 を 伴 起 0

た 重 症 脳 血 管 障 害 重 度  $\mathcal{O}$ 頸い 鬜 損 傷 及 び 頭 部 外 傷 を含 む 多 部 位 外 傷  $\mathcal{O}$ 場 合 は 算 定 開 始 日 か 6

算 L 7 百 八 + 日 以 内

大 服だい 骨 骨 盤 脊 椎 股 関 節 若 L < は 膝っ 関 節  $\mathcal{O}$ 骨 折 又 は 肢 以 上  $\mathcal{O}$ 多 発 骨 折  $\mathcal{O}$ 発 症 後 又 は 手 術

後  $\mathcal{O}$ 状 態 ( 算 定 開 始 日 か 5 起 算 7 九 十 日 以 内

三 外 科 手 術 又 は 肺 炎 等  $\mathcal{O}$ 治 療 時  $\mathcal{O}$ 安 静 に ょ n 廃 用 症 候 群 を 有 L 7 お り `\ 手 術 後 又 は 発 症 後  $\mathcal{O}$ 状 態

算 定 開 始 日 か 5 起 算 L 7 九 +日 以 内

兀 大 腿だ 骨 骨 盤 脊 椎 股 関 節 又 は 膝っ 関 節  $\mathcal{O}$ 神 経 筋 又 は 靭し 帯 損 傷 後  $\mathcal{O}$ 状 態 算 定 開 始 日 カン 5 起

算 L 7 六 + 日 以 内

五 股 関 節 又 は 膝っ 関 節  $\mathcal{O}$ 置 換 術 後  $\mathcal{O}$ 状 態 ( 算 定 開 始 日 カ 5 起 算 L 7 九 + 日 以 内

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 口 復 期 IJ ノヽ ビ IJ テ ] シ 日 ン を 要 す る 状 態

脳 血. 管 疾 患 脊 髄 損 傷 頭 部 外 傷 < ŧ 膜 下 出 血  $\mathcal{O}$ シ ヤ ン 1 手 術 後、 脳 腫 瘍 脳 炎 急 性 脳 症

脊 髄 炎 多 発 性 神 経 炎、 多 発 性 硬 化 症 腕 神 経 叢き 損 傷 等  $\mathcal{O}$ 発 症 後 若 L < は 手 術 後  $\mathcal{O}$ 状 態 又 は 義 肢

装着訓練を要する状態

大 服たい 骨 骨 盤 脊 椎 股 関 節 若 L < は 膝っ 関 節  $\mathcal{O}$ 骨 折 又 は 肢 以 上  $\mathcal{O}$ 多 発 骨 折  $\mathcal{O}$ 発 症 後 又 は 手 術

後の状態

三 外 科 手 術 又 は 肺 炎 等  $\mathcal{O}$ 治 療 時  $\mathcal{O}$ 安 静 に ょ り 廃 用 症 候 群 を 有 L 7 お り、 手 術 後 又 は 発 症 後  $\mathcal{O}$ 状 態

几 大 腿に 骨 骨 盤 脊 椎 股 関 節 又 は 膝っ 関 節  $\mathcal{O}$ 神 経 筋 又 は 靭ル 帯 損 傷 後  $\mathcal{O}$ 状

態

五. 股 関 節 又 は 膝っ 関 節  $\mathcal{O}$ 置 換 術 後  $\mathcal{O}$ 状

熊

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 三 口 復 期 IJ ハ ビ IJ テ 1 シ 日 ン 病 棟 入 院 料 12 お け る 别 12 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 費 用

入 院 中  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 す る 心 大 血 管 疾 患 IJ ハ F, IJ テ ] シ 彐 ン 料 脳 血 管 疾 患 等 IJ ハ F, IJ テ シ 日 ン 料

で あ 0 て \_\_ 日 に 0 き 六 単 位 を 超 え る ŧ  $\mathcal{O}$ 特 撂 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 等 別 表 第 九  $\mathcal{O}$  $\equiv$ に 規 定 す る 脳 血 管

廃

用

症

候

群

IJ

ハ

ビ

IJ

テ

シ

彐

ン

料

運

動

器

IJ

ハ

ビ

IJ

テ

シ

彐

ン

料

又

は

呼

吸

器

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

シ

日

ン

料

疾 患 等  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て 発 症 後 六 + 日 以 内  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 対 L 7 行 0 た t  $\mathcal{O}$ を 除  $\mathcal{O}$ 費 用 当 該 保 険 医

療 機 関 に お け る 口 復 期 IJ ハ ビ IJ テ シ 日 ン 病 棟 に お 11 7 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン  $\mathcal{O}$ 提 供 実 績 を 相 当 程 度

有 す る ح ح ŧ に 効 果 に 係 る 相 当 程 度  $\mathcal{O}$ 実 績 が 認  $\Diamond$ 5 れ な 1 場 合 に 限 る。

別 表 第 + 精 神 科 救 急 入 院 料 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 及 C 精 神 科 救 急 • 合 併 症 入 院 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患

者

(1)精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 す る 法 律 第 + 九 条 第 項 又 は 第 <u>一</u> 十 九 条  $\mathcal{O}$ 第 項  $\mathcal{O}$ 規

定により入院する患者

(2)(1)以 外  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て 精 神 科 救 急 入 院 料 に 係 る 病 棟 に 入 院 す る 前  $\equiv$ 月 間 に お 1 7 保 険 医 療

機 関 当 該 病 棟 を 有 す る 保 険 医 療 機 関 を 含 む  $\mathcal{O}$ 精 神 病 棟 12 入 院 心 神 喪 失 等  $\mathcal{O}$ 状 熊 で 重 大

な 他 害 行 為 を 行 0 た 者  $\mathcal{O}$ 医 療 及 び 観 察 等 に 関 す る 法 律 平 成 + 五 年 法 律 第 百 十 号) 第 兀 十 二 条

第 項 第 号 又 は 第 六 + \_\_ 条 第 項 第 号  $\mathcal{O}$ 決 定 に ょ る 入 院 以 下 医 療 観 察 法 入 院 と

う。)を除く。)をしたことがない患者

(3)精 神 科 救 急 入 院 料  $\mathcal{O}$ 届 出 を 行 0 7 1 る 病 棟 を 有 す る 保 険 医 療 機 関 12 入 院 L て 1 る 患 者  $\mathcal{O}$ う

ち

(1)又 は (2)以 外  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 7 治 療 抵 抗 性 統 合 失 調 症 治 療 薬 に ょ る 治 療 を 行 う た 8 に 当 該 病 棟

に転棟するもの

精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

(1)精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 に 入 院 す る 前 三 月 間 に お 7 7 保 険 医 療 機 関 当 該 病 棟 を 有 す る 保 険 医

療 機 関 を 含 む  $\mathcal{O}$ 精 神 病 棟 12 入 院 医 療 観 察 法 入 院 を 除 <\_ . を た こと が な 1 患 者

(2)精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 を 有 す る 保 険 医 療 機 関 に 入 院 L 7 1 る 患 者 で あっ て、 急 性 増 悪  $\mathcal{O}$ た

8

当 該 病 棟 に お け る 治 療 が 必 要 なな Ł  $\mathcal{O}$ 

- (3)患 者 精 神  $\mathcal{O}$ う 科 ち 急 性 (1)期 治 又 は 療 (2)病 棟 以 外 入 院  $\mathcal{O}$ 患 料 者  $\mathcal{O}$ で 届 あ 出 を 0 て 行 0 7 治 療 1 抵 る 抗 病 性 棟 統 を 合 有 失 す 調 る 保 症 治 険 療 医 薬 療 12 機 関 ょ る に 治 入 院 療 を L 行 7 う 1 た る
- $\Diamond$ に 当 該 病 棟 に 転 棟 す る ŧ  $\mathcal{O}$
- 三 精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者
- (1)精 神 保 健 及  $\mathcal{U}$ 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 す る 法 律 第 + 九 条 第 項 又 は 第 <u>一</u> 十 九 条  $\mathcal{O}$ 第 項  $\mathcal{O}$ 規

定 に ょ ŋ 入 院 す る 患 者

- (2)保 険 (1)以 医 外 療 機  $\mathcal{O}$ 関 患 者 当 で 該 あ 病 0 7 棟 を 有 精 す 神 る 科 保 救 急 険 医 • 合 療 併 機 症 関 入 を 院 含 料 む に 係 る  $\mathcal{O}$ 病 精 棟 神 に 病 棟 入 院 精 す る 神 前 病 三 床 月  $\mathcal{O}$ 間 4 を に 有 お す 1 る 7
- (3)行 (2)0 た に 後、 か カン 再 わ 度、 ら ず 当 該 当 該 病 棟 病 12 棟 お に 11 お 7 け 治 る 治 療 を 療 行 中 に 患 当 者 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 7 ょ n 高 度 な 管 理

う

保

険

医

療

機

関

 $\mathcal{O}$ 

精

神

病

棟

を

除

く。

に

入

院

医

療

観

察

法

入

院

を

除

く。

を

L

た

لح

が

な

1

患

者

を

(4)者  $\mathcal{O}$ 精 う 神 ち、 科 救 (1)急 合 (2)併 又 は 症 (3)入 院 以 外 料  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 患 届 者 出 で を 行 あ 0 0 7 7 71 治 る 療 病 抵 棟 抗 を 性 有 統 す 合 る 失 保 調 険 症 医 治 療 療 機 薬 関 に 12 ょ 入 る 院 治 L 療 7 を 1 行 る う 患

別 表 第 + 短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 に 係 る 手 術 等

た

8

12

当

該

病

棟

に

転

棟

す

る

£)

 $\mathcal{O}$ 

短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 1 が 算 定 で きる手 術

K 0 0 5 皮 膚、 皮 下 腫 瘍 摘 出 術 露 出 部 3 長 径 兀 セ ン チ メ ] 1 ル 以 上 六 歳 未 満 に

る。)

K 0 0 6 皮 膚、 皮下 腫 瘍 摘 出 術 露 出 部 以 外) 3 長 径 六 セ ン チ メ 1 ル 以 上 十 二 セ

メートル未満(六歳未満に限る。

K 0 0 6 皮 膚、 皮 下 腫 瘍 摘 出 術 露 出 . 部 以 外 4 長 径 十二 セ ンチ メ 1 }

ル

以

上

(六歳未

ン

チ

限

満に限る。)

K008 腋臭症手術

K 0 6 8 半月板切除術

K

0

6

8

2

関

節

鏡

下

半

月

板

切

除

術

K 0 9 3 手根管開放手術

K 0 9 3 2 関 節 鏡 下 手 根 管 開 放 手 術

K282 水晶体再建術

K474 乳腺腫瘍摘出術

K508 気管支狭窄拡張術(気管支鏡F4,4 乳脂肪對片液

K 5 1 0 気 管 支 腫 瘍 摘 出 術 ( 気 管 支 鏡 又 は 気 管 支 フ ア 1 バ 1 ス コ 1 プ に ょ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

に

ょ

る

ŧ

 $\bigcirc$ 

K 6 5 3 内 視 鏡 的 胃、 十二指記 腸 ポ IJ ĺ プ 粘 膜 切 除 術 1 早 期 悪 性 腫 瘍 粘 膜 切 除 術

K

K 8 4 1 2 経 尿 道 的 レ ザ 前 <u>寸</u> 腺 • 蒸 散 術

短 期 滯 在 手 術 等 基 本 . 料 2 が 算 定 できる手 術

 $\stackrel{\textstyle\frown}{}$ 

K 0 6 7 関 節 鼠ずみ 摘 出 手 術

K 0 6 7 2 関 節 鏡 下 関 節 鼠ガルカガル 摘 出手 術

K 0 6 9 半 月 板 縫 合 術

K

0

6

9

3

関

節

鏡

下

半

月

板

縫

合

術

K 靭ル

0 7 4 帯 断 裂 縫 合 術

K 0 7 4 2 関 節 鏡 下 靭ル 帯 断 裂 縫 合 術

4 5 3 顎 下 腺 腺 腫 瘍 術 摘 出 術 (歯 数 科 表 点 数 表 お に 1 お は 1 7 は J 0 5 6

K

4

5

4

顎

下

摘

出

歯

科

点

に

て

J

0

5

5

K

K 4 6 1 甲 状 腺 部 分 切 除 術 甲 状 腺 腫 摘 出 術

K 6 7 2 2 腹 腔る 鏡 下 胆 嚢の 摘 出 術

K 7 4 3 痔じ 核 手 術 脱 肛ら を含 む。

を 伴 わ な 7 ŧ  $\mathcal{O}$ 

2 腹 腔ら 鏡 下 虫 垂 切 除 術 根 治 手

4

術

硬

化

療

法

兀 段

階注

射

法による

ŧ

7 4 3 痔じ 核 手 術 脱 肛っ を 含 む 5 根 治 手 術 硬 化 療 法 兀 段 階 注 射 法 に ょ る ŧ  $\bigcirc$ 

を 伴 う t  $\mathcal{O}$  K

K 7 8 1 経 尿 道 的 尿 路 結 石 除 去 術 超 音 波 下 に 行 0 た 場 合 ŧ 含 む。

K 8 2 3 尿 失 禁 手 術

子 宮 附 属 器 腫 瘍 摘 出 術 両 側 2 腹 腔分

鏡

に

ょ

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

治

療

短 期 滯 在 手 術 等 基 本 料 3 を 算 定 す る 手 術 検 査 又 は 放 射 線

 $\equiv$ 

D

2

9

1

2

小

児

食

物

ア

レ

ル

ギ

負

荷

検

查

D 4 1 3 前 立 腺 針 生 検 法

K 0 9 3 2 関 節 鏡 下 手 根 管 開 放 手 術

9 6 2 胸 腔り 鏡 下 交 感 神 経 節 切 除 術 両 側

水 晶 体 術 挿 場

K

2

8

2

再

建

1

眼

内

V

ン

ズ

を

入

す

る

合

口

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

 $\mathcal{O}$ ŧ

 $\mathcal{O}$ 

K

1

K 4 7 4 乳 腺 腫 瘍 摘 出 術 1 長 径 5 セ ン チ メ ] 1 ル 未 満

K 6 1 6 4 経 皮 的 シ t ン 1 拡 張 術 • 血 栓 除 去 術 1 初 口

K 6 1 6 4 経 皮 的 シ ヤ } 拡 張 術 血 栓 除 去 術 2 1  $\mathcal{O}$ 実 施 後 3 月 以 内 に 実 施 す る場合

K 6 1 7 下 肢 静 脈 瘤りゅう 手 術 1 抜 去 切 除

K 下 肢 静 脈 瘤り 手 術 2 硬 化 療 法 術 (一連として)

6

1

7

K 6 1 7 下 肢 静 脈 かりゆう 手 術 3 高 位 . 結 な な 術

K 6 3 3 ル = ア 手 術 5 鼠そ 径 ル = T

K 6 3 4 腹 腔ら 鏡 下 鼠そ 径  $\sim$ ル = ア 手 術 両 側

K 7 2 1 内 視 鏡 的 大 腸 ポ IJ ] プ 粘 膜 切 除 術 1 長 Y 径 二 セ ン チ メ

K 7 2 1 内 視 鏡 的 大 腸 ポ IJ プ 粘 膜 切 除 術 2 長 径 セ ン チ メ ] 1 ル 以

K 8 6 7 子 宮 頸い 部 膣ち 部 切 除 術

K

7

6

8

体

外

衝

撃

波

腎

•

尿

管

結

石

破

砕

術

連 にこ

つ

き

K

7

4

3

痔じ

核

手

術

脱

を

含

む

2

硬

化

療

法

回

段 階

注

射

法

に

ょ

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

上

1

ル

未

満

肛る

Μ 0 0 1 2 ガ ン 7 ナ 1 フ に ょ る 定 位 放 射 線 治 療

別 表 第 +

脊 髄 損 傷

筋 ジ ス 1 口 フ 1 ] 症

多 発 性 硬 化 症

重 症 筋 無 力 症

ス 干 ン

筋 萎 縮 性 側 索 硬 化 症

脊髄小脳変性症

パ キ ン ソ 病 関 連 疾 患 進 行 性 核 上 性 麻 痺ひ 大 脳 皮 質 基 底 核 変性 症、 パ ] キ ン ソン 病 ホ ] エ

t 1 ル  $\mathcal{O}$ 重 症 度 分 類 が ス テ ジ  $\equiv$ 以 上 で あ 0 て 生 活 機 能 障 害 度 が  $\prod$ 度 又 は  $\prod$ 度  $\mathcal{O}$ 状 態 に 限

る。))

ハンチントン病

多系統萎 縮 症 (線 条体黑河 質 変性症、 才 ў 1 ブ 橋 小脳 萎縮 症、 シ ヤ 1 ド レ ] ガ ] 症 候 群

致死性家族性不眠症)

プ

IJ

才

病

クク

口

1

ツ

フ

工

ル

1

•

Y

コ

ブ

病、

ゲ

ル

ス

}

7

ン

ス

1

口

1

ス

ラ

ĺ

•

シ

t

イン

力

]

病、

亜急性硬化性全脳炎

仮性球麻痺

の

脳性麻痺

の

別 表 第 十  $\equiv$ 在 宅 患者 緊急 入 院 診 療加 算 に · 規定 する 別 に 厚生 一労働 大 臣 が 定 8 る疾 病 等

多発性硬化症

重症筋無力症

スモン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

ハンチントン病

進行性筋ジストロフィー症

パ ] キ ン ソン 病 関 連 疾 患 進 行 性 核上性 麻 痺ひ 大 脳· 皮質基 底核 変性 症 及 び パ ] 丰 ン ソン 病 **(**ホ ]

工 ン ヤ ] ル  $\mathcal{O}$ 重 症 度 分類 が ステ ] · ジ 三 以上 で あって生 活 機 能 障 害 度 が  $\prod$ 度 又 は  $\coprod$ 度  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ に 限

る。))

多系統萎 縮 症 (線条体黒質変性症、 オリー ブ 橋 小脳萎縮症 及び シ ヤ 1 • ド レ ] ガ 症 候 群

プリオン病

亜急性硬化性全脳炎

ライソゾーム病

副腎白質ジストロフィー

脊髄性筋萎縮症

慢性炎症性脱髄性多発神経炎

後天性免疫不全症候群

頸髄損傷

+ 五. 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 者 であ 0 て人工 呼吸器を使用し て V) る状態  $\mathcal{O}$ ŧ 0 又は 十五 一歳以上  $\mathcal{O}$ もので あ って人

工 呼 吸器を 使用 し 7 ١ ر る状 態 が 十 五 歳 未 満 か 5 継 続 L て ۲ ر るも  $\mathcal{O}$ 体 重 が二十キ 口 グラ 7 未 満 で あ

る場合に限る。)

別 表第 + 兀 新生 児 特 定 集中 治 療 室管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1, 総 合周 産 期 特 定集 中治 療室 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 及 Ű 新生

児治 療 口 復 室入 院 医 療管 理 料 (T) 注 1 に 規 定する別 に 厚生労働 大臣が定 める疾患

先天性水頭症

全前脳胞症

二分脊椎 (脊椎破裂)

アーノルド・キアリ奇形

後鼻孔閉鎖

先天性喉頭軟化症

先天性気管支軟化症

先天性のう胞肺

肺低形成

食道閉鎖

十二指腸閉鎖

小腸閉鎖

ヒルシュスプルング病

総排泄腔遺残

頭蓋骨早期癒合症

骨(軟骨を含む。)無形成・低形成・異形

成

腹壁破裂

臍帯ヘルニア

ダウン症候群

18

1

IJ

ソ

?

13トリソミー

多発奇形症候群

先 天 性 心 疾 患 人 工 呼 吸、 酸 化 窒 素 吸 入 療 法 経 皮 的 冠 動 脈 1 ン タ 1 ベ ン シ 彐 ン 治 療 若 < は

別 表 第 十 五. 特 定 入 院 料  $\mathcal{O}$ 4 で 届 出 可 能 な 対 象 入 院 料

開

胸

手

術

を

実

施

た

t

 $\mathcal{O}$ 

又

は

プ

口

ス

タ

グ

ラン

ジ

ン

Е

1 製

剤

を投

与

し

た

ŧ

のに

限

る。

A307 小児入院医療管理料5

Α 3 0 8 口 復 期 IJ ハ ピ リテ 1 シ 彐 ン 病 棟 入

院

料

A 3 0 8 3 地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料 1 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 2 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院

料 3 又 は 地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料 4 許 可 病 床 数 が 百 床 別 表 第 六  $\mathcal{O}$ 12 掲 げ る 地 域 に 所 在 す る

保 険 医 療 機 関 12 あ 0 て は 百 八 + 床 未 満  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 が 算 定 す る 場 合 12 限 る。

Α 3 0 9 特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 1 又 は 特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 2

A310 緩和ケア病棟入院料

Α 3 1 1 精 神 科 救 急 入 院 料 1 又 は 精 神 科 救 急 入 院

A 3 1 1 2 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 1 又 は 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 2 他  $\mathcal{O}$ 特 定 入

料

2

院 料 を 届 け 出 て 1 る 保 険 医 療 機 関 が 算 定 す る 場 合 12 限 る。

A 3 1 1 3 精 神 科 救 急 • 合 併 症 入 院 料

Α 3 1 1 4 児 童 • 思 春 期 精 神 科 入 院 医 療 管 理 料

A312 精神療養病棟入院料

Α 3 1 4 認 知 症 治 療 病 棟 入 院 料 1 又 は 認 知 症 治 療 病 棟 入 院 料 2

A 3 1 7 特 定 般 病 棟 入 院 料 1 又 は 特 定 般 病 棟 入 院 料 2

Α 3 1 8 地 域 移 行 機 能 強 化 病 棟 入 院 料